木と生きる幸福

住友林業

# For Sustainable Development Goals



住友林業グループ

サステナビリティレポート 2019

# Contents


2 トップコミットメント

サステナビリティ活動ハイライト

6 HIGHLIGHT1
安心・安全な住宅の提供

8 HIGHLIGHT2
生物多様性保全への貢献

10 HIGHLIGHT3
持続可能で革新的な技術開発の推進

12 HIGHLIGHT4
持続可能な森林資源の活用拡大

14 HIGHLIGHT5
気候変動への対応

16 HIGHLIGHT6
働き方改革の推進

18 住友林業グループの
サステナビリティ経営

19 経営理念とサステナビリティ経営

23 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

27 重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

29 重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

32 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進

35 重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

38 重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化

40 旧CSR中期計画の目標と実績

46 ステークホルダーエンゲージメント

53 サステナビリティに関わる各種方針・考え方

60 ガバナンス

61 コーポレートガバナンス

69 リスクマネジメント

74 コンプライアンス

78 事業継続マネジメント

81 責任ある広告・宣伝

82 情報セキュリティ

84 知的財産管理

85 株主還元とIR活動

88 事業を通じた貢献

89 事業の全体像と影響の範囲

91 住宅・建築事業

132 流通事業

148 製造事業

156 森林経営

176 環境エネルギー事業

183 超高齢社会に応える事業

186 社会性報告

187 人権

190 健康及び安全

200 雇用と人財育成

211 社会貢献

227 品質マネジメント

229 社会性関連データ

235 環境報告

236 環境マネジメント

245 事業活動に伴う環境負荷

256 気候変動への対応

267 廃棄物・汚染への対応

288 生物多様性の保全

294 水資源の有効利用

297 環境関連データ

305 会社概要

306 編集方針

307 社外評価

312 GRIスタンダード対照表

328 第三者保証報告書


## 【報告範囲・発行日】

**報告対象組織：**
当社と連結子会社及び一部持分法適用会社を報告対象としています。
※ 本文では、「住友林業」は住友林業株式会社を指し、「住友林業グループ」は国内・海外の連結子会社及び一部持分法適用会社を含む

**発行日：** 2019年9月

**報告対象期間：**
国内：2018年4月～2019年3月　海外：2018年1月～2018年12月
※ 報告の一部に、それ以前からの取り組み及び2019年4月以降の活動と将来の見通しを含む

**お問い合わせ先：**

住友林業株式会社 サステナビリティ推進室
TEL：03-3214-3980　URL：https://sfc.jp

# トップコミットメント




## 120年前に、荒れ果ててしまった山を蘇らせた歴史

サステナビリティ（持続可能性）への取り組み意識が、その歴史の中に息づいているのが、私たち住友林業です。

1691年、住友家が愛媛県・別子銅山を開坑したのに伴って、木材の伐採・調達を始めたことが、住友林業の始まりでした。

銅の精錬のためには当時、大量の木材を必要としました。時は、江戸時代から明治時代へと近代化が進む時代。産業の発展に伴って銅の需要が高まる中、山々では過剰伐採が進んでしまうことになります。そして銅山の開坑から200年。すっかり荒れ果ててしまった別子の山々を見て、立ち上がった経営者がいました。当時の別子支配人・伊庭貞剛です。

伊庭が進めたのは、大規模な植林でもとの青々とした山を蘇らせようという「大造林計画」でした。大地の恵みである銅で事業を営みながら、自然を荒れるに任せておくことはできない。山をもう一度、緑に戻そう、と民間初の森林経営計画をつくるのです。木材のために植林をするのであれば、あとで伐りやすいところだけに植林すればいいわけですが、違いました。山の頂から尾根、崖地に至るまで、多いときには年間200万本以上を植えていったのです。

手間をかけ、コストをかけ、しかも木が育つには時間がかかりますから、当時の経営陣には直接何のリターンもありません。ところが、そんなことは全く考えていませんでした。とにかく未来の世代のために、かつてのような緑の山に戻すことだけを考え先人たちは取り組みました。そして山々は時間をかけて再生されました。「国土報恩」という言葉と共に、住友の象徴的な歴史として共有されています。

今でこそCSR（企業の社会的責任）、ESG（環境・社会・ガバナンスなど財務面以外の取り組みや情報）といった言葉が当たり前に使われるようになりましたが、私たちの中では早くから、社会と事業の持続可能性が語り継がれてきました。この「国土報恩」の精神に基づく持続可能な森林経営、すなわち木を植え育て、伐って、使ってまた植えるという「保続林業」が、住友林業の事業の原点なのです。

## 2018年、温室効果ガスの長期削減目標であるSBTを策定

これまでも住友林業は、社会や環境との関わりの中で、様々な取り組みを推し進めてきました。これは私たちに限らず日本企業全体がそうだと思いますが、「不言実行」や「陰徳を積む」ことを好みがちでした。善行は表に出すものではない、陰徳こそが日本人の美徳という考え方であったかと思います。これは素晴らしいものであることは言うまでもありません。

しかし、グローバル化が進んでいく中、この日本的な美徳感が経営の中身を分かりにくくさせているということに私たちも次第に気づいていくことになります。実際、海外でIR活動を行っていくと、「住友林業はこんなことまでやっていたのか」「もっと教えてほしかった」といった投資家からの声が数多く寄せられることになりました。今では、取り組みについてしっかりと開示し、情報発信し対話していくことが、企業の使命だと考えています。

不言実行ではなく、有言実行へ。持続可能性の観点から、現在もっとも注視されているのが気候変動の問題ですが、その取り組みに関しても目標設定を行い、様々な開示をしています。

住友林業は、2018年7月に、温室効果ガスの長期削減目標であるSBT（Science Based Targets）を策定、認定されました。そして目標を実現していくために、社内でしっかりコンセンサスを取り、長期目標であるSBTを、中期経営計画サステナビリティ編、単年度予算に折り込んで進捗を管理しています。

こうした取り組みを始めるには、企業経営では「ある程度、見通しがついてから」といったスタンスにもなりがちです。しかし、課題はもう見えていて、行動が求められているのです。実際、気候変動に対する取り組みについて、社内のガバナンス体制をきちんと整備し、その進捗を開示していくべきだ、という明確な提言が、金融安定理事会により設置されたTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）からなされています。

企業経営は様々な事業環境変化にさらされていますが、気候変動による影響は、その不確実性の度合いが全く異なります。昨年10月にIPCCから出された1.5度特別報告書にもあるように、気温上昇のスピードも我々の予測を超えていました。迷っている時間はない。答えは、走りながら出していくもの、とにかく前を向いていこう、というのが私たちのスタンス。これからも迅速な取り組みを進めていきたいと考えています。

## 再生可能エネルギーであるバイオマス発電を拡大

気候変動対策に関しては、特徴的な取り組みとしてバイオマス発電事業があります。温室効果ガス排出量の削減、さらには森林の価値を高め、林業振興に貢献するための事業参入でした。

第二次世界大戦の進行とともにエネルギーが枯渇し、日本中の山々で伐採が行われました。さらに戦争や自然災害で多くの木造建築物が焼失したことで木材不足が起こり、終戦後には「戦後復興のために木を植えよう」と国が補助金を大量に出して「拡大造林」が行われました。その後、円高もあり、海外の木材もたくさん入ってきましたが、今は日本の木が成長して、伐採期を迎えています。林野庁公表のデータから計算すると日本の森林の蓄積量はどんどん増えていて、直近の10年では年間約8,000万$m^3$増加しているのに、使用されている木材は増加傾向にあるとはいえ2017年度で約3,000万$m^3$。しかも3,000万$m^3$を使うために、4,500万$m^3$以上の木材が伐り出され、価格が合わないので利用されずに残材が放置されているのです。

その有効利用策としても、バイオマス発電事業は大きな意味があります。住友林業は、木の価値を高める取り組みを、あらゆる領域で進めていきたいと考えています。1本たりとも木を無駄にしない。伐った木はとことん使い切る。そしてまた植える。木は、それができる資源なのです。

建築廃材等を主燃料とした都市型のバイオマス発電所を川崎に開設したのは、2011年2月のことです。以来、社有林がある北海道紋別周辺の山々から集める林地未利用木材を主燃料とした、山間地型のバイオマス発電所を紋別に開設、さらに北海道の苫小牧、青森県の八戸でも運転を開始しました。2021年に福岡県に苅田バイオマスエナジーが稼働すると、これらの発電規模は合計で約177MWとなり、約37万世帯分相当の電力供給ができるようになります。

バイオマス発電における住友林業の何よりの強みは、山に放置された木を調達するネットワークを持っていることです。長年の木材事業のベースを活かし、広く日本の各地から、さらには海外の木質燃料も有効に利用することができます。

## インドネシア・カリマンタン島では、泥炭地での大規模植林を

一方、気候変動の原因の一つとして、世界の森林減少が挙げられています。この領域でも住友林業は国内外での森林管理・経営や木材流通を通じて持続可能性への取り組みを進めています。

私たちは自社の木造住宅で使う以上に、様々なお客様にお届けするために世界中から木材を調達しています。調達方針を策定し、木材調達委員会を設置して合法性や伐採地までのトレーサビリティを確認するなど、持続可能性についても調査しています。森林減少の原因として、違法伐採に加え、近年は保護価値の高い天然林を切り開き、林業経営よりも収益性が高いオイルパーム農園などにする「農地転用」が課題になっています。持続可能な木材や木材製品に対して適切な評価を行い、その価値を高めることは、山を持っている人たちにとっても、森林を適切に保有・維持し、整備するインセンティブになります。

同時に、私たち自身も国内で所有している社有林での森林経営・管理に留まらず、海外でも森林づくりを推し進めてきました。ニュージーランド、パプアニューギニア、またインドネシアで大規模植林を行っています。

例えばインドネシアの西カリマンタン州は泥炭地が多いのですが、荒廃し農業にも適さない泥炭地で植生回復および林業経営を行うには、地下水位を適切にコントロールする高度な技術が求められます。泥炭地は昔の植物資源が未分解のまま堆積している土地で、中には膨大な炭素が閉じ込められています。泥炭地そのものが可燃物であるため、焼き畑など、人為的な火が使われた場合に火災を引き起こすリスクが高まります。泥炭地に火災が発生した場合、温暖化ガスである二酸化炭素を大気中に大量に放出するため、大きな問題になっています。

住友林業は、この西カリマンタン州で、政府に施業の許可を受けた地域で現地のパートナーと共に、泥炭地での植林の管理・運営を新しく開発した水位管理技術で行っています。林業用に開発したこの水位管理の技術は、農業にも応用することができます。林業・農業をまたいで、広い意味での持続可能な土地利用をデザインすることで、森林減少、ひいては気候変動への緩和策と、食糧問題の解決に向けた貢献ができると考えています。

西カリマンタン州での取り組みは、インドネシア政府の泥炭地施業のパイロット事業として認められ、2017年、2018年のCOP（国連気候変動枠組条約締約国会議）でも優良事例として発表の機会を得ました。アフリカのコンゴ共和国から泥炭地の管理をしている担当大臣や国際機関の代表が現地に視察に訪れるなど、世界から注目を集めています。

特に海外での森林づくりに関しては、林業として経済的に成り立つようにしなければいけないと考えています。そうでなければ、森林を無作為に農地に転用してしまいかねない。自然と共生しながら、産業としてサステナブルに残していく。これが私たちの目標です。

## 木の需要を増やすことが、気候変動対策につながる

2019年5月に発表した新たな中期経営計画では、基本方針の3つ目に「木を活かす研究開発・技術革新の加速」を掲げました。ESGと大きく関わるテーマです。バイオ技術、木造高層建築の技術開発、ICT技術を活用した住宅・建築事業や林業の省力化・効率化推進を目指しており、その目的達成のひとつとして筑波研究所の新研究棟を設計しました。

今、この新研究棟を中心に、創業350周年を迎える2041年に、350メートルの木造超高層ビルを実現させるため、研究技術開発構想「W350計画」を進めています。木の付加価値を最大限に高め、持続可能な管理をされている木材をたくさん使うことは、循環型経済を推し進め、環境にも大きく貢献できます。

木は成長するときに二酸化炭素を吸収し、大気中に酸素を供給するわけですが、この活動が盛んなのは、木が若くどんどん成長する時なのです。つまり、大事なことは、成熟した木を伐って使い、木を伐ったあとには新しい木を植えていくこと。この木が成長するときに、また二酸化炭素を吸収、炭素として固定してくれる。未来の世代のためにも、今、新しい木を植え、この循環をもっともっと増やしていく。だからこそ、木を積極的に使うことが大切なのです。

間違えてはいけないのは、こうして使って循環させていく森と、先の熱帯林のように守るべき森とを混同してはいけないということです。しっかり区別して、考えなければいけない。

これができていないから、誤解も生まれてしまいます。実際、日本の子どもたちに「木を伐ることは、環境に良いことか、悪いことか」と問うと、多くの子どもたちから「悪いこと」という答えが返ってきます。日本の教育の中では、木を

伐ることは、イコール自然を破壊するようなイメージが刷り込まれてしまっているのだと思います。

実はヨーロッパの子どもたちは、そうではありません。森林資源を循環させることの大切さをよく知っています。例えば、スウェーデンでは、100年の森という言葉があります。100年経ったら、この木を使って本を作る、と子どもたちは語ります。もちろんその後は植林をし、次の100年に向けて森を育んでいく事は言うまでもありません。

私たち日本人も、子どもたちに、日本の今ある山の4割は人が植えてきた木であり、人が植えた森は、人がきちんと最後まで管理しないといけない、ということをしっかり教えていく必要があります。環境づくりは、人づくりから。その循環をつくり出すことが大切なのです。

しかし、日本では住宅をはじめ木の需要が減っています。そこで我々が推し進めているのが、木材の需要を高めることなのです。バイオマス発電事業のチップ供給もそうですが、戸建住宅以外の建物の木造化・木質化を進める「木化事業」です。この技術を進化させていけば、大きなビルも木造化できる。そうすれば、木材をたくさん使い、環境共生にもなる。木を活かし、新しい未来をつくっていく。こうした動きを、社会全体で起こしていきたいのです。

そのためには、森林経営から流通、建築などに至るまで、川上から川下までの全てにおいてイノベーションが必要になります。コスト競争力のある木造の高層建築物を建てるためには、やらなければいけないことがたくさんある。そこで、オープンイノベーションの場として立ち上げたのが、「W350計画」でした。未来の環境木化都市こそ、私たちの目標です。

## 多様な人財が働きやすい環境をつくる

こうした様々な取り組みですが、その担い手となるのは、住友林業グループで働く人財です。日本では、労働人口の減少という課題もあり、様々な人財が活躍できる環境を整えることが急務になっています。そこで2013年、私が署名する形で「女性活躍推進宣言」を出しました。

女性と銘打っていますが、女性だけのことを言っているわけではなく、価値観や年齢、性別、国籍、宗教、障がいなどにとらわれない多様な人財が働きやすい環境をつくる。そのような意味で、ダイバーシティの象徴として「女性活躍」という言葉を使いました。

子育てに取り組んでいる社員もいますし、家族を介護している社員もいます。「ダイバーシティ推進」「働き方改革」の両輪で、社員一人ひとりが生活者としての充実を図りながら、いきいきと活躍できる環境づくりを推し進めていきたいと考えています。

冒頭で住友林業の歴史について語りましたが、私たち住友林業の社員は全員、あの「大造林計画」が実行された別子の山を見に行きます。実際に山を歩き、どうやってこの山が蘇ったのか、当時の人たちに思いを馳せます。サステナブルな社会をつくるために。住友林業は、その実現に向けて、全社一丸となって取り組みを進めてまいります。

HIGHLIGHT 1 安心・安全な住宅の提供

# IoTの活用で被災時も早急に復旧

## 自然災害時のデータ収集と分析システムの実用化へ

日々の生活を営む場だからこそ、住まいの安心・安全の確保は、多くのお客様が重要視するポイントです。住友林業グループでは、建物の安全性や耐久性を常に向上させ、お客様と社会の安心・安全に貢献できる製品・サービスの提供に努めています。近年頻発している地震や豪雨などの自然災害時、そして復旧時においては、特に早急な対応が求められます。住友林業ではIoTの活用によって、自然災害に遭われた方々への迅速な支援を目指す新サービスの開発を進めています。

### 「状況把握に時間がかかる」という災害時の課題

日本は地震が多い国であり、さらに近年では気候変動による自然災害の激甚化に伴い集中豪雨や台風などによる被害も多発しています。日本における自然災害被害額は全世界の17%を占め、2015年までの20年間だけでも47兆円に達しています※。

大きな災害ほど復旧に時間がかかるのはもちろん、被災状況の把握も長期化する傾向にあります。2016年4月に発生した熊本地震では、二次災害を防ぐために行政が行う建物の応急危険度判定だけでも、完了までに約1.5ヵ月を要しました。「対応のために必要な情報が得られない、時間がかかる」など被災者の不安の声は強く、復旧を急ぐ上でも大きな課題となっています。

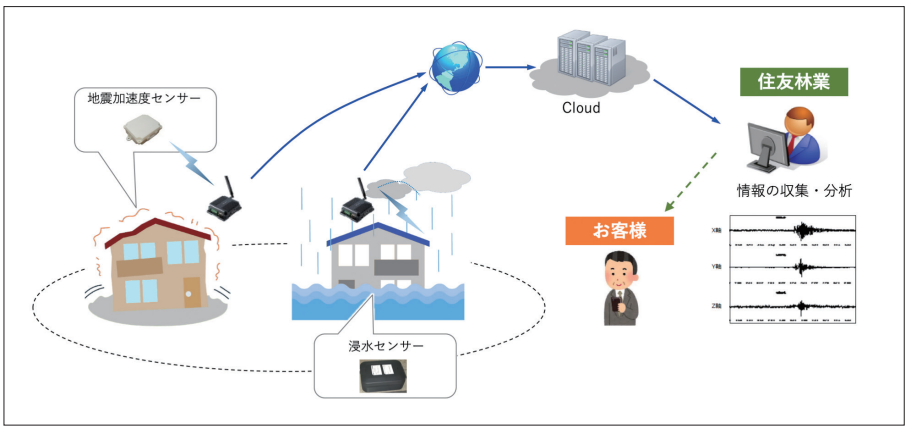
※ルーバン・カトリック大学疫学研究所災害データベース（EM-DAT）より

### センシング技術により被災住宅のデータを迅速に収集

住友林業ではこのような課題に対して、被災後の速やかな復旧を促すサービスの開発を進めています。2017年より、当社の解析技術を活かしたIoTサービス、具体的にはセンサーで建物の状況を計測・収集・分析する実証実験に取り組んできました。複数のセンサーを住宅に取り付け、地震の揺れの大きさや浸水状況などをデータとして取得、ネットワークを介して収集し、分析するものです。筑波研究所の膨大な木造住宅耐震実験データ等と組み合わせることで高い精度での分析が可能となる、住友林業ならではの技術です。災害時にお客様の安心・安全を守るための新たなサービスとして、早期の実用化を目指しています。

関東圏で始まったこの実証実験は、2年目を迎える2018年10月、新たに全国12ヵ所に拠点を展開。被災度の判定に必要なデータを確実に収集できるよう、インフラの整備に取り組んでいます。

データ収集のしくみ




住宅の内壁に取り付けられたセンサー



## 被災したお客様と地域の速やかな復旧をサポート

今後のサービス実用化を通して、住友林業が新たに提供できる価値は多方面に広がります。

センサー設置により住宅の被害状況を遠隔で確認できれば、被害状況の迅速な把握・報告や復旧工事の手配などお客様に必要な支援が速やかに取れます。これまで担当者が一軒一軒目視で確認していた「時間がかかりすぎる」課題や、大きな災害では「そもそも現地に近づけない」といった課題もクリアされます。

また収集したデータを二次活用することで、多くの人びとの安心につながる新たなサービスを開発することも可能です。

収集したデータの活用例




例えば、損害保険会社と連携し、保険金の支払いに必要な損害鑑定を迅速化することで、より早い生活再建をサポートできます。また、お客様や自治体へデータを提供して応急危険度判定などの二次災害の防止に役立ててもらう、さらにはデータの分析結果を基に、耐震性や耐久性を高める技術開発も促進されます。

## サービスの普及でより多くのお客様に安心・安全を提供

現在も継続的にデータを収集していますが、様々な地域の建物について被災度の判定を行うため、今後さらに多くの計測データを集め、信頼性の向上につなげていきます。同時に、センサー設置数の大幅増にも耐えられるようなインフラの整備、取り付け方法の簡素化、デバイスのコストダウンなど、商用化に向けさらにブラッシュアップを図っていきたいと考えています。

まだまだ解決しなければならない課題はありますが、一つひとつ着実にクリアすることにより非住宅建築物や海外の住宅への適用、スマートシティ構想への応用など貢献の可能性も広がります。新しい付加価値を備えた住宅が幅広く社会へ普及することで、より多くのお客様の安心・安全に貢献していきます。

### サービス開発担当者より

住宅におけるIoTの利活用は、日本ではこれからの段階です。北米などを視察すると、センシング技術がすでに生活のあらゆるシーンに取り込まれているのを目の当たりにします。「住宅メーカーである私たちが、IoTを活かし、お客様に提供できる価値とは何か」、ITソリューション部にいる自分としては常に考えていました。自然災害が多い日本で安全性を気にされるお客様が増加している状況も踏まえつつ、今回の実証実験に取り組んでいます。

まずは高機能なセンサーでお客様の住まいを絶えず見守っていくこと。そして災害時には、お客様がもっとも必要とする「自分の家の被害状況はどうなのか」という情報をいち早く提供し、復旧に向けたサポートでお客様に安心を提供できるよう、信頼性や付加価値の向上に引き続き挑戦し続けます。



ITソリューション部
住宅・建築技術グループ
グループマネージャー
鈴木 英文

## PICK UP

## ミャンマーにおけるアフォーダブルハウスモデル棟建設への協力

住友林業は、海外においても省エネ性能の高い住宅や社会課題の解決となる住宅の販売・支援を進めています。

ミャンマーでは、日本・ミャンマー住宅都市産業協議会(JMHU、現:国際建築住宅産業協会(JIBH))とミャンマー建設業協会(MCEA)が協働して実施したアフォーダブルハウス(中・低所得者にも購入しやすい価格の住宅)のモデル棟建設に技術協力と寄付を行いました。

モデル棟はヤンゴン市郊外のミンガラドン郡区に建設され、JMHU会員の日本企業42社はそれぞれ寄付や住宅部材の提供、技術協力などを通して支援を実施。当社はJMHUの会長会社としてモデル棟の基本設計や工事監理のサポートを行い、ミャンマーの住生活水準の向上と豊かな社会の実現に向けた支援をしました。



ミャンマーに建設したアフォーダブルハウス

HIGHLIGHT 2

生物多様性保全への貢献

# 「グレー」から「グリーン」へ

## 自然環境を活かした地域のインフラ整備

自然の機能を利用したインフラや土地利用計画、「グリーンインフラ」に注目が集まっています。
インフラとは、産業活動や社会生活を行うための土台となる部分のことで、道路や鉄道、灌漑など様々な生活基盤を指します。
住友林業グループでは、コンクリートや鉄を使用する従来の「グレーインフラ」ではなく、自然を活用した「グリーンインフラ」により森や都市の緑地整備を行うことで、持続可能な社会と経済の発展に寄与しています。

### 大規模事業所のグリーンインフラプロジェクトへの挑戦

グリーンインフラは、欧米を中心に海外での認知度は高いものの、日本での大規模事例はまだない状態でした。

住友林業グループでは、エコアセットコンソーシアム※1のパートナーであるMS&ADインターリスク総研株式会社と共に、2018年度に株式会社IHI相生(あいおい)事業所において「生物多様性プロジェクト」を実施しました。これは、大規模事業所におけるグリーンインフラ整備としては、先進的な事例となります。

同事業所の敷地は、面積の71%が豊かな自然に囲まれている一方で、自然災害によるリスクを抱えていました。この対策について山林管理や緑化事業で実績のある住友林業緑化が依頼を受け、2013年から調査を開始し課題を洗い出したところ、獣害や植生の偏りによって自然災害のリスクがあることが分かりました。

そこで土砂災害防止のために一般的なコンクリートで囲う施工法ではなく、敷地内の生物多様性を確保し、緑や自然資本を活用して災害防止につなげるグリーンインフラの整備を提案しました。具体的には、風倒木を利用した丸太を組み合わせた土留めによる工法です。さらに丸太間の土に植樹をすることで、丸太が朽ちるころには樹木の根による強固な土壌が完成します。また獣害により、シカが嫌うソヨゴが多く残り、植生の偏りがありましたが、ソヨゴは燃えやすい樹種です。ソヨゴを間伐して粗朶(そだ)※2の材料とすることで、火災リスクを減らしました。また斜面保護については、敷地から半径20km以内で採れた地域性植物種を使用することで本来の植生が戻る工夫をしました。

さらに関連会社や隣接する他企業との勉強会や施工資材の活用を通じて、地域との連携も進めました。

これらの取り組みの結果、IHI相生事業所は生物多様性に配慮した事業所の運営が評価され、2019年3月いきもの共生事業所認証(ABINC認証)※3を取得しました。

※1 住友林業、住友林業緑化、MS&ADインターリスク総研株式会社、株式会社地域環境計画の4社からなる、コンサルタントチーム
※2 枝を集めて束状にした資材のこと。土留めなどに利用
※3 企業における生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用などの取り組みを認証する制度



風倒木の丸太を利用した土留め。また丸太の間に植樹することで土固めとなる

## 日本にグリーンインフラを広げるために

本プロジェクトは、木材利活用や緑化技術など住友林業グループならではの知見やノウハウを集結し実施したグリーンインフラです。

国の国土形成計画にも必要性が明記されるなど、グリーンインフラを採用する動きが広がる一方で、関連する法整備が追いついていない実情もあります。実施にあたっては、行政とも十分連携を図りながら、法令の範囲内でどのような技術が活用できるのかなど、一つずつ課題を解決していくことも当社の役割です。その中で、グリーンインフラの実績を着実に増やし、生物多様性保全への貢献につなげていきます。



IHI相生事業所全景

### IHIご担当者様より

株式会社IHI相生事業所では、地域との共創により社会へ新しい価値を提供する生産拠点となることを目指し、2011年度から事業所の環境CSRポテンシャルについて調査を開始しました。その成果を踏まえ、SDGsなどの企業をとりまくCSRの動向と事業所運営における課題とを一体的に解決する施策として「生物多様性プロジェクト」を立ち上げました。今回のグリーンインフラ施工において、住友林業グループには、林業や緑化の専門的立場から、事業所内の資材利用、獣害対策、シカに食べられない樹木の植栽、地域生態系保護など様々な知見を提供いただくことができました。今後も生物多様性保全活動を継続し、自然と人とのつながりを強固にし、主要生産拠点として持続・発展し続けることを目指します。この活動の継続により、昨今の相次ぐ自然災害にも対応することのできる防災力を備えた生物多様性モデル事業所のトップランナーになれると確信しています。



株式会社IHI 相生事業所 事業所長
小澤 重雄氏

## PICK UP

## 富士山「まなびの森」プロジェクト20周年

富士山「まなびの森」プロジェクトが20周年を迎えました。台風により甚大な風倒被害を受けた富士山2合目の国有林を元の豊かな自然に戻すため、住友林業が1998年に開始した活動です。

これまでに延べ2万8,000人以上のボランティアが参加して、約3万本の地域固有の樹木の植樹と育林活動を進めてきました。また自然林の回復状況をモニタリングするため、「植生調査」に加え、日本野鳥の会南富士支部の協力の下、2000年から「鳥獣生息調査」を行っています。これまでに記録された在来種の鳥類は75種。倒木が撤去されて土の見える環境から次第に草原、森林へと姿を変えていく中で、草原性のキジやモズが減少し、森林性の鳥であるキビタキやヤマガラを観察する機会が増え、森林が順調に回復していることが分かりました。

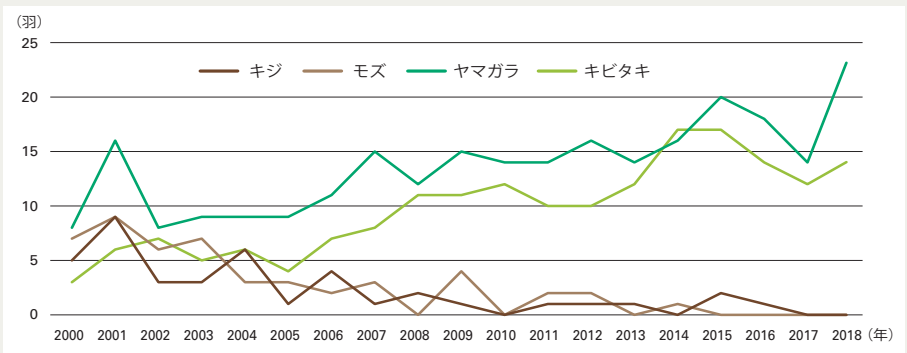


植樹前



回復しつつある森林

**野鳥の個体数推移**



HIGHLIGHT 3

持続可能で革新的な技術開発の推進

# 2041年に向け第一歩を踏み出す

## 筑波研究所の新研究棟

住友林業グループは、木の価値を高め、社会の持続可能性に貢献する技術・製品の開発に取り組んでいます。
創業350周年を迎える2041年に向けて掲げるのが、高さ350メートルの木造超高層建築物を中核とした、
街の木造化・木質化により街全体を緑豊かな環境にかえる研究技術開発構想「W350計画」です。街を森にかえる
「環境木化都市」実現への技術開発の礎となる筑波研究所の新研究棟の工事が、2019年10月に完成を迎えます。

### W350計画実現に向け 技術検証を担う新たな拠点の誕生

筑波研究所は施設の老朽化と所員増加に対応するため、2018年3月より新たな研究棟の建設を進めてきました。木造3階建て・延床面積2,532.67㎡の新研究棟は、最大140名を収容するオフィスであると同時に、研究棟自体がW350計画の実現に向けた様々な技術検証を行う「実験現場」となります。建設にあたってはハード・ソフトの両面で様々な新技術を採用し、国土交通省が推進する「平成29年度 サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」にも選ばれました。

### 耐震性・低炭素に貢献する ハード面の技術と設備

新研究棟建設におけるコンセプトの一つが「サステナビリティの追求」です。その代表的な構造上の技術が、木造で不足しがちな剛性を補い、地震への強さと復元力の高さを実現した「ポストテンション構造」です。ポストテンションとは、部材に通した高強度の鋼棒やワイヤロープに引張力を与え、部材間の固定度を高める技術です。一般的なRC造や鉄骨造は、大地震の際、部材が降伏※すると、倒壊を免れても建替が必要になります。しかし木造ポストテンション構造では、交換可能なエネルギー吸収部材に損傷を集中させます。この技術によって、限界を超えた被害にあっても最小限の修復・部材交換で耐震性の回復ができるサステナブルな木造建築が可能となるのです。

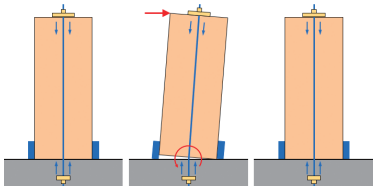
また、ゼロエネルギービル（ZEB）を目指し、屋上へのソーラーパネルの設置や断熱性の向上、温室効果ガス排出量の少ない木質ペレットボイラーの導入など、「創エネ」と「省エネ」の双方向の工夫を重ねています。さらに風環境シミュレーションに基づいて配置し、センサー感知により自動開閉する窓により、自然通風を活かす当社独自の設計手法「涼温房」をオフィスビルにも取り入れました。冷暖房によるエネルギー消費を大幅に削減しながらも、中で過ごす人の快適性を守る設計としました。

※ 弾性限度を超えて、部材の変形が元に戻らない状態になること



筑波研究所の新研究棟

ポストテンション構造



## 木の良さを活かす ソフト面の技術と今後への検証

新研究棟では、万が一の火災時にも建物内の全員が安全に避難できることを「全館避難安全検証法」で確かめ、木造建築物では日本初となる国土交通大臣認定を得ています。高度なシミュレーション技術により火災への安全性を証明したことで、内装材料への制限をクリアし、柱や梁などの構造材を積極的に見せた、木の温もりを感じられる空間を生み出しました。

吹き抜け空間には、樹木を植えたインナーコートヤードを配し、「小さな森」を建物内に再現。今後は、屋内緑化のメンテナンス方法を検証していくとともに、木と緑に包まれたオフィス環境が、そこで働く人に与える心理的・生理的な影響についてデータを収集していきます。


新研究棟の内部

新研究棟を「自らの研究現場」とすることによって、木と緑の良さを活かした、今までにないオフィスビル実現に向けたデータ収集と仮説検証につなげます。

## サステナブルな 木造オフィスビルの高層化へ

住友林業グループが中高層の木造オフィスビルを広く提案していく上で欠かせない、様々な試みを実験的に盛り込んだのが今回の新研究棟です。建物の高層化が進むほど、地震や火災対策への難易度は高まります。木造3階建ての同施設をW350計画の研究開発の土台として技術・ノウハウの蓄積を重ね、災害時にも安全で、人にも環境にもやさしいサステナブルな木造オフィスビルづくりへの挑戦を続けていきます。


外壁の緑化

### 開発担当者より

設計者からの最初の提案は、今から4年前の2015年8月でした。当初の案でもポストテンション技術が使われていましたが、自分たちが思い描いているものとは異なっていたため、設計者と議論を重ねました。今のブロック型に行き着いたのは2016年11月頃でした。ばらばらの木材ブロックがポストテンションにより一体化して地震の揺れに耐えることが、技術概念として分かりやすく、建築表現としても楽しいところが気に入っています。木造架構の大規模化の技術はまだまだ未熟で解消すべき課題も多いですが、ポストテンションの技術は他の構造や技術との組み合わせで、発展の余地が大きいと思っています。W350計画のゴールに向けては、途中にあるW30やW70などマイルストーンを着実に達成できるよう技術開発に貢献します。



筑波研究所
建築住まいグループ
チームマネージャー
長島 泰介

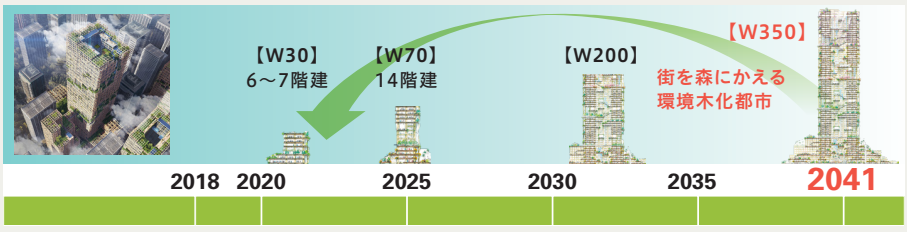
## PICK UP

### W30を第一歩として、W350計画実現を目指すロードマップ

「地上350メートルの木造超高層建築物の建設」という極めて高い目標の達成には、バックキャスティングによって導き出した課題を解決する技術革新でこれまでの常識を超えていくことが欠かせません。想定する建物は70階建て、木と鉄を9:1で組み合わせた木鋼ハイブリッド構造。この全く新しい技術の基礎開発が今まさに筑波研究所で進んでいます。

一方で、これまで培ってきた技術をフォアキャスティングで進化させていくことも重要です。2021年の実現を目指すW30は、ポストテンション構造の限界に挑む地上20～30メートル、高さ6～7階の木造ビルで、すでに立地選定に入る段階です。W30の建設を通して技術の成熟とコストダウンを図り、W350計画実現の可能性を高めていきます。

W350計画実現へのロードマップ



HIGHLIGHT 4

持続可能な森林資源の活用拡大

# 「持続可能な」木材調達の強化に向けて

## 木材調達アクションプランの策定

世界の森林面積は減少を続けており、SDGsの目標にも掲げられている地球規模の課題の一つです。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書によると、気候変動の要因のうち約25%は森林減少に由来するとも指摘され、パリ協定締結以降、特に懸念が高まっています。木材調達に関して「持続可能性」を求める動きが加速しており、木を軸に事業活動を行う住友林業も、責任ある木材調達のさらなる推進のため、3ヵ年のアクションプランを策定し、持続可能な社会の実現に貢献します。

### 住友林業が強化する、持続可能な木材調達のデューディリジェンス

当社では、これまでも持続可能で豊かな社会の実現に貢献することを経営理念に掲げ、再生可能な自然資源である木を活かした事業活動を行ってきました。2005年に「木材調達基準」、2007年には「木材調達理念・方針」を策定し、木材調達の合法性確認を徹底してきました。2012年以降は、木材調達の持続可能性についてアンケート調査を中心に対応するなど、責任ある木材調達活動を推進してきました。

一方で、国連食糧農業機関（FAO）によると、近年、森林減少の主な要因は農地等への転換を目的とした森林伐採とされています。木材調達時には、違法伐採対策、周辺の生態系や地域住民への配慮などの従来課題に加え、農地に転換された森林からの木材・農産物の持続可能性が懸念されるようになりました。

住友林業グループが2019年5月に公表した「中期経営計画2021」では、事業とESGへの取り組みの一体化推進を基本方針の一つに掲げており、その目標年度である2021年度までに（合法性確認100%の維持にとどまらず）「持続可能な木材」の扱いを100%にしていく目標を掲げ、期限を設けた取り組みの見える化に取り組んでいます。

### 持続可能な木材及び木材製品の考え方

当社は、以下いずれか該当するものを「持続可能な木材及び木材製品」と定義します。合法性が担保されている場合であっても、「持続可能な木材及び木材製品」の定義に沿わないものについては、2021年度までに代替材などへの移行を進めていく方針です。

❶ 森林認証材及び認証過程材：
FSC、PEFC、SGEC
（CoC連鎖に関わらず出材時の認証を重視した材で認証材への移行を促す）

❷ 植林木材

❸ 天然林材で、その森林の施業・流通が「持続可能である」と認められるもの
（転換林由来の材＝森林をオイルパーム農園等に転換する際に伐採する天然林材はこれに含まれない）

❹ リサイクル材



木材合法性の現地視察

また、調達先への持続可能性に関する調査票においても、人権や労働慣行に関する内容を充実させ、評価基準もより厳密にしました。一定の評価点に満たない調達先へは改善を求め、サプライチェーン全体の底上げを目指します。

なお、アクションプランの策定・実施にあたり、外部有識者とステークホルダーダイアログを実施するなど、客観性を担保しています。



丸太の木口に貼られたQRコード付タグ

## サプライヤーと共に、価値ある木材を提供するために

持続可能な木材調達の実現は、商品開発などのサプライチェーン全体で取り組む必要があり、特にサプライヤーの協力が欠かせません。そのため、デューディリジェンスの運用の見直しにあたっては、サプライヤーとの対話プロセスも重視しました。デューディリジェンスの中で、農地などに転換された森林からの木材ではないことの確認を通じ、持続可能な森林管理の推進につなげるとともに、長期的に安定した木材調達の確保にも期待ができ、積極的に取り組みを進めます。

### 外部有識者より

今回の3ヵ年アクションプランの根幹を成すものは木材の持続可能性の定義です。天然林材のうち、認証材でなくとも森林の施業などが「持続可能である」と認められるものを良しとすることは、チャレンジングな定義をされたと思います。そのために「農地等への転換林由来の材は除く」というコミットを掲げ、加えて全体を通じて人権や労働慣行の評価基準を厳密にすることは、世界的な潮流に適合するものです。

一方で、植林木のほとんどが持続可能とされていることやリサイクル材の範囲の考え方など、日本における木材調達方針運用の課題も残っています。リーディングカンパニーとして、こうした課題に正面から取り組むことにも期待しています。



公益財団法人世界自然保護基金ジャパン
サンゴ礁保護研究センター 副センター長
兼　森林グループ アドバイザー
橋本 務太氏

## PICK UP

### きこりんプライウッドがエコプロアワード受賞

環境配慮型オリジナル合板「きこりんプライウッド」は、森林認証材及び持続生産可能な植林木を50％以上使用したJAS規格適合の商品です。

2009年の販売開始以来、きこりんプライウッドの売上の一部を住友林業がインドネシアで行う植林事業に継続的に還元し、総植林面積は105ha（東京ドーム約22個分）にまで広がりました。また、植林と伐採の循環を続けた結果、地域貢献にもつながっています。例えば、植林事業で地域の雇用を創出したり、木材販売による収入や植林木材を活用した木材加工業の事業化など産業振興にも貢献しています。さらには、植林木材を原材料として転換活用することで天然木への負荷軽減にも寄与しています。

これらの取り組みが評価され、2018年9月「第1回エコプロアワード※」奨励賞を受賞しました。今後も地域住民への苗の提供や植林方法の勉強会など積極的に開催し、持続可能な循環型の植林事業を推進していきます。



きこりんプライウッド

※一般社団法人産業環境管理協会が主催。エコプロダクツに関する情報を需要者サイドに広く伝えるとともに、それらの供給者である企業等の取り組みを支援することで、わが国のエコプロダクツのさらなる開発・普及を図ることを目的に2004年度創設。2018年度にこれまでの「エコプロダクツ大賞」をリニューアルし、新たに「エコプロアワード」として生まれ変わった

HIGHLIGHT 5 気候変動への対応

# 木材の安定供給と環境保全が両立する植林事業の展開

## インドネシア、ワナ・スブル・レスタリ(WSL)社とマヤンカラ・タナマン・インダストリ(MTI)社による責任ある泥炭地管理

森林減少の抑制にあたっては、適切に森林資源を管理し再生させることが重要です。
住友林業は、木を植え、育て、伐って活用し、そして再び木を植えるという「保続林業」の考え方を基本とした持続可能な森林経営を展開し、国内に約4.8万ヘクタールの社有林及び海外に約23万ヘクタールの植林事業地を保有・管理しています。
国内外で培った豊富な森林経営のノウハウを活かし、地域社会と環境と調和した持続可能な植林事業を展開しています。

### インドネシアにおける産業植林の取り組み

住友林業は、インドネシアの森林経営・合板製造会社のアラス・クスマグループと共同でWSL社及びMTI社(以下、WSL/MTI)を設立し、インドネシア環境林業省から事業許可を受けて2010年から西カリマンタン州で大規模な植林事業を展開しています。植林、育林、収穫を計画的に実施し、持続可能な木材生産を続けると共に、生物多様性の保全に徹底的に配慮した事業を行っています。また、地域の雇用創出などを通じ、地域社会の発展に寄与しています。

### 持続可能な泥炭地管理

泥炭地とは、枯れた植物が水中に堆積するなどで未分解のまま形成した土地のことです。国際自然保護連合(IUCN)によると、世界の泥炭地面積は400万$km^2$で全陸地の3%を占めており、630ギガトンの炭素を蓄えているといわれています。乱開発や泥炭火災によって、土壌中の炭素が放出されれば、気候変動に大きな影響を与えます。泥炭地では従来、排水路により土地を乾燥させて植林を行っていましたが、土地を乾燥させると泥炭土壌中の有機物が分解し温室効果ガスが放出され、さらには乾いた泥炭が燃えやすくなり大規模な泥炭火災につながるおそれがありました。火災を防ぐためには土壌を常に湿った状態にする適切な水位管理が重要となります。

植林地風景



WSL/MTIは、泥炭地にて植林事業開始と同時に5年間をかけて詳細な調査を行い、計画を策定しました。具体的には、徹底したデータの収集から開始し、地形や泥炭の深さなど他に例のないデータを集め、科学的根拠に基づいた水位管理計画を策定しました。さらに、適切な水位の測り方、火災を防ぐ防災訓練などの管理・運用面におけるマネジメントを着実に実践すると同時に、研究機関の協力も得ながら泥炭管理のノウハウを蓄積し、改善を図っています。その結果、通常、泥炭沈下速度は5〜10cm/年といわれる中、平均で2.8cm/年と自然林とほぼ同じ状態を維持することができています。こうした取り組みは土壌からの温室効果ガスの放出の抑制に加え、植林による$CO_2$の吸収、ひいては気候変動の緩和策につながっています。また、植林計画立案の際に、保護価値の高い森林(HCVF)の考え方に従い、詳細な調査を行い、保護すべき森林(保護地)、バッファーゾーン(緩衝地)、生産林(植林地)を設定しています。希少動植物が残された保護林は、地方政府、他企業と連携しながら、希少動植物の生息地が孤立しないように、グリーンコリドー(緑の回廊)となる緑地を残し、保護林ネットワークを構築しています。このような取り組みは動物の専門家やNGOからも高く評価されています。

## 地域に根ざした活動展開

WSL/MTIの現地では従業員が合計約300名働いており、地域住民の雇用や地元産業の活性化に貢献しています。また、浄水施設の設置や診療所の建設、医療スタッフの常駐支援、小学校における環境教育など地道な活動も行い、地域住民との絆を強め、地域に根ざした活動を展開しています。また、2018年に、「苦情処理メカニズム(Grievance mechanism)」を構築しました。書面や定期的な訪問により地域住民の意見を受け付け、7営業日以内に回答をしています。地域住民から当社に提起された問題についても適切に対処できる体制を整えています。



小学校における環境教育の風景

## 2年連続COPで講演 −国際的な関心の高まり−

こうした泥炭管理に関わる包括的な取り組みが評価され、2018年開催の国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)で設けられたインドネシア・パビリオンで、講演を行いました。

これは、インドネシア環境林業省からの要請を受けたもので、COPへの参加は、2017年に続き2度目です。「ランドスケープの持続的利用を達成するための木材生産と泥炭生態系保全管理」というタイトルで、持続的な泥炭管理について発表しました。参加者の半数は途上国の方々で、泥炭管理技術へのグローバルなニーズや関心の高さに手応えを感じました。

持続的な泥炭管理は、従来よりインドネシア以外の地域にも応用・発展させていきたいと考えており、その可能性が広がる機会に恵まれたことを機に、より一層活動に注力していきます。



講演風景

### 現場担当者より

水位管理の仕事を私は「水と泥炭と共に働く仕事」と呼んでいます。いつも泥だらけになるため、皆が嫌がる仕事です。私の作業服にも泥の色が染み込んでいます。緊急なことがあれば、時には夜中や明け方でも水位監視に出向きます。水位を安定させ植林木が適切に育っていくよう、いつも水位のことが頭から離れません。2010年から開発してきたシンプルで効果的な水位管理手法は、優れた技術として政府や国際機関から注目されています。皆が嫌がっていた仕事の価値が認められ、注目されていることを本当に光栄に思っています。今では汚れが染みついた作業服が私の誇りです。将来は多くの人がこの「水と泥炭と共に働く仕事」に関わり、新たなアイデアや技術が得られることを望みます。世界に私たちの技術が普及すれば素晴らしいことです。

マヤンカラ・タナマン・インダストリ社
水位管理部
ベルナルドゥス・アグスムリヤディ



コンゴ共和国のArlette大臣(左)に説明する様子

## PICK UP

### 政府・国際機関による植林地視察

2018年10月に、WSL/MTIは、国連環境計画(UNEP)※1主導で実施された世界泥炭イニシアティブ(GPI)※2・メンバーによる第3回会合の一環で、インドネシアにおけるサステナブルな泥炭管理を学ぶことを主目的とした視察を受け入れました。視察団にはコンゴ民主共和国環境持続的開発省、コンゴ共和国観光環境省、インドネシア環境林業省森林開発研究庁、国連環境計画(UNEP)及び国連食糧農業機関(FAO)林業局などを含めて総勢50名ほどが参加しました。視察では、水位管理システムやIoT技術を活用したリアルタイム環境観測システムなどを紹介。さらに、保護林やグリーンコリドー(緑の回廊)を設けることで動植物の保全に努めていることも説明し、経済活動と保護活動の両立において国際的な評価を得る機会になりました。

今回の視察受け入れは、国際的に興味関心を喚起する機会となり、住友林業が目指す森林経営を他の地域への展開の足掛かりとすることができました。

※1 国連環境計画は1972年に設立され、各国の政府と国民が将来の世代の生活の質を損なうことなく自らの生活の質を改善できるように、環境の保全に指導的役割を果たし、かつパートナーシップを奨励する。環境分野における国連の主要な機関

※2 泥炭地保全による温室効果ガスの排出削減を目的として、2016年11月、COP22(マラケシュ)に先立って開催された地球ランドスケープフォーラムで立ち上げられた取り組み。主要メンバーは、インドネシア、ペルー、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国



植林地視察風景

HIGHLIGHT 6 働き方改革の推進

# 労働時間削減のその先へ

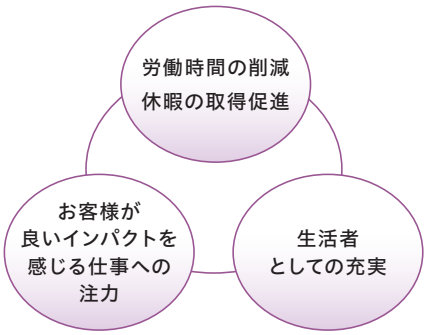
## 価値提供につながる施策の試行

現在、日本では働き方改革関連法が施行され、より良い働き方を目指す動きが社会全体で加速しています。
住友林業グループでは、これまでの働き方にとらわれず、現場の声を反映しながら様々な施策を試行するとともに、
先進テクノロジーなどを活用し、社員の働きがいと生産性の向上を目指します。
働き方改革によって、さらなる高品質な商品・サービスの提供や新しい価値提供につなげていきます。

### 働き方改革の「目指す姿」

住友林業グループでは、「多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進」を重要課題に掲げ、働き方改革を推進しています。そのため、2018年度からは従来目標の「労働時間の削減、休暇の取得促進」からさらに一歩踏み込み、業務の効率化により、付加価値時間（お客様サービスの向上につながる創造的な作業を行う時間）比率を増やすことで、お客様に満足いただくとともに、終業後の時間や休日・休暇などを利用し「生活者としての充実」につなげてほしい、と社員に向けて発信しています。

［働き方改革の目指す姿］




### 2018年度の働き方改革プロジェクトについて

2018年度は、生産性の指標を賞与評価に取り入れたほか、テレワークの活用促進、男性育休の取得拡大などに重点的に取り組みました。

これらの取り組みによって、残業時間の削減や男性社員の育児参画などにおいて着実に成果が現れてきています。人びとの生活に関わる企業だからこそ、新たな視点で生活を見直すことで仕事にも還元されるものがあると社員が実感しはじめています。

また、働き方改革をさらに推進するため、住宅・建築事業本部で試験的に施策を実施するパイロット支店を設定しました。規模や地域の異なる東京西支店と広島支店の2支店をパイロット支店とし、業務に関する記録（業務や時間の使い方の見える化）の励行、業務改善や時間短縮に結びつけるペアセールス・ペア設計の実施、営業・設計・生産グループに適用されているフレックスタイム制度の総務グループでの適用等を通じて、業務に関する課題解決策や効果などを洗い出しました。施策実施後のアンケート結果からは、時間に対する意識の高まりや仕事配分を考慮するようになったなど、社員一人ひとりの意識と行動に変化が現れたことが分かりました。

これらの結果を踏まえ、今後は、それぞれの部署の事情に寄り添った働き方改革を視野に入れ、各拠点の実態や状況をできる限り把握しながら、それぞれの部署に合った対策を推進していきます。





東京西支店（左）・広島支店（右）でのワークショップの様子

PICK UP




写真提供：RPA総合プラットフォームメディア「RPA BANK」（株式会社セグメント）

**導入担当者より**

RPA導入の効果としては、残業時間の削減、業務に対する集中力の向上、そして締め切りなど心理的負担の軽減にもつながったと感じています。私自身育児休業明けの不安もありましたが、今は受託作業のマネジメントからRPAの企画に担当が変わったことで、在宅作業も可能になりチャレンジできる幅が広がっています。

住友林業情報システム株式会社
市東 千晴

## 業務自動化ツール導入による「付加価値時間」の創出

### 導入のきっかけと効果

住友林業情報システムでは、単純作業の業務効率化を目的に、2014年からPC操作などをソフトウェアのロボットにより自動化する技術、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を導入しています。同社は住友林業グループのIT活用に伴うバックオフィス業務を受託していますが、広告やイベントが発生する時期には業務量が増えるため、スポット的に人員を増員していました。このような中、RPAの導入により、最初の半年で26の社内業務を自動化し、1ヵ月あたり約180時間の人的作業を削減することに成功しました。

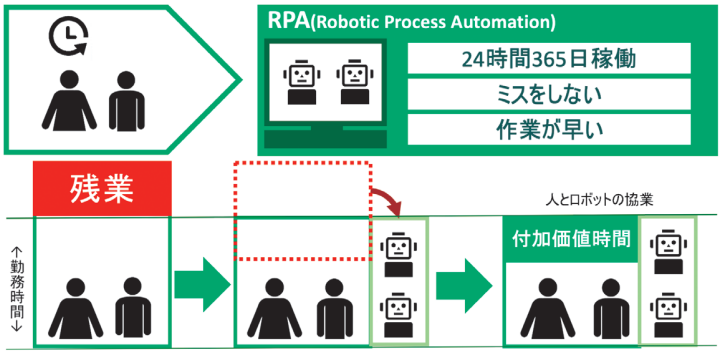
さらに人的作業が削減されたことにより、より創造的な作業を行う「付加価値時間」を生み出すことができたことも大きな成果です。これまで手が付けられなかった新しい業務への挑戦や既存業務のさらなる効率化などが可能になり、これまで以上のプラスの効果が得られました。また、短時間勤務での雇用や在宅勤務などの実現にもつながり、多様な働き方や働きやすさ、社員のモチベーション向上にもつながっています。

### 住友林業での導入試行と今後の展開

住友林業では、2019年度から複数のモデル支店でRPAの導入を試行しています。実施にあたり、ガバナンスやセキュリティの問題をクリアするためにIT部門と連携を図るとともに、現場へのヒアリングに基づき、どの業務で行うかを検討しました。グループウェアからアクセスできたりメールに完了報告が届いたりするなど、使いやすさも重視しながらいくつかのプログラムの導入を完了させました。

今後は、RPA導入の支店数を増やすとともに、グループ全体への展開を検討しています。そのために、導入効果の高い業務の洗い出しやさらなる使いやすさの検討を進め、ルーティン業務からの解放と社員一人ひとりの能力発揮の最大化を図ります。同時に、RPAの導入検討を通じて業務の整理・改善をしていくことも重要です。RPAによって創出された時間が有効活用されるよう、引き続き働き方改革に取り組んでいきます。

**RPA活用により作業が削減され付加価値時間を創生**



# 住友林業グループのサステナビリティ経営


経営理念とサステナビリティ経営

中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進

重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化

旧CSR中期計画の目標と実績

ステークホルダーエンゲージメント

サステナビリティに関わる各種方針・考え方

# 経営理念とサステナビリティ経営

## 住友林業グループの経営理念とサステナビリティ経営

「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念を定め、SDGsにつながるサステナブルな経営を行ってきました。2017年7月には、近年における国際規範や国際イニシアティブなどの社会的要請に準拠し、「住友林業グループ倫理規範」を改めて策定しました。この経営理念及び行動指針、倫理規範に基づき、「環境方針」や「調達方針」、「人権方針」などの方針、各種ガイドラインを制定しています。また「住友林業グループ倫理規範」を浸透させるために、解説などを示した「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」を、国内グループ会社の社員一人ひとりに配布し、eラーニングを行っています。経営理念・行動指針とあわせ、英語をはじめとする各言語に翻訳し、海外関係会社においても展開しています。

また、取引先をはじめとするステークホルダーに対しWEB上でも同内容を公開しています。

年4回開催するESG推進委員会においては、経営理念・行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性をモニタリングしています。

さらに、社会的責任に関する国際規格であるISO26000を踏まえ、あらゆるステークホルダーと積極的にコミュニケーションを図ります。

住友林業グループの共通価値を「木と生きる幸福。」というブランドメッセージに込めて、これからも一層サステナブルな経営を推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。

### 経営理念

住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。

### 行動指針

- お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供します。
- 新たな視点で、次代の幸福に繋がる仕事を創造します。
- 多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります。
- 日々研鑽を積み、自ら高い目標に挑戦します。
- 正々堂々と行動し、社会に信頼される仕事をします。

## 住友林業グループ倫理規範

**目的ならびに適用範囲**

住友林業グループは、経営理念ならびに行動指針に基づき、サプライチェーンも含め、本倫理規範に則った企業運営を行います。

**公正かつ透明性のある企業活動**

1. **法令・規則の遵守**
   国内外の法令ならびに社内規則を遵守し、国際行動規範を尊重します。
2. **腐敗防止**
   贈収賄、横領、マネーロンダリングを含む腐敗行為には一切関与しません。
3. **公正な取引**
   カルテルや談合などの疑いのある行為は一切関わらず、公正な取引を行います。
4. **公正な会計処理**
   正確な記録に基づく公正な会計処理及び税務処理を行います。
5. **ステークホルダーとのコミュニケーション**
   株主をはじめとするステークホルダーの関心に配慮し、必要な情報を適時かつ公正に開示し、対話を行います。
6. **機密保持**
   自社ならびに第三者の機密情報の保護を確実なものとします。
7. **情報セキュリティ**
   情報の漏洩などを防止するため、適切な情報セキュリティの確保を行います。
8. **取引先との関係**
   優越的な地位の乱用などの不適切な行為は行わず、取引先との建設的な関係を構築・維持します。
9. **知的財産の保護**
   自社の知的財産を保全するとともに、他者の権利の侵害は行いません。
10. **個人情報の保護**
    個人情報は適切に管理し、目的外の使用は行わず、漏えいを防止します。
11. **責任ある広告宣伝**
    誤解や不快感を起こさない、正確で節度ある広告宣伝を行います。
12. **健全な政治との関係**
    法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します。
13. **反社会的勢力の遮断**
    反社会的勢力には、一切関与しません。
14. **通報窓口の設置**
    法令や本倫理規範の違反が疑われる場合に利用可能な通報窓口を設置します。通報は匿名の受付も可能とし、通報者に対する制裁は固く禁止するなど、積極的な利用を促します。

**良識ある行動**

15. **利益相反の回避**
    公私の区別を明確にし、会社との利害が対立するような行為は行いません。
16. **会社資産の流用禁止**
    個人的な目的で、会社の経費や資産を使用しません。
17. **インサイダー取引の禁止**
    インサイダー取引には、他者への加担を含めて一切関与しません。

18. **節度ある贈答、接待**
    社会通念上妥当でない贈答・接待の授受は行いません。
19. **政治・宗教活動の禁止**
    就業時間内に、個人の信条に基づく、他人への勧誘などの政治・宗教活動は行いません。

**人間尊重と健全な職場の実現**

20. **人権の尊重**
    人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティ、社会的弱者を含む、あらゆる人々の人権を尊重します。
21. **差別の禁止と多様性の確保**
    人種、民族、国籍、性別、宗教、信条、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティなどによる差別は一切しません。また、多様性（ダイバーシティ）の確保・推進に努めます。
22. **強制労働、児童労働の禁止**
    強制労働、児童労働は、一切容認しません。
23. **結社の自由と団体交渉権**
    労働者の権利として、法令に基づき、結社の自由と団体交渉権を確保します。
24. **適切な労働時間と賃金**
    法令に基づく適切な労働時間と賃金を確保します。
25. **ワークライフバランスの確保**
    育児や介護などの個人的な事情と業務との適切なバランスを確保します。
26. **労働安全衛生**
    安全で健康的な職場環境の維持に努めます。また、災害、事故等に備えた教育・訓練を定期的に実施します。
27. **人財の育成**
    能力、技能の向上を目指し、研修などの機会を提供し、人財の育成に努めます。
28. **ハラスメントの禁止**
    セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、非人道的な懲罰などの行為は、決して行わず、見過ごしません。
29. **プライバシーの保護**
    個人のプライバシーを尊重し、保護します。

**社会や環境に配慮した事業活動**

30. **顧客満足と安全**
    お客様の安全・安心の確保を確実にするとともに、お客様の声に真摯に対応し、品質の向上と顧客満足を追求します。
31. **環境共生**
    商品とサービスのライフサイクルにわたる環境負荷の低減を目指し、地球温暖化の防止、資源循環、汚染の防止、生物多様性の保全に取り組みます。
32. **地域社会への貢献**
    地域の文化や慣習を尊重し、対話を通じて地域社会の持続的な発展に貢献します。

2017年7月1日制定

▸ 住友林業グループ倫理規範ガイドブック

## 国連グローバル・コンパクトへの参加

住友林業は、国連が提唱するグローバル・コンパクトを支持し、2008年12月から参加しています。「国連グローバル・コンパクト」の10原則は、「世界人権宣言」、国際労働機関（ILO）の「就業の基本原則と権利に関する宣言」など、世界的に確立された合意に基づいており、人権擁護の支持・尊重、強制労働の排除、児童労働の廃止などが盛り込まれています。

### 「国連グローバル・コンパクト」の10原則

人権　企業は、
原則1：国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
原則2：自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

労働基準　企業は、
原則3：結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、
原則4：あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
原則5：児童労働の実効的な廃止を支持し、
原則6：雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

環境　企業は、
原則7：環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
原則8：環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
原則9：環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

腐敗防止　企業は、
原則10：強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

# 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

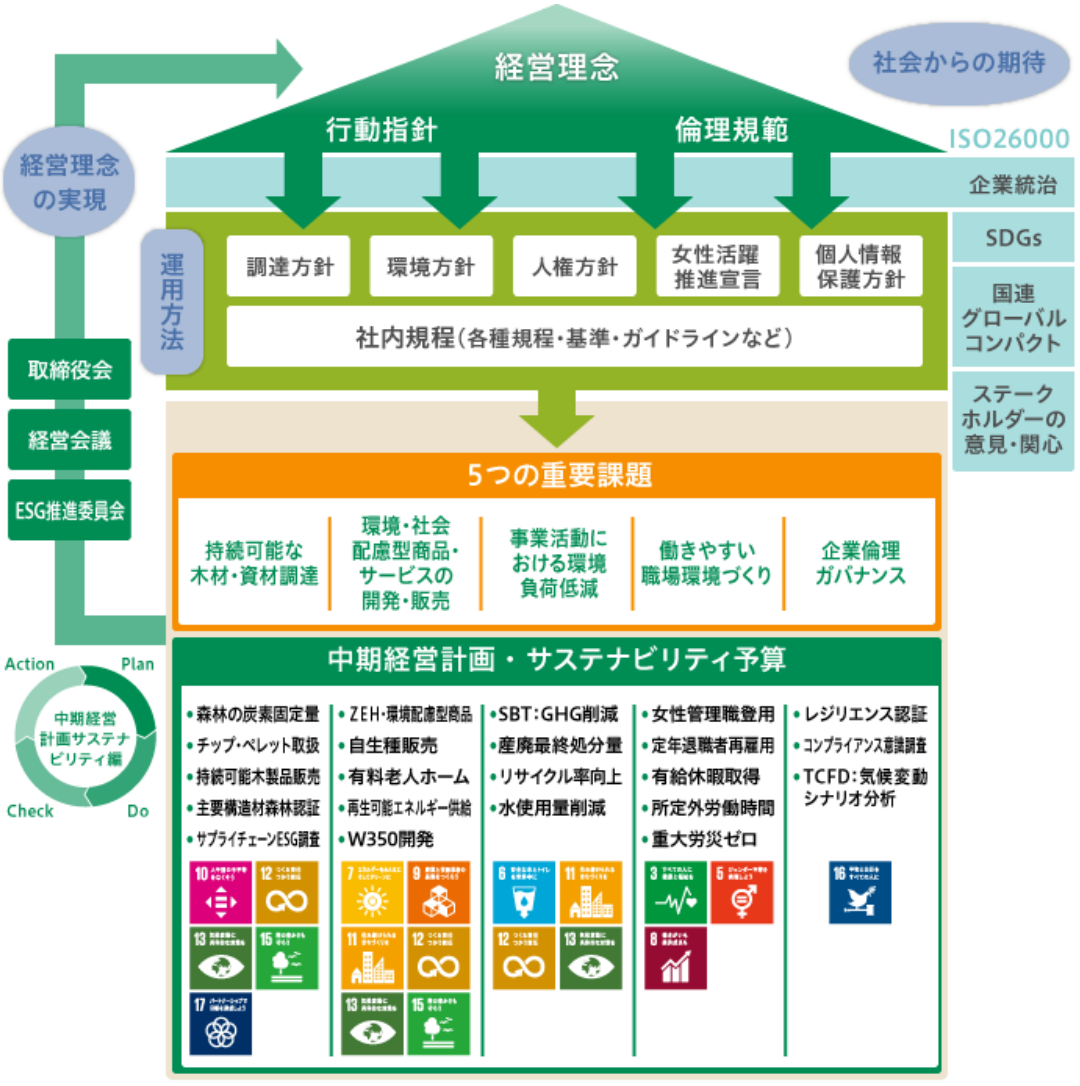
## 中期経営計画サステナビリティ編の策定

住友林業グループでは、2015年に5つの「CSR重要課題」とその具体的な戦略・目標である「CSR中期計画」を設定し、2020年度を目標年度にグループ内の各社・各部門で取り組みを行ってきました。

しかし、社会におけるESGへの関心の高まりや、事業を取り巻く環境の変化などを受け、サステナブルな経営の一層の推進を図る必要があると判断し、「住友林業グループ中期経営計画2021」の基本方針の一つに「事業とESGへの取り組みの一体化推進」を掲げ、サステナビリティ戦略及びCSR重要課題を組み入れた「中期経営計画サステナビリティ編」を新たに策定しました。

2019年5月に公表した「中期経営計画サステナビリティ編」は、これまでのCSR中期計画をSDGsへの貢献と5つの「CSR重要課題」を基本にして見直したものです。各事業本部や経営層が検討を重ね、従来12項目だった定性目標を15項目へと大きく組み換えました。

中期経営計画の中に具体的な非財務目標を組み入れたことにより、事業戦略とサステナビリティ戦略の連動を一層高めました。SDGsをはじめとする社会の期待に応えるだけでなく、経済面からだけでは判断できない企業価値の向上にもつながると考えています。



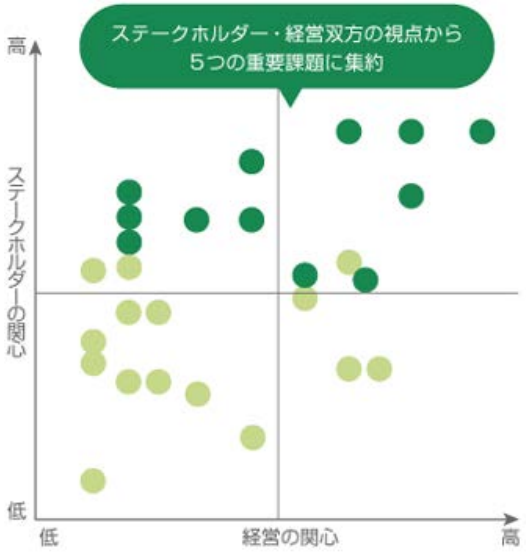
## 「住友林業グループCSR重要課題」の特定

住友林業グループは、環境・社会・経済情勢の変化に伴い、2008年に設定したCSR重要課題に代わり、2015年3月、新たにCSR重要課題の特定を行いました。

社内外のステークホルダー、社外の有識者などを対象にアンケート調査を実施し、約2,700名から回答を得ました。アンケート作成にあたっては、住友林業グループの経営理念・行動指針をもとに、社会的責任に関する国際規格である「ISO26000」や社会的責任投資による企業評価項目などを踏まえ、住友林業グループにもっとも関わりのある27項目をあらかじめ設定しています。

その上で、経営層からの視点を織り込み、「経営」と「ステークホルダー」の2つの軸でアンケート結果をマッピングし重要性判断を行いました。その中で重要性が高い12項目を整理し、5つの項目を「住友林業グループCSR重要課題」として特定しました。

2018年には、中期経営計画サステナビリティ編策定に伴い、CSR重要課題も新たな社会からの要請を意識して、一部、見直しを行いました。



## 中期経営計画サステナビリティ編のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編では、SDGsへの貢献と5つの重要課題に基づいた15項目の定性目標を設定しています。さらに定性目標のそれぞれの項目に、2021年度をターゲットとした評価指標（数値目標）を定めました。

グループ内の各社・各部門では、年度ごとの数値目標「サステナビリティ予算」を策定し、目標達成に向けた取り組みを開始しています。

各目標の進捗や達成状況については、ESG推進委員会で年2回確認し、取締役会に報告することで、PDCAサイクルを着実に回します。

- 重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続
- 重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進
- 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進
- 重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進
- 重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化



# SDGsの浸透

住友林業グループでは、事業を通じてSDGsに取り組むうえで、社員一人ひとりへの浸透・理解が肝要であると考えています。

## 日経SDGsフォーラムに協賛

住友林業では日本経済新聞グループが、国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs＝Sustainable Development Goals）」の達成に向けた企業の取り組みを支援するプロジェクト「日経SDGsフォーラム」に2018年度より協賛しています。




## SDGs浸透のためのワークショップを実施

住友林業では、外部講師を招き、SDGsと事業との結びつきを学ぶ「SDGsワークショップ」を社員へ向けて実施しています。ワークショップでは、「経済」「社会」「環境」の世界状況を表すバロメーターを意識しながら「富を得ること」「悠々自適な暮らし」「環境保護」など、2030年までの人生のゴール目標の達成を目指すカードゲームを行います。そこで得た結果から「誰一人取り残さない」世界を実現するためにレゴブロックを用いて住友林業として何ができるのかをグループに分かれて話し合いました。

2018年度はワークショップや研修を4回開催し、新規ビジネス創出に関わる社員を中心に127名が参加しました。

住友林業グループでは、ワークショップの展開をはじめとして、社内外へ向けてSDGsの理解と目標達成に向けた活動のさらなる浸透を図っていきます。



筑波研究所での実施風景

# 重要課題1：持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

## 基本的な考え方

住友林業グループでは、「木」を軸に事業を展開しており、国内外において持続可能な森林経営や木材調達を推進しています。木材及び木材製品の調達においては、気候変動対策や生物多様性保全などの環境面や、人権など社会面を包括したサステナビリティ重要テーマとして位置付け、数値目標を設定しマネジメントしています。

気候変動の要因の一つとして、森林減少への懸念が高まっており、木材調達における「持続可能性」への要求が高まっています。こうした中で、住友林業グループは2021年度までに「持続可能な木材及び木材製品」の扱いを100%にしていく目標を掲げ、持続可能な木材調達の評価基準をよりレベルが高いものとし、確認体制のレベルアップを図ります。森林資源の活用や生物多様性の保全と両立する山林経営と木材調達の確立としてKPIを定め、社会課題の解決に貢献していきます。

関連するSDGs




## 重要課題1のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編において、重要課題１「持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続」は大きく3つの目標にわけ、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。

### 重要課題1に関わる目標

1. 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営
2. 持続可能な森林資源の活用拡大
3. 持続可能なサプライチェーンの構築

## 各目標のマネジメント

### 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 森林認証面積の保持、拡大 | 国内外の森林認証面積（ha） | 資源環境事業本部 | 220,951 | 220,417 | 221,117 | 221,467 |

### 持続可能な森林資源の活用拡大

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国内外の苗木植林面積の拡大 | 自社生産苗木の植林面積（ha） | 資源環境事業本部 | 6,055 | 6,553 | 7,487 | 7,920 |
| | 苗木供給本数（万本） | 資源環境事業本部<br>木材建材事業本部 | − | 511 | 604 | 726 |
| 燃料用チップ・ペレット等取扱量の拡大 | 燃料用チップ・ペレット等取扱量（t） | 資源環境事業本部<br>木材建材事業本部 | − | 1,188,010 | 1,221,130 | 1,363,930 |
| 持続可能な木材及び木材製品の取扱量、使用量の拡大 | 持続可能な木材及び木材製品の取扱量（%） | 木材建材事業本部 | 85 | 89 | 93 | 100 |
| | 主要構造材における森林認証材（認証過程材含む）比率（%） | 住宅・建築事業本部 | −<br>(0.1) ※ | 80<br>(12) ※ | 100<br>(12) ※ | 100<br>(12) ※ |

※ カッコ内の数値は認証過程を含まず

### 持続可能なサプライチェーンの構築

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| CSR調達調査表の見直し及び調査計画の策定 | 国内住宅部門のサプライチェーンにおけるサステナビリティ調査実施率（%） | 住宅・建築事業本部 | − | 65 | 75 | 80 |
| | 輸入木材製品仕入先におけるサステナビリティ調査実施率（%） | 木材建材事業本部 | 100 | 100 | 100 | 100 |

# 重要課題2：安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

## 基本的な考え方

住友林業グループでは、住宅をはじめとして人びとの生活に関するあらゆる製品・サービスを提供しています。これらの製品・サービスが、お客様の安心・安全に配慮していることはもちろんのことですが、さらに持続可能な社会づくりを意識して開発・販売していくことが、当社グループに課せられた重要な役割であると考えています。

その中でも、環境負荷低減にもっとも貢献できる分野の一つが、住宅居住時に排出される温室効果ガスの削減です。日本の住宅政策は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等、環境商品の搭載誘導や長期優良の資産となる住宅を推奨しています。当社はZEH受注率をはじめとした環境配慮商品の目標値を設定し、お客様のニーズに合わせながらZEH仕様の住宅を推奨することで各家庭のエネルギー消費量の削減を図り、持続可能な社会に貢献していきます。

関連するSDGs




## 重要課題2のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編において、重要課題2「安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進」は大きく4つの目標にわけ、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。

### 重要課題2に関わる目標

1. 環境配慮型商品・サービスの拡大
   ※脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む
2. 生物多様性に配慮した環境づくり
3. 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大
4. 持続可能で革新的な技術開発の推進

# 各目標のマネジメント

## 環境配慮型商品・サービスの拡大

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 住宅の創エネ、省エネ仕様の推進 | ZEH受注比率（%） | 住宅・建築事業本部 | 38 | 60 | 80 | 80 |
| | 環境配慮型リフォーム受注率（%） | 住宅・建築事業本部 | 48.4 | 50 | 50 | 60 |
| | 建材事業におけるサッシ／グラスウール／太陽光発電システム売上高（百万円） | 木材建材事業本部 | 22,723 | 23,119 | 23,568 | 24,040 |
| 木材使用における炭素固定の付加価値拡大 | 国内木造建築における炭素固定量（t-$CO_2$） | 住宅・建築事業本部 | 192,536 | 190,676 | 190,164 | 199,509 |
| 地域性種苗や自然の循環を活かした商材の提案 | 環境緑化事業における環境配慮商品※受注率（%） | 住宅・建築事業本部 | 56.5 | 58.0 | 60.0 | 63.0 |

※ 環境配慮商品とは、①地域性種苗、②浸透舗装材、③壁面緑化、④屋上緑化、⑤ビオトープ、⑥再生材利用

## 生物多様性に配慮した環境づくり

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自生種の販売拡大 | 自生種の販売本数（本） | 住宅・建築事業本部 | 402,000 | 450,000 | 480,000 | 500,000 |

## 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 新規施設開設による居室数の増加 | 有料老人ホーム居室数（室） | 生活サービス本部 | 1,457 | 1,457 | 1,890 | 2,014 |
| 再生可能エネルギー事業の拡大 | 再生可能エネルギー事業における電力供給量（世帯数換算値） | 資源環境事業本部 | 213,860 | 217,768 | 217,768 | 373,826 |

## 持続可能で革新的な技術開発の推進

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| W350計画実現に向けた技術課題の解決 | W350計画開発進捗状況 | 筑波研究所 | ― | W30の実現に向けた基本設計の策定 | W30の実現、及び実物件の施工 | W70の実現に向けた材料開発、基本設計の実施 |

# 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進

## 基本的な考え方

気候変動による影響が世界で深刻化する中、企業には地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減や省エネへの取り組みが求められています。

住友林業グループでは、このような背景を踏まえ、環境への影響を考慮し、徹底した省エネ活動、再生可能エネルギー活用の推進など、温室効果ガス排出削減、気候変動緩和対策に向けた活動が重要であると認識しています。中長期的な将来を見据え、2018年には2030年へ向けた温室効果ガス排出量削減目標を定め、2018年7月にSBT※として認定されました。

また、環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルを推進しています。

関連するSDGs




※ Science Based Targets。世界の平均気温の上昇を「2℃未満」に抑えるために、企業に対して、科学的知見と整合した削減目標の設定を求めるもの

## 重要課題3のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編において、重要課題3「事業活動における環境負荷低減の推進」は大きく3つの目標にわけ、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。

### 重要課題3に関わる目標

1. **脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）**
2. **資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成**
3. **水資源の節減・有効利用**

## 各目標のマネジメント

### 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガス排出量の削減 | 温室効果ガス排出量（t-$CO_2$e）2017年度比増減率 | 各部署 | 381,613 +3.2% | 380,356 +2.9% | 398,274 +7.7% | 402,768 +8.9% |
| | 炭素効率（t-$CO_2$e/百万円） | サステナビリティ推進室 | ー (0.292) ※ | 0.341 (0.275) | 0.341 (0.279) | 0.318 (0.264) |

※（ ）内は収益認識に関する会計基準適用前の売上高より算定した数値

▸ （第三者保証マーク）について

### 資源保護及び廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 産業廃棄物の分別推進 | 新築現場におけるリサイクル率（%）※1 | 住宅・建築事業本部 | 94.2 | 96.1 | 98.0 | 98.0 |
| | 住宅解体現場におけるリサイクル率（%）※2（本体着工ベース） | | 77.6※3 | 98.0 | 98.0 | 98.0 |
| | リフォーム事業※4におけるリサイクル率（%） | | 74.3 | 80.0 | 82.0 | 84.0 |
| | 発電事業におけるリサイクル率（%） | 資源環境事業本部 | 64.5 | 52.5 | 54.3 | 56.5 |
| | 海外製造工場におけるリサイクル率（%） | 木材建材事業本部 | 97.5 | 97.9 | 98.0 | 98.0 |
| | 国内製造工場におけるリサイクル率（%） | 木材建材事業本部 住宅・建築事業本部 資源環境事業本部 | 99.1 | 99.5 | 99.5 | 99.5 |
| | 生活サービス事業など※5におけるリサイクル率（%） | 生活サービス本部など | 92.8 | 95.2 | 96.6 | 98.0 |

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 廃棄物の削減、ゼロエミッションの推進 | 産業廃棄物最終処分量(t) | サステナビリティ推進室 | 56,643<br>▲11.0%※6 | 58,860<br>▲7.5% | 56,632<br>▲11.0% | 54,087<br>▲15.0% |
| | 産業廃棄物総排出量（戸建住宅1棟あたり排出量）（kg/棟） | 住宅・建築事業本部 | 3,087<br>▲7%※6 | 3,020<br>▲9% | 2,950<br>▲11% | 2,730<br>▲18% |

※1 住宅・建築事業本部、住友林業緑化、住友林業ホームエンジニアリングにおける新築現場を対象

※2 建設リサイクル法による特定建設資材（コンクリート、アスコン、木くず）に金属を加えたものを対象

※3 2018年度実績のみ建設リサイクル法対象外も含む

※4 住友林業ホームテックにおけるリフォーム現場を対象

※5 生活サービス事業、住宅関連資材販売などの排出事業所を対象

※6 2017年度比増減率

▸ （第三者保証マーク）について

## 水資源の節減・有効利用

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 水資源の適正管理 | 水使用量（千$m^3$） | サステナビリティ推進室 | 2,978 | 2,981以内 | 2,990以内 | 3,011以内 |

▸ （第三者保証マーク）について

# 重要課題4：多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

## 基本的な考え方

住友林業グループでは、行動指針の一つとして「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります」を掲げ、2017年に制定した住友林業グループ倫理規範において「育児や介護などの個人的な事情と業務のバランスの確保」「安全で健康的な職場環境の維持」「災害・事故等に備えた教育・訓練の定期的な実施」などを定めています。性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がいの有無などに関わらず、多様な人財が活躍できる活気ある職場づくりを目指しています。

関連するSDGs




## 重要課題4のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編において、重要課題４「多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進」は大きく4つの目標にわけ、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。

### 重要課題4に関わる目標

1. 多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり
2. 若年層育成と高齢者活用による人財の確保
3. 働きかた改革による長時間労働の削減
4. 労働災害事故の撲滅

## 各目標のマネジメント

### 多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 女性活躍推進 | 女性管理職比率（%） | 住友林業 | 人事部 | 3.7 | 4.2 | 5.0 | 5.5 |
| | | 国内関係会社 | 人事部 | 6.0 | 6.2 | 6.7 | 7.3 |
| 社員満足度の向上 | 社員満足度（%） | 住友林業 | 人事部 | 81.0 | 83.0 | 84.0 | 85.0 |
| | 社員満足度基準年度増減率 | 国内関係会社 | 人事部 | —※ | —※ | 2019年度比105% | 2019年度比110% |

※ 2018年度までは社員満足度調査を隔年で実施のため実績なし。2019年度より毎年実施

▸ （第三者保証マーク）について

### 若年層育成と高齢者活用による人財の確保

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 評価制度の見直し（2019年4月）と考課者研修の実施による、中長期的な視点での人財育成 | 新卒3年離職率（%） | 住友林業 | 人事部 | 18.0 | 17.0 | 16.0 | 15.0 |
| | | 国内関係会社 | 人事部 | 22.2 | 15.3 | 13.2 | 12.9 |
| 研修プログラムの充実化 | 社員一人当たり研修費用（千円） | 住友林業 | 人事部 | 97 | 120 | 132 | 132 |
| | | 国内関係会社 | 人事部 | 53 | 65 | 66 | 66 |
| | 研修延べ受講者数（人） | 住友林業 | 人事部 | 11,367 | 13,000 | 13,000 | 13,000 |
| | | 国内関係会社 | 人事部 | 13,297 | 15,224 | 15,700 | 16,176 |
| | 社員一人当たり研修時間（時間） | 住友林業 | 人事部 | 13.6 | 13.7 | 14.4 | 15.5 |
| 期初定年退職直前面談会の実施 | 定年退職者の再雇用率（%） | 住友林業 | 人事部 | 81.7 | 82.0 | 85.0 | 87.0 |
| | | 国内関係会社 | 人事部 | 73.3 | 64.0 | 67.7 | 78.0 |

## 働き方改革による長時間労働の削減

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有給休暇の低取得率部署に対する改善指導 | 社員平均有給休暇取得日数（日） | 住友林業 | 人事部 | 10.1 | 12.3 | 13.5 | 14.0 |
| | | 国内関係会社 | 人事部 | 8.7 | 10.0 | 10.6 | 11.3 |
| フレックスタイム適用部門及び社内模擬臨検の対象拡大 | 2013年度比平均所定外労働時間削減率（%） | 住友林業 | 人事部 | ▲24.9 | ▲27.6 | ▲30.0 | ▲32.0 |
| | 2017年度比平均所定外労働時間削減率（%） | 国内関係会社 | 人事部 | 2.0 | ▲3.3 | ▲6.2 | ▲11.3 |

## 労働災害事故の撲滅

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 相互安全監査、製造部門の安全監査の実施<br><br>事例共有とリスクアセスメントの実施 | 重大労災発生件数（件）（休業4日以上） | 住友林業単体 | 人事部 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 国内関係会社 | ― | 10 | 0 | 0 | 0 |
| | | 海外関係会社 | ― | 16 | 0 | 0 | 0 |
| | | 国内山林現場（請負会社） | 資源環境事業本部 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | | 海外植林現場（請負会社） | 資源環境事業本部 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | | 新築施工現場※（請負会社） | 住宅・建築事業本部 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| | 労働災害件数（件）（休業1日以上） | 新築施工現場※（請負会社） | 住宅・建築事業本部 | 16 | 0 | 0 | 0 |

※ 件数に“一人親方”を含む

▸ （第三者保証マーク）について

# 重要課題5：企業倫理・ガバナンス体制の強化

## 基本的な考え方

事業のグローバル化、多角化及び規模の拡大を背景として、当社グループは理念体系の見直しを図っており、経営理念・行動指針・倫理規範に基づくサステナビリティ経営は、国際規範や国際イニシアティブなどの社会的要請にも準拠しています。また、リスク管理委員会における重点管理リスクの継続的な管理により、グループ会社を含めた事業リスクマネジメント体制の強化を図るとともに、災害に対するBCM（Business Continuity Management ：事業継続マネジメント）体制の強化も進めています。

### 関連するSDGs




## 重要課題5のマネジメント

中期経営計画サステナビリティ編において、重要課題5「企業倫理・ガバナンス体制の強化」は大きく1つの目標を設定し、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込みマネジメントを行っています。

### 重要課題5に関わる目標

**リスク管理・コンプライアンス体制の強化**

## 各目標のマネジメント

### リスク管理・コンプライアンス体制の強化

| 課題・戦略に基づく具体策 | 評価指標 | 管理部署 | 18年度実績 | 19年度計画 | 20年度計画 | 21年度計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| リスク管理委員会による重点管理リスク項目の進捗確認と顕在化リスク項目の共有化 | 重点リスク管理の進捗管理（リスク管理委員会の四半期ごとの開催）（%） | 総務部 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| コンプライアンス浸透度の把握と不正・コンプライアンス違反の通報ルートの拡充 | 「コンプライアンス意識調査」の定期実施・段階的展開 | 総務部 | ― | 住友林業単体 | 主要国内グループ会社 | 国内全グループ会社及び一部海外グループ会社 |
| BCM（事業継続マネジメント）に関する外部からの認定の取得 | レジリエンス認証の取得 | 総務部 | ― | 住友林業単体 | 主要国内グループ会社全て | 主要国内グループ会社全て |
| 気候関連リスクが組織に影響を与える（可能性のある）財務的影響の分析、開示 | TCFDシナリオ分析の実施、及び開示 | サステナビリティ推進室 | 国内住宅事業・木建事業の2部門で実施 | 国内住宅事業・木建事業の2部門の分析結果の再検証、及び対象範囲の拡大、開示 | 国内住宅事業・木建事業の2部門の分析結果の再検証、及び対象範囲の拡大、開示 | 全事業部門の分析結果の再検証完了、次期中期経営計画への織り込み |

# 旧CSR中期計画の目標と実績

## 旧CSR中期計画の目標と実績

2015年度に策定した「住友林業グループCSR中期計画」では、2020年度までに達成すべき環境・社会両面の課題について、年度ごとに策定する数値目標「CSR予算」に落とし込み、PDCAを回し、具体的施策に取り組んできました。2018年度までの結果は以下のとおりです。

### 重要課題1 持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

当社が海外より直輸入する木材及び木材製品については、全調達先に対し、定期的に審査を行い、合法性の確認を行っています。国産材原木の輸出量が年々増加傾向にあり、特に中国向け輸出量が増加しました。また、昨今のバイオマス発電所への需要増から、燃料用チップの取扱量が増加しました。

関連するSDGs




| 現状の課題認識及び基本戦略 | | 評価指標 | | 16年度実績 | 17年度実績 | 18年度実績 | 18年度目標 | 18年度評価 | 2020年度目標数値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 環境共生社会 | 持続可能な木材の取り扱い増加と合法性確認を通じた持続的な森林資源の活用 | 輸入材における森林認証材販売比率（%） | | 10.9 | 12.8 | 11.0 | 12.0 | × | 12.0 |
| | | 国産材原木の輸出量（千m³） | | 70 | 120 | 160 | 183 | △ | 200 |
| | | 植林木・森林認証材・国産材（日本）の取扱量（千m³）（海外流通拠点の取扱材） | | 812 | 1,163 | 629 | 626 | ○ | 783 |
| | | 燃料用チップの取扱量※1（千m³） | | 812 | 847 | 1,132 | 1,316 | × | 1,380 |
| | | 森林認証材（SGEC材）取扱量（国内流通拠点の取扱材）（千m³） | | 68 | 78 | 78 | 68 | ○ | 85 |
| | | 国産材における未利用木材の取扱量（千トン） | | 191 | 286 | 338 | 236 | ○ | 236 |
| | | 新築戸建注文住宅における国産材使用比率（%）（住宅・建築事業） | マルチバランス構法 | 70.9 | 71.0 | 71.0 | 71.0 | ○ | 75.0 |
| | | | ビッグフレーム構法 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | 50.0 | ○ | 55.0 |
| | | 合法性を確認した直輸入材・木材製品の取り扱いのための木材製品仕入先の審査実施率（%）（木材・木製品調達部門） | | 100 | 100 | 100 | 100 | ○ | 100 |

| 現状の課題認識及び基本戦略 | 評価指標 | 16年度実績 | 17年度実績 | 18年度実績 | 18年度目標 | 18年度評価 | 2020年度目標数値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 生物多様性の保全と両立する山林経営の確立と自然資本としての価値評価 | 新規取得等による経営管理山林のSGEC森林管理認証カバー率（%） | 100 | 100 | 100 | 100 | ○ | 100 |
| | 新築戸建住宅における自生種植栽本数（本） | 30,614 | 31,248 | 30,101 | 36,000 | × | 210,000／6年 |

※1 2018年度目標及び実績より輸入PKS、ペレットを含めた数量

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

▸ （第三者保証マーク）について

## 重要課題2 事業活動における環境負荷低減の推進

オフィス部門の$CO_2$排出量は年々減少傾向にあります。当初7%削減だった目標が前倒しで達成されたため、2018年4月に16%削減へと目標を上方修正しました。社有車のハイブリッド車への順次切り替えによるガソリン使用量の削減、LEDへの切り替え、およびPCシャットダウン時刻の設定など時間外労働削減による電気使用量の削減により、$CO_2$の削減につながりました。

一方非オフィス部門では、新規設備導入による電気使用量の増加や売上高減少により、一部の海外製造会社で、原単位$CO_2$排出量削減が計画通りには進みませんでした。

ZEH仕様比率については、目標の水準である45%には届かなかったものの、年々比率は向上しています。大手住宅メーカーの中でもトップクラスの断熱性能を有することをアピールするなど積極的に訴求することで、引き続きZEH仕様比率向上に努めます。

関連するSDGs




| 現状の課題認識及び基本戦略 | 評価指標 | | | 16年度実績 | 17年度実績 | 18年度実績 | 18年度目標 | 18年度評価 | 2020年度目標数値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 低炭素社会 | 自社グループにおける$CO_2$排出削減 | オフィス部門（国内外連結会社） | $CO_2$総排出量2013年度比増減率（%） | ▲7.8 総排出量 33,660 t-$CO_2$ | ▲10.1 総排出量 31,871 t-$CO_2$ | ▲14.1 総排出量 30,454 t-$CO_2$ | ▲11.4 総排出量 31,407 t-$CO_2$ | ○ | ▲16.0以上 |
| | | 住友林業（国内オフィス） | | ▲13.9 | ▲18.7 | ▲25.2 | ▲19.4 | ○ | − |
| | | 国内関係会社（オフィス） | | ▲0.9 | ▲4.6 | ▲6.1 | ▲1.8 | ○ | − |
| | | 海外関係会社（オフィス） | | ▲0.7 | +14.0 | +14.1 | ▲3.0 | × | − |

| 現状の課題認識及び基本戦略 | 評価指標 | | 16年度実績 | 17年度実績 | 18年度実績 | 18年度目標 | 18年度評価 | 2020年度目標数値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | クタイ・ティンバー・インドネシア（インドネシア） | 生産量原単位前年度比増減率（%） | +3.1 | ▲10.8 | +4.3 | +0.8 | × | 2015～2020年度平均原単位年1.0以上削減 |
| | ヴィナ・エコ・ボード（ベトナム） | | ▲5.4 | +38.0 | ▲10.6 | ▲23.9 | △ | |
| | アスト・インドネシア（インドネシア） | | +16.0 | +9.0 | +20.6 | ▲4.1 | × | |
| | ネルソン・パイン・インダストリーズ（ニュージーランド） | | ▲0.7 | ▲5.8 | +0.2 | +23.7 | ○ | |
| | リンバ・パーティクル・インドネシア（インドネシア） | | +15.8 | ▲9.6 | ▲1.2 | ▲0.5 | ○ | |
| | 自社グループ以外（製品・サービス提供先）における$CO_2$排出削減 | 新築戸建注文住宅におけるグリーンスマート対象棟数率（%）（受注時グリーンスマート対象棟数／受注棟数） | 61.6 | 69.4 | 72.1 | 73.0 | △ | 80.0以上 |
| | | ZEH仕様対象棟数率（%）（ZEH仕様対象棟数／受注棟数）※1 | 32 | 33 | 40 | 45 | △ | 80以上 |

※1 北海道・沖縄除く

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

▸ （第三者保証マーク）について

新築現場において発生する建築廃材など産業廃棄物は、社内ワーキングを通じ、主に床下地石膏ボードの規格寸法変更による非リサイクル廃棄物の発生量削減や、床養生材のリユース材使用など進めたことにより、廃棄物の発生量削減・リサイクル率向上を図りました。また、広域認定制度対象エリアを拡大したことも産業廃棄物削減に寄与しました。

関連するSDGs




| 現状の課題認識及び基本戦略 | | 評価指標 | 16年度実績 | 17年度実績 | 18年度実績 | 18年度目標 | 18年度評価 | 2020年度目標数値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 循環型社会 | ゼロエミッションの達成 | 新築現場におけるリサイクル率（%）※1 | 92.5 | 92.5 | 94.1 | 93.9 | ○ | 98.0 |
| | | リフォーム工事等におけるリサイクル率（%）※2 | 76.2 | 76.2 | 77.7 | 77.6 | ○ | 80.0 |
| | 産業廃棄物の発生量の削減 | 新築現場から発生する産業廃棄物の削減率（%）（2013年度比） | ▲8.8 | ▲15.5 | ▲31.9 | ▲20.6 | ○ | ▲30 |
| | | 売上原価※3原単位 2014年度比増減率（%） | ▲2.6 | +5.2 | +14.4 | +1.9 | × | ▲2以上 |

※1 住宅・建築事業本部における新築現場を対象

※2 リフォーム事業、生活サービス事業、チップ製造工場、住宅関連資材販売を含む

※3 国内製造工場における社内売上の原価

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

▸ （第三者保証マーク）について

## 「事業活動における環境負荷低減の推進」取り組みによる経済効果

エネルギー使用量について、ガソリンは4.4%削減、電力は4.0%削減しましたが、ガソリン単価が9.8%上昇したことで費用削減効果は生まれませんでした。

| 効果の内容 | | 効果（百万円） |
|---|---|---|
| 収益 | 有価売却費 | 46 |
| 費用節減 | 省エネルギー取り組みに伴うコスト削減額 ※ガソリン価格の変動分を含む | ▲41 |
| | 廃棄物削減取り組みに伴うコスト削減額 | 124 |
| 合計 | | 129 |

## 重要課題3 多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

所定外労働時間については、タブレット端末の利用や直行直帰を推奨するなど、業務効率化を図ったこと、PCシャットダウン時刻の設定や社員の評価方法の見直しを行い、社員の意識改革を図ったことで削減効果が表れました。

有給休暇取得日数についても、補助社員の採用や計画年休の設定を行ったことで、取得率は改善しました。

関連するSDGs




| 現状の課題認識及び基本戦略 | 評価指標 | | 16年度実績 | 17年度実績 | 18年度実績 | 18年度目標 | 18年度評価 | 2020年度目標数値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公平な雇用・処遇の推進 | 女性管理職比率（%） | 住友林業 | 2.8 | 3.2 | 3.7 | 3.8以上 | △ | 5.0以上 |
| | | 国内子会社 | 5.0 | 4.6 | 6.0 | 各社目標 | − | − |
| | 女性従業員比率（%） | 住友林業 | 20.0 | 20.4 | 21.0 | 20以上 | ○ | 20以上 |
| | | 国内子会社 | 25.4 | 31.6 | 32.0 | 各社目標 | − | − |
| | 障がい者雇用率（%）※1 | 住友林業 | 2.12 | 2.14 | 2.32 | 2.2以上 | ○ | 2.2以上 |
| | | 国内子会社 | 1.45 | 1.75 | 1.76 | 各社目標 | − | |
| ワーク・ライフ・バランスの推進 | 有給休暇取得日数 | 住友林業（日） | 6.9 | 9 | 10.1 | 10以上 | ○ | 10以上 |
| | | 国内子会社（%） | 40 | 43.9 | 50.5 | 各社目標 | − | 50 |
| | 所定外労働時間（2013年度平均所定外労働時間からの減少割合）（%削減） | 住友林業 | ▲7.5 | ▲20.7 | ▲24.9 | ▲25.2 | △ | ▲30 |
| 労働安全衛生の強化 | 社有林作業現場での労働災害件数（件）※2 | 住友林業 | 3 | 1 | 3 | 0 | × | ゼロ |
| | 新築施工現場での労働災害件数（件）※3 | 住友林業 | 12 | 9 | 7 | 0 | × | ゼロ |
| | その他労働災害件数（件）※3 | 国内子会社 | 8 | 2 | 10 | 各社目標 | − | ゼロ |

※1 2018年6月現在の数値

※2 住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

※3 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

▸ （第三者保証マーク）について

## 重要課題4 リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進

重点管理リスク45項目について、四半期毎に開催するリスク管理委員会で進捗状況を確認し、リスク管理体制強化に努めました。

| 現状の課題認識及び基本戦略 | 16年度実績 | 17年度実績 | 18年度実績 | 18年度目標 | 18年度評価 | 2020年度目標数値 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| リスク管理体制の強化 | 目標項目の実施および毎月の執行役員会においてリスク顕在化事例を共有 | 目標項目の実施および毎月の執行役員会においてリスク顕在化事例を共有 | 右記目標を実施 | リスク管理委員会による重点管理リスクの項目で管理 | ○ | リスク管理委員会による重点管理リスクの項目で管理 |

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

## 重要課題5 安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

新築戸建注文住宅における設計性能評価実施率、建設性能評価実施率、長期優良住宅認定取得率は、ほぼ100%近い実施率となっており、設計性能評価実施率は2020年度修正後の目標値を前倒しで達成しました。

一方、新築戸建注文住宅における竣工図の早期お渡し完了率は、前年度と比べ4%低下しました。

関連するSDGs




| 現状の課題認識及び基本戦略 | 評価指標 | 16年度実績 | 17年度実績 | 18年度実績 | 18年度目標 | 18年度評価 | 2020年度目標数値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 安全・品質の向上 | 新築戸建注文住宅における設計性能評価実施率（%） | 98.8 | 98.9 | 99.0 | 99.0 | ○ | 99.0 |
| | 新築戸建注文住宅における建設性能評価実施率（%） | 97.8 | 97.9 | 98.4 | 99.0 | △ | 99.0 |
| | 新築戸建注文住宅における長期優良住宅認定取得率（%） | 93.3 | 93.3 | 93.8 | 97.0 | △ | 97.0 |
| お客様とのコミュニケーションの向上 | アフターメンテナンスアドバイザー・住まいの診断士の合格率（%）（住友林業ホームテック株式会社メンテナンス担当配属者全員） | 100 | 100 | 100 | 100 | ○ | 100 |
| | 新築戸建注文住宅における竣工図の早期お渡し完了率（%） | 77.0 | 83.0 | 79.0 | 85.0 | × | 90 |

※ 達成度評価について
目標達成：○　目標未達前期比改善：△　目標未達前期比悪化：×

# ステークホルダーエンゲージメント

## 基本的な考え方

住友林業グループは、木を軸として川上から川下まで幅広い領域でグローバルに事業活動を行っているため、様々なステークホルダーと関わりがあります。直接的・間接的に影響しあう関係性を考慮しながら事業活動を行うことはもとより、常にコミュニケーションを重視し、その期待や要請に誠実に応えていくことが基本的な考え方です。

## 住友林業グループのステークホルダー




## 主な責任とコミュニケーション方法

### お客様

近年、大規模災害の頻発や地球温暖化に伴うエネルギー問題、国内における人口減少、高齢化、都市への一極集中や過疎化、健康志向の高まりなど、お客様を取り巻く社会・環境の変化は激しく、同時にお客様のニーズも多様化しています。

このような状況を踏まえ、住友林業グループでは、安全性や品質問題に関わる取り組みを徹底しリスク低減を図るのみならず、社会・環境変化へ対応することで新たな事業機会の創出につなげ、さらなるお客様満足の向上につなげていきます。

| 主な責任 | コミュニケーション方法 |
|---|---|
| ● 安全で高品質な製品・サービスの提供<br>● 適時・適切な情報開示と説明責任<br>● コミュニケーション等を通じたご要望やニーズの把握と満足度の向上 | ● 住友林業コールセンター<br>● お客様満足度調査<br>● ホームページやメディア、情報発信誌等<br>● 展示会や各種イベント等 |

### 関連する目標と実績




▸ 製品の安全・品質管理

## 社員・その家族

雇用や労働に関する社会課題をめぐっては、人権尊重や差別のない公正な職場環境の形成、現場における安全性の確保、ワーク・ライフ・バランスへの配慮や長時間労働の削減など、様々なテーマが挙げられます。

これらの課題解決に取り組むことは社員に関わるリスクを取り除くとともに、人財確保や社員のモチベーション向上等のプラスの影響ももたらし、企業価値向上や事業推進の原動力につながると考えます。

| 主な責任 | コミュニケーション方法 |
|---|---|
| ● 人権が尊重され、差別なく、安全で健康に働ける職場環境の提供・整備<br>● 公平・公正な人事評価<br>● 能力を発揮・向上できる教育体制の整備<br>● ワーク・ライフ・バランスを充実させるための諸施策・制度等の整備 | ● 定期的な面談・業績レビューの実施<br>● 社員意識調査の実施<br>● コンプライアンス・カウンターの設置<br>● EAP（従業員支援プログラム）サービス<br>● 社長と社員の対話（カジュアルフリーディスカッション）の実施<br>● 家族の職場参観日<br>● 労使双方の委員で構成する「経営懇談会」の設置<br>● 社内報の発行、社内WEBの整備 |

### 関連する目標と実績




## 株主・投資家

近年、機関投資家による企業評価のあり方が見直されています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がっています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性を持って開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

| 主な責任 | コミュニケーション方法 |
|---|---|
| ● 適時・適切な情報開示<br>● 情報の透明性や説明責任の追求<br>● 適切な株主還元 | ● 株主総会、決算説明会、投資家説明会、現場説明会等の実施<br>● ホームページや、株主通信、説明会資料、関連資料等の情報発信<br>● ESG等に関連する評価・調査機関からのアンケート対応 |

### 関連する実績



## 政府・監督官庁

「木」を軸とした様々な事業活動に取り組む住友林業グループは、事業を行う国、地域の関係法令の情報を常にアップデートし、法令を遵守する必要があります。

例えば、住宅建設には建築基準法をはじめとする様々な関連法令があります。また、森林経営に関しては国土に関わる事業として、政府や監督官庁への届け出など、多くのコミュニケーションが必要です。

そのため、各種の法令遵守を徹底し、事業を展開する国の政府や監督官庁と適切にコミュニケーションを図ることで、信頼の向上に努めています。

| 主な責任 | コミュニケーション方法 |
|---|---|
| ● 各種関連法令の遵守および報告・届け出 | ● 専門・関係部署を通じた対応 |

## 業界・同業他社

住友林業グループは、業界全体が持続可能な成長を遂げるためには、公正で自由な競争環境が肝要であると考えています。

また、関連するルールづくりには、業界団体などのとりまとめ役が不可欠です。当社は、業界団体等に参画し、フロントランナーとして主導的な役割を担うことで、業界の発展や振興に貢献しています。

| 主な責任 | コミュニケーション方法 |
|---|---|
| ● 適切な市場や競争環境の構築<br>● 業界の発展・振興に向けた協力 | ● 業界団体等への参画 |

▸ 公共政策への提言

## 取引先

「木」を軸に事業を展開している住友林業グループにとって、持続可能な森林経営と持続可能な森林からの木材調達を推進することは、事業の継続と発展において非常に重要な取り組みです。また、違法伐採に関する各国法令や各種規制をはじめとするリスク要素への対応としても、これらの取り組みが必須だと考えます。

取引先と共に森林資源の保全・育成や植林、森林認証材の積極的な活用など限りある地球資源の有効な活用を推進することで、事業基盤の強化につなげていきます。

| 主な責任 | コミュニケーション方法 |
|---|---|
| ● 公正で公平な取引関係の構築<br>● 安全衛生環境の向上<br>● 各種関連法令の遵守 | ● 購買・調達活動<br>● 安全大会・安全パトロール、工務店会議の開催<br>● 研究会や情報交換会の開催<br>● サプライヤー評価（アンケートや訪問）等の実施 |

**関連する目標と実績**




▸ NGO等外部ステークホルダーとのエンゲージメント強化

## 学生

住友林業グループでは、次世代を担う学生の皆様へ向け、理念や現在の事業状況、働き方改革をはじめとする様々な取り組みや、中長期的な展望について情報発信を行っています。

当社への理解を深めていただくことはもちろん、著しい環境変化の中で、相互に成長できるよう積極的な情報発信やコミュニケーションに努めています。

| 主な責任 | コミュニケーション方法 |
|---|---|
| ● 公平・公正な採用活動<br>● 積極的な情報発信 | ● 各種説明会やイベント等への参加<br>● 学校訪問 |

## NPO／NGO

住友林業グループは、生物多様性や地域振興などの社会課題への取り組みに際して、専門的知識や事業を行う地域の状況を理解しているNPO／NGOの皆様と協働しています。市民社会と協働することで、当社だけでなく多くの人がその役割を果たし、地域に根ざした社会課題の解決へ向けたより大きな成果が出ることを期待しています。

| 主な責任 | コミュニケーション方法 |
|---|---|
| ● 社会課題解決に向けた協働<br>● 事業ノウハウの提供 | ● 社員のボランティア参加<br>● 社会貢献活動を通じた協働<br>● ステークホルダーダイアログ |

## 地球環境

住友林業グループは、自社の事業活動が直接的・間接的に影響を与える対象として地球環境に重きを置いています。1994年12月に「環境理念」を、2000年10月にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。

また、2009年度には初めての中期的な環境目標である「環境経営中期計画」（2010～2014年度）、2014年度には環境目標を含む「CSR中期計画」（2015～2020年度）を策定しました。さらに、ESGに関する社会からの要請が一層高まっていることから、2019年度からは「住友林業グループ 中期経営計画2021」のサステナビリティ編として、これら計画の数値目標をさらに増やし、各組織でPDCAサイクルを回すことで、環境へ配慮した活動を着実にレベルアップさせています。

| 主な責任 | コミュニケーション方法 |
|---|---|
| ● 自然環境や生物多様性の保全<br>● 事業活動における環境負荷の低減<br>● 環境負荷の少ない製品・サービスの開発・提供 | ● 事業における環境配慮<br>● 環境配慮住宅の供給・普及<br>● 植林など森林づくりボランティア<br>● NPO／NGOとの対話<br>● NPO／NGOと連携した環境・社会貢献活動 |

### 関連する目標と実績




## 国際社会・地域社会

住友林業グループは事業の開始・拡大にあたって、例えば、その地域の森林資源を守ることと同じように、共生する地域社会の発展にも貢献することが重要だと認識しています。

そのため、地域における社会貢献活動や、海外事業推進にあたっての地域コミュニティーとの対話・協働などを重視した活動を行い、各国各地域での円滑な操業と事業発展の基盤を築くことができるよう努めています。

| 主な責任 | コミュニケーション方法 |
|---|---|
| ● 地球規模または地域の社会課題解決への貢献 | ● 社員のボランティア参加<br>● 社会貢献活動を通じたコミュニティー形成支援<br>● 地域のインフラ整備 |

**関連する実績**

| 社会貢献活動費 2018年度 | 社会貢献にかかわる寄付金額 2018年度 | 「まなびの森」への訪問者数 2018年度 | 「まなびの森」環境教育プログラム参加児童数 2018年度 |
|---|---|---|---|
| 約103百万円 | 約307百万円 | 1,630名 | 957名 |

## 相談窓口

住友林業グループでは、お客様や住宅建築中の近隣住民の方に向けた相談窓口であるお客様相談室、取引先や社員に向けたコンプライアンス・カウンターやハラスメント相談窓口のほか、その他の苦情などの相談は、ホームページ（日本語、英語、中国語）で受け付けています。ホームページにいただいた相談内容は、受付窓口であるコーポレート・コミュニケーション部から、内容に応じて、本社の専門部署や各対応部署に送られ、適切に対応します。

海外では例えば、パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー社（OBT）において、社内外を含む地域の誰もが投函（とうかん）できる目安箱を設置しています。このように周辺住民等からの相談事などを受け付け、必要に応じて社内で共有し、対応する仕組みを整備しています。

さらに、インドネシアにおける植林事業地では、2018年に「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」を構築しました。書面や定期的な訪問により地域住民の意見を受け付け、7営業日以内に回答をしています。

今後は事業を展開している各国言語での対応が可能な通報窓口の整備を進めていきます。


- コンプライアンス・カウンター
- 海外植林における人権の尊重

# サステナビリティに関わる各種方針・考え方

住友林業グループは、サステナビリティ経営に関わる各課題に対して個別に方針を策定し、それらの方針に基づき取り組みを実施しています。

## ガバナンス関連の方針・考え方

- コーポレートガバナンス基本方針
- 住友林業グループ倫理規範
- 贈収賄の防止
- 公正な競争及び適正な下請取引の推進
- 情報セキュリティ方針
- 知的財産管理方針
- 責任ある広告・宣伝

## 事業関連の方針・考え方

- 住宅・建築事業の製品安全・品質管理に関する基本方針

## 社会性関連の方針・考え方

- 住友林業グループ調達方針
- グリーン調達ガイドライン（抜粋）
- 労働安全衛生に関する基本的な考え方
- 住友林業グループ人権方針
- 住友林業グループ女性活躍推進宣言
- 社会貢献活動に関する基本的な考え方

## 環境関連の方針・考え方

- 住友林業グループ環境方針
- 住友林業グループ生物多様性長期目標（要約）
- 国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）

## 住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行います。

1. **合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達**
   法令や社会規範を遵守し、調達先との相互理解と信頼関係に基づく調達活動を行います。また、高品質の商品・サービスを提供するために、調達先と協力してサプライチェーン全体に健全で公正な調達活動を働きかけます。
2. **公正な機会と競争に基づく調達**
   国内外のすべての調達先に公正な取引の機会を提供します。調達先の選定においては、企業としての信頼性や技術力、調達品の品質・経済性・納期・環境性能、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止、その他CSR（企業の社会的責任）への取組み等の観点から総合的に判断します。
3. **持続可能な木材および木材製品の調達**
   再生可能な資源である「木」を積極的に活用するために、木材および木材製品の調達については、調達先と協力して以下の項目の実践に努めます。
   - 持続可能な森林経営が行われている森林からの調達を進めます。
   - 調達する木材および木材製品のトレーサビリティの信頼性向上に努めます。
   - 伐採国・地域における法令等の遵守に加えて、生物多様性や保護価値の高い森林の保全、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。
4. **コミュニケーション**
   調達の透明性を確保するために、適正な情報開示を行います。また、ステークホルダーとの対話を調達活動の改善に役立てます。

2015年7月23日改訂

## グリーン調達ガイドライン（抜粋）

**企業活動評価**

1. ISO14001の認証取得や環境方針・理念をもっていること
2. 地球温暖化防止、生物多様性保全など地球環境保全に取り組んでいること
3. 労働安全衛生、人権尊重などCSR全般に取り組んでいること

**商品評価**

1. 環境や健康に影響を与えるような有害物質を使用していないこと
2. 施工時および使用時に有害物質の溶出がないこと
3. 使用後にリユース、リサイクルが可能なこと
4. 長寿命化となる処理や材料を使用していること

2013年1月改訂

## 住友林業グループ人権方針

住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人権の尊重をすべての活動の基本原則と考え、当社グループの事業に関わるあらゆる人々の人権を尊重します。

住友林業グループ人権方針（以下、本方針）は、当社グループの経営理念、行動指針、倫理規範、調達方針等を人権尊重の観点から補完し、当社グループの人権尊重への考え方をより明確なものとするために制定しました。

1. **人権尊重のコミットメント**
   住友林業グループは、国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づき、世界人権宣言、国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約及び経済、社会、文化的権利に関する国際規約）、国際労働機関（ILO）「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」などの国際規範で定義される人権を尊重し、事業を展開する各国の関連法令の順守を徹底します。
   法令と国際規範に乖離がある国や地域においては、可能な限り国際規範を尊重し優先とする取り組みを目指します。

2. **適用範囲**
   本方針は、住友林業株式会社及び連結子会社を範囲として適用するものです。
   また、当社グループの事業に関連するビジネスパートナーやその他の関係者が人権に対する負の影響に関連している際には、当社グループとして本方針に基づき、これらのパートナーや関係者に対し、人権を尊重し、侵害しないよう求めます。

3. **人権尊重への取り組み**

   - 人権デュー・ディリジェンス
     住友林業グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを事業に必要なプロセスとして組み込み、継続的に実施していきます。
     人権デュー・ディリジェンスとは、潜在的または実際の人権リスクを評価・特定し、そのリスクを防止または軽減するための措置を講じるものであり、この仕組みを構築し実施していきます。

   - 救済
     住友林業グループの事業が、人権に対する負の影響を直接的に引き起こしたり、あるいはこれに関与したことが明確である場合、社内外のしかるべき手続きを踏まえ、その救済に取り組みます。
     また、そのために必要な苦情処理等の手続きを構築し、維持するとともに、是正措置や救済措置の実効性を継続的に評価していきます。

   - 教育
     住友林業グループは、本方針が住友林業株式会社及び連結子会社すべての事業活動に組み込まれるようにするため、役職員、従業員等に対し、定期的かつ適切な教育を行います。

   - ステークホルダーとの対話
     住友林業グループは、人権に対する潜在的リスク、及び実際の影響に対する措置等について、関連するステークホルダーとの対話や協議を行っていきます。

   - 情報開示
     本方針に基づく取り組み、潜在的及び実際の人権への影響に対する当社グループの対応についての説明責任を果たすため、適切に情報開示、報告を行います。

2019年7月1日

（別表）

## 住友林業グループにおける人権対応重点課題

国際規範で定義される人権における当社グループにおける重点課題は下記のとおりです。なお、この重点課題は、当社グループの事業や社会情勢の変化に基づき、適宜適切に見直すものとします。

＜差別の禁止＞
- 性別、年齢、国籍、民族、人種、出身地、宗教、信条、障害の有無、性的指向、性自認等を根拠としたあらゆる差別の禁止

＜労働者の権利＞
- 児童労働、強制労働の禁止（外国人・移民労働者を含む）
- 結社の自由と団体交渉権の尊重
- 低賃金労働（最低賃金、生活賃金を下回る労働）の防止
- 長時間労働の防止
- パワーハラスメント、セクシャル・ハラスメントの禁止
- 労働安全の確保
- 労働者の健康（メンタルヘルスを含む）の確保

＜事業に関連する脆弱な人々への権利尊重＞
- 事業を行う地域に関連する地域住民、先住民族の権利尊重
- 女性、子ども、マイノリティ、高齢者等の人々の権利尊重
- 将来世代が保有する環境権への配慮（持続可能な森林管理等）

＜プライバシー＞
- 顧客、従業員を含めた個人情報の保護を含むプライバシーの尊重

2019年7月1日

## 住友林業グループ女性活躍推進宣言

住友林業グループは「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」という行動指針のもと、多様な人財の活用および多様な発想による事業戦略が重要だと考えています。ダイバーシティ経営の一環として女性活躍を積極的に推進することは、社会の要請にも応えることになると共に企業価値を高めます。
ここに女性の活躍機会を拡大し、女性ならではの発想力を活かし、多様な価値観の融合による新たなイノベーションを創出することを宣言します。

1. **女性が働きやすい環境を創出する**
   国内において、少子高齢化が進み労働人口の減少が見込まれる中、価値観、年齢、性別、国籍にとらわれない多様な人財を活用し、女性社員が個々の生活を大切にしながらも、働きやすく意欲的に仕事に取り組むことができる職場風土醸成や環境整備を進めていきます。
2. **女性ならではの発想力を活かす**
   各企業において、女性目線での発想を活かした新しい商品やサービスが生まれるなど、事業上での女性の活躍が顕著になっています。当社のあらゆる事業領域において、新たな価値の創造に繋がる女性ならではの発想が自然と活かされる風土づくりや仕組みづくりを進めます。

3. **女性の活躍で、新たなイノベーションを創り出す**
   価値観、年齢、性別、国籍など、ダイバーシティ（多様性）に富んだ社員が活発に交流することは、新しい発想につながります。特に女性社員の活躍の場を拡げることを通じて、営業手法や商品開発、事業戦略、業務効率改善などのあらゆる領域においてイノベーションを創り出していきます。

2013年12月24日

## 住友林業グループ環境方針

住友林業グループは、創業以来、森を育てる実体験を通じて、木の素晴らしさと自然の恵みの大切さを学んできました。自然を愛する企業として環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献する事業活動を行います。

1. **木や森を軸とした事業展開**
   豊かな生態系を支え、森林機能を維持・向上させる森を育成し、生物多様性の保全や木の積極的活用を図るとともに、新たな価値の創造に取り組みます。
2. **環境に配慮した商品・サービスの開発と提供**
   商品のライフサイクルを考慮し、環境に配慮した商品・サービスの開発と提供を進めます。
3. **環境への負荷低減と改善**
   環境への影響を考慮し、環境汚染の予防や気候変動対策、環境に配慮した調達、資源の有効活用を推進し、環境への負荷低減と改善を図ります。
4. **コンプライアンス**
   環境関連法規、規則、国際基準、自主基準、ステークホルダーとの合意事項等を遵守します。
5. **環境マネジメントシステム**
   事業活動における環境関連リスクと機会を適切に把握し、中長期的視点に立って年度毎に環境目標等を設定し、その達成に取り組みます。また、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善を進めます。
6. **環境教育**
   当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに環境教育を実施し、自主的な環境行動を推進します。
7. **コミュニケーション**
   環境方針や環境への取組みを、積極的に公開するとともに、木や森の素晴らしさ、自然の大切さを伝える活動にも力を注ぎます。

2015年7月23日改訂

## 住友林業グループ生物多様性長期目標（要約）

### グループ共通目標

1. （森林の持続可能性の追求）
   木に関わる川上から川下まで全ての事業で、森林の減少防止に努め、森林の持続可能性を追求します。
   - 再植林や天然更新など森林の再生や、森林の生長力を考慮した持続可能な計画伐採に努めます。
   - 森林認証材・植林木・国産材など持続可能な木材の調達や利用を拡大します。
   - 木材の有効利用と循環利用を進めます。

2. （森林および木材による二酸化炭素の吸収・固定の拡大）
   健全な森林を育成し、木質建材・木造建築物により木材利用を推進することで、木材による二酸化炭素の吸収と固定を大きく拡大し、生物多様性保全と気候変動緩和に貢献します。

### 個別目標

3. （森林）
   生物多様性を再生･維持･拡大する森林管理を推進します。
   - 生態系や生物の生息環境を守るゾーニングを進めます。
   - 国内社有林では環境保全を重視する環境林の面積を20%以上確保します。
   - 国内社有林は森林認証100%を維持します。
   - 国内社有林では生物多様性モニタリング結果に基づき、施業現場における生物多様性を維持、向上していきます。
   - 海外植林では、地域社会・経済・教育への貢献に配慮しながら事業を行います。

4. （商品）
   森林認証や環境評価などの生物多様性に配慮した商品やサービスを提供します。

5. （設計）
   自然環境や街並みに調和した家づくり、まちづくりに努めます。

6. （建設）
   建設・施工では、ゼロエミッション推進により廃棄物の発生を管理・抑制します。

7. （緑化）
   周辺の生態系や植生に配慮し、自生種を積極的に植栽します。

8. （工場）
   汚染物質、廃棄物、騒音を管理・抑制し、生物多様性への影響を減らします。

9. （広報）
   お客様、取引先、地域社会などのステークホルダーに生物多様性の大切さを積極的に伝えます。

10. （研究）
    生物多様性への取り組みのため、最新の情報を収集し保全技術を開発します。

11. （社会貢献）
    歴史的･文化的に貴重な樹木やその遺伝子を保護します。

## 国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）

1. **生態系の多様性**
   自然公園法などに指定された厳格な保護地域は法律に則り適正に管理する。それ以外の区域は、特に皆伐作業を行う場合にその面積を限定することにより森林の連続性に配慮する。
2. **種の多様性**
   天然林について、拡大造林などの樹種転換を伴う生態系に大きな影響を及ぼす極端な施業を行わないことにより、森林に存在する種数の減少を防ぐ。希少動植物の保全については、あらゆる作業において、レッドデータブックを活用し、その保護に留意する。
3. **遺伝的多様性**
   遺伝子レベルの変異とそれを維持するための個体数の維持が問題となるが、この分析は容易ではなく、行政や公的機関が実施しているモニタリング調査の結果が存在すれば、それを注視するなどを、今後の取り組み課題としたい。

2006年6月

# ガバナンス

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

コンプライアンス

事業継続マネジメント

責任ある広告・宣伝

情報セキュリティ

知的財産管理

株主還元とIR活動

# コーポレートガバナンス

## 基本的な考え方

住友林業は、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人びとの生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念のもと、経営の透明性確保、業務の適正性・適法性の確保、迅速な意思決定・業務執行などに努めています。

また、これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンスのさらなる充実、及び強化を図ることで、継続的に企業価値を拡大し、住友林業グループを取り巻く多様なステークホルダーの期待にこたえる経営を行っていきます。

- 統合報告書

## コーポレートガバナンスと内部統制

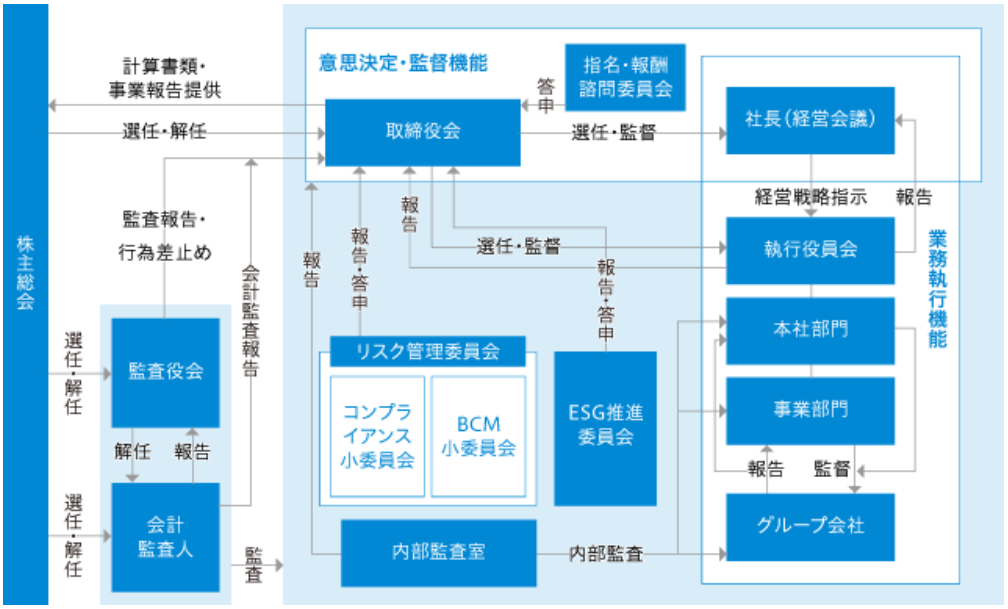
住友林業は、執行役員制度の導入により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、社外取締役2名（男性1名、女性1名）を含む10名（男性9名、女性1名）の取締役で構成される取締役会が迅速な意思決定を行う体制としています。取締役会の議長を務める会長は執行役員を兼務せず、取締役会の監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図っています。また、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任ならびに取締役及び執行役員の報酬等に関して意見の答申を行う指名・報酬諮問委員会を設置し、意思決定の透明性及び公正性を確保しています。

さらに、住友林業は監査役会設置会社で、監査役は社内の重要会議に出席するほか、グループ会社の監査役や内部監査部門との情報交換、監査役補助スタッフを指揮して行う監査業務などを通じて、取締役の業務執行を監督しています。

なお、2019年6月21日現在、取締役10名（うち社外取締役2名）、監査役5名（うち社外監査役3名）、執行役員20名を選任しています。社外取締役2名及び社外監査役3名については、証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

- コーポレートガバナンス基本方針
- コーポレートガバナンス報告書
- 役員一覧

## コーポレートガバナンス体制




### 取締役会・経営会議

取締役会は原則として月1回開催し、取締役会附議基準による重要事項に関する意思決定・監督機能を担っています。具体的には、重要事項に関する意思決定と業績などの確認を行うとともに、各取締役からの報告を基にその職務執行状況を監督しています。取締役及び監査役は、原則として取締役会への出席率を75%以上確保することとしています。

また、重要事項について十分に事前協議するため、取締役会の前に社長の諮問機関である経営会議を開催。経営会議には執行役員を兼務する取締役のほか常勤監査役も出席し、原則として月2回開催しています。

本体制により、迅速な意思決定と監督と執行の分離を進め、取締役会の有効性を担保しています。2018年度は、取締役会を16回、経営会議を26回開催しました。

### 全取締役の取締役会への出席状況（2018年度）

| 氏名及び担当または専門分野※1 | | | 取締役会 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 出席回数（回） | 出席率（%） |
| 代表取締役 会長 | 矢野 龍 | — | 16 | 100 |
| 代表取締役 社長 | 市川 晃 | 執行役員社長 | 16 | 100 |
| 代表取締役 | 笹部 茂 | 執行役員副社長<br>資源環境事業本部 統轄、海外住宅・不動産事業本部長 委嘱 | 16 | 100 |
| 代表取締役 | 佐藤 建 | 執行役員副社長<br>総務・人事・ITソリューション・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当 | 16 | 100 |
| 取締役 | 和田 賢 | 専務執行役員<br>生活サービス本部 統轄、TOP 2020推進・秘書・渉外 担当 | 16 | 100 |

| 氏名及び担当または専門分野※1 | | | 取締役会 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 出席回数（回） | 出席率（%） |
| 取締役 | 光吉 敏郎 | 専務執行役員<br>住宅・建築事業本部長 委嘱 | 16 | 100 |
| 取締役 | 福田 晃久 | 常務執行役員<br>木材建材事業本部長 委嘱 | 16 | 100 |
| 取締役 | 川田 辰己※2 | 常務執行役員<br>経営企画・財務・コーポレート･コミュニケーション・サステナビリティ推進担当 | 13 | 100 |
| 取締役（社外） | 平川 純子 | 弁護士<br>株式会社東京金融取引所 社外取締役<br>日立建機株式会社 社外取締役 | 16 | 100 |
| 取締役（社外） | 山下 泉 | 株式会社イオン銀行 社外取締役 | 16 | 100 |

※1 担当または専門分野は2019年4月1日現在

※2 川田辰己氏は、2018年6月22日の就任以降の出席回数を記載

### 取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮し、当社グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する者、会社経営あるいは産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する者または法律・会計等の専門性を有する者等、知識･経験･能力等において専門性及び多様性を備える構成とし、人数は17名以内としています。

### 取締役の指名手続

取締役候補者は、人格識見及び当社経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会から具申される意見を踏まえ、取締役会で決定しています。また、取締役の略歴と兼任状況について、ホームページ上で公開しています。

▸ 役員一覧

### 取締役会の実効性分析・評価とその結果

取締役会の実効性に関して、当年度は、取締役会での審議を通じての各取締役自身による分析のほか、取締役会において、当社コーポレートガバナンス基本方針で定められている取締役会の役割等にかかる実施状況の確認や、社外取締役及び社外監査役との意見交換を踏まえ、評価を行いました。

当年度の取り組みとしては、取締役会附議基準を改正し、取締役会における附議案件数を絞り込んだことや、各本部から社外取締役に対して個別に事業の説明を行う場が設けられたことにより、取締役会での議論が深まりました。また、中長期的事業戦略に関する社外役員を交えた役員懇談会が複数回開催されたことにより、新しい中期経営計画に関して、建設的な議論を行うことができました。さらに、2017年度実効性評価において指摘を受けた守りのガバナンス（リスク管理、内部統制の充実等）の強化については、投融資管理の見直し及び内部通報に関する社外取締役に対する月次報告の充実が図られました。

その結果、全体として取締役会の実効性は確保されているものと評価しました。

今後の課題として、人財戦略の再構築に関する議論を深化させることや、当社の事業領域拡大、事業環境の変化に対応することを目的として、守りのガバナンスをより一層強化させること等を求める意見がありました。

当社は、今後も認識された課題の改善に継続的に取り組むことにより、取締役会の実効性のさらなる向上に努めていきます。

## 監査役会

監査役会は、監査に関する重要事項を協議・決定しています。社外監査役3名を含む5名の監査役は、それぞれの経験を背景とした高い見識と多角的な視点に基づき、取締役の業務執行をチェックしています。2018年度は14回開催しました。

また、主要な子会社の監査役に適切な人材を選任し、当該各社における監査の実効性の向上と情報交換を目的として、住友林業の常勤監査役及び主要子会社の監査役をメンバーとするグループ監査役会を開催しています。2018年度は6回開催しました。

### 監査役の取締役会・監査役会への出席状況（2018年度）

| 氏名及び専門分野※1 | | | 取締役会 | | 監査役会 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 出席回数（回） | 出席率（%） | 出席回数（回） | 出席率（%） |
| 常任監査役（常勤） | 早野 均※2 | | 13 | 100 | 11 | 100 |
| 監査役（常勤） | 東井 憲彰 | | 16 | 100 | 14 | 100 |
| 社外監査役 | 皆川 芳嗣 | 株式会社農林中金総合研究所 理事長 | 16 | 100 | 14 | 100 |
| 社外監査役 | 鐵 義正※2 | 公認会計士<br>大和自動車交通株式会社 社外監査役 | 13 | 100 | 11 | 100 |
| 社外監査役 | 松尾 眞※2 | 弁護士<br>株式会社カプコン 社外取締役（監査等委員）<br>ソレイジア・ファーマ株式会社 社外監査役 | 12 | 92 | 10 | 90 |

※1 専門分野は2019年4月1日現在

※2 早野均氏、鐵義正氏及び松尾眞氏は、2018年6月22日の就任以降の出席回数を記載

## 社外役員に関する考え方

社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、以下の独立性基準及び兼職基準に基づき、判断しています。

### ① 独立性基準

次に掲げるいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

1. **会社の業務執行者**
   当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）
2. **コンサルタント等**
   （1）当社又は当社の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員
   （2）弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
   （3）法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、当社又は当社の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員
3. **大株主（被所有）**
   当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）
4. **大株主（所有）**
   総議決権の10%以上を当社又は当社の子会社が保有している法人の業務執行者
5. **取引先**
   （1）販売先（主要な取引先）：当社の販売額が当社の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
   （2）仕入先（当社を主要な取引先とする者）：当社の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
6. **借入先**
   当社の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）
7. **寄附先**
   当社又は当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者又はその業務執行者
8. **親族**
   本基準において独立性を否定される者の配偶者、二親等以内の親族及び同居の親族
9. **過去要件**
   1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者
10. **社外役員の相互就任関係**
    当社又は当社の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

なお、社外取締役2名及び社外監査役3名は、上記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しています。

### ② 兼職基準

（ⅰ）他の上場会社の取締役又は監査役を兼務する場合、兼職数は以下のとおりとする。
（ア）兼務先において業務執行取締役であるとき
当社以外に当該業務執行を行う会社1社のみ。
（イ）（ア）以外
当社以外に4社まで。
（ⅱ）取締役会又は監査役会への出席を75%以上確保できること

## 指名・報酬諮問委員会

取締役会は、その諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任、取締役・監査役・執行役員の解任、最高経営責任者及び執行役員の評価、取締役及び執行役員の報酬等の決定に関し、意見表明を求め、公正性・透明性を確保しています。指名・報酬諮問委員会は、会長、社長及び全ての社外役員（社外取締役2名及び社外監査役3名）から構成され、委員の過半数を社外役員、委員長は社外取締役が務めることとしています。

取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。執行役員の報酬は、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定しています。

## リスク管理委員会

リスク管理委員会については、「リスクマネジメント／リスク管理体制」に掲載しています。

2018年度は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回、BCP小委員会を4回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

▸ リスク管理体制

## ESG推進委員会

SDGs、TCFDの最終提言、及び人権問題への対応など、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）における中長期的な取り組みやその情報開示への要請が高まっていることから、2018年度にESG推進委員会を新設しました。

ESG推進委員会は、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めています。年4回開催する同委員会では、気候変動をはじめとする住友林業グループの持続可能性に関わる中長期的なESG課題に対する取り組みの立案・推進やリスク・機会の分析、SDGs達成に貢献する事業戦略を織り込んだ中期経営計画サステナビリティ編の進捗管理、行動指針・倫理規範などの運用状況と有効性のモニタリングを行っています。

また、委員会での議事内容については全て取締役会へ報告し、事業と社会課題の解決の一体化を図っています。

▸ リスク管理体制
▸ TCFDへの対応

## 内部監査

住友林業の内部監査室では、子会社を含む約200拠点を対象に、年間約60拠点を選定し内部監査を実施しています。対象となる拠点は、「業務リスク」（業績・規模・事業の複雑性など）と「コントロールリスク」（リスクの管理体制）の2つの視点から優先順位を付けて選定しています。

内部監査では、コンプライアンスの遵守をはじめとする業務の遂行状況や、事務処理の管理状況を確認し、その結果を取締役社長、内部監査担当役員、監査役のほか、対象拠点の責任者と拠点を担当する執行役員・取締役に報告しています。また、指摘事項があった場合は、遵守すべき法令や社内規程に則って、文書や四半期ごとのフォローアップなどで拠点における改善の取り組みを確認するとともに、社長と担当役員に報告しています。

▸ 統合報告書

## 役員報酬

住友林業は、法令に基づき各事業年度における取締役・監査役の役員の報酬を開示しています。

### 取締役及び監査役の報酬等の総額（2018年度）

| 区分 | 人員（名） | 総額（百万円） |
|---|---|---|
| 取締役 | 11 | 539 |
| 監査役 | 8 | 78 |
| 合計 | 19 | 617 |

※1 日本では報酬が1億円以上の役員名とその金額を有価証券報告書に記載する義務があるが、当社では該当なし

※2 上記には、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名を含む

※3 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含まない

※4 取締役の報酬等の総額には、2019年6月21日開催の第79期定時株主総会において決議された取締役賞与総額1億43百万円を含む

※5 取締役の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）8名に付与した、ストックオプションの割当てにかかる費用9百万円及び譲渡制限付株式の割当てにかかる費用28百万円を含む

※6 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおり

（1）取締役の例月報酬の限度額は、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において、月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）と決議

（2）取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する報酬の限度額は、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、年額1億円以内と決議

（3）監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議

※7 取締役及び監査役の報酬等の総額のうち、社外役員の報酬等の総額は下表のとおり。ただし、下表には、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含む

### 社外役員の報酬等の総額（2018年度）

| 人員（名） | 総額（百万円） |
|---|---|
| 7 | 55 |

## 報酬の額またはその算定方法の決定方針の開示内容

住友林業は、当社グループの経営理念実現に向けて、取締役及び監査役に適切なインセンティブとして機能する役員報酬制度を設定することを基本としています。

1. 取締役（社外取締役を除く）の報酬
   社外取締役を除く取締役の報酬は、基本報酬としての例月報酬及び、譲渡制限付株式報酬、並びに業績連動報酬としての賞与の3種類で構成されます。
   当社は取締役の役位ごとに、その役割、責任に応じて報酬額を決定しています。
   基本報酬は役位別に固定金額を定めて現金支給することとしていますが、そのうち一定割合を、譲渡制限付株式報酬として支給することとしています。現金支給金額については、株主総会の決議により定められた報酬枠の範囲で、また、譲渡制限付株式報酬として支給する金額については、株主総会の決議に基づき年額1億円以内で支給することとしています。
   譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を高めると同時に、株価上昇を志向する価値観を株主と共有することを目的に、中長期的なインセンティブとして支給するものです。
   業績連動報酬の賞与については、退職給付会計にかかる数理計算上の差異を除いた連結経常利益、及び親会社株主に帰属する当期純利益 の水準を考慮して、株主総会の承認を得て決定しています。
2. 社外取締役の報酬
   社外取締役の報酬は、基本報酬としての例月報酬のみで構成されています。
3. 監査役の報酬
   監査役の報酬は、基本報酬としての例月報酬のみで構成されています。
4. 役員の報酬等に関する株主総会の決議内容
   - 取締役の例月報酬の限度額は、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）と決議されています。
   - 社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する報酬の限度額は、2018年6月22日開催の第78期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています。
   - 監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています。

   なお、2005年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しています。また、役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、第三者による国内企業を対象とした役員報酬調査結果を活用し、適切な役員報酬水準の設定を行うようにしています。

## 税務戦略

当社グループの全ての役員及び社員は、法令、社会的規範及び社内規則を遵守し、高い倫理観を持って行動します。税務実務においても指針を整備し、社員に対する啓発などを通じ、税務コンプライアンスの維持・向上に努めています。

税負担の軽減措置は適切かつ効果的に利用し、税負担の適正化に努めています。ただし、税務リスクが高いと想定される取引については、十分な事前検討を行う体制を整備し、必要に応じて税務専門家に対して助言・指導などを依頼し、税務リスクの低減に努めています。なお、法令等の趣旨を逸脱する解釈・適用による節税は行っていません。

当社グループは税務当局との良好なコミュニケーションを維持するよう努め、誠意を持って真摯かつ事実に基づく説明・対応を行っています。問題点の指摘などを受けた場合には、税務当局の措置・見解に対する異議申し立て・訴訟等を行う場合を除き、直ちに問題点の原因を解明し、適切な是正及び改善措置を講じ、再発を防止しています。

# リスクマネジメント

## リスク管理体制

住友林業では、グループ全体のリスクマネジメント体制を強化するため、「リスク管理基本規程」を制定し、住友林業の執行役員社長を住友林業グループのリスク管理最高責任者、本社管理部門及び各本部の担当執行役員をリスク管理責任者・本部リスク管理責任者、主管者をリスク管理推進者に選任しています。同規程においては、環境・社会・ガバナンス面のリスクを包括的に対象としています。

またこの規程に基づき、執行役員社長を委員長とし、その他全ての執行役員で構成される「リスク管理委員会」を設置しています。各執行役員は、それぞれの担当分野で対応すべき管理対象リスクの洗い出し及び分析、ならびに対応計画の策定を行い、四半期ごとに、定期開催する委員会で共有・協議しています。この委員会では、主にコンプライアンスなど短期的リスク、及び既に顕在化しているリスク対応について協議します。委員会には、執行役員兼務の取締役も出席するとともに、これらの活動内容は、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。

さらに、同委員会の配下には、総務部長を委員長とし、子会社の主管部門も含むリスク管理担当者で構成される「コンプライアンス小委員会」「BCM小委員会※」を設置し、グループ横断的なリスクとして位置付けるコンプライアンスリスク及び事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。

2018年度は、リスク管理委員会を4回開催し、重点リスク45項目について進捗状況を確認しました。また、コンプライアンス小委員会を2回、BCP小委員会を4回開催し、これらの議事内容について取締役会への報告を4回実施しました。

「住友林業グループ倫理規範」に記載される環境・社会・ガバナンス面におけるリスクへの対応については、実効性を高めるための具体的な活動を展開しています。例えば気候変動については、最新の情報や各部から得た情報から、企業及び部門レベルで重要な財務影響を与えると考えられるリスクと機会を評価しています。2018年度は、各事業部が連携してTCFDに基づくシナリオ分析を実施しました。

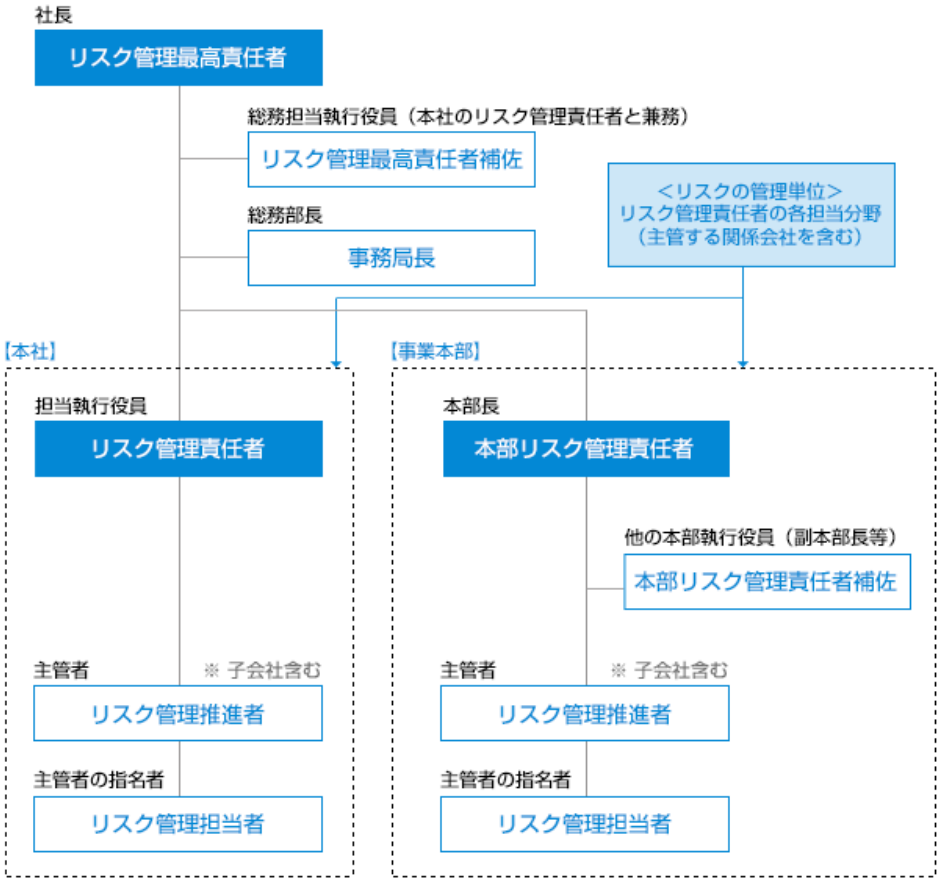
このように中長期的に重要と判断されたリスクは、「ESG推進委員会」においても協議されます。さらにこれらの内容は、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。

2019年度は、住友林業グループを取り巻くリスクの変容に適切に対応するため、管理対象リスクの棚卸しと、期初に選定した重点的に取り組むリスクについて、PDCAサイクルによる継続的改善を図り、リスク管理体制を強化していきます。

※ BCP小委員会は、国内外のグループ全体のBCM体制の強化を推進するため、2019年4月からBCM小委員会へ改称


- コーポレートガバナンスと内部統制
- 事業継続マネジメント体制
- ESG推進委員会
- TCFDへの対応

### 住友林業グループのリスク管理体制図




## 事業等のリスク

事業等リスクとしては、有価証券報告書に記載のとおり、以下を認識しています。

1. 住宅市場の動向
2. 法的規制の変更
3. 他社との競合
4. 資本・投資戦略
5. 木材・建材及びその他原材料市況
6. 為替レートの変動
7. 品質保証
8. 海外での事業活動
9. 退職給付債務
10. 株式市場
11. 自然災害
12. 情報セキュリティ
13. 気候変動など環境関連
14. 保有資産の価値下落
15. 取引先の信用供与

16. 訴訟リスク

17. 資金調達リスク

- 有価証券報告書・内部統制報告書
- コンプライアンス
- 事業継続マネジメント

## 森林の違法伐採に関連するリスク

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識される中、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。日本においても2016年5月20日に合法的に伐採された木材の利用に取り組む企業の認定・登録制度を柱とした「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）」が公布され、2017年5月20日に施行されました。合法伐採木材の利用推進に対応していくことは、社会の要請に応えるだけでなく、住友林業グループが持続可能な事業発展を継続していく上で大変重要なことです。2018年度の実績について住友林業グループが登録した部署・関係各社は、国が認定する各登録実施機関に対して報告を完了しました。

- クリーンウッド法への円滑な対応

### 住友林業グループへの影響

住友林業グループが注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、木質資源を取り扱う当社の事業そのものを脅かす可能性があります。またそれだけではなく、企業イメージを損ね、損害賠償や売上高などの業績に直接的なダメージを与える可能性があります。

### リスクへの対応

住友林業グループでは、日本国内の法整備に先駆け、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、2015年には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達を含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂しました。さらに2018年より「木材調達管理規程」「木材調達デューディリジェンス（DD）マニュアル」を策定するなど責任ある木材調達活動を実施してきました。2019年にはより持続可能な森林からの木材調達を推進するため、木材調達委員会を活用したデューデリジェンスの強化や持続可能な森林・木材の普及のためのアクションなどを軸とした、2022年3月を期限とする「アクションプラン」策定し、運用を開始しました。

- 調達における取り組み

## 新規事業計画時のリスクチェック

住友林業では、新規事業やプロジェクトの計画にあたり、取締役会及び社長の諮問機関である経営会議で審議する全ての案件については、次の項目について、サプライチェーン全体を視野にリスクチェックを行っています。その結果、リスクが認識される場合は、そのリスクの内容と対策を報告し、実行の判断の参考としています。また、これらの会議では審議されない、各事業本部や各関係会社の権限で実行できる新規事業やプロジェクトについても、同様のリスクチェックを励行するようにしています。

**■ 環境面**

1. 温室効果ガス
2. 生物多様性保全（保護地域の確認を含む）
3. 廃棄物
4. 水資源
5. 土壌汚染
6. 騒音
7. その他

**■ 社会面**

1. 取引先との関係
2. 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止
3. 労働者などステークホルダーへの人権配慮
4. 労働者の多様性確保
5. 強制労働・児童労働の禁止
6. 適切な労働時間と賃金
7. 労働安全衛生
8. 地域社会への影響（住民や自治会、業界団体、NPO、市民団体、先住民等への配慮を含む）

## リスク教育

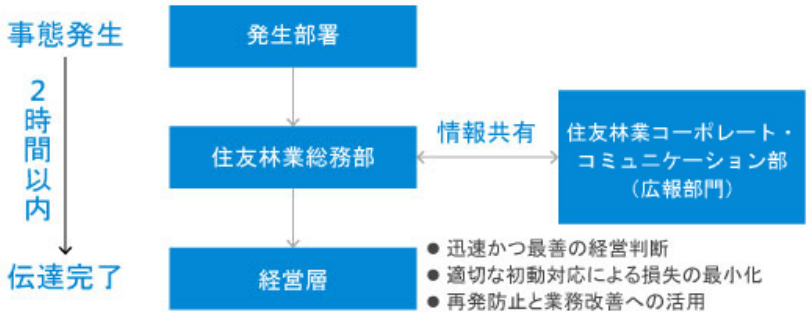
住友林業グループ役職員のリスク感度を高め、文化として定着させる取り組みとして、入社時に行うリスク管理に関する研修やグループ役職員向けに毎年実施するe-ラーニングに加え、2018年度は、当社及びグループ各社のリスク管理担当者向けに、会議の場で、過去のリスク顕在化事例のうち、事業部門の枠にとどまらず共通して「注意すべき事例」を紹介・共有しました 。

## リスクの迅速な把握と対応

住友林業グループでは、会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急事態が発生した際、通常の報告ラインに加え、本社リスク管理部門を通じて経営層に情報を迅速かつ的確に伝達する「2時間ルール」を運用しています。これにより、迅速かつ最善の経営判断、初動対応を講じ、損失の回避や抑制を図っているほか、報告事例を集約・蓄積し、再発防止や業務改善に役立てています。

また、広報部門と情報を共有し、重大な事態をステークホルダーに適時適切に開示する体制を整備しています。

### 2時間ルールとリスク情報の活用



# コンプライアンス

## 基本的な考え方

住友林業グループでは、経営理念と行動指針を踏まえた上で、方針や規程の具体的な礎として「住友林業グループ倫理規範」を策定しました。これにより、住友林業グループは、グループ会社だけでなく当社サプライヤーに対してもコンプライアンス、贈収賄などの腐敗防止、公正な取引、情報の機密性、健全な政治との関係性、人権の尊重などを求めていきます。

## コンプライアンス推進体制

住友林業では、グループ横断的なコンプライアンスリスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、子会社の主管部門も含むリスク管理担当者で構成される「コンプライアンス小委員会」を設置しています。委員会では、建設業法をはじめ当社グループにとって法令遵守のための管理体制やツールなどのグループ標準を定め、コンプライアンスリスクに効率的に対応しています。

2018年度は同委員会を2回開催し、グループ共通の取り組みとして、前年度に続き、許認可事業をはじめとする法令の要求事項についてリスクの一斉点検を行うなど、コンプライアンス体制の継続的改善に取り組みました。

また、外部の専門家を講師に招いた「コンプライアンス・セミナー」を通じて、最先端の知識を習得することにより、子会社を含むコンプライアンス担当者のボトムアップ、目線合わせを図り、合わせて危機意識を共有する機会としています。

これらの活動は、四半期に一度、取締役会に報告・答申し、業務執行に反映させるしくみを整備しています。また、監査役や内部監査部門も毎月、活動報告をしているほか、特に重要なグループ共通の取り組みやリスク情報については、グループ監査役会を通じて各社監査役と共有しており、業務執行ラインの内外からのアプローチによるコンプライアンス推進体制を整備しています。

## コンプライアンス教育

住友林業グループでは、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるために、入社時に「守るべき」こととして、コンプライアンス全般や交通安全、情報セキュリティへの理解を図る研修を行っています。2018年度は新卒採用者（グループ合計）365名、中途採用者（住友林業）86名に研修を実施しました。さらに、「新任主管者研修」など階層別の集合研修でもコンプライアンス教育を実施しています。

また、e-ラーニングの「コンプライアンスとリスク管理」と「情報セキュリティ」の2講座を、社内WEBサイトを利用できるグループ全社員が受講する必修科目の一つに定め、毎年受講（受講効果を測るテスト合格が修了の条件）することを義務付けているほか、国内外のグループにおける各社でも、入社時などに独自に研修の機会を設けています。

## コンプライアンス・カウンター

住友林業グループでは、日常の業務に潜んでいる不正の芽を早期に摘みとるための自浄機能を備えた職場環境づくりに取り組んでおり、「住友林業グループ倫理規範」で定められている贈収賄等汚職を含むコンプライアンス違反を報告する機能として2002年からコンプライアンス・カウンター（相談窓口）を設置しています。

窓口は、社内（総務部長）・社外（弁護士）の2つを設け、電話や専用のメールアドレスにて相談・通報を受け付けています。住友林業グループの社員のみならず、協力工事店の社員など継続的に労務を提供する立場にある者なら誰でも利用できます。また、相談・通報者の権利保護を関連規程や利用マニュアルに明記し社内WEBサイトにて公開するとともに、通報窓口連絡先（社内・社外）を記載したカードを、子会社を含む全社員に配布するなど、窓口を利用しやすい環境づくりに努めています。

2018年度は、職場環境や労働時間管理など14件の相談が寄せられました。事実が確認された場合は、必要な是正措置を講じるとともに、管理職向けのマネジメント研修でこれらの事例を取り上げるなど、再発防止につながる取り組みを推進しています。

当社グループがグローバルに事業展開している現状に鑑み、今後は日本語以外の言語も対応可能な通報窓口の整備を進めていきます。

### コンプライアンス・カウンターの利用マニュアル


リスク・コンプライアンス

リスク・コンプライアンスの様々な情報を集めました。

コンプライアンス・カウンター

1・はじめに

最近の企業不祥事を振り返ってみますと、消費者の健康・安全にかかわる不正行為について、会社側が事実を隠蔽したにも拘わらず、内部告発によって情報が外部に流出し、それによって企業の経営姿勢に厳しい批判が集中し、ひいてはその企業の存続すら危うくなり兼ねない状況が続いています。

ところで、そもそも「内部告発」は何故生じるのでしょうか。不正を発見したときに、その事実を上司に伝え、その不正行為が是正されるならば、何ら問題はありません。一方、我々は人間ですから、「この件が知れたら、処分されるのではないだろうか。」と考え、見て見ぬ ふりをして、何事もなく事が収まって欲しいと考えることも当然だと言えます。

しかし、現在の社会において、消費者・投資家を欺き、信頼を損ねることは、即企業の存立問題にまで発展してしまいます。その意味で、企業活動の違法性や倫理性に対し、企業自らがこれを改め、コンプライアンス（法令遵守）を徹底させることが強く求められています。

そこで、今般、通常の業務プロセスのなかにおいて発見、解決し難い違法行為、企業倫理に反する行為について、当社自ら解決するための体制を整え、当社をコンプライアンスの徹底された優良企業とすることを目的に、「コンプライアンス・カウンター」を設けています。

2・利用方法

(1) 受付窓口

▸ 相談窓口

## コンプライアンス監査

住友林業では、子会社を含む約200拠点を対象として、コンプライアンスをはじめとする管理体制の適切性・有効性を内部監査部門が独立した立場から評価・検証しています。2018年度は約60拠点を選定し、内部監査を実施しました。 内部監査においては単なる不備事項の検出にとどまらず、各拠点のコンプライアンスに係る問題点を指摘し、改善を提言及び指導しています。またコンプライアンス違反を検出した場合は、取締役社長、内部監査担当役員、監査役のほか、対象事業を統括する執行役員・取締役に報告し、必要な是正措置を講じるとともに、関連する部署に対しては問題点の是正・改善に向けた提言を行っています。

## 贈収賄の防止

住友林業グループでは、国内外を問わず法令違反となる贈収賄行為を未然に防止することを目的に、贈収賄防止規程の制定を進めています。同規程においては、公務員等に対して金品その他の利益の供与の申し出、約束、実施、またはそれらの承認をしない旨を定めています。基本原則としてファシリテーション・ペイメント※への留意や政治献金などの寄付についての条件や事前決裁についても定めています。

また、グループ社員に対して、贈収賄を含む汚職防止についての周知を推進しています。2014年度は、国内の連結子会社においても個別に規程を制定することをCSR目標の一つとして設定しました。海外の連結子会社に対しては、リスクベース・アプローチの観点から規程の整備を推進させることとし、中国の子会社で規程の整備・運用を開始しました。2015年度は、インドネシア及びベトナムの連結子会社において規程を制定する取り組みを進め、2016年度は、2015年度に設立されたインドの連結子会社において規程を制定しました。2017年度は、インドネシア及びタイの連結子会社において規程を制定しました。2018年度は、北米、豪州、アジア地域に所在する各現地統括子会社及びパプアニューギニアの連結子会社において規程の制定手続きを進めました。

さらに、委託業者や代理店等の新規起用、契約更新に際しては、当該委託先等が贈収賄行為をするおそれのないことを適切に確認するとともに、他社との合弁にあたっては、汚職状況を含むデュー・ディリジェンスを適切に実施しています。

なお、2018年度は、贈収賄に関する違反は0件でした。

※ 通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払い

## 公正な競争及び適正な下請取引の推進

住友林業は、公正な競争を推進するため、「独占禁止法ガイドブック」を発行し、社内WEBサイト掲載やe-ラーニングなどを通じて、独占禁止法の趣旨・概要、競合他社との接触によるカルテルリスク、心構えなどを周知しています。なお、2018年度において独占禁止法に係る違反や問題発生はありませんでした。

また、住友林業グループの事業は、多くの取引先によって支えられていることを踏まえ、毎年、下請取引の適正化推進のため、下請法や建設業法における遵守状況の一斉点検を行っています。

## 政治献金に関する考え方

住友林業グループでは、健全な政治との関係を維持するため、住友林業グループ倫理規範において、「法令に基づき、健全で透明性のある政治との関係を維持します」と定めています。また、国内外グループ会社の社員一人ひとりに配布している「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」において、政治献金については、「原則、担当部門のみが関係法令や社内規則に則って行う」こと、「やむを得ず行う場合は、十分な事前協議を担当部門と行う」ことを明記しています。

## インサイダー取引の防止

住友林業グループでは、インサイダー取引を未然に防止するために、金融商品取引法その他関連法規を遵守しています。また、インサイダー取引防止規程により、役職員によるインサイダー取引の未然防止手続き、情報の管理・開示方法の明確化等を図り、証券市場における当社の社会的信用の維持・向上を図っています。さらに、日常的にインサイダー情報に触れる可能性のある役職員が当社株式の売買等を行う場合、当社総務部長への事前確認を必須とする制度を設け、適切に運用しています。加えて、年2回、インサイダー取引防止に関する注意喚起を役職員向けに通知しているほか、「インサイダー取引防止マニュアル」を発行し、社内WEBサイトを通じて周知徹底を図っています。

なお、2018年度のインサイダー取引に関わる違反や問題発生はありませんでした。

## 反社会的勢力の排除

住友林業グループは、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することをグループの基本方針として倫理規範に定めています。総務部を対応統括部署として、警察、弁護士などの外部専門機関と連携して組織的に対応することとし、反社会的勢力に関する情報を収集し、必要に応じて注意喚起の指導を行っています。また、各都道府県の暴力団排除条例施行に伴い、当社及び国内子会社各社が第三者と締結する契約書に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことを定型化するなど、適切な対応を行っています。

2013年度からは、さらに取り組みを強化するため、すでに契約書を締結している取引先も含め、全ての取引先との間で、当該取引先だけでなく、その親会社・子会社・下請先などについても反社会的勢力でないことの表明保証の取りつけを行っています。

## 交通事故・違反の防止

住友林業グループでは、国内で業務または通勤に使用する車輌が約7,000台に及ぶことから、交通事故・違反のリスクに対応するため、安全運転管理体制のグループ標準化を推進しています。

具体的には、関連規程の整備、事故報告書式の統一、運転記録証明書※の取得などに加え、運転者及び車輌に関する基本情報（免許・違反歴・車検・保険など）を一元管理する「安全運転管理システム」を主要な子会社にも展開し、法定業務の履行や運転者の指導を適時適切に行うための体制を整備しています。

また、住友林業では、本社及び事業部門の安全運転管理担当者からなる「安全運転ワーキング」を毎月開催し、交通事故や違反発生状況を共有･分析し、防止対策の立案、啓発活動につなげています。

さらに、運転技術や経験の不足などにより事故リスクの高い新入社員に対しては、運転適性診断結果に基づき性格等が運転行動に表れる可能性、今後の運転行動について学習する研修のほか、日常点検、基本走行、スラローム走行などの実車研修を実施し、自身の運転適性を認識し、事故防止のヒントや安全運転への心構えを再確認する研修を実施しています。

※ 自動車安全運転センターが発行する違反や行政処分などの運転経歴に関する証明書

# 事業継続マネジメント

## 事業継続マネジメント体制

住友林業では、自然災害や新型インフルエンザなど企業の努力では発生の防止が極めて困難で、かつ本社機能へ重大な影響を及ぼしかねない事業中断リスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、子会社を含むリスク管理担当者で構成される「BCM小委員会※」を設置し、事業継続マネジメント体制（BCM体制）の強化及び事業継続計画（BCP）に基づいた活動を推進しています。各社は、相互の事業にとって重要なサプライチェーンであるため、グループ全体のレジリエンス（復元力）を高め、事業継続性を向上させることを念頭に課題に取り組んでいます。



BCP模擬訓練の様子

2018年度は、「BCP小委員会」を4回開催し、首都直下地震などの大規模地震発生時の、初動の重要業務の確認、各種訓練の企画・運営を行いました。

※ 国内外グループ全体のBCM体制の強化を推進し、様々な危機に対する事業継続性向上、代替拠点の拡充、災害対策本部の機能強化を図るため、BCP小委員会は、2019年4月からBCM小委員会へ改称

## 社員の安全確保・社内業務の継続

### リスク対応携行カード、安否確認・情報連絡体制

住友林業グループは、常時携行が可能な「リスク対応携行カード」を国内のグループ全社員に配布し、巨大地震などが発生した際の行動基準ならびに組織責任者の報告ルールの周知を行っています。また、通信回線の混雑・発信規制が拡大する前に、多くの安否確認情報を得られるよう、組織内の緊急連絡網に加え、気象情報と連携して起動する安否確認システムを国内のグループ各社に導入し、複数ルートによる安否確認体制を整備しています。さらに、毎年、国内のグループ各社で安否確認訓練を実施しており、2018年度の訓練には、総勢14,763名が参加しました。




リスク対応携行カード

また、災害発生直後及び復旧までの間、事業継続で不可欠となる情報連絡ツールとして、2016年10月から危機管理ポータルサイトを運用しています。同サイトからは、音声通信・交通インフラが使用不能な状況下においても、当社グループ全社員がインターネット利用環境下にあれば、会社からの通知や防災情報を確認することができます。また、事業本部、各拠点、関係会社の責任を担うメンバーなどがポータルサイト上のSNS機能を通じ情報共有も行うことができ、安否確認と合わせて情報連絡訓練も定期的に行っています。

## 防災・減災対策

住友林業グループは、巨大地震の発生による帰宅困難者の事務所滞在及び長距離の徒歩帰宅に備え、職場ごとに最低限配備すべき共通の標準防災備蓄品を定め、グループの全拠点に配備しています。特に、大量の帰宅困難者が発生すると想定されている大都市圏（首都圏・大阪市・名古屋市）の拠点では、3日間の職場滞在を想定した備蓄を行っています。

また、新たなオフィスなどの選定時には、コストや利便性だけでなく、防災･減災の観点から、本社防災責任者が関与するとともに、事務機器の転倒防止やキャスターつき複合機の移動防止対策など、オフィス内の防災・減災対策に取り組んでいます。

さらに、データ保全の観点から、データセンターとは物理的に離れた場所でデータのバックアップを取得するなどの対策を講じています。

## BCP模擬訓練

大規模地震発生直後の混乱を乗り切り、事業継続活動に早期に移行するためには、組織責任者の初動対応と状況に応じた臨機の判断が極めて重要となります。そのため、住友林業グループでは、2011年度より国内のグループ各社の組織責任者を対象に、「大規模地震対応模擬訓練」を継続的に実施しています。この訓練では、過酷な想定シナリオを題材に、即時の判断を繰り返すことによって、震災発生時の“危機”を疑似体験し、課題の“気付き”獲得を目指しています。また、同訓練時には、近接エリアのグループ各社の責任者が一堂に会するため、リスク認識を共有し、緊急時の連携強化も図っています。この訓練には、これまでに、累計550名以上が参加しています。



初動対応・救助訓練の様子

さらに、社員が本社への出社が困難な状況で、あらかじめ指定した代替拠点や社員寮、自宅などの遠隔でも、高度なセキュリティを確保しつつ、社員の給与や取引先への支払いをはじめとする重要業務を遂行できる体制を整備し、毎年、バックアップオフィス稼働確認訓練を実施しています。

2018年度は、（救急の出動が望めない深刻な地震発生時の）拠点現場でのバール等を使った救出方法や、負傷者の簡易的な優先度付け（スタート・トリアージ）、負傷者搬送方法などを習得する、初動対応･救助訓練を実施しました。

## サプライチェーンにおける事業継続強化の取り組み

住宅・建築事業においては、大災害によるサプライチェーンの寸断に備え、部材メーカーや工務店などの取引業者と施工物件の仕様や工程、現場の進捗状況などの情報を共有し、先行的な原材料の調達や製造を可能にすることで、事業中断リスクの低減に取り組んでいます。

今後は、サプライヤーにおいて地震等の天災や火災等の事故が発生した場合、サプライヤーから当社への災害状況の報告方法と履歴管理についてのシステム化を検討しており、事業中断リスクのさらなる低減に取り組んでいく予定です。

また、建材資材などの調達先については、取引継続の判断のために毎年実施しているサプライヤー評価に、被災時の代替供給ルートの確保体制など、事業継続性の項目を加えて審査しています。

## お客様へのサービスの維持

東京・福岡にコールセンターを設置し、24時間アフターサービスを受け付けしています。

また、災害で一方のセンターが被災した場合、もう一方のセンターが機能をバックアップするしくみを構築しています。災害対策システムにより各拠点の情報を一元管理することで、全国のオーナーの被災状況を共有し、災害や補修などの依頼に迅速に対応できるように取り組んでいます。

# 責任ある広告・宣伝

## 基本的な考え方

住友林業グループでは、「住友林業グループ倫理規範」に則り、著作権法、商標法、宅地建物取引業法、景品表示法などの関連法規遵守はもちろんのこと、様々なステークホルダーの視点を考慮し誤解や不快感を起こさない、正確で節度ある広告・宣伝を行っています。

## 法律・基準・規範の遵守の体制

住友林業は、法律・基準・規範遵守を徹底するため、コーポレート・コミュニケーション部、総務部法務グループ、知的財産室が連携して、必要に応じて広告の内容を確認・検証できる体制を整えています。

住友林業では、2018年度広告宣伝における各種法令への違反はありませんでした。また、関係部署と国内グループ会社の広告担当者を委員とする「ブランドコミュニケーション委員会」を毎月開催し、違反防止のための勉強会を開催し、知識向上に努めています。これらの取り組みを通じて事前確認を徹底し、不確実な情報発信により誤解を招くことのないよう努めています。

## 社内リテラシー向上の取り組み

2018年度においては、ブランドコミュニケーション委員会の中で、個人情報保護法、著作権法に関する勉強会を実施し、広告・表示に関連する法律の内容把握と発生しやすい違反などについての注意喚起を行いました。

また、別途、四半期に一度WEB意見交換会を開催。WEBサイト管理のためのガイドラインを作成し、関係部署と国内グループ各社のWEBサイト担当に対して、個人情報の取り扱いなど、情報セキュリティ面についての説明・指導も行いました。



ブランドコミュニケーション委員会

# 情報セキュリティ

## 情報セキュリティ方針

住友林業グループは、情報システムの機密性・完全性・可用性を確保するため、ルール面と技術面を相互補完させながら、セキュリティレベルを向上させています。特にお客様情報の保護については、最重要課題の一つであるとの認識のもと、ルールの周知に向けた社員教育を継続するとともに、周知度の検証を行っています。

ルール面では、国内のグループ会社を対象とする「住友林業グループ情報資産保護ガイドライン」を定めると同時に、このガイドラインに基づくチェックリストを作成。グループ各社の情報システム担当部門の責任者が情報セキュリティレベルの確認を毎年行っています。また、海外のグループ会社を対象とするガイドラインも、2012年度に策定しました。

情報セキュリティに関する教育については、社内WEBサイトが利用できるグループ全社員（派遣社員・アルバイトを含む）にe-ラーニングの受講を毎年義務付けています。

一方、技術面に関しては、社外へ持ち出すパソコンに対する起動時の「暗号化」や、パソコンからのデータの書き出しを制限するしくみを導入しています。

### お客様のプライバシー保護（個人情報保護）

住友林業は、個人情報保護のために、個人情報保護方針や個人情報保護規程などの社内規程を整備している他、総務担当執行役員を「個人情報保護最高責任者」、各組織の長を「個人情報保護店部責任者」に任命し、各店部に「個人情報管理統轄者」を置くなど、本社から各事業所に至る保護体制を敷いています。

また、個人情報の取り扱いに関する相談窓口として、お客様相談室内に、「個人情報相談窓口」を設置。さらに、各組織の長・総務責任者などに対する集合研修、社員全員に対するe-ラーニング研修などの社員教育、ならびに業務委託先に対する意識啓発を行い、個人情報漏えい事故の防止に努めています。e-ラーニング研修については、国内グループ各社社員も必須で受講しています。

▸ 個人情報保護方針

## 情報セキュリティ管理体制

住友林業グループは、統括責任者であるITソリューション担当執行役員のもと、ITソリューション部長が、規程類の策定・管理、技術的対策の立案・実施、社員に対する教育・訓練、事故発生時の調査・対策などの情報セキュリティ施策を推進しています。

また、各部門の責任者は「情報セキュリティ推進責任者」として自部門の業務遂行を指導・管理しており、各部門に実務責任者である「情報セキュリティ推進担当者」を配置しています。

さらに、国内グループ会社の情報システム担当部門の責任者が参加する「関係会社IT担当者会議」を定期的に開催し、ガイドラインの内容の確認やセキュリティシステムの導入を推進しています。

## 情報セキュリティ強化の取り組み

昨今、多発する個人情報漏えい事故や、標的型メール攻撃など、情報セキュリティに対する脅威が増していることから、2018年度も引き続きセキュリティ強化に対する投資を行い、多層防御の体制を構築しセキュリティ強化を図りました。合わせて、全従業員に対し、標的型メール攻撃訓練を実施しました。

また、2016年5月より、住友林業情報システム株式会社に設置した情報セキュリティ室を中心に、サイバー攻撃に関する案件を中心とした社員からの相談対応の強化、従業者に対するセキュリティ教育の強化を行っています。

# 知的財産管理

## 知的財産管理方針

特許権や商標権等の知的財産権の適切な保全・活用が事業競争力に大きな影響を与え、また、知的財産権侵害等の不法行為が企業経営の重大なリスクの一つとなっています。住友林業グループは、事業競争力の維持・向上のために、事業の特性に応じて知的財産を適時に、権利保全し、あるいは必要に応じて他者と協議するなど、知的財産権の適切な管理に努めています。

## 知的財産管理体制

住友林業は、知的財産管理の責任部署として「知的財産室」を設置しており、弁理士資格を持つ社員も在籍しています。知的財産室では、社員を対象とした知的財産に関する知識・行動の教育、知的財産権の侵害・被侵害に関する法律相談、知的財産に関する各種契約締結の支援、筑波研究所・事業部門における知的財産の創出支援、創出された知的財産の出願・権利保全などを行っています。

## 知的財産教育

コンプライアンス・リスクマネジメントの観点から、知的財産の扱いに関する正しい知識や基本行動を体系的に身につけてもらうことを目的に、対象部門や内容を整理した体系的なプログラムに基づいて知的財産教育を実施しています。2018年度は、筑波研究所、事業部門と関係会社の研究開発担当・営業企画担当の社員を対象に、知的財産研修を11回実施し、コンプライアンスとリスク管理の徹底を図りました。

また、住友林業グループ社員全員が利用可能なe-ラーニングサイトにおいて、コンプライアンス面に重点を置いた知的財産に関する講座を掲載し、社員が常に受講可能な環境を整えています。本講座は、必須受講講座として、住友林業グループ社員全員が毎年受講することになっています。

# 株主還元とIR活動

近年、機関投資家による企業評価のあり方が見直されてきています。その中で重視されているのが、エンゲージメント（目的を持った対話）です。企業価値向上に向けた戦略や取り組みについて、企業と株主・投資家との対話機会が増えています。日本国内でも、日本版スチュワードシップ・コードの制定以降、より幅広くエンゲージメントを推進する動きが広がってきています。

住友林業グループも、企業価値への適切な評価や市場からの信頼獲得という観点から、エンゲージメントを重要視しています。非財務面も含めた幅広い情報を迅速かつ透明性を持って開示することで、経営方針や事業計画への理解を得ながら、重要なステークホルダーである投資家の意見や要望を経営陣に適時フィードバックし、持続的成長への施策につなげていきます。

## 株主への利益還元

### 利益還元・内部留保に関する基本方針

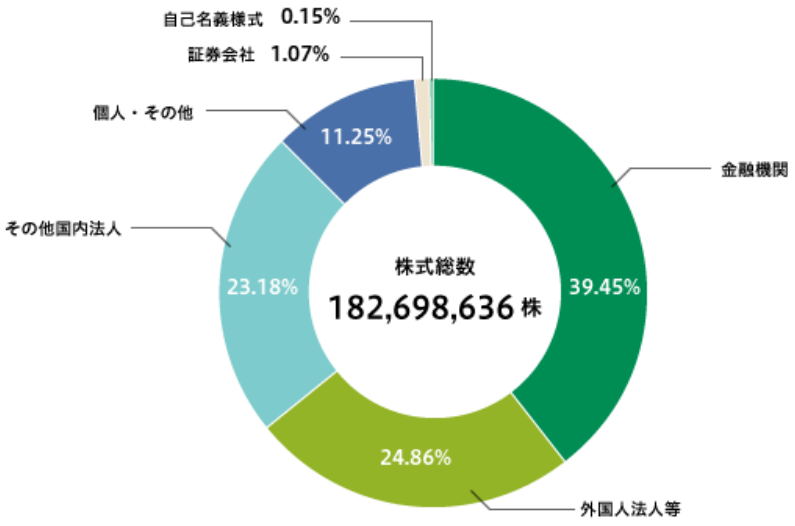
住友林業は、株主への利益還元を最重要課題の一つと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としています。

今後においても、内部留保金を長期的な企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動に有効に活用することで、自己資本利益率（ROE）の向上と自己資本の充実を図るとともに、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フローなどのバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じ、適正な水準での利益還元を行っていきます。

### 2018年度の配当状況

2018年度（2019年3月期）は、期末配当金を1株あたり20円とし、中間配当金1株あたり20円と合わせて、通期1株あたり40円の配当としました。

**株主分布（所有者別）（2019年3月末時点）**




※ 所有者別分布状況は、表示単価未満を切り捨てて表示

# 情報開示・コミュニケーション

## 情報開示・コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、経営の透明性を高めるために積極的な情報開示を行っています。

毎年6月開催の株主総会では、わかりやすい報告・説明に努め、WEBサイトでは決算短信・ファクトブック・決算概要説明資料といった決算関連情報や住宅事業に関する月次受注情報など、豊富なIR情報を和文版・英文版にて開示しています。また、CSRの取り組みについては、和文版・英文版をWEBサイトにて開示しています。

2017年度より、当社グループの企業価値向上に関する取り組みについて財務情報とESGに関連する非財務の両面から情報発信を強化すべく、「統合報告書」を発行しています。「統合報告書」以外にも「株主のみなさまへ（事業活動のご報告）」の他、「定時株主総会招集通知」も和文版・英文版を冊子及びWEBサイトで開示するなど、積極的な情報発信に努めています。

▸ IR関連資料（IR情報へリンク）




「統合報告書2018」




「株主のみなさまへ
（2019年3月期末）」

## 株主・投資家との双方向コミュニケーション

▸ IR基本方針

### 株主総会

住友林業は、毎年6月に定時株主総会を開催しています。開催にあたっては、招集通知（和文版・英文版）の法規に先だつ早期発送やWEBサイトでの開示、株主総会集中日の開催回避、インターネット・携帯電話での議決権行使への対応などを通じて、より多くの株主にご参加いただき、議決権を行使していただけるよう努めています。

### 個別ミーティング

四半期ごとの決算発表後には、証券アナリストや機関投資家との個別ミーティングを開催しており、2018年度は国内・海外で合計183社と面談を実施しました。その他、スモールミーティングや現場説明会なども適宜開催していきます。

### 個人投資家向け説明会

個人投資家向け説明会を定期的に実施しています。2018年度は大阪、東京で行い、多くの個人投資家の皆様にご参加いただきました。説明会では、住友林業グループの事業内容に加え、グループの成長戦略を説明するほか、会場内に展示ブースを設け、希望する個人投資家に向けて住友林業グループが展開する戸建注文住宅・賃貸住宅・リフォーム・有料老人ホームなどの紹介を行いました。

### 海外機関投資家・株主向けIR活動

海外の機関投資家・株主の皆様に対しては、決算関連資料の英語版の配信などを行っている他、2018年度は、経営陣が欧州、北米の機関投資家・株主を訪問。業績や事業戦略などを説明するとともに、意見交換を行いました。

さらに、国内外で開催されるカンファレンスにも参加し、より多くの対話機会を持ちました。

### グリーンボンドの発行

住友林業グループでは、全ての活動において地球環境を意識した取り組みを推進しています。その一つとして、住友林業はグリーンボンド原則に則し、かつ大手評価機関よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得した転換社債型新株予約権付社債（以下、「グリーンCB」）を2018年9月に100億円発行しました。これは、2016年度のニュージーランド山林資産の取得により減少した手元資金のリファイナンスを行うことが目的です。こうしたグリーンCBの発行は世界で初めての事例であり、この先進的な取り組みが高く評価され、Climate Bonds Initiativeが主催する「第4回Green Bond Pioneer Awards」 の「New Products」部門を受賞しました。「Green Bond Pioneer Awards」を受賞するのは日本企業で初めてとなります。グリーンCBを発行することで国内外におけるESG投資市場の活性化と裾野の拡大にも貢献します。

- 評価機関Vigeo Eirisによるセカンド・パーティ・オピニオン

# 事業を通じた貢献

事業の全体像と影響の範囲

住宅・建築事業

流通事業

製造事業

森林経営

環境エネルギー事業

超高齢社会に応える事業

## 事業の全体像と影響の範囲

私たち住友林業グループは、「木」を軸とした様々な事業活動に取り組んでいます。

創業以来320余年にわたって蓄積してきた木に関する技術やノウハウに加え、お客様とのつながりや国内外のネットワーク、培ってきたブランド力といった当社グループ独自の強みを持っています。これらの強みに基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。

### バリューチェーン

| 森林経営 | 流通 | 製造 | 住宅・建築 | その他 |
|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |
| ● 苗木栽培<br>● 地拵<br>● 植栽<br>● 育林<br>● 伐採<br>● 搬出 | ● 合法性／持続可能性確認<br>● 調達<br>● 出荷／販売<br>● 納品 | ● 商品開発<br>● 原材料調達<br>● 製造<br>● 納品 | ● 営業／商品開発<br>● 設計<br>● 資材調達<br>● 施工<br>● アフターサポート | ● 調達<br>● 燃料生産<br>● 発電<br>● 販売<br>※ エネルギー事業の場合 |
| ● 持続可能な森林経営<br>● 国内森林資源の保全と活用<br>● 海外における森林管理<br>● 山林事業における労働安全衛生<br>● コンサルタント事業<br>● 社会貢献型植林活動 | ● 調達における取り組み<br>● 販売における取り組み | ● 調達における取り組み<br>● 製品安全及び品質管理<br>● 労働安全衛生 | ● 調達における取り組み<br>● 製品の安全・品質管理<br>● 持続可能な社会の実現に貢献する住宅づくり<br>● 施工現場における安全衛生<br>● 施工現場における環境配慮<br>● お客様とのコミュニケーション<br>● 木化事業<br>● 緑化による環境都市への貢献 | ● 環境エネルギー事業<br>● 超高齢社会に応える事業 |

## 関連するステークホルダー

- お客様
- 業界／同業他社
- 国際社会／地域社会
- 取引先
- NPO／NGO
- 社員／その家族
- 政府／監督官庁
- 地球環境

## 関連する重要課題※

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ● 重要課題1<br>＞環境共生社会<br>● 重要課題3<br>＞低炭素社会<br>● 重要課題4<br>＞労働安全衛生の強化<br>● 重要課題5<br>＞リスク管理体制の強化 | ● 重要課題1<br>＞環境共生社会<br>● 重要課題3<br>＞低炭素社会<br>● 重要課題5<br>＞リスク管理体制の強化 | ● 重要課題1<br>＞環境共生社会<br>● 重要課題3<br>＞低炭素社会<br>● 重要課題3<br>＞循環型社会<br>● 重要課題4<br>＞労働安全衛生の強化<br>● 重要課題5<br>＞リスク管理体制の強化 | ● 重要課題1<br>＞環境共生社会<br>● 重要課題2<br>＞安全・品質の向上<br>● 重要課題2<br>＞お客様とのコミュニケーションの向上<br>● 重要課題3<br>＞循環型社会<br>● 重要課題3<br>＞低炭素社会<br>● 重要課題4<br>＞労働安全衛生の強化<br>● 重要課題5<br>＞リスク管理体制の強化 | ● 重要課題3<br>＞低炭素社会<br>● 重要課題5<br>＞リスク管理体制の強化 |

## 関連するSDGs







※ 重要課題とは、経済・環境・社会情勢を踏まえ、住友林業グループが特定したCSR重要課題です。

▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

# 住宅・建築事業

## 住宅・建築事業におけるバリューチェーン



### 営業・商品開発

住友林業グループの住宅・建築物は、ほとんどが1棟1棟お客様のご希望にあわせ設計する注文住宅であり、お客様からのご要望を伺い、最適な暮らしの提案を行っています。お客様のニーズを的確に把握するために、スタッフ一人ひとりの知見を深めるとともに、展示場やショールームなどを活用しコミュニケーション機会を多く設け、VR（バーチャルリアリティー）システムを導入するなど、住まいのイメージを視覚化し分かりやすい提案を行っています。
商品開発にあたっては耐震・耐火・断熱性能、ユニバーサルデザインなど、様々な面から住宅の性能向上を追求しています。

**関連する社会課題**

営業では、お客様へ適切な情報提供を徹底できるかが課題となります。安全性に関するデータや、環境配慮住宅の性能や魅力などを適切に伝え、納得いただける提案をすることが求められています。

**関連するCSR取り組み**

- お客様とのコミュニケーション



### 設計

住友林業グループは、住宅設計段階で安全性や耐久性、環境負荷などを十分に検討し、長寿命で高品質な住宅を提供しています。これまでにZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やBF構法などの開発を通じて、高い長期優良住宅認定取得率を維持しています。

**関連する社会課題**

特に設計段階の取り組みで関連する社会課題テーマは「安全」や「環境」です。安心・安全の住まいを提供するとともに、気候変動をはじめとする地球環境への配慮を怠りません。

**関連するCSR取り組み**

- 製品の安全・品質管理
- 持続可能な社会の実現に貢献する住宅づくり
- 木化事業



## 資材調達

住宅・建築事業では、木材やコンクリートから、キッチン・トイレなどの住宅設備まで幅広い資材の調達を行います。例えば、同事業だけで年間約25万$m^3$の木材を調達・利用しており、公正かつ責任ある調達行動を進めることが当社の社会的責任であると考えています。

**関連する社会課題**

住宅・建築事業の調達行動では、取引先だけでなく、その上流における労働環境や自然環境についても当社グループの責任範囲となると考えています。そのため、国内外の人権や環境課題などを幅広く留意しています。

**関連するCSR取り組み**

- 調達における取り組み



## 施工

住宅の施工にあたっては、安全性に配慮しつつ、お客様に期日通りの引渡しをするために日々丁寧かつ効率的な作業を行っています。そのために施工業者への安全研修や環境教育を徹底し、会社の方針・施策が現場で確実に実行できる体制づくりを進めています。

**関連する社会課題**

施工現場では様々な危険・労働災害が想定されます。様々な施工業者と協力する中で「安全第一」の意識を徹底し、その実現に取り組んでいます。また廃棄物削減や、騒音・振動など近隣への配慮・対策にも取り組んでいます。

**関連するCSR取り組み**

- 施工現場における安全衛生
- 施工現場における環境配慮
- 緑化による環境都市への貢献



## アフターサポート

住友林業グループでは、アフターサポートに力を入れることで、長く住み続けられる住宅を提供していくことを目指しています。そのために、住宅の引渡し後25年にわたる定期点検の実施や顧客満足度調査の実施、コールセンターの設置などを行っています。

### 関連する社会課題

私たちは、住宅メーカーとして、住宅の引渡し後も製品（住宅）に対する責任があると考えています。製品責任には、長期にわたる安全性や環境性能の保証だけでなく、長く住み続けるためのメンテナンスに対する責任も含まれていると認識しています。

### 関連するCSR取り組み

▸ お客様とのコミュニケーション

# 調達における取り組み

## 基本的な考え方

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施してきました。

2015年7月には木材以外の建築資材などの調達も含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂し、現在はこの方針に基づき経済・社会・環境に配慮した責任ある調達活動を行っています。

▸ 住友林業グループ調達方針

## グリーン調達・CSR調達

住友林業グループは、2002年に「グリーン調達ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは「仕入先企業の環境への取り組み姿勢（企業活動評価）」と「商品がそのライフサイクルの中で環境に与える負荷の大きさ（商品評価）」の2つの側面から商品調達の基準を定めています。

2013年には「グリーン調達ガイドライン」を改訂し、「企業活動評価」に労働安全衛生や人権への配慮などCSRの取り組み状況を確認する項目を追加しました。

▸ グリーン調達ガイドライン（抜粋）

## 責任ある資材調達における環境配慮・合法性確認

住友林業グループの住宅・建築事業における資材は、「住友林業グループグリーン調達ガイドライン」に則って調達しています。

新規資材採用時や資材改定時には、資材の仕様・規格や品質基準を定めた「製品仕様書」とともに、「グリーン調達調査票」及び「廃棄方法確認書（製品、梱包）」を作成します。「グリーン調達調査票」では、新規部材採用時にVOC（揮発性有機化合物）の発生がないことや、防虫剤等の使用においては認定薬剤を使用していることを確認しています。木材を使用した資材についてはクリーンウッド法に基づいて調達した木材の合法証明書等を確認します。「廃棄方法確認書（製品、梱包）」では、端材の分類、処理法、処理施設等を確認します。

各書類は2部作成し、当社とサプライヤーそれぞれで保管するようにしています。

▸ 住友林業グループにおける森林認証取得状況／CoC（シーオーシー）認証

## 調達先とのコミュニケーション／取引先評価

全国各地に建築現場を持つ住宅・建築事業は、多くの取引先との協力が不可欠です。住友林業グループの品質向上や環境保護の考えを共有するためにも緊密なコミュニケーションが重要だと考えています。

### 住宅・建築事業本部の取引先との主なコミュニケーション活動

| 名称・規模 | 内容 |
|---|---|
| 「サプライヤー評価基準書」による評価とフィードバック<br>実施率：100%（2018年） | 住宅・建築事業での資材供給先（現場備品メーカー、プレカット工場、建材納材店、サッシセンターを除くサプライヤー）に対し、資材の種類ごとに、毎年、企業内容や品質、価格、納期、環境対応、サービス等の項目を評価し、取引内容の改善に役立てられるように評価結果をフィードバックしています。2018年度のフィードバック実施状況は、235件実施し実施率100%でした。また、評価の一環として、定期的にサプライヤーの工場監査を実施しています。2018年度は、153件の工場監査を実施しました。資材の性能品質が担保されることなく損なわれた状態で建物が建築された場合、人や建物への様々な影響リスクが発生することになるため、当社では、調達する資材が当社の要求品質どおりに製造されているかどうか等、品質管理に主眼を置いた工場監査手法を策定しました。 |

## 木材及び木材製品における持続可能性への取り組み

住友林業グループでは、「調達方針」の中で特に木材について「持続可能な木材および木材製品の調達」を掲げています。木材の合法性確認や人権、労働安全衛生および生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達を実践するため、「木材調達委員会」を設け、木材調達に関するデューディリジェンスを行っています。住宅・建築事業本部の資材開発部も「木材調達委員会」のメンバーとして出席しています。

2019年5月に公表した中期経営計画サステナビリティ編では、新たに「持続可能な木材および木材製品の調達100%」を目標に掲げ、2021年度までの取り組みを開始しています。

## 責任ある資材調達

資材調達にあたっては、品質や価格、納期に留まらず、資材供給先の環境や社会面などCSR側面の取り組みについても確認し、サプライチェーンを通じて持続可能な調達の取り組みを行うことが求められるようになってきました。

2019年5月に公表した中期経営計画サステナビリティ編では、「サステナビリティ調達調査」の年度ごとの実施を掲げ、人権、労働安全衛生、生物多様性保全、木材の持続可能性などより拡充した目標を評価していきます。

2021年度までに、90%以上（仕入高ベース）の取引先に対し調査を実施する計画です。

## 住宅商品における国産材の積極利用

住友林業の家は、主にBF（ビッグフレーム）構法、及びMB（マルチバランス）構法による住宅です。この2つの構法における構造材及び羽柄材の国産材比率の向上に努め、2018年度までにそれぞれ50%、71%となりました。

▸ （第三者保証マーク）について

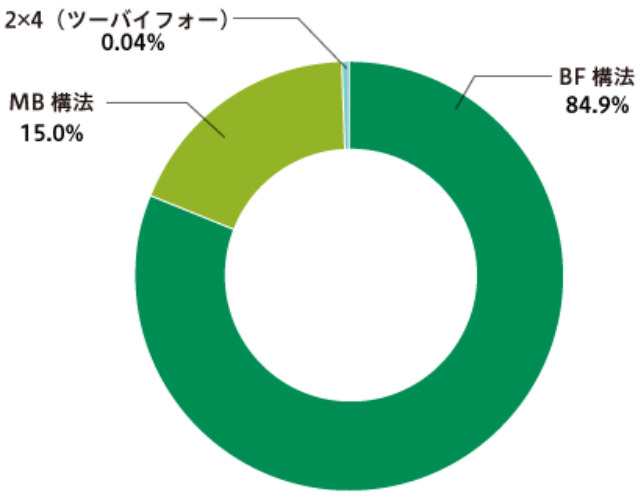
MB構法1棟あたりの構造材・羽柄材の国産材比率 2018年度

**71%**

BF構法1棟あたりの構造材・羽柄材の国産材比率 2018年度

**50%**

### 2018年度 注文戸建住宅完工棟数割合



# 製品の安全・品質管理

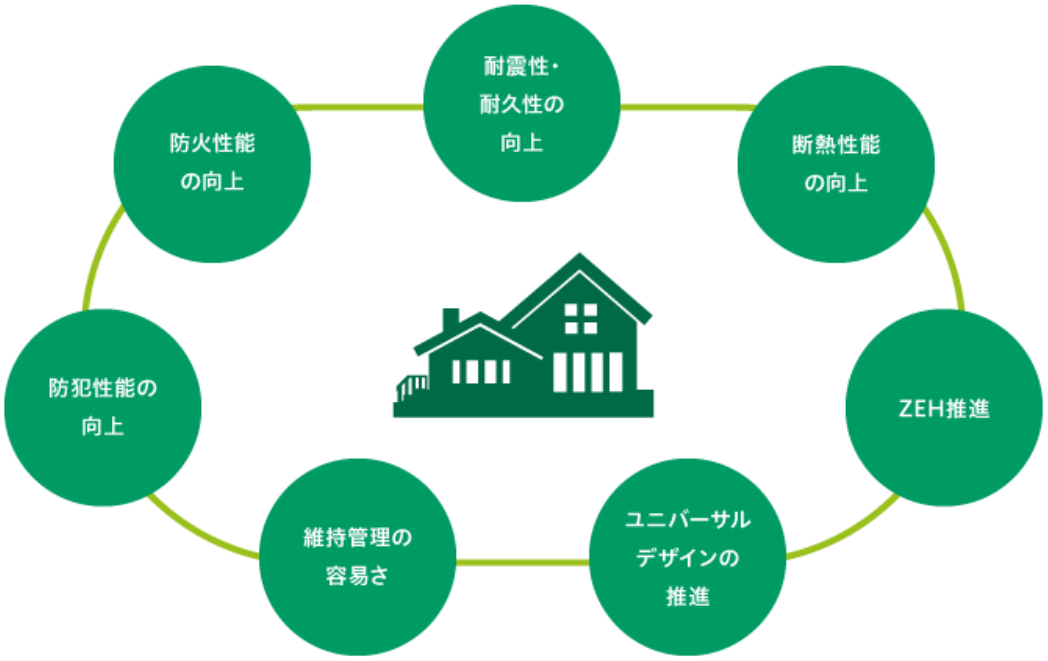
## 基本的な考え方

住友林業では、「社会的資産」となる高品質で長寿命な住宅を普及させることが、豊かな社会づくりのために重要な役割であると考えています。こうした考えの下、住宅・建築事業においては「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が2009年6月に施行されたことを機に、2009年度に製品安全・品質管理に関する基本方針を策定しました。

### 住宅・建築事業の製品安全・品質管理に関する基本方針

- 安心して住むことができる建物の基本性能の向上
- ライフスタイルの変化に応じて住まいを楽しむことができる空間の可変性の向上
- 長期にわたる維持管理をサポートするメンテナンスプログラムの充実
- 現場不具合情報の把握と迅速な対処方法の情報共有

住友林業は、耐震性・耐久性・断熱性能の向上、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やユニバーサルデザインの推進、維持管理の容易さ、防犯性能・防火性能の向上など、様々な面から住宅の性能を高めることで、お客様が長く安心・快適に暮らせる住まいを提供しています。



## 設計性能評価

お客様の安心・安全、そして資産価値向上につなげるために、住宅性能表示制度※1の利用を積極的に推進しています。2018年度における住宅性能表示制度の実施率※2は、設計性能評価で99.0%、建設性能評価で98.4%となり、長期優良住宅の認定取得率は93.8%となりました。

※1 お客様が客観的に住宅の品質・性能を判断できるよう、第三者機関が設計時の「設計性能評価」と建設完了時の「建設性能評価」を提供するしくみ

※2 住宅・建築事業本部における増改築を含む戸建住宅の全着工棟数に対する申請数比率（2018年4月1日～2019年3月31日の設計・建設性能評価申請が対象）

### 住宅性能表示制度の実施率

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 設計性能評価※ | 97.7% | 98.6% | 98.8% | 98.9% | 99.0% |
| 建設性能評価 | 94.9% | 97.3% | 97.8% | 97.9% | 98.4% |

※ 設計性能評価について、2014年度までは、期中の「着工棟数」に対する期中の「設計性能評価取得数（期中に着工しなかった物件を含む）」の割合としていたが、2015年度以降は、期中の「着工棟数」に対する「着工した物件における設計性能評価取得数」の割合とした

## 長期優良住宅認定

住友林業では、「住友林業の家」の標準仕様として、「長期優良住宅※1」の認定条件※2を全て最高等級（「住宅性能表示制度」の評価を適用）でクリアすることを設定しています。商品開発から施工、アフターサポートに至る製品安全・品質管理体制を確立することで、高品質でトータルバランスに優れた住まいを提供しています。

※1 ストック型社会の実現に貢献する住宅の普及を目的にした国土交通省が定める長寿命住宅の認定制度

※2 戸建住宅では住宅性能表示制度に基づき、耐久性、耐震性、メンテナンス性、省エネルギー性などを評価

### 長期優良住宅認定取得率

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 長期優良住宅認定取得率 | 91.2% | 92.7% | 93.3% | 93.3% | 93.8% |

### 長期優良住宅の基準と「住友林業の家」の標準性能

| 認定の種別 | | 認定の条件 | 住友林業の家の標準性能 |
|---|---|---|---|
| 耐久性 | 長持ちする家であること | 劣化対策等級 3<br>定期的な点検を可能とする措置 | 最高等級 3 に対応 |
| 耐震性 | 地震に強い家であること | 耐震等級 2 以上 | 最高等級 3 に対応 |
| メンテナンス性 | メンテナンスしやすい家であること | 維持管理対策等級 3 | 最高等級 3 に対応 |
| 省エネルギー性 | 省エネな家であること | 断熱等性能等級 4 | 最高等級 4 に対応 |

※ 等級の数字が大きくなるほど評価は高くなる

## 製品安全・品質管理のしくみ

### 商品開発

- 消費者ニーズやオーナーアンケートを基に、新たな技術や部材、住宅商品、ライフスタイル提案などを開発
- 住宅・建築事業本部と筑波研究所が共同で実証棟実験や試作品検証を行い、保証内容に至るまでお客様の声を活かした商品づくりを推進

### 設計

- 契約時と実施設計段階において、独自システムを使用して意匠・構造をチェック



専属の設計士が担当

### 資材調達

- 全ての資材について毎月1回実施する「部材採用会議」でデザインレビューを実施。筑波研究所と部材採用会議が定めた採用基準・品質基準をクリアしていることを部材ごとに確認
- 部材採用会議にて認可し、実際に現場で使用後（約2年後をめどに）、再度デザインレビューを行い、計画通りの出荷数量かどうか、品質面で不具合がないかどうかを確認

### 施工

- 独自の現場管理システムによって、各建物の施工情報、工程管理、品質管理、安全管理の最新情報を一元的に管理・共有
- 基礎・構造・木工事完了・竣工など各現場作業者、協力施工業者管理者、工事監理者が、工事現場においてチェックポイントを検査し、施工管理記録書によって検査管理を実施。さらに、検査・管理状況を本部検査部門がチェック



施工管理

### アフターサポート

- 住宅の引渡し後25年間の無償定期点検を実施。30年目からは10年ごとの有償点検により、大切な住まいを長持ちさせるため、60年間にわたってサポート
- リフォームを含むメンテナンス提案、メンテナンス履歴管理などを通じてお客様をサポートする「60年メンテナンスプログラム」を構築



定期点検

## リフォーム

- 耐震補強などに使用するオリジナル部材は筑波研究所で性能や信頼性を検証。さらに、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得することで、「耐震改修」の促進を図る。

## リノベーション

- 住宅の耐震性や劣化状況を診断するため、建設当時の設計図書を確認し、構造審査や鉄筋確認、コンクリート強度測定などの検査を第三者調査機関と連携して実施。検査結果に基づき、適切な大規模修繕工事を行うことで、建物の長寿命化を図るとともに、販売時に検査結果・工事内容を全て開示。
- 独自の保証書発行、「あんしん既存住宅売買瑕疵（かし）保険」の付保、引渡し後1年目の定期巡回など、サポート体制を整備。



リノベーション中



リノベーション後

## 耐震住宅

阪神・淡路大震災、東日本大震災、近年では熊本でも大きな地震が発生し、甚大な被害をもたらしました。また、南海トラフでの大地震も予測されるなど木造住宅の耐震化への需要は年々増してきています。

お客様の耐震化へのニーズにお応えするために、住友林業ホームテックでは高強度・高施工性があり、さらに建物の断熱性能などの諸性能を損なわずに耐震化ができるオリジナル工法を開発しています。

### 「K型筋かい」「RGSパネル」の開発

「K型筋かい（筋かいパネル）」本耐力壁は、厚み24mmの構造用合板を用い、厚み75mmのグラスウール断熱材を納めることが可能です。軽量であるため施工性も良く、本工法は、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得しています（標準タイプの壁基準耐力6.0KN/m²）。

「リフォーム向けGSパネル（RGSパネル）」は、左右に分けたパネル（厚24mmの構造用合板）の縦接合部に、高剛性・高減衰ゴムを挟んだ特殊金物で接合したパネルを設置し、変形を抑える耐震壁とする工法です。さらに施工性を向上させるためにパネルは上下にも分けられるようにしています。本工法は、一般財団法人日本建築防災協会の技術評価を取得しています（壁基準耐力6.1KN/m²）。

今後は、建物が大地震を受けたときにできる限り損傷を軽減させる、新しい制震装置を開発する予定です。



RGSパネル

## BF構法

住友林業では、2005年2月に3階建て商品として「BF（ビッグフレーム）構法」の販売を開始し、2009年10月には2階建て商品、2015年4月に4階建てが可能な耐火仕様商品に展開しています。その後、お客様の災害などに対する意識向上から、さらに進化を遂げて高い耐震性を強みとしてきたBF構法が顧客ニーズとマッチし、今では住友林業の主力商品となっています。

高層ビルにも用いられるラーメン構造を、木造住宅において日本で初めて木質梁勝ちラーメン構造として実現したのが、住友林業オリジナルのBF構法です。

ラーメン構造は、柱と梁を強固に一体化する剛接合により、地震や風といった横からの力に抵抗する構造です。BF構法では一般的な105mm角の柱の約5本分に相当する560mm幅の大断面集成柱「ビッグコラム」と、構造材に埋め込まれ、金属相互の接合による「メタルタッチ接合」の組み合わせにより、堅固なラーメン構造を実現しています。

ビッグコラムは「メタルタッチ接合」により梁や基礎が強固に接合され、壁倍率22.4（倍/m）相当の許容水平力を発揮。耐震性を確保しながら、大空間・大開口を両立することができます。

また、オリジナル技術を様々に展開・応用することで、さらに多彩な設計条件への対応を可能とします。接合金物を2倍にした「ツインボルトコラム（壁倍率33.6倍/m相当）」やビッグコラムを2本重ねて配置した「ダブルビッグコラム（壁倍率44.8倍/m相当）」により制約の多い土地でも間取りの自由度が高まり、開放感が広がります。さらに、大スパン梁「プレストレストティンバー梁」により複数台駐車可能のビルトインガレージや大空間のリビングの実現、併用住宅など設計自由度が高まります。

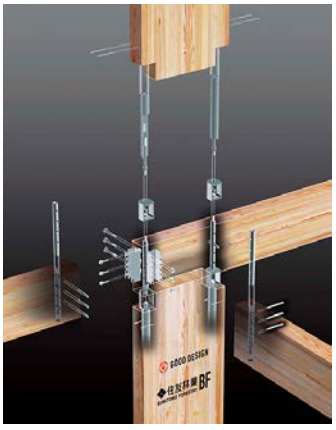
住友林業ではBF構法の構造躯体（くたい）とともに、実物大の検証モデルで振動実験を行い、万一の大地震を想定した耐震性能を検証しています。

BF構法の3階建て実物大の検証モデルでは、東日本大震災と同等の最大加速度2,699galの揺れ（阪神・淡路大震災の3.3倍の揺れ）にも耐え抜き、巨大地震への強さを実証しました。さらに、東日本大震災の震度7を2回、阪神・淡路大震災の震度7を20回、合計22回加振するという過酷な実験にもねばり強さを発揮。さらに、巨大地震と強い余震が繰り返し発生することも想定し、合計246回の加振を実施。震度4から6弱、そして震度7という厳しい加振の繰り返しにも、構造躯体の耐震性が維持され続けることが確認されています。

このように、BF構法は安心感をもたらす強靭な構造と、気持ちよい広々とした空間を可能にする設計の自由度で、お客様のニーズにお応えします。




一般的な柱の5倍以上の幅をもつ強靭なビッグコラム




金属相互の接合「メタルタッチ接合」により堅固なラーメン構造を実現

## ユニバーサルデザインの推進

住友林業では、住む方の安全性を高めるための取り組みとして、業界に先駆けて引き戸や開き戸といった全ての室内建具にソフトクローザーを設置しています。また、居室やホールまわりの内壁出隅部、腰壁出隅部をR形状の仕様とするとともに、フロアに段差をつくらないオールフラット化を標準仕様にしています。将来的に車いすや介助が必要となる場合を想定し、介助用車いすが使用できる780mmの廊下幅を標準仕様とし、玄関へのスロープやホームエレベーターの設置など、自由設計によりお客様の要望に柔軟に対応しています。

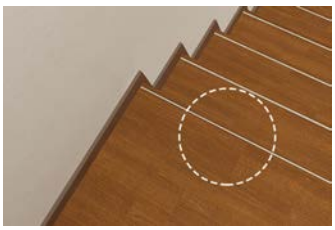
さらに、室内と段差の無いルーフバルコニーや、ヒートショックやハウスダストを軽減し温度差の無い快適な空間を実現する全館空調システム「エアドリームハイブリッド」、住友林業ならではの木質内装と間接照明による眠りに適した室内環境で睡眠改善効果をもたらす快適な寝室空間など、様々なお客様のニーズにお応えできるような住まいのデザインに力を入れています。



安全性に配慮したRラインの框（かまち）



通常の框



段差の視認性を高めた階段。2012年度キッズデザイン賞受賞



通常の階段

# 持続可能な社会の実現に貢献する住宅づくり

## 基本的な考え方

日本の住宅政策は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等、環境商品の搭載誘導や長期優良の資産となる住宅を推奨しています。

住友林業では、ZEH仕様の住宅を推奨することで、各家庭の年間の一次エネルギー消費量を減らす他、災害に強く、一年を通じて快適にお住まいいただける住空間を提供しています。

お客様のそれぞれのニーズに合った環境にやさしい住宅を提供し、持続可能な社会に貢献しています。

## ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の推進

日本における家庭部門の$CO_2$排出量は増加傾向に歯止めはかかったものの、依然高い水準にあります。国は、2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」等において、「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の過半数をZEHにすることを目指す」旨の政策目標を打ち出しました。ZEHとは、高い断熱性能、省エネ設備機器、そして太陽光発電システム等の「創エネルギー」設備を組み合わせることで、年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ以下となる住宅です。

住友林業は従来より、再生可能な自然資源であり、成長の過程で$CO_2$を吸収・蓄積する「木」を主要構造材に使用するとともに、風や太陽など自然の恵みを活かす当社独自の設計手法「涼温房（りょうおんぼう）」を取り入れ、一年を通して快適に暮らせる住まいを提供してきました。こうした「木の特性・自然の恵み」を活かすノウハウと、断熱性能の向上や省エネ設備の導入など「エネルギー消費を減らす」技術、創エネ・蓄エネ機器やHEMS※1など「エネルギーを賢く活かす」技術を融合し、家庭内のエネルギー効率を高めることで、居住時の$CO_2$排出量の削減を図っています。

国のZEH目標を受けて住友林業は2020年度のZEH普及目標を80%※2と掲げ、2018年度には40%※2を達成しました。新築住宅においては2017年4月より、建物や開口部のさらなる断熱性能の強化、太陽光発電システムの搭載を基本仕様とし、ZEHの普及を推進しています。

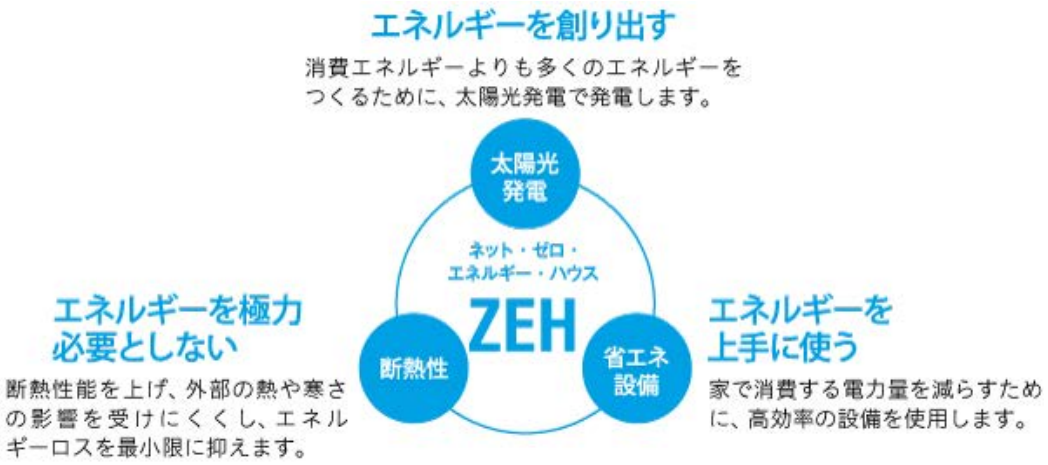
ZEH普及目標（2020年）
**80%**※2

ZEH普及実績（2018年）
**40%**※2

※1 Home Energy Management Systemの略。発電量や電気使用量を“見える化”する家庭用エネルギー管理システム

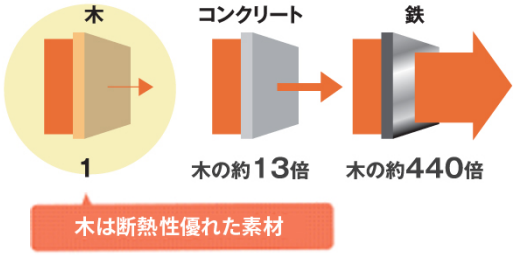
※2 ともにNearly ZEHを含み、北海道・沖縄を除いた受注ベースの値。北海道の2018年度実績 、2020年度目標はそれぞれ0%、51%。なお、ZEHが「太陽光を含む一次エネルギー削減率が100%」であるのに対して、Nearly ZEHは「同75～100%」と定義

▸ 「涼温房」の設計手法

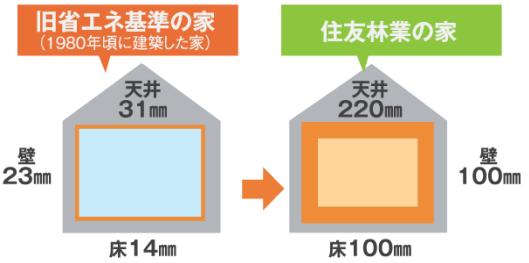



## 断熱性に優れた木の家

木の熱伝導率を「1」とすると、コンクリートは約13倍、鉄は約440倍もあります。木は熱を伝えにくい断熱性に優れた素材です。さらに、住友林業では独自の基準による、高い性能の断熱材を使用しています。




素材の熱伝導率比較

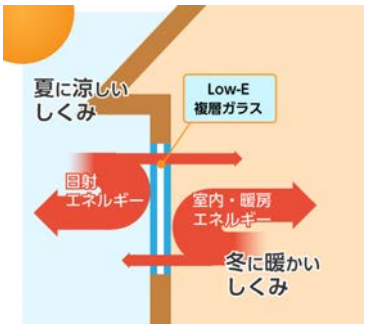



住友林業独自基準の断熱材

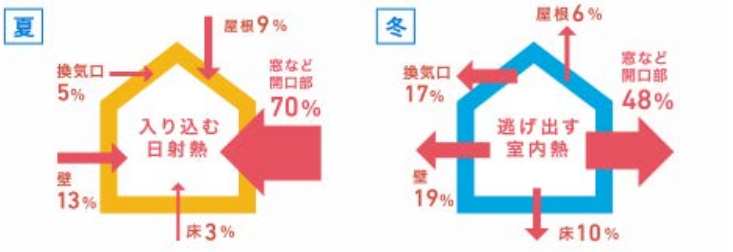
## 断熱性の高いガラスで、エネルギーロスを抑制

住まいの中で、一番熱損失が大きいのは窓です。夏は窓から入る熱を遮断し、冬は室内の暖気が窓から逃げないよう断熱することが大切です。住友林業では、もっとも熱のロスが大きい窓には、「アルゴンガス入りLow-E複層ガラス」を採用しています。これは複層ガラスの間に、空気より熱を伝えにくい「アルゴンガス」を封入し、さらに特殊金属膜をガラスにコーティングしたものです。優れた断熱・遮熱性で、夏は窓から入る熱を遮断し、冬は室内の暖気が窓から逃げないようにしています。

▸ 住友林業の家の断熱性




Low-Eガラスによる断熱イメージ




住まいの熱損失の割合

## W発電

住友林業では、太陽光発電システムとともに、家庭用燃料電池「エネファーム」の設置も推奨しています。このW発電により、毎日の生活に必要な電気を自宅でつくることができます。さらにHEMSで住まいのエネルギー消費量を上手に管理することで、ゼロ・エネルギーの家（ZEH仕様）を実現します。

### エネファーム

#### 発電もする給湯器






発電の際に発生する熱と水。その熱を無駄なく回収して給湯や床暖房に利用できるので一次エネルギーの利用効率が大幅にアップします。

### 太陽光発電システム



太陽光発電システムとエネファームを組み合わせることで、それぞれ単体よりも光熱費や$CO_2$排出量を削減。電気の使用量が比較的少ない日中はエネファームでつくった電気を使い、太陽光発電システムで発電して余った電気を売電すれば、さらに経済的です。

### 環境配慮機器の搭載率推移（受注棟数ベース）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 太陽光発電システム | 43% | 35% | 48% | 46% | 51% |
| エネファーム | 51% | 43% | 34% | 34% | 35% |
| エコワン※1 | - | - | 16% | 18% | 16% |
| 環境配慮機器搭載率※2 | 66% | 58% | 68% | 69% | 72% |

※1 電気・ガスのハイブリッド給湯・暖房システム

※2 2015年度までは太陽光発電システムもしくはエネファームの搭載率。2016年度以降は左記にエコワンも含む

## 四季の愉しみと出会える家に「The Forest BF」デザインの選択肢を広げて新発売



快適な居住性と高い環境性能を合わせもつ「The Forest BF」

住友林業は2018年9月、開放的な大空間とZEHを実現できる戸建住宅「The Forest BF」を全国（沖縄を除く）でリニューアルして発売しました。「The Forest BF」は、住友林業オリジナルのBF（ビッグフレーム）構法の構造面での完成度を高め、大開口・大空間をはじめとする空間提案の自由性を向上した商品です。今回のリニューアルでは、多彩なアイテムで外観や内装をコーディネートするデザイン力と、自然を感じ、日本の良さを感じる豊かな暮らし方を提案する設計力が特徴となっています。全体デザイン及び内外装部材等細部にもこだわり、30歳代の若い世代やデザイン性を重視する顧客層へ向けた開発を行い、従来以上に幅広い顧客層に対応できる商品としました。

また、地域の基準値を上回る断熱性能を持たせた他、太陽光発電システムなどを組み合わせることで年間一次エネルギー消費量をゼロ以下にするZEHも実現できます。さらに、構造材を必要としない可変性のある間仕切り壁を採用することで、お子さまの独立や親御さまの同居などで間取りを変更する際にも廃棄物が少なくなる構造となっています。本商品は年間5,500棟の受注を目指します。

- 「The Forest BF（ザ フォレスト ビーエフ）」デザインの選択肢を広げて新発売 四季の愉しみと出会える家に
- 「The Forest BF」ページ

## リフォームによる性能向上と資産価値向上

住友林業ホームテック株式会社では、省エネリフォームを推進しています。断熱性能の向上と合わせて、省エネ効率の高い設備機器の設置を提案し、環境負荷低減を実現します。特に断熱改修を行うことで、ヒートショックによる健康面でのリスクを低減させるだけでなく、光熱費も抑えることができます。

断熱性能を高め、省エネ機器を使うことにより、暮らしの中で消費するエネルギーを減らし生涯光熱費を減らす新しい暮らし方を提案しています。

また「耐震改修」提案も引き続き注力しており、「断熱」「省エネ」「耐震」各性能を向上させることで、「既存住宅の長期優良住宅化」や「長期優良増改築認定基準」適合に積極的に取り組んでいます。

- 耐震住宅





断熱工事の様子

さらに近年の日本の観光立国化を踏まえ、住友林業は2017年度に「全旅連」※1に、住友林業ホームテックは同年「日旅協」※2に入会し、ホテル・旅館のリフォームに注力しています。住友林業グループの認知度を高め、改修実績も増加しています。



旅館リフォーム前



リフォーム後

また2017年に住友林業と熊谷組が業務・資本提携したことにより、それぞれのグループ会社である住友林業ホームテック株式会社とケーアンドイー株式会社がコラボレーションを進めています。住友林業ホームテックは木を活かした内装のリニューアル、ケーアンドイー社はゼネコンの総合力を活かした外装などの、建築のリニューアルを担当。共同でイベントに参加するなど協業体制を進めています。建物全てのリニューアルをすることで、建物の資産価値を向上させています。

※1 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会。全国の旅館・ホテル営業について衛生施設の改善と維持向上、及び経営の安定等を促進するための団体

※2 一般社団法人日本旅館協会。国内外からの旅客に対して快適な宿泊の提供、接遇サービスの向上等をもって観光立国の実現、地域経済の発展、国民の健康増進に寄与することを目的とした団体

## 四阪島「日暮別邸」を移築し、記念館として再生

明治期を代表する建築家・野口孫市氏が設計したとされる「日暮別邸」。新居浜から瀬戸内海の沖合約20kmの四阪島に明治39年（1906年）、住友家の別邸として建築され、迎賓館などとして使用されていました。

住友グループ20社による、新居浜市内の高台への建物移築プロジェクトの一員として、住友林業ホームテックは施工面で携わり、住友の歴史を伝える「日暮別邸記念館」として2018年11月より一般公開されています。

日暮別邸は、別子銅山事業に伴う新居浜の煙害の克服を目的に住友の銅精錬所を四阪島に移築した際、隣接して建てられた歴史ある建物です。築後110年以上を経て老朽化が進んでいましたが、建物内外には貴重な意匠が多数残されていました。今回の移築工事では、耐震性を向上させ新設した構造体には愛媛県産の木材を使用しており、暖炉や天井、床などの意匠は既存建物から丁寧に取り解いて移設しました。



外観



屋内



濾水跡洗浄の様子

## 「LCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅」の研究開発

住友林業は、太陽光発電システムなど環境配慮機器の利用によって、資材調達から建設、居住、改修、解体、廃棄まで住宅のライフサイクル全体で排出される$CO_2$がマイナスとなる「LCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅」の開発に取り組んでいます。

2016年度から着手した、エネルギーの効率的な利用に関する研究では、蓄電池などを用いた住戸内での電力の有効活用に加え、複数世帯間での融通による効果について、シミュレーションを行い検討を重ねました。さらに、今後の普及促進が見込まれる電気自動車が導入された場合のV2H（Vehicle to Home）やV2G（Vehicle to Grid）について、エネルギーを世帯間で共有した際の効果などを検討しました。今後は単なる省エネルギーだけではなく、木質空間が人の健康や快適性に与える効果に関する研究を通じ、住環境が人の感性に与える影響についての研究開発に取り組みます。

## 住宅・建築事業におけるカーボンストック

木は製品となってもCO$_2$を炭素として保持し続けるため、木造住宅を建てることは、都市に森をつくることと言われています。2018年度の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストック※は国内で19.3万t-CO$_2$になりました。住友林業グループは、山林や都市のカーボンストックを増やし、地球温暖化対策に貢献しています。

※ 新築戸建住宅・賃貸住宅・木化事業で使用した実際の木材使用量を樹種別に分け、各々の比重を基に炭素含有量を算出し、CO$_2$固定量を計算



2018年度の国内の住宅建設や木化事業に使用された木材によるカーボンストック

▸ 持続可能な森林経営（山林と住宅事業のカーボンストックについて）

## 気候変動に適応した住宅の販売

震災や気候変動に伴い増加する風水害に備え、住宅・建築事業本部では「災害対策要綱」を整備し、住宅を引き渡したお客様などへの対策と行動指針を定め、迅速かつ的確な災害対策を講じるようにしています。

2016年11月には、震災や水害などの災害時にも安心・安全・快適性を追求する「BF-Si Resilience Plus（ビーエフエスアイ レジリエンス プラス）」を発売しました。住友林業独自の建物強度を誇る「BF構法」で建物の安全を確保し、充実した備蓄スペースと太陽光発電システム・壁掛型蓄電盤・雨水タンク等の設備により、万一ライフラインが遮断されても復旧までの一定期間生活を続けられる機能を備えました。ネットワークカメラ付きテレビドアホンは、ワイヤレスカメラで室内も確認することができ、災害時に外出先からも自宅の確認ができます。また、大きな備蓄スペースは日常生活でも部屋を片付けるのに役立ち、オリジナル造り付け家具は震災時の転倒防止に効果があるとともに、室内を調和の取れたすっきりとした空間にできます。

### 災害に強く、日常の快適性も高めた「BF-Si Resilience Plus（ビーエフエスアイ レジリエンス プラス）」




▸ 防災力を高めた住まい「BF-Si Resilience Plus（ビーエフエスアイ レジリエンス プラス）」発売 ～災害時の安心・安全に、平常時の快適さをプラス～

## 多様なニーズやライフスタイルに合わせた住宅の販売

住宅・建築事業本部は、初めて住まいを取得する一次取得者層、共働き世帯、子育てを終えて二人暮らしの住まいを計画する夫婦等幅広いお客様に向けて住宅提案を行っています。

2017年8月には共働き家族向け注文住宅「DUE CLASSO(ドゥーエ クラッソ)」を発売しました。効率的かつ家族が参加しやすい動線や間取り、収納アイデア、最新機器などにより、「サク家事（さくっと家事のはかどる提案）」「トモ家事（家族でともに楽しく家事をする提案）」「シン家事（最新技術で家事をサポート）」を提案し、家族が協力し合うことで創出される大切な時間を豊かに過ごす工夫を盛り込んでいます。仕事と家事を両立し、ゆとりある暮らしを実現する住まいです。

また、2017年11月には約30万邸の注文住宅の実績から生まれた厳選1,000プランを提案する「Forest Selection BF」を発売しました。豊富な選択肢の中からお客様のニーズやライフスタイルに合わせた住まいを実現しています。

各商品ともZEH仕様を推進し“暮らしの環境”と“地球環境”を大切にする住まいを提供しています。

- 共働き家族の家「DUE(ドゥーエ) CLASSO(クラッソ)」発売　家事がはかどる住まいの工夫と働き方改革で豊かな暮らしを
- 注文住宅の暮らしやすさを集約した1,000プランから選ぶ　セレクトスタイル商品「Forest Selection BF (フォレストセレクション BF)」新発売

## 海外住宅における取り組み

住友林業は、アメリカとオーストラリアでの戸建住宅販売を中心に、海外での住宅事業展開を進めています。各地域の文化、住まい方を的確に把握し、需要に見合った住宅を提供するとともに、環境に配慮した住宅販売も行っています。

### オーストラリアにおける環境配慮型住宅の販売

住友林業グループは、海外においても省エネ性能の高い住宅を販売しています。

オーストラリアのグループ会社・ヘンリー社は2001年に、当時ビクトリア州が推奨していた省エネ性能基準のエナジー・レイティング※1の5スターを他社に先駆けて自社標準仕様とするなど、同国住宅業界の省エネ性能向上の取り組みをけん引してきました。2009年に住友林業グループに加わった後は環境への取り組みをさらに加速させ、同国における大手ビルダーとして初の一般顧客向けゼロ・エミッション・ハウス※2の商品化を実現させるなど、環境負荷低減のための様々な取り組みを行っています。

ビクトリア州では、主に住宅の基礎部分に使用するコンクリートの材料であるセメントの約20%分をフライアッシュ（石炭を燃焼する際に生じる灰）と高炉スラグ（高炉での製鉄の過程で鉄鉱石から分離される副産物）に置き換えた混合セメントを採用。建築段階において、一棟あたり約3トンの$CO_2$排出量が削減されています。

また、日本の住宅では一般的な複層ガラスは、オーストラリアではコスト等の理由から普及が進んでいません。新築住宅でも8割以上で単板ガラスが用いられていますが、同社は2018年、ビクトリア州ビルダーとして初めて複層ガラスを標準仕様とし、住宅の断熱性能を高めています※3。

さらに、気密性能の向上にも積極的に取り組んでおり、同社が建築した住宅はオーストラリアの住宅の平均よりも3倍以上の高い気密性能を持つという結果が2017年に行われた気密性能検査によって得られています※4。

ヘンリー社が長年の省エネ住宅の開発の取り組みの中で蓄積したノウハウは様々な場面で活かされています。持続可能な社会の実現への関心が世界的に高まる中で、ヘンリー社は今後も、材料・設備の改良や性能の調査を継続的に行うことにより、環境性能の高い住宅の開発に取り組んでいきます。

※1 オーストラリアにおいて建物内の冷暖房に対するエネルギー負荷を評価する指標で、断熱材や窓、建物の種類や大きさ、向き、立地する気候帯が評価項目。最高評価の10スターは、室内の快適な生活環境の維持に冷暖房を全く必要としないレベルを意味し、5スターは建物が高い断熱性能を有していることを示すものの、最低限の冷暖房エネルギーは必要であることを意味する。ヘンリー社が5スターを標準仕様としたことで他社も追随し、結果としてビクトリア州政府による5スター基準の制度化につながった。その後もヘンリー社が社内基準を6スターへ格上げしたことがビクトリア州基準の6スター化につながるなど、同社がオーストラリア住宅業界の環境性能基準を先導

※2 従来の住宅より70%以上の省エネ効果が期待できる環境配慮型住宅

※3 複層ガラスは単板ガラスと比較して熱還流率が35%程度低く、住宅の断熱性能を向上させる効果がある

※4 ヘンリー社の住宅の平均値が5ACHであるのに対し、オーストラリアの住宅の平均は15.4ACH（ACHは内外気圧差が50Paのときの1時間あたりの漏気量を表す指標で、数値が低いほど気密性が高いことを表す）



ヘンリー社の住宅



気密性能検査の様子

## 香港における価値ある住宅提供で「五つ星住宅」を受賞

住友林業と香港興業国際集団有限公司※が2013年10月～2017年12月の期間で共同開発（当社持分25%）した複合分譲マンション事業「甕寓（Soeng Jyu）・2GETHER」が建築検査学会評価会2018の住宅部門で「五つ星住宅」を受賞しました。

「甕寓・2GETHER」（2017年12月竣工）は、香港の屯門エリアで開発・販売した25階建ての複合分譲マンション（住宅222戸、デイケアセンター1戸、商業施設（約1,900m²）を含む）で、建物緑化の普及率が低い香港において、壁面緑化の採用による環境への配慮が高く評価されました。

また狭小住宅が多い香港において、建物全体の完成度や、機能の充実した住民専用のクラブハウスの設置等を通した価値ある住宅の提供という社会課題の解決の一つの取り組みとして評価されています。

さらに、住宅、デイケアセンター、商業施設、クラブハウス、駐車場の動線を明確に分けた高いセキュリティも評価され、今回の受賞に至りました。



外観

※「Hong Kong Professional Building Inspection Academy」（香港建築検査学会、以下BIA）が主催する本評価会は、2012年のBIA創設以来、香港全域の新築建物を対象に利用者の立場から建物の完成度や附属施設の充実性、環境への配慮などを総合的に評価。最も優れている建築を開発したデベロッパーとその物件を表彰するもの



クラブハウス



壁面緑化

## ミャンマーにおけるアフォーダブルハウス（中・低所得者向け住宅）モデル棟建設への協力

住友林業は、日本・ミャンマー住宅都市産業協会（JMHU）※とミャンマー建設業協会（MCEA）が協働して実施したアフォーダブルハウス（中・低所得者にも購入しやすい価格の住宅）のモデル棟建設に技術協力と寄付を行いました。

住宅不足への対応が課題となっているミャンマーにおいて、当事業はアフォーダブルハウスのモデル棟建設を行いながら日本の住宅建設の技術力や品質、建材の普及を図ることを目的として実施されました。 モデル棟はヤンゴン市郊外のミンガラドン郡区に建設され、JMHU会員の日本企業42社はそれぞれ寄付や住宅部材の提供、技術協力などを通して支援を実施。住友林業はモデル棟の基本設計や工事監理のサポートを行い、ミャンマーの住生活水準の向上と豊かな社会の実現に向けた支援をしました。



ミャンマーに建設したアフォーダブルハウス

※ JMHUは新法人である国際建築住宅産業協会（JIBH）の設立に伴い2019年3月をもって解散。新法人のJIBHではこれまでのJMHUの事業に加え関係各国との情報交換やセミナーの開催、相互訪問等を行いながら、海外諸国における政官民一体となった建築・住宅産業発展の支援を行う

# 施工現場における安全衛生

## 基本的な考え方

住友林業では、現場での安全衛生を第一に施工を行っています。そのために、住友林業グループ社員はもちろん、現場での施工業者など「住友林業の家」に携わる作業者全員に「情報」と「注意喚起事項」の周知を徹底し、安全知識と安全意識の向上について指導しています。

## 施工現場での安全衛生

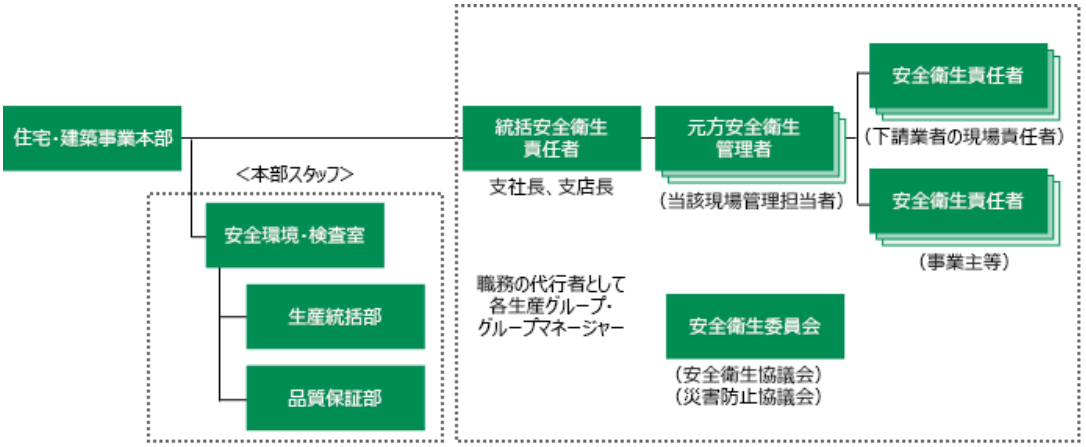
住宅・建築事業本部では期初に、前期の災害発生状況、安全衛生管理推進状況ならびに関係法令の遵守等、現状を踏まえ、住宅・建築事業本部長名により「安全衛生管理方針」を策定し、通知を行っています。また基本方針として、「安全文化の浸透」を掲げ、「法令遵守」「安全衛生教育の推進」「労働災害の撲滅」の三つを主要取り組みとしています。

「安全第一」の認識を常に周知・啓発することで、「安全文化の浸透」を図り、支社・支店・工事店が年度の重点管理目標を策定し、「墜転落」「工具」「転倒」「重機」「熱中症」による5大災害の撲滅を図ることとしています。



建築現場の安全確認

### 住宅事業現場における安全衛生管理体制（2010年10月1日改正）



## 住宅施工現場における請負業者の労働災害発生状況

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 労働災害件数※1 | 11件 | 6件 | 12件 | 9件 | 7件 |
| 休業災害度数率※2 | 3.63 | 2.23 | 3.35 | 2.31 | 2.79 |
| 職業性疾病度数率 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※1 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※2 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷病者数÷延労働時間数×1,000,000

▸ （第三者保証マーク）について

▸ 労働災害の発生状況

## 労働安全衛生意識の向上を図る研修

住宅・建築事業本部・各支社・支店では、毎月1回実施している安全衛生パトロールや現場調査の結果に基づき安全衛生管理者、建築現場の各職種のリーダー（請負事業者）を対象に、具体的な事例を交えた安全衛生推進教育を実施しています。

また、大きな危険が伴うグラインダー作業※や、手軽で使いやすい反面、使用法の誤りにより事故につながりやすい丸のこ作業の安全確保を目的とした研修を実施しています。

※ 電気工具を使用し、研削砥石を回転させることにより加工切断する作業



丸のこ作業研修

## 施工業者と共に

住友林業では、安全や環境についての情報やトピックスを掲載した「安全環境情報」を毎月発行し、支店や施工業者に対して繰り返し周知することにより、災害の防止やリスク回避ができるようにしています。

## 施工業者への安全研修

全国の工務店や解体工事店に出向いて、安全に関する研修を実施しています。現場で働く作業員に直接指導をすることにより、「安全文化の浸透」という当社の指導内容を理解してもらい、現場の安全や環境への取り組みを進めています。

## 施工業者の育成

支社、支店では、安全衛生を推進し工事災害の発生を防止することを目的として発足した安全衛生協議会を毎月開催し、現場の安全衛生パトロールによる現場状況の確認と改善指導等、施工業者の安全意識・知識が向上するよう指導を行っています。

また、2018年度からは、地区安全向上委員会を発足し、本部と支社・支店との連携をより強化することで、安全に関する本部の方針・施策が、現場（＝施工業者）へ周知徹底され、確実に実行できる体制づくりを進めています。

# 施工現場における環境配慮

## 基本的な考え方

住友林業では、持続可能な循環型社会の構築にむけた取り組みを推進しています。特に廃棄物等の環境負荷が高い建築・施工現場においては、産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルに適正に対処するとともに、環境負荷低減に努めています。

## 廃棄物削減の取り組み

### 新築現場における廃棄物削減への取り組み

#### 2018年度廃棄物削減の取り組み

住友林業は2014年7月、新築現場の廃棄物削減のため、商品開発、資材調達、生産管理、環境部門の担当者による「廃棄物削減ワーキング」を発足させ、多くの施策を立案し、実行に移してきました。

広域認定を利用した産廃管理システムから得られた廃棄物の詳細データから、「木くず」「石膏ボード」「ダンボール類」の3品目が、全体の2／3を占めることが明らかになり、この3品目の削減に重点的に取り組んでいます。

2018年度は、内装部材の梱包材の見直し、床下地石膏ボードの規格寸法見直し、床等の養生方法の改訂を行いました。特に床等の養生方法は、従来使い捨てていた養生材を繰り返し使用できる養生材に変更することで、廃棄物（ダンボール類）を1棟あたり約150kg削減できます。

また、物件ごとの産廃排出量データのフィードバックを行うことで、建設現場の意識改革、啓発活動にも取り組んでいます。

#### 新築現場から発生する産業廃棄物の削減率

また住友林業グループ旧「CSR中期計画」では、2020年度までに新築現場から発生する産業廃棄物の量を2013年度比30%削減することを目標に掲げてきました。2018年度は上記取り組みの成果が大きく表れ、新築住宅1棟あたりの産業廃棄物排出量を2013年度比で31.9%削減。2020年度目標を早期達成しました。

▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進

### 新築現場から発生する産業廃棄物の削減率

| | 削減率 |
|---|---|
| 2013年度（基準年度） | - |
| 2015年度 | ▲2.5% |
| 2016年度 | ▲8.8% |
| 2017年度 | ▲15.5% |
| 2018年度 | ▲31.9% |
| 2020年度（目標年度） | ▲30% |

## 新築現場における廃棄物のリサイクルへの取り組み

住友林業は、新築現場より発生する廃棄物の分別を徹底しています。当社が定めた11分類に分別しやすくするため、具体的な廃棄物を記載したポスターを掲示するなど啓発を図っています。

### 環境省広域認定制度の認定取得

住友林業は2010年12月、環境省より広域認定制度の認定を取得しました。この認定によって廃棄物の運搬が産廃業者以外でも可能となり、当社独自の産廃回収システムを構築しました。

当社の新築工事の産廃管理システムは、資材の現場搬入車輌の帰り便等を廃棄物の回収に利用し、運送を合理化しただけでなく、廃棄物にバーコードを取り付け管理することでトレーサビリティの確保、詳細な発生状況データの収集を行っています。

### 首都圏資源化センターの稼働

住友林業は、広域認定制度の認定取得を機に、高度な分別とデータ収集のため「首都圏資源化センター」を埼玉県加須市に設立しました。

首都圏資源化センターは、2012年度より運用を開始し、関東地方一都六県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）の新築現場から発生する廃棄物を集積し処理を行っています。

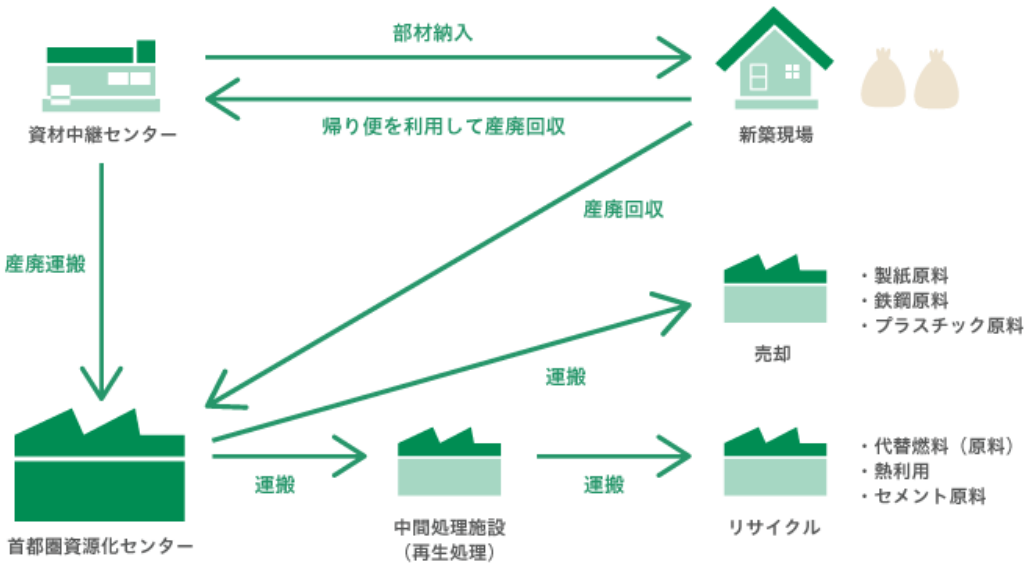
首都圏資源化センターの設置によって、仕様、施工店、地域ごとに詳細な廃棄物発生状況、傾向のデータが収集できるようになり、データを商品開発、資材調達、生産管理部門へフィードバックし、廃棄物削減の取り組みに活かしています。

また、首都圏以外の地域でも広域認定制度の運用を拡大し、当社主導の処理ルートを構築、さらなるリサイクルの推進に取り組んでいます。



首都圏資源化センター

### 資材中継センターを利用した産業廃棄物回収フロー



## 解体工事における廃棄物管理

住友林業は、携帯電話やスマートフォンを使って解体工事現場から搬出する廃棄物の品目、数量、荷姿を確認できるシステムを構築し、管理を強化しています。

電子マニフェストを入力するために送られてくる受渡確認伝票が、正しく発行されているか、当社のシステムで確認を行っています。

なお、このシステムは、2013年度に全ての協力解体工事店へ導入が完了しています。

## 施工業者と共に

住友林業では、安全や環境についての情報やトピックスを掲載した「安全環境情報」を毎月発行し、支店や施工業者に対して繰り返し周知することにより、災害の防止やリスク回避ができるようにしています。

## 取引先への環境研修の実施

2017年度より、支店の産業廃棄物事務担当者と解体工事店マニフェスト入力事務担当者の同時研修を開始しました。同時に研修をすることで取引先担当者とのコミュニケーションの場にもなり、研修後は、支店と解体工事店の事務の連絡が密になり、産廃管理に重要な電子マニフェスト入力管理がスムーズにできるようになりました。

# お客様とのコミュニケーション

## 基本的な考え方

住友林業は、住宅購入を検討されるお客様に、有用･有益な情報発信を行い、継続したコミュニケーションを通して、理想の家づくりの提案を行っています。

家づくりの流れとして、はじめにデザインの実例や構造・テクノロジーなど、住まいづくりに役立つ情報を紹介します。次に住友林業の家づくりを確かめることができるショールームや木の温もりを体感できる展示場の案内をします。また、実際にお客様が住んでいる家を見学できる見学会などの案内も行っています。

また、日本の住宅政策は、長期優良住宅の普及促進を掲げ、「いいものを作り、きちんと手入れを行い、長く大切に使っていただく」ストック重視に転換しています。住友林業は、オーナーの皆様に末永く快適な住まいを維持・継続してもらうために、家のメンテナンスを含む設備の入れ替え、外装工事等のご提案を適時案内しています。全国各拠点で行っているオーナーズイベントの開催など、継続したコミュニケーションを通じて相談や問い合わせなどのきっかけをつくり、お客様の快適な暮らしを長期的にサポートすることで資産価値の維持･継続を図っています。

## セールス力の強化

理想の家づくりを実現するための住友林業オリジナルの「お申込み制度」があります。

お申し込みいただくと、営業担当者、設計担当者、インテリア担当者、生産担当者、外構担当者などからなる家づくりのお客様専任チームを編成し、外観や間取り、インテリア、外構などについて打ち合わせを開始します。ご予算、家族構成、ライフスタイル、こだわりなど、住まいに関するご要望をじっくり伺い、それぞれの専門知識をもった担当者が、総力をあげて理想の住まいを実現するためのお手伝いをします。

また、お客様を実際の建築中の現場や完成現場に案内し、リアルな住宅をイメージしていただくことで、理想の家づくりを実現していきます。

## 展示場・ショールーム

住友林業は、約300ヵ所の展示場や約80拠点のショールームを全国に展開しています。また、東京・大阪・名古屋に「住友林業の家」の技術や性能面での特長を訴求することに特化した「テクノロジー展示場」があります。

展示場では住友林業が提案する住まいの魅力を体感できます。

住友林業の展示場（モデルハウス）は、洋風、和風、3階建て、スマートハウスなど多彩な展示場を用意しています。

1. **木の魅力あふれる上質な空間**
   それぞれの展示場では、木の良さと魅力を知りつくした住友林業ならではのデザイン力を最大限に活かした木質感豊かな空間に触れることができます。特に世界の銘木を使用したフロア材やその風合いに合わせた建具や内装など、実際の空間の中でしか感じることができない上質な雰囲気を味わうことができます。
2. **暮らしやすさを考えた設計提案**
   住まいは構造の強さはもちろんのこと、そこで暮らしていくご家族にとっては、住み心地のいい間取りや家事動線、収納計画などが大切です。展示場では、住友林業が提案する間取りの工夫や家事のしやすさなどをご自身の目で確かめることができます。また、お子さまがいるご家族は子育てのしやすい間取り提案や子ども部屋、スタディーコーナーなど、お子さまの成長をイメージしながら検討することもできます。
3. **環境に配慮した設計と最新機器**
   住友林業では、「涼温房（りょうおんぼう）」という設計の工夫をしています。これは、自然の心地良さを住まいに採り入れて、冷暖房機器に頼り切らない暮らしを目指すものです。展示場では、南北に抜ける風の通り道、深い軒で夏の日差しをさえぎる設計の工夫などを実際に確かめられます。また、太陽光発電システムや家庭用燃料電池「エネファーム」、全館空調など、最新の環境機器を装備しているスマートハウス展示場もあります。

住友林業の展示場は、住宅メーカーならでの独自のラインアップを用意しています。システムキッチンやバスルーム・洗面台などの水回りの設備をはじめ、カーテンや壁紙、内装材、家具、外壁や玄関ドアなどの外装部材を豊富にそろえているので、見て触って比較しながら、住まいのイメージを具体的に検討できます。

1. **最新設備のバリエーションを多数展示**
   システムキッチンは複数のメーカー製品を展示。シンクトップをはじめ、扉の色、質感などメーカーごとに異なるデザインの特徴はもちろん、収納スペースや使い勝手などを比較しながら検討できます。また、バスルーム、洗面台といったサニタリーコーナーもご用意しており、普段の生活での家事のしやすさなどを思い描きながら水回りを確認できます。
2. **インテリアや外観イメージをトータルコーディネート**
   豊富な色・柄のカーテンや壁紙をはじめ、床材、建具、家具、照明などを豊富に展示。お客様がイメージされるインテリアに合わせて、室内の雰囲気をより具体的に検討できます。また、玄関ドアや外壁など外観イメージの決め手となる外装部材も豊富に取りそろえており、住まい全体をトータルでコーディネートできます。 木は樹種ごとに色あいや木目が異なり、個性豊かな風合いを醸し出します。ショールームには、床材をはじめとする多数の内装部材や外装部材をご用意。カタログやホームページでは分からない触り心地や質感など、その違いを実際に肌で感じながら確かめられます。
3. **住まいの構造や最新の環境機器も展示**
   気になる住まいの構造も展示。その強さを実感することができます。また、太陽光発電など最新の環境機器も展示しています。




2018年オープンのhit明野住宅展示場（大分）

## テクノロジー展示場の展開

住友林業は、家づくりにおけるお客様とのコミュニケーションの場である住宅展示場において、「住友林業の家」の技術や性能面での特長を訴求することに特化した「テクノロジー展示場」を全国の代表的な拠点に展開しています。

日本初の木質梁勝ちラーメン構造で、住友林業のオリジナル構法「ビッグフレーム（BF）構法」の構造面の特長や木の家の優れた性能を分かりやすく説明するため、目で見て直接触れて、納得いただけるように展示物や展示方法に工夫を凝らしています。

現在、東京、大阪、名古屋で展開しており、2018年度の来場者数は、2,975組でした。



テクノロジー展示場の内観



テクノロジー展示場の外観

# 「お客様の声」の尊重と活用

## お客様相談室の運営

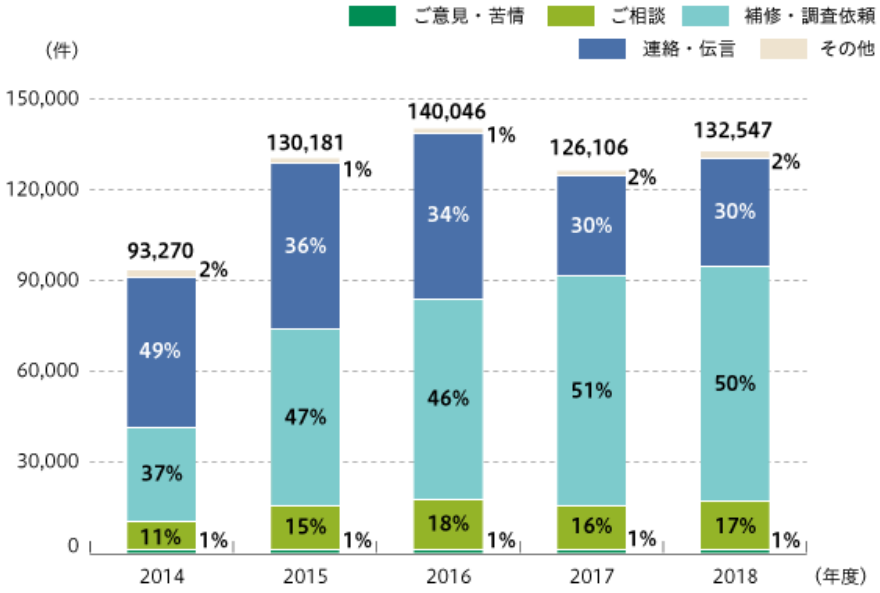
住友林業は、グループ全体のお客様相談窓口として、2000年4月にお客様相談室を設置しました。近隣住民の方を含むお客様のご意見や苦情を各担当部署や経営層に伝え、改善につなげることで、お客様最優先の行動をさらに向上させることが同室の重要な使命です。また、お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供するため、各事業部門やグループ会社と定期的に会議やワーキングを設けて情報共有を図り、問題点や対応事例については討議・検証し、具体的な施策としてまとめています。 施策は、グループ内に展開するとともに、当室が定期的に実施状況や効果を検証し、見直しや改善を加えるなど、PDCAサイクルに沿った対応を行っています。

さらに、社員の意識啓発を図るために、日常的に実践できるお客様満足のための工夫や心温まる事例の紹介などを、社内WEBサイトを活用し、定期的に社内やグループ会社に発信しています。また、不具合事象の再発防止のために、当室に寄せられたお客様の声やご意見、ご相談の内容及びその分析結果、対応や優良事例など定期的に公開しています。加えて、社内研修の支援やグループ会社との個別協議も実施しています。

## 「住友林業コールセンター」の運営

住友林業は、お客様対応のライフラインの緊急手配などにも迅速に対応できるよう、全国統一の補修専用窓口としてフリーコールで24時間365日依頼を受け付ける「住友林業コールセンター」を設けています。この窓口をお客様に広くご利用いただけるよう、電話番号を記載したマグネットカードやオーナー専用WEBサイト・情報誌などでご紹介しています。

現在、センターは東京と福岡に設置しており、2拠点をネットワークで結ぶことで、全国統一のフリーコールで連絡したお客様の待ち時間を短縮するとともに、災害発生時にも対応が可能な体制を整備しています。お客様からのご依頼やご相談には迅速に対応し、お客様満足度の向上を図っています。




※ 2015年7月より、コールセンターは「住まいに関する総合窓口」となったため、受付数が増加。また2017年度より受付集計を変更（顧客からの入電を集計し、関係業者を除く）

## お客様アンケートの実施

住友林業ではお客様に一層の満足とサービスを届けるために、居住者アンケートを入居時、2年目、10年目の3回にわたって実施し、オーナーの意見や感想を集めています。

アンケートは、主に仕様・設計、各種部材・設備機器、各担当者の対応などについてお答えいただき、その結果を統計的に処理・分析し、商品開発や社員教育に活用しています。

2018年度の総合満足度の満足割合は、入居時アンケートでは96.1%、2年目アンケートでは95.0%でした 。

また、住友林業はさらなる満足度向上を目的とし、住宅業界では先駆けとなるNPS（ネット・プロモーター・スコア）※を採用。2017年10月より、上記設問について5段階から11段階評価に改訂しました。

今後、NPS調査分析によりお客様の声をさらに活かし、お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供し続けていきます。

※ 顧客ロイヤルティー（企業やブランドに対する「信頼」や「愛着」の度合い）を測る新しい指標

# お客様への情報発信

## WEBサイトの運営・情報誌の発行

「住友林業の家」のオーナーとのコミュニケーション、アフターフォローの場として、オーナー専用WEBサイト「clubforest」を設置し、2019年3月時点で約116,000名のオーナーに会員登録していただいています。

同サイト内では、「建築中現場の写真を工事進捗に合わせてご覧いただけるページ」「『住友林業の家』に合わせた商品を、特別価格で販売しているオーナー限定通販ページ」「建物の補修依頼の24時間受付窓口」など様々なコンテンツを通じて、オーナーの暮らしをより楽しく、より快適にするために役立つ情報を提供しています。

また、情報誌「すてきな家族」を年2回発送。リフォームや土地活用などグループ会社の取り組みも含め、住まいや暮らしに関する情報を提供しており、2018年度は各号とも約29万部発行しました。



情報誌「すてきな家族」
2018年秋冬号



「clubforest」内、工程確認ページ

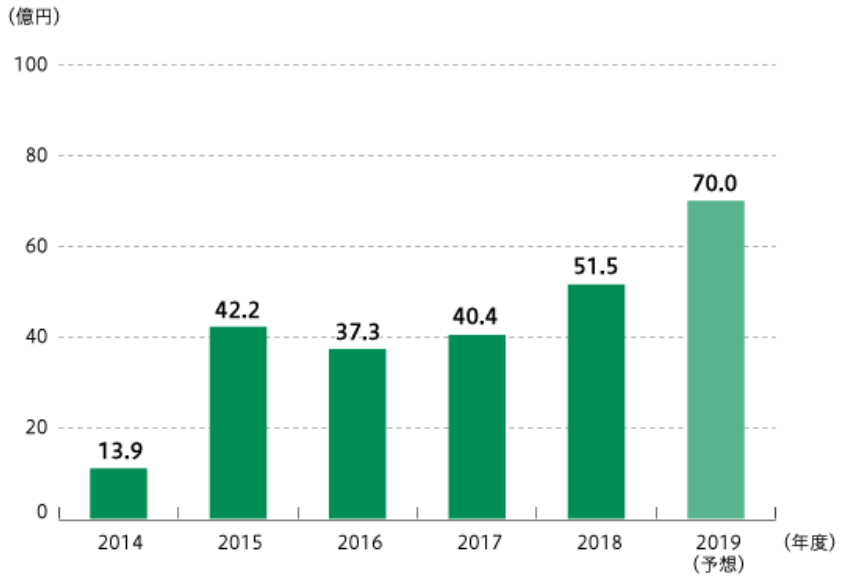
# 木化事業

## 基本的な考え方

住友林業は、住宅以外の中大規模建築での木造化・木質化を提案する「木化事業」を推進しており、「MOCCA」として事業ブランド化しています。

住友林業は、300年を超える歳月で森づくりを行っています。そして、世界の様々な木の特性を熟知し、木が活きる住空間をつくっています。その膨大で多様な経験・知識・技術を大きく発展させることで、中大規模の木造建築などグローバルに通用する新しい木造化・木質化を提案します。

### 取り組み案件金額推移（2014～2018年度実績及び2019年度予想）



## 木化事業における製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業は、商業施設や公共施設など住宅以外の分野でも幅広く木造化・木質化を提案する「木化事業」を推進しています。住友林業木化推進部では、建築物の木造化・木質化を通して、利用者への健康配慮、安全、安心及び高品質の建築物を提供し、お客様の期待にこたえるため、2015年9月にISO9001を取得しました。この国際規格に基づき、品質方針を下記のとおり制定しています。各施工現場では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

### 品質方針

木を愛する組織として、建築物の木造化・木質化を通して、人への健康、安心、安全及び高品質の建築物を一貫して提供することがお客様の幸福を実現する道であり、以下のことに取り組む。

1. **継続的改善とお客様満足の向上**
   規格要求事項への適合及びお客様の要求事項を満たすことはもとより、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すると共に、品質パフォーマンスを高めてお客様の満足向上に取り組む。
2. **法令の順守**
   建築物の設計及び施工に関係して、適用される法令及び当社が同意するその他の要求事項を熟知し、順守する。
3. **方針の取り組み**
   この品質方針を具体的に推進するために、品質目標を設定し、定期的に達成度を評価して見直しをする。
4. **教育・訓練**
   この品質方針を木化推進部内で働く全従業員及び当社のために働く要員が理解し、行動できるように教育・訓練を行い、周知する。
5. **方針の公開**
   この品質方針は、住宅・建築事業本部木化推進部のWEBサイトを通して外部に公開する。

## 木化事業における製品安全・品質管理体制

住友林業木化推進部では、品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築しています。

また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全施工現場で年に2回実施しています。

▸ 品質マネジメント

## 木化事業の取り組み

### 体も心も癒やす木の空間　千里リハビリテーション病院アネックス棟

住友林業は千里リハビリテーション病院（大阪府）のアネックス棟を2017年9月に竣工しました。

従来の病院は、病院側の効率を優先して無機質につくられることがほとんどでした。千里リハビリテーション病院は、患者様にとって理想的な病院はどのような環境なのかを考え、国内初「リハビリテーション・リゾート」をコンセプトに2007年10月に誕生しました。

開院10周年にあたり新設したアネックス棟は、患者の方々が少しでもリラックスして自然の力を感じながらリハビリテーションに取り組んでいただけるよう、外装・内装とも木を最大限に活用。全面的に木の現し（あらわし）※とした音楽室や絵画室、園芸棟を併設するなど、新しい試みを実現したリハビリテーション病院です。

突然の病気で心身に強いダメージを受けた患者様に、生きるための前向きな意欲と身体機能を取り戻してもらうこと。そのために、「実生活に近い環境でのリハビリテーション」を目指して「住宅仕様」に近づけた設計を採用し、全てバリアフリーにするのではなくあえて段差や階段を設けることで、最終目的である「自宅に帰って暮らす」ことを意識しました。さらに、絵画・音楽棟、園芸棟を別棟で設置したことで、生きがいやご自身の新たな可能性の発見にもつなげてもらうと同時に、そこへ歩いて行くこと自体が身体のリハビリテーションになるよう工夫しています。

本アネックス棟のデザインディレクションは、本棟に引き続きクリエイティブディレクターの佐藤可士和氏が担当。佐藤氏が描く絵画などもインテリアに取り入れ、エネルギーを感じられる施設の実現に注力しました。

香りや手触り、空間に響く音まで、木は五感を通じて心地よさや安らぎで人を包み込みます。入院期間中、身体面の治療だけでなく、精神面にも木の良さが貢献しているといえます。本アネックス棟により、木の持つ効果が医療の現場と出会うことで、木化事業の新しい可能性を具現化した例となりました。

住友林業は、このような医療施設をはじめ、教育施設、高齢者福祉施設、商業施設などの構造や内外装の仕上げ材料に木材を用いることで、人を惹きつける環境をつくり、入居者や使用者の事業成功の原動力となることを目指します。




千里リハビリテーション病院アネックス棟

※ 木造建築で柱や梁などの構造材が見える状態で仕上げる手法

## ビル木化による働き方改革 国分寺フレーバーライフ社本社ビル

東京都国分寺市に本社を置く株式会社フレーバーライフ社は自然の生命と恵みを日々の暮らしに取り入れるアロマ製品を提供し、アロマテラピーを通じて香りや笑顔のある生活を創造している会社です。

自然素材を原料とした商品を取り扱っている会社だからこそ、自然素材を使用したビルにしたい。そしてなによりも社員にとって働きやすい環境をつくりたい。経営者の熱い想いにより、2017年7月に木質ハイブリッドビルが誕生しました。

働く人々にとって、職場で過ごす時間は短い時間ではありません。一日のうち、家にいる時間以上に多くの時間を職場で過ごしているかもしれません。それだけ多くの時間を使う生活空間を快適で居心地の良い環境にすることは、働きかた改革推進の重要な要素と言えるのではないでしょうか。

「リラックスして仕事ができる」「社員同士のコミュニケーションが増えた」など、木化された安らぎのある職場空間の効果は、社員の満足度や業務生産性などの面で表れはじめています。

この木質ハイブリッドビルは、1～3階は鉄骨造、4～7階は木質ハイブリッド造の建物です。その最大の特徴は鉄骨を完全に木で覆う「木質ハイブリッド集成材」の使用です。柔らかな木の質感と鉄の強さを併せ持ちながら、木が熱から鉄を守る耐火被覆材として機能するので、ビルの木質化普及に貢献できます。

住友林業は、木と接することが少ない都市に木のぬくもりが感じられるビルが建ち並ぶ風景を目指し、木の使い方に関する知識と経験、新たな活用方法の提案を行っていきます。

※ 本プロジェクトは平成27年度（2015年度）サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に採択





木質感あふれるフレーバーライフ本社

## 未来に向けて～W350計画「環境木化都市」を目指して～

住友林業は、2018年2月にW350計画を発表しました。W350計画は1691（元禄4）年の創業から350周年を迎える2041年を目標に、街を森にかえる環境木化都市の実現に向けて、高さ350mの木造超高層建築物を実現する研究技術開発構想です。人と社会、地球環境に貢献するため、建築工法、環境配慮技術、使用部材や資源となる樹木の開発など未来技術を実現していく計画です。

2018年12月に建方（構造材を組み上げていく工事）が完了し、2019年10月に竣工予定の筑波研究所の新研究棟を拠点として計画を推進していきます。

### W350計画の実現に向けて

住友林業は創業350周年を迎える2041年を目標に、街を森にかえる環境木化都市の実現に向けて、高さ350mの木造超高層建築物を実現する研究・技術開発構想「W350計画」をまとめ、2018年2月に発表しました。

この研究・技術開発構想は当社研究開発機関である筑波研究所を中心にまとめ、建築構法、環境技術、使用部材や資源となる樹木の開発など未来技術開発へのロードマップとし、木造建築物の可能性を広げていきます。

木造超高層建築を中核とした環境木化都市の実現を目指す本計画を通じ、木材需要の拡大による林業再生や、$CO_2$固定量拡大等を通じた気候変動対策につなげ、地域活性化及び地球環境との共生に貢献します。

**建築概要**

- 高さ・階数：350m・地上70階
- 建物用途：店舗・オフィス・ホテル・住宅
- 建築面積：6,500 m²
- 設計協力：株式会社日建設計
- 延床面積：455,000 m²（6,500m²×70階）
- 木材使用量：185,000m³
- 構造：木鋼ハイブリッド構造（内部は純木造）





## W350計画の研究拠点となる筑波研究所・新研究棟

筑波研究所開設から28年が経過し、研究棟本館の老朽化と所員の増加への対応が課題となっています。新研究棟は木構造に関する新技術（ポストテンション構法）※1を採用し、この建物で使われている技術はW350計画の礎となります。ゼロエネルギービルディング（ZEB）の実現も視野に入れ、省エネや再生エネルギー利用技術も取り入れています。

新研究棟は木造3階建て延床面積2,532.67m²で、梁（はり）、柱及び壁はもえしろ設計（大梁は準耐火60分大臣認定を取得した合わせ梁を使用）による木構造の現し（あらわし）※2にしています。全館避難安検証［ルートC（大臣認定）］※3により、内装制限を解除でき木質感のある空間を演出します。屋上面にソーラーパネルを設置する他、木質ペレット焚吸収冷温水機の導入で$CO_2$排出量を大幅に削減します。非住宅木造建築物向けの緑化技術も研究開発する他、オフィス空間で知的生産性を向上させる緑のレイアウトを検証します。また、屋上やバルコニー、外壁も緑化の実験場所として活用します。

本施設は国土交通省の推進する「平成29年度（2017年度）サステナブル建築物等先導事業（木造型）」に採択されており、収容人数最大140名のオフィスと木に関する情報を提供するギャラリー等も備える予定です。

新研究棟をW350計画実現の礎と位置付け、その次の具体的な第一歩としては6～7階建クラス（高さ20～30m）の木造ビルの建築計画をスタートさせています。これをW30と呼び、その推進に注力しています。

※1 耐力部材に通した高強度の鋼棒やワイヤーロープに引張力を与えることで部材間の固定度を高める構法

※2 木造建築で柱や梁などの構造材が見える状態で仕上げる手法

※3 緊急時に入館者が安全に避難するための性能を計算で確認する検証方法。安全性が確認できれば建築基準法の避難関係規定の一部が緩和され、木構造の現しなど自由度の高い設計が可能となる。ルートCは国土交通大臣の認定が必要となるが、告示で定められていない高度な計算方法を用いて避難安全性能を確認するため最も自由度の高い設計が可能

## 「W350計画」広告、日経広告賞「環境部門最優秀賞・環境大臣賞」を受賞

2018年2月15日に日本経済新聞に掲載した広告「街を、森に。W350計画、はじまる」が、第67回日経広告賞「環境部門最優秀賞・環境大臣賞」を受賞しました。今回の審査では各部門合わせて1,027点が選考対象となり、大賞をはじめ受賞59点が選出されました。

本作品は、「再生可能な自然素材である木をデザインし表現している環境面と地上350m・70階建ての木造超高層ビルを建てるための高度な技術面の両面が広告表現として優れている」、との評価をいただき今回の受賞となりました。



# 緑化による環境都市への貢献

## 基本的な考え方

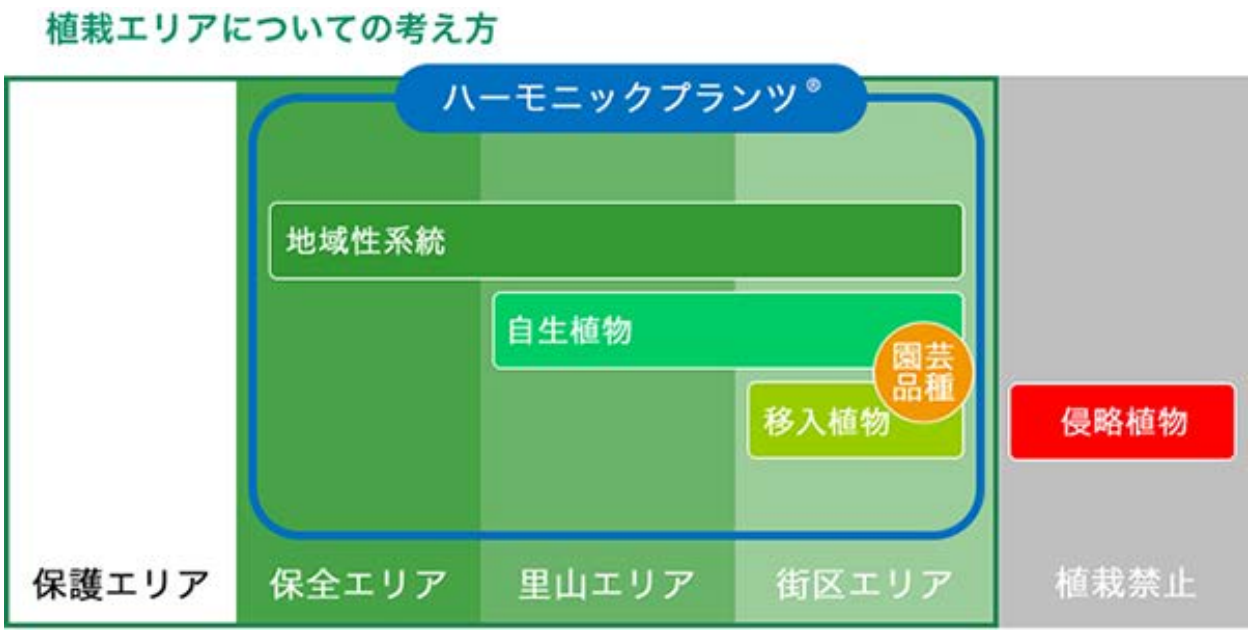
自然共生を目指す社会的な動きの中で、都市再開発やまちづくりなどにおいても地域に根ざした植物をできるだけ活用していこうとする動きが活発化しています。

このような動きの中、これまで住友林業緑化株式会社では、自然再生を目指す緑化計画においては郷土種、在来種の採用が好ましいとの考え方のもと緑化対象地に応じた樹種選定の指針を「ハーモニックプランツ®」として定義し、その普及に努めてきました。

樹木には、日本に古くから自生している植物（自生植物）と、外国から入ってきた植物（移入植物）があります。移入植物の中には、その特質により自生植物の生息する場所を奪い、地域の生物多様性を脅かすような種（侵略植物※）もあります。これらの植物の中で、人的に栽培したものを園芸植物（栽培品種）と分類しています。

植栽計画においては、保全レベルを考慮した4つのエリア（保護エリア、保全エリア、里山エリア、街区エリア）に分け、これに応じて植物種を選択します。例えば、住宅の庭づくりを行う「街区エリア」では、「栽培品種を含む自生植物」を主体に「侵略性のない移入植物」からも緑化植物をバランスよく選択することで「彩り」を演出しています。さらに地域の生態系への悪影響が明らかな侵略植物を使用しない方針を立て、同社の技術統括部署において、その使用の有無をチェックしています。

※ 外来生物法に規定されている特定外来生物及び生態系被害防止外来種



# まちづくりへの貢献

## 戸建住宅団地で第1号となるABINC認証の「フォレストガーデン秦野」

神奈川県秦野市の戸建住宅団地「フォレストガーデン秦野」が2018年3月、戸建住宅団地・街区版部門での認証第1号となる、いきもの共生事業所認証（ABINC認証）を取得しました。ABINC認証制度は自然と人との共生を企業に促すため、生物多様性保全の取り組み成果を認証する制度です。2014年からオフィスビルと商業施設を対象に認証を開始。その後、集合住宅や工場へと対象を拡充しています。2017年度には戸建住宅団地・街区版と物流施設版を新設し、先進的な取り組みをしている「フォレストガーデン秦野」が戸建住宅団地・街区版の第1号として認証されました。

「フォレストガーデン秦野」の街並みのコンセプトは「生きものと共生できる緑のまちづくり」です。自生種をはじめ「ハーモニックプランツ®」の手法により質の高い緑を実現しています。湧き水を活かした持続可能な水循環への配慮などが認証の決め手となりました。

住友林業緑化は住民の方々と共に、勉強会・モニタリングを実施する他、定期的に植栽維持管理をサポートし、継続的に豊かな住環境を創出し続けることで資産価値向上へのサポートを進めていきます。



「フォレストガーデン秦野」の街並み

## 生物多様性緑化とABINC認証支援業務

株式会社IHIの相生事業所（兵庫県）にてABINC認証の取得を支援しました。

2018年度は土砂災害を防止するための工事に、兵庫県産の風倒木や事業所内で発生した間伐や剪定枝葉を再利用し資源循環に配慮した工法による法面保護や地域性植物の植樹を実施しました。

▸ ハイライト2：生物多様性保全への貢献



苗木の保護管「ツリーシェルター」で活着率を高めた植樹の様子

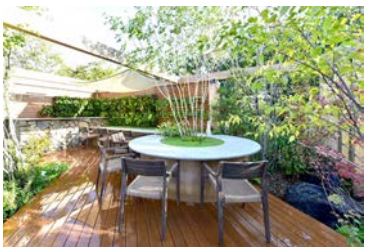
## 第35回全国都市緑化やまぐちフェアに庭園出展

2018年9月から11月にかけて、山口きらら博記念公園で、第35回全国都市緑化やまぐちフェア「山口ゆめ花博」（主催：山口県、山口市、公益財団法人都市緑化機構 提唱：国土交通省）が開催されました。

全国都市緑化フェアは、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがあるまちづくりを進めるための普及啓発事業として1983年から毎年、全国各地で開催されている花と緑の祭典です。

本フェアでは、住友林業住宅・建築事業本部山口支店と連携し、木質感豊かなモデル庭園を出展。植栽は、山口の自然植生を考慮しハイノキ・ハクサンボク・コバンモチ・ハマギク等の自生種を主体に計画し、地域の環境に配慮したデザインとしました。

この庭園は金賞及び日本造園建設業協会会長賞（特別賞）を受賞。心地良い、新しい庭園デザインを山口の地から全国に発信することができました。



金賞を受賞した住友林業緑化の庭園

# 生物多様性保全の啓発

## 「生物多様性読本VOL2地域性植物編」を刊行

生物多様性に配慮した緑化に求められる地域性植物とはそもそもどういうものなのか、地域に根ざした植物の生産・流通・消費について現状はどうなっているのか、地域に根ざした植栽計画とはいかなるものか、今後どのように進んでいくのかなど、多くの疑問が寄せられるようになってきました。

住友林業緑化ではこれらの声に対応する形で「生物多様性読本VOL2 地域性植物編」を2018年1月に制作しました。

ここでは主に以下の内容について、地域性植物を活用した最先端の事例を交えて解説しています。

1. 地域性植物による東日本大震災復興事業
2. 大規模テストコース開発における地域性植物活用
3. 地域性植物を用いた海浜植生再生事業
4. “江戸” 由来の地域性植物による都市再開発
5. 大規模人工地盤上の地域性植物による雑木林再生

これから活発化していく地域性植物活用の一つの助けになればと考えています。



生物多様性読本VOL2地域性植物編表紙

## 「住まいの樹木図鑑　改訂版」を刊行

環境省及び農林水産省は、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を新たに公表しました。

これまでの特定外来生物だけでなく、侵略性が高く生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれのある外来種が選定されています。

住友林業緑化では、生態系被害防止外来種リストの制定を受け、生態系に係るさらなる影響も勘案し、住友林業緑化独自の外来種に対する基準を再構築しました。この基準に基づき刊行済みの「住まいの樹木図鑑」掲載の樹種を一部入れ替え、2017年3月に改訂版を刊行しました。

今後は「ハーモニックプランツ®」や外来種に対する基準の活用を進め、お客様への植栽提案や社員の意識啓発を図っていきます。



住まいの樹木図鑑 改訂版表紙

## 海外緑化事業

豪州のメルボルン市北部で住友林業とNTT都市開発株式会社が共同で宅地開発を行うAnnadale分譲地（総販売区画数1,087区画）にて、当社のノウハウを活かし、現地ランドスケープ設計会社Tract社と設計協業を行いました。

2017年1月から始まった今回の設計協業において、当社はTract社作成の基本設計案に対し「Growing Wellness Life&The Five Sense（健康的な暮らしと五感の育み）」というコンセプトを提案しました。Tract社より、「豪州では通常設計企画にストーリー性を持たせることは少ないため、非常に参考になる」と高い評価を受け、子どもの運動機能を発達させる自然石や丸太を使った遊具、植栽計画が実施設計に採用されました。引き続き実施される2期の公園計画においても当社から基本コンセプトを提案し、その案を基に基本設計をまとめる作業を進めています。

豪州や北米において緑地は、宅地開発の価値を高めるためになくてはならないものであり、緑あふれる魅力的なオープンスペースの創造が求められています。当社の海外緑化事業の取り組みはまだ始まったばかりですが、海外のお客様や住民に愛される美しく快適な空間創造を目指し、これからも事業化を進めます。



自然石を使ったNature Play（自然遊び）道具

# 流通事業

## 流通事業におけるバリューチェーン



**合法性・持続可能性確認**

住友林業グループは「住友林業グループ調達方針」に基づいて木材の合法性確認や人権、労働及び生物多様性保全や地域社会への配慮などを含む持続可能な木材調達を実践するために、木材の調達に関するデューディリジェンスを行っています。
デューディリジェンスでは、まず木材を調達している各調達部門において、調達先が合法的に伐採された木材、または合法的に伐採された木材のみを原料とする木材製品を供給できることを情報で確認します。海外調達先に対しては、2018年度対象調達先109社及び流通を担う海外グループ会社の対象調達先43社に、合法性、持続可能性に関するアンケートを実施、その結果をスコア化し、基準に満たない調達先については改善要請を行いました。
また、2017年からはクリーンウッド法にも対応するべく、木材関連事業者の登録の申請を登録実施機関に行い、登録されました。また同法に基づき、2018年度分について木材調達実績の報告を終えました。

**関連する社会課題**

合法性・持続可能性確認では、人権、労働安全衛生、生物多様性保全、地域社会など、「木」に関する幅広い社会課題に向き合います。事業にとってリスクとなりえる、これらの課題のリスクを低減するために継続的な取り組みを実施しています。

**関連するCSR取り組み**

▸ 調達における取り組み



## 調達

住友林業グループでは、持続可能性・合法性が確認された木材及び木材製品に関して人権、労働及び生物多様性保全、地域社会に配慮した調達活動を進めます。これらの取り組みの進捗状況は木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。
また、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の調達先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

**関連する社会課題**

流通事業の調達段階の取り組みでは、合法性確認・持続可能性に関し、人権、労働安全衛生面、生物多様性保全、地域社会など幅広い社会課題への対応が求められています。
そのため、当社は木材調達委員会を中心に、木材の調達基準や違法材などリスク評価を審議する管理体制を構築し、木材のトレーサビリティや合法性確認、人権、労働面、生物多様性保全の配慮を確認しています。

**関連するCSR取り組み**

- 調達における取り組み



## 製品化・納品

調達された木材は、原木のみならず、製材工場で合板、製材品、建材などに製品化し、出荷されます。

**関連する社会課題**

製品化・納品にあたっては、商品としての品質だけでなく、持続可能性・合法性の証明など、社会課題に関連した取り組みについても適切な情報開示を行っています。

**関連するCSR取り組み**

- 販売における取り組み



## 出荷・販売

住友林業グループでは、森林認証材の販売を促進し、トレーサビリティに配慮した表示を行うことで、説明責任を果たしています。
また国内外の木材需要に対応して、国産材の輸出を増大することで、国内林業の活性化にもつなげています。

### 関連する社会課題

認証材や国産材など販売段階の取り組みに関連する社会課題は「森林資源の減少」や「違法伐採」「地域活性化」などです。
当社グループは、認証材や国産材の販売促進によって、これらの「木」に関わる社会課題に対応していくことが社会的役割だと考えています。

### 関連するCSR取り組み

▸ 販売における取り組み

# 調達における取り組み

## 基本的な考え方

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能で豊かな社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施してきました。合法かつ持続可能な木材をお届けするため、責任ある木材調達を行っています。2015年には、木材以外の金属及び窯業建材、樹脂製品など建材資材を含むあらゆる調達物品に対象範囲を広げ「住友林業グループ調達方針」に改訂し、現在はこの方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行っています。

▸ 住友林業グループ調達方針

## 木材調達マネジメントの推進体制

住友林業グループは、住友林業サステナビリティ推進室長を委員長（2019年3月末時点）とし、木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置。木材の調達基準や違法伐採のリスク評価など、グループ全体の木材調達に関する重要な事項を審議しています。

2018年度は、規定通り3回の木材調達委員会を開催し、審査対象となる全109社の直輸入調達先及び海外グループ会社（流通）が取引する調達先43社について合法性の確認と「サステナビリティ調達調査」を実施しました。対象については新規取引先・継続取引先も含め、定期的に（年1回、もしくは2年に1回）合法性・持続性の確認を行っています。



木材調達委員会会議風景

# 持続可能な木材調達の取り組み

## 調達方針に基づいた取り組みの推進

**調達方針**

住友林業グループは「住友林業グループ調達方針」に基づいて木材の合法性確認や人権、労働慣行及び生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達を実践するために、木材の調達に関するデューディリジェンスを行っています。

### 住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行います。

1. **合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達**
   法令や社会規範を遵守し、調達先との相互理解と信頼関係に基づく調達活動を行います。また、高品質の商品・サービスを提供するために、調達先と協力してサプライチェーン全体に健全で公正な調達活動を働きかけます。
2. **公正な機会と競争に基づく調達**
   国内外のすべての調達先に公正な取引の機会を提供します。調達先の選定においては、企業としての信頼性や技術力、調達品の品質・経済性・納期・環境性能、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止、その他CSR（企業の社会的責任）への取組み等の観点から総合的に判断します。
3. **持続可能な木材および木材製品の調達**
   再生可能な資源である「木」を積極的に活用するために、木材および木材製品の調達については、調達先と協力して以下の項目の実践に努めます。
   - 持続可能な森林経営が行われている森林からの調達を進めます。
   - 調達する木材および木材製品のトレーサビリティの信頼性向上に努めます。
   - 伐採国・地域における法令等の遵守に加えて、生物多様性や保護価値の高い森林の保全、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。
4. **コミュニケーション**
   調達の透明性を確保するために、適正な情報開示を行います。また、ステークホルダーとの対話を調達活動の改善に役立てます。

2015年7月23日改訂

**合法性の確認**

デューディリジェンスでは、木材建材事業本部、住宅・建築事業本部、各関連のグループの木材調達部門において、調達先が合法的に伐採された木材、または合法的に伐採された木材のみを原料とする木材製品を供給できることを確認します。各調達担当が木材調達デューディリジェンスマニュアルに従い、下記の情報を収集し、地域・樹種ごとに定められた関連書類を照合して、伐採地までのトレーサビリティを確認します。

| 番号 | 項目名称 |
|---|---|
| 1 | サプライヤー名称 |
| 2 | サプライヤー所在地 |
| 3 | 木材の種類 |
| 4 | 木材を構成する樹木の種類 |
| 5 | 木材を構成する樹木が伐採された国または地域 |
| 6 | 年間の調達量（重量、面積、体積または数量） |
| 7 | 販売先が法人の場合、その名称と所在地 |
| 8 | サプライヤーアンケート等の結果、訪問記録等 |
| 9 | 伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類 |

これらの情報を基に、国や地域、樹種や木材の種類ごとに、「木材調達委員会」で定められた木材調達に関わる違法伐採リスクの評価基準に照らして、リスク評価を行います。リスク区分は、A（低リスク）、B（中リスク）、C（高リスク）としています。B（中リスク）、C（高リスク）と評価された木材及び木材製品については、伐採国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類の確認だけに頼るのではなく、必要に応じて当社スタッフによる現地調査を行い、伐採地までのトレーサビリティの確認を実施しています。

**人権、労働慣行及び生物多様性保全、地域社会への配慮**

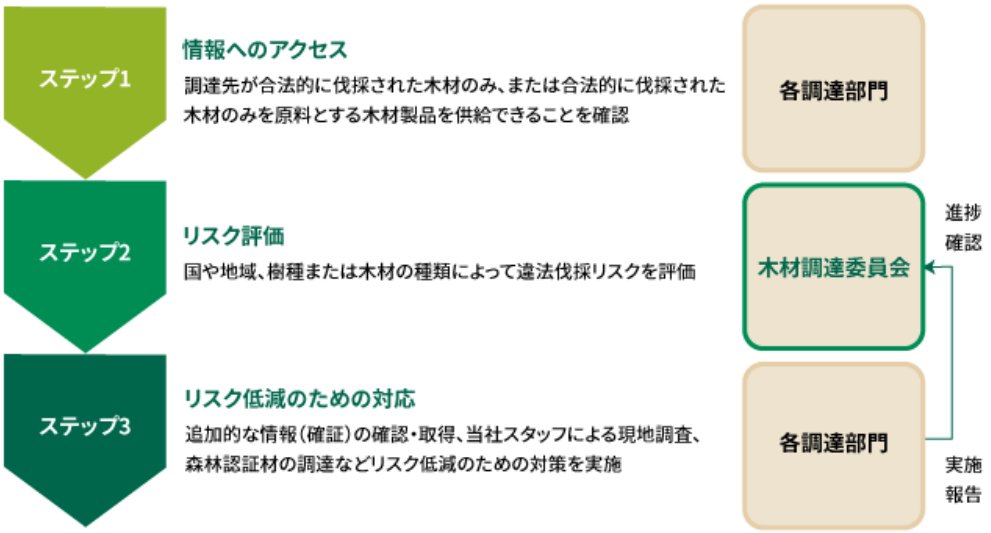
調達する商品について、調達先への「サステナビリティ調達調査」の実施や現地ヒアリングなどで以下の事項を確認しています。

- 供給品やその原材料の調達地域に労働者及び地域住民の権利侵害が存在しないかどうか。またその場合、労働者及び地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。
- 供給品やその原材料の調達地域に保護価値の高い森林が含まれていないかどうか。またその場合、保護価値の高い森林に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。

**レビュー**

各調達部門はこれらの取り組みの進捗状況を「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。2018年度は、これまで運用してきた「持続可能な調達に関する調査票」回答内容に基づき、取り組みをスコア化し、より一層見える化した管理体制の強化に努めました。また、基準に満たない5社の調達先については改善要請を行いました。

### 木材調達における管理システム




## 木材製品における持続可能性の取り組みの強化

気候変動要因として「森林減少」への懸念が高まっています。当社グループの持続可能な木材調達への取り組みは、独自に導入した「木材調達デューディリジェンス」で対応してきましたが、2019年5月にアクションプランを新たに策定し、強化した持続可能性の評価基準の運用を開始しました。

### 「持続可能な木材及び木材製品」の考え方

以下のいずれかに該当するものを、「持続可能な木材及び木材製品」と定義します。

1. 森林認証材及び認証過程材：FSC、PEFC、SGEC
   （CoC連鎖に関わらず出材時の認証を重視した材で認証材への移行を促す）
2. 植林木材
3. 天然林材で、その森林の施業、流通が「持続可能である」と認められるもの
   （転換林由来の材＝森林をオイルパーム農園等に転換する際に伐採される天然林材は、これに含まれない）
4. リサイクル材

2019年5月に公表した中期経営計画2021サステナビリティ編では、合法性が担保できた場合であっても、「持続可能な木材および木材製品」の定義に沿わないものについては、代替材（天然林択伐材や植林木）への移行を進め段階的に取り扱いを停止し、目標年度である2021年度末までに、持続可能な木材及び木材製品の調達を100%にする目標を掲げています。

### アクションプランを通じた木材調達デューディリジェンスの強化

当社グループの持続可能な木材調達への取り組みは、「住友林業グループ調達方針」のもと、責任ある木材調達を実施してきました。昨今情勢の変化に対応し、2019年5月にアクションプランを発足し、木材調達のデューディリジェンスの強化を定期的に図ります。主な強化点として、サステナビリティ担当役員が木材調達委員会の委員長に就任、調達部門の各担当者を対象とした研修会を定期的に提供、また低スコア調達先に対して2年間の猶予期間中に改善要請を実施し、改善が見られない場合は、取引を停止するなど、より一層、責任ある調達の取り組みを推進していきます。

## 木材調達担当者教育

森林減少に関する懸念がグローバルに高まっている中、南洋材の調達に対する企業の取り組む姿勢が注視されています。そこで、2018年10月31日、南洋材及びその他輸入木材を扱う国際流通営業部の責任者・担当者計32名が参加し、「インドネシア・マレーシアにおける木材生産と持続的森林管理のための取り組み」と題するセミナーを開催しました。同セミナーでは、両国の木材合法性証明システムのしくみや認証材の現状、持続可能な森林管理についての最新情報を学びました。

変化する状況に合わせ、人事部が提供する全社員向けの通常の研修とは別に最新の社会・環境的な課題に対応するためのセミナーや研修を毎年提供していきます。



IGES（公益財団法人地球戦略研究機関）
リサーチマネージャー 鮫島弘光氏による講演

## NGO等外部ステークホルダーとのエンゲージメント強化

アクションプラン策定・実施にあたり、社会的要請に真摯に耳を傾け、より責任ある調達を推進するために、環境NGO、ESG領域の専門家、研究者らを迎え、ステークホルダーダイアログを実施しました（2019年7月開催）。

当日は、認定NPO環境経営学会、世界自然保護基金（WWF）ジャパン、FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、地球環境戦略研究機関、高崎経済大学、早稲田大学からの有識者の皆様が参加。「サステナビリティ調達調査」の実施と是正要求のプロセス・期間や、転換林由来の材、リサイクル材に対する考え方などをテーマにご議論いただきました。



ダイアログ会議風景

議論の中では、「サステナビリティ調達調査」を実施し必要に応じて是正要求を行うことで、調達先のレベルアップを図ることにつながり、ひいては業界全体で持続可能な森林資源の活用につなげていくことができるので、キャパシティビルディングの検討含め、調達先とのコミュニケーションを十分にとることが望ましいこと。転換林由来の材については、他業界の持続可能なコモディティ生産の取り組み等にも注視しながら、保護価値の高い森林アセスメント（HCVA）等、適切なアセスメントが実施されていることを確認すべきである。またリサイクル材は、消費者が一度使用したもの（建築廃材など）と定義し、端材や果樹の古木などは通常の木材と同様のデューディリジェンスを行っていくことが望ましいといったご意見がありました。

いただいたご意見を踏まえ、中期経営計画2021サステナビリティ編の目標である「持続可能な木材及び木材製品の調達100%」の達成に向け、木材調達管理規程及び木材調達デューディリジェンスマニュアルの改訂・運用を行っていきます。

## ルーマニアの木材調達について

近年ルーマニアの森林管理と木材生産については、複数の環境団体から原木の伐採が適切であるか懸念が指摘されています。2017年4月に木材調達委員会メンバーが現地調査を行いました。まずはルーマニアの環境・水・森林省訪問をはじめ、在ルーマニア日本大使館及びASFOR（ルーマニア林業協会）などとの面談を通じ、現地の状況に関する情報を収集しました。次にサプライヤーの製材工場と実際にその工場に搬入される丸太の代表的な伐採地を視察しました。製材工場では、原料丸太の工場受け入れ時に輸送許可文書とトレーラーに積まれた丸太を適切にチェックしています。例えば、許可量を超えて持ち込まれた丸太は使用せずに分別管理を徹底し、林業当局に報告するなどの措置が取られていることを確認しました。伐採地ではフォレストレンジャーから森林管理の説明を受け、実際にフィールドでハンマー打刻印による伐採木管理とトレーラー積載時のプロセスを確認しました。加えてルーマニア政府が管轄する森林保全エリアを視察し、希少な森林生態系を保護する努力が払われていることを確認しました。

指摘を受けている環境団体とは、定期的に面談の機会を設けており、直近では2019年1月に面談、情報提供を受けるとともに、当社グループの取り組みについて最新の情報を共有しています。



まだ雪が残る伐採地の視察



トレーラー積み込み時のチェック



タブレット端末を活用して工場受入時に適切にチェック



許可書に対して過積載だった丸太の分別管理

## インドネシアでのコンクリート型枠用合板について

近年、インドネシアで生産される合板について、その原材料である原木の伐採が適切であるか複数の環境保護団体から懸念が指摘されています。インドネシアでは、SVLK（木材合法性保証システム）とよばれるしくみがあり、木材製品輸出業者は国家認定委員会が承認した独立評価認定機関が発行するSVLK事業者認証を取得し登録する必要があります。その上で、上記の独立評価認定機関が原木の伐採から工場での木材加工、輸出に至るサプライチェーンの合法性を確認した旨を明記した木材合法性証明文書（V-Legal Document）を取得します。当社は、調達先であるコンクリート型枠用合板製造工場などを2018年7月に現地調査しました。伐採地近くの土場では、QRコードの付いたタグが丸太に添付されておりインドネシア環境林業省のホームページ（HP）上及び文書（V-LEGAL）で伐採地情報が確認できること、さらにそれら丸太が工場に運ばれた後にも、工場土場で同様にタグQRコードからHP上またはV-LEGALで確認し、輸送過程及び伐採地までさかのぼれることが確認できました。

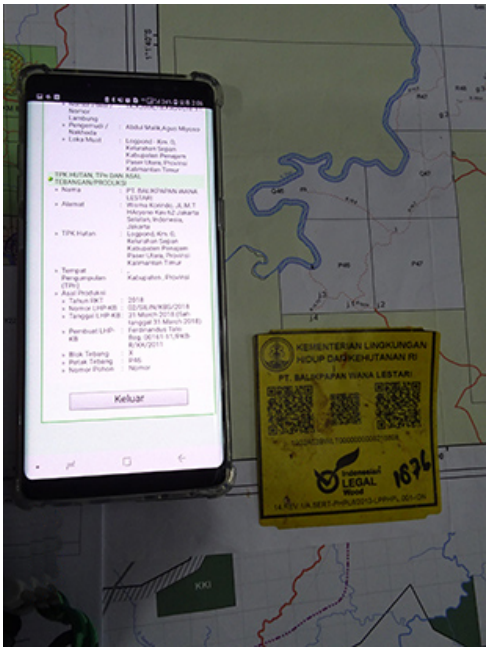
当社が取引する合板の原材料である原木の調達については、中期経営計画サステナビリティ編の目標である「持続可能な木材及び木材製品の調達100%」達成に向け、今後も調達先との取り組みを継続していきます。



工場土場にて丸太に貼られたタグを確認



中間土場でタグを確認




伐採会社にてタグ情報から伐採地を確認（1）



伐採会社にてタグ情報から伐採地を確認（2）

スポーツ競技大会の施設建設において使用するコンクリート型枠用合板に関連し、2018年11月、当社と取引関係にあるサプライヤーが原材料として使用した原木が、適切に管理・伐採されたものでないおそれがあるという指摘が、環境NGOより同大会組織委員会が設けた通報受付窓口に提出されました。当社はその指摘に対して、関連書類などの提示により当該原木はサプライチェーンに含まれていないことを同大会組織委員会に説明しました。その結果、大会組織委員会として同指摘は事実と異なるとの結論がなされ、通報受付には該当しないとして、2019年2月、同大会ホームページ上に公開されています。

## 森林認証材の促進

住友林業グループは、調達先と共に信頼できるサプライチェーンを構築して持続的な木材の調達に努めていますが、持続的な森林経営が行われている森林からの木材であることを確認する指標として、第三者認証である「森林認証制度」を支持・活用しています。

また、自ら森林認証を取得し、市場や消費者に森林認証材を提供することにより、その普及に貢献できると考えています。

住友林業グループの認証状況は、FM（エフエム）認証が221千ヘクタール、CoC（シーオーシー）認証は10組織となっています。



## 住友林業グループにおける森林認証取得状況／CoC（シーオーシー）認証※1（FSC-C113957）

| 組織名 | 認証制度 | 認証年月日 | 認証番号 | 認証機関 |
|---|---|---|---|---|
| 住友林業株式会社<br>木材建材事業本部 国際流通部、支店部 | FSC® | 2017/12/14 | CU-COC-823910／CU-CW-823910 | Control Union Certifications |
| | PEFC | 2017/12/14 | CEF1201 | （財）日本ガス機器検査協会 （JIA） |
| 住友林業株式会社<br>木材建材事業本部 木材建材部、 北海道支店<br>住宅・建築事業本部 木化推進部 | SGEC | 2017/1/24 | JIA－W045 | 日本森林技術協会（JAFTA） |
| 住友林業株式会社<br>木材建材事業本部 北海道支店<br>住宅・建築事業本部 資材開発部 | SGEC | 2017/10/1 | JAFTA-W038※2 | 日本森林技術協会（JAFTA） |
| 住友林業フォレストサービス | SGEC | 2016/9/25 | JAFTA-W017 | 日本森林技術協会（JAFTA） |
| 住友林業クレスト株式会社 | FSC® | 2018/4/18 | SGSHK-COC-006693 | SGS |
| | SGEC | 2017/12/26 | JAFTA-W041 | 日本森林技術協会（JAFTA） |
| ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）（ニュージーランド） | FSC® | 2019/6/21 | SAI-COC-001290 / SAI-CW-001290 | QMI-SAI CANADA Limited |
| クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）（インドネシア） | FSC® | 2015/1/10 | TT-COC-002009 | BM TRADA |
| インドネシア住友林業 | FSC® | 2016/4/26 | TT-COC-005903 | PT. Mutuagung Lestari |
| シンガポール住友林業 | FSC® | 2018/12/5 | NC-COC-005542 / NC-CW-005542 | NEP Con |

※1 CoC（Chain of Custody）認証は、林産物の加工・流通過程に関与する事業者を対象とした制度。加工・流通の各プロセスで、認証を受けた森林から産出された林産物（認証材）を把握するとともに、非認証材のリスク評価が行われていることを認証し、一連のプロセスに携わる全事業者がCoC認証を受けている場合、製品に認証マークを表示できる

※2 統合事業体認証のため、住友林業グループ以外の事業体を含む

## 代表的な森林認証制度

### FSC (Forest Stewardship Council®) (FSC-C113957)

環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合などの代表者から構成される団体で、1993年にWWF（世界自然保護基金）を中心に設立。森林認証制度の運用主体の草分け的存在。

環境影響や地域社会、先住民族の権利などを含む10原則56基準に沿って、FSCが認定した認証機関が審査を実施することになっている。最近では、国や地域の状況にある程度合わせた国別基準や小規模経営者向けの審査手順など、多様な森林や所有者をカバーできるしくみができている。

### PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)

欧州11ヵ国の林業団体が、各国の制度を相互承認する組織として1999年に設立。個別の森林管理についてPEFCが直接認証するのではなく、149ヵ国が集まって策定された「政府間プロセス」という基準を採用しているPEFCの規格要求を満たしているとPEFCが認めた場合、その国独自の森林認証制度をPEFCが承認する制度。2003年に非ヨーロッパ諸国の参加もあり、旧名（Pan European Forest Certification Schemes）から「PEFC森林認証プログラム」（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）に改称して以降、急速に拡大し、認証面積では世界最大となっている。

### SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council：緑の循環認証会議)

豊かな自然環境と持続的な木材生産を両立する森林管理について保証する。日本独自の自然環境・社会慣習・文化を尊重して7つの基準に基づいて審査される。CoC認証も実施している。2014年11月にPEFCに加盟し、2015年3月にPEFC相互認証申請を行い、2016年6月に相互承認が認められた。

## 森林認証材の普及促進

森林認証材を販売する上でもっとも重要なことは、調達した森林認証材を他の木材等とは分別して管理することです。CoC認証では第三者による審査を受けることで、確実に森林認証を取得している森林から生産された木材等であることを保証してお客様に販売することができます。

住友林業グループは、輸入木材等の販売量に占める森林認証材の割合を指標とし、2020年までに12%以上とする目標を設定してその拡販に努めています。2018年度実績は11.0%でした。

また、日本独自の森林認証制度であるSGEC認証材の販売についても、2020年までの目標販売量を85千m³以上と設定。2018年度実績は78千m³でした。

▸ （第三者保証マーク）について

## クリーンウッド法への円滑な対応

日本や原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材の利用を促し、環境破壊につながる違法伐採材が流通しない市場を形成することを狙いとする「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称クリーンウッド法）が2017年5月に施行されました。住友林業では、輸入販売を行っている木材建材事業本部が、国内第1号として2017年11月22日付で第一種登録木材関連事業者の登録を行いました。また同事業本部は、2018年8月1日付で、第ニ種登録木材関連事業業者を登録しました。続いて住友林業フォレストサービスが、2018年2月20日付で第一種及び第二種登録木材関連事業者（木材の仕入および販売）として登録。さらに、第二種登録木材関連事業者として住宅・建築事業本部（2018年3月16日付）と住友林業クレスト（2018年5月9日付）が登録しており、グループ全体で合法的な木材の調達に努めています。

| 登録木材関連事業者 | 種別 | 登録年月日 | 登録番号 | 登録実施機関 |
|---|---|---|---|---|
| 木材建材事業本部 | 第Ⅰ種、第Ⅱ種登録木材関連事業者 | 2017年11月22日 | JIA-CLW-Ⅰ Ⅱ 17001号 | （一財）日本ガス機器検査協会 |
| 住宅・建築事業本部 資材物流部 | 第二種登録木材関連事業者 | 2018年3月16日 | HOWTEC-CLW-Ⅱ 0001号 | （公財）日本住宅・木材技術センター |
| 住宅林業フォレストサービス | 第Ⅰ Ⅱ種登録木材関連事業者 | 2018年2月20日 | 日林協-CLW-Ⅰ Ⅱ-3号 | （一社）日本森林技術協会 |
| 住友林業クレスト | 第二種登録木材関連事業者 | 2018年5月9日 | JIA-CLW-Ⅱ 18002号 | （一財）日本ガス機器検査協会 |

## JBIBへの参画

生物多様性の保全を目指して活動する企業団体である一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）に会員企業として参画し、2018年度はサプライチェーン研究ワーキンググループにおいて「リスク評価に利用できる公開情報のリスト化」について取り組みました。

## 取引先とのコミュニケーション

木材・建材流通事業では、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の調達先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

### 木材建材事業本部の取引先との主なコミュニケーション活動

| 名称・規模 | 内容 |
|---|---|
| スミリン会<br>会員数：871社（2018年7月現在） | 木材・建材流通事業の取引先とのコミュニケーションの場として、全国各地に設立しています。研修会や情報交換会を各地で年2回～3回実施し、会員相互の親睦を深めるとともに、商品の研究開発と生産流通の発展、業界全体の向上などを目指しています。 |
| 「建材マンスリー」の発行<br>発行部数：毎月約4,200部 | 半世紀以上の歴史を持つ月刊誌で、木材・建材、住宅業界に関する様々な情報やトピックスを、住友林業ならではの視点でタイムリーに発信しています。 |

# 販売における取り組み

## 基本的な考え方

住友林業グループでは、「住友林業グループ調達方針」に基づき、責任ある調達を進めています。これまで、国産材、植林木、森林認証材を「持続可能な木材」として木材調達を推進してきましたが、中期経営計画サステナビリティ編では、持続可能な木材及び木材製品の調達を100%にする目標を掲げ、より一層持続可能な木材・建材を社会に普及させていきます。

## 環境配慮型合板「きこりんプライウッド」の販売促進

住友林業では、2020年までに合板など、木質ボードの輸入商品の調達のうち、植林木・認証材を使用した製品の割合を目標設定し、その拡販に努めています。植林木やFSC認証またはPEFC認証を受けた森林の木材を製品の50%以上使用している合板は、「きこりんプライウッド」として販売し、その売上の一部は、インドネシアで実施している植林事業に投入しています。植林木を50%以上使用した環境配慮型商品である点が評価され、2018年9月12日に第1回エコプロアワード※奨励賞を受賞しました。2018年度には当社が販売する合板製品数量の9.1%を占め、約50,541m³を販売しました。2020年度には約5倍の年間240,000m³に拡大し、環境保全に貢献していきます。

※ 一般社団法人産業環境管理協会が主催。エコプロダクツに関する情報を需要者サイドに広く伝えるとともに、それらの供給者である企業等の取り組みを支援することで、日本のエコプロダクツのさらなる開発・普及を図ることを目的に2004年度創設。2018年度にこれまでの「エコプロダクツ大賞」をリニューアルし、新たに「エコプロアワード」となる



きこりんプライウッド

エコプロアワード 2018
EcoPro Awards

植林木由来の木質パネル比率（2020年度目標）
33%以上

植林木由来の木質パネル比率（2018年度）
25.2%

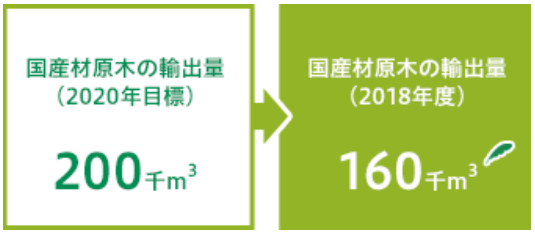
### 「きこりんプライウッド」販売実績

| 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
|---|---|---|---|---|
| 31,900m³ | 28,100m³ | 30,200m³ | 46,255m³ | 50,541m³ |

## 国産材の輸出

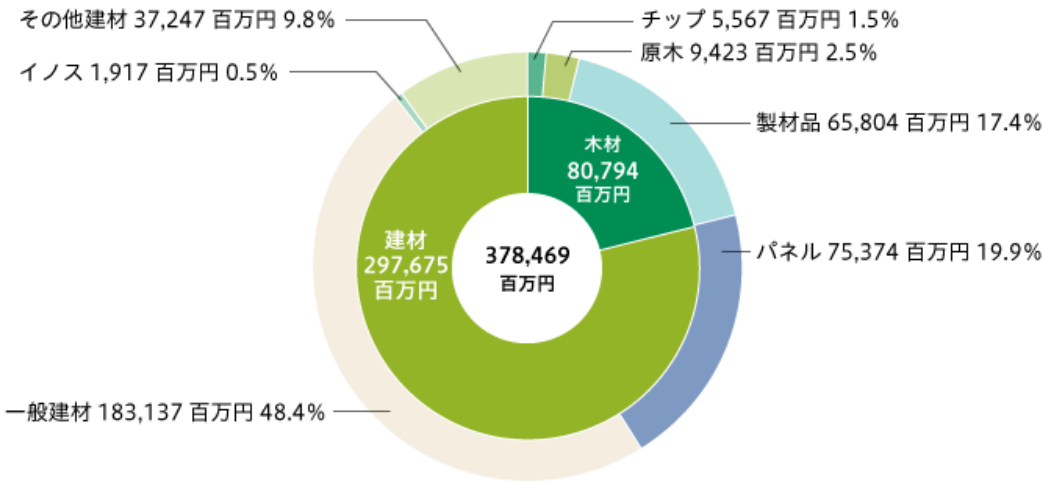
中国をはじめとする新興国での経済発展や人口増加により、海外における木材需要は増加が見込まれています。そうした中で、日本からの木材輸出も近年増加傾向にあり、中期経営計画サステナビリティ編では、2021年度の国産材原木の輸出量を262千m³と目標設定し、国産材の海外における市場開拓を進めています。

2018年度は、中国の旺盛な需要に応えるべく、九州を中心とした既存輸出港からの輸出量を増やすとともに、九州以外の新規港の開拓及び輸出を開始することで、前期比で33.3%増となる160千m³の国産材を輸出しました。




▸ （第三者保証マーク）について

## 2018年度木材建材流通事業売上高内訳（単体）



# 製造事業

## 製造事業におけるバリューチェーン



**商品開発・原材料調達**

住友林業グループでは、お客様のニーズにお応えするため、デザインだけでなく、原材料の特性を活かした商品開発を進めています。素板・ボード事業では、ファルカタやバルサなどの軽量な植林木を使用した軽量合板・ボードの開発、建材・木工事業では素材の木質感を活かしたフロア材・建具などの建材商品開発を行っています。また製造事業では、原材料を無駄なく使う取り組みをしています。

**関連する社会課題**

世界の森林は、違法伐採や過度な焼畑農業などによって減少を続けており、持続可能な木材調達は重要な課題となっています。
当社グループでは、「持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続」に向け、植林木や認証材といった合法で持続可能性の高い原材料を調達しています。

**関連するCSR取り組み**

▸ 調達における取り組み

## 製造

国際的な品質マネジメントシステムであるISO9001の運用や、JIS・JASの要求品質以上の規格にて管理することにより、高品質な製品を製造するだけにとどまらず、より安全性の高い製品づくりにも取り組んでいます。
各製造工場で多くの社員が働いており、労働安全衛生環境を整えることは、当社グループの責務であり、常に災害ゼロを目標としています。また製造工程において、省エネ・省資源化・リサイクルにも力を入れています。

### 関連する社会課題

製造事業では、①安心・安全な製品の製造・販売、②働きやすい職場環境づくり、③環境負荷低減を図ることが重要です。当社グループでは、「安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進」に向けて、お客様からのフィードバックを大切にし、安心・安全な製品を製造します。
「多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進」では、製造工場での安全対策の充実、労働環境の改善を進め、安心・安全に働ける環境を整えています。また、「事業活動における環境負荷低減の推進」のため、温室効果ガスの排出量削減やリサイクル率の向上に取り組んでいます。

### 関連するCSR取り組み

- 製品安全及び品質管理
- 労働安全衛生

## デリバリー

加工・生産された製品は、日本だけでなく世界各国に出荷・販売されています。
製品梱包の見直しによるごみの削減、配送方法の見直しによるお客様の受け取りやすさ、温室効果ガスの削減など、継続的に改善を進めています。

### 関連する社会課題

出荷・商品販売にあたっては、コンプライアンス遵守の観点から、各国でのルールを遵守した商取引を行っています。また、輸送に伴う温室効果ガス排出量削減のために、いかに効率的な配送を行うかが社会課題となっています。当社グループでは、「事業活動における環境負荷低減の推進」のために、積載効率の向上や建築資材の配送の帰り便を利用した廃棄物輸送など温室効果ガスの排出量削減やリサイクル率の向上に取り組んでいます。

### 関連するCSR取り組み

- 製品安全及び品質管理
- 輸送に伴う$CO_2$排出量の削減

# 調達における取り組み

## 基本的な考え方

海外製造事業は大きく「素板・ボード事業」「建材・木工事業」の二つに分けることができます。素板・ボード事業は、再生可能な資源である「木」を主原材料とし、熱硬化型の接着剤を使用して、合板やMDF（中密度繊維板）、パーティクルボードを製造しています。建材・木工事業は、素板・ボード事業で製造された合板やMDFを使用して、住宅に使用される建材や家具、楽器などを製造しています。

国内製造事業では、海外で製造された合板、MDF及び集成材などを使用して、木質系住宅関連部材、階段部材、カウンター等の製造・販売を行っています。

製造時に使用される原材料は、住友林業グループ調達方針に基づき合法かつ持続可能な調達を行っています。

## 持続可能な木材調達の推進

インドネシアにおける生産拠点の一つであるクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）では、原材料に占める植林木の割合を高めていくため、現地植林共同組合と協働して、持続可能な植林地経営のしくみづくりに取り組んでいます。

KTI社は1999年よりファルカタ等の早生樹の植林に着手。地域住民に無償で苗木を配布し、住民が持つ土地に植林して育ててもらい、成木したら木材として同社が市場価格で買い取り保証をする「社会林業」のしくみにより、環境・社会・経済の両立を目指してきました。また、KTI社が支援する植林共同組合 KTI（KBM KTI）※、KTI（KAM-KTI）※が所有する山林においてFSC-FM認証を取得しました。

今後KTI社は、より多くの取引先の要望に応えるため認証面積の拡大も視野に入れながら、持続可能な木材調達を行い、環境価値の高い製品の製造・販売の拡大に注力します。

※ KAM KTI：FSC-C023796, KBM KTI：FSC-C133562



植林地風景

## 植林木・認証材の利用推進

PT.Sinar Rimba Pasifik社は、環境に配慮したサステナブルな木材を使用しながら、良質で意匠を統一した木質内装材（床、階段、カウンター等）の製造を行い、「住友林業の家」を中心に商品を供給しています。主原材料である木材においては、植林木、認証材のみを調達しています。

2018年度、使用した木材全体の約60%を海外から輸入しており、海外調達先からの輸入材は全て、AHEC（アメリカ広葉樹輸出協会）、QWEB（ケベック木材製品輸出振興会）に基づいた合法材となっています。木材全体の約40%については、インドネシア国内の森林公社（プルフタニ）から購入した植林木で、SVLK（インドネシア合法証明制度）を受けた材料のみ調達しています。

今後も、責任ある木材調達に徹し、合法性・持続可能性が確認された木材を使用した付加価値の高い製品の製造・販売に努めます。



木材保管倉庫

# 製品安全及び品質管理

## 基本的な考え方

法的要求事項やお客様のご要望に応え、企画・製品開発から生産・販売に至るまでの事業活動の各段階で、PDCA管理サイクルを用いて、製品安全性と品質の確保・向上に取り組んでいます。提供する製品・サービスの品質向上のために、「継続的な改善」を進めることが、製造事業の方針です。

## 国内木質建材製造事業の製品安全・品質管理

### 製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業クレストでは、ISO9001に基づき、品質方針を下記のとおりに制定。各工場・部門では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

品質マネジメントシステムISO9001の2015年版での運用に際し、実務との連動強化することで品質とサービスの向上に努めていきます。

#### 住友林業クレストの品質方針

1. 商品開発から製造及び配送はもとより、施工のフォローまで、常にお客様の満足を第一と考えた商品を提供する
2. 内外のパートナーと協力し、適正なコストを把握し、安全性・性能・品質を確保したもの創りを行う
3. 品質目標を定め、全員で継続的改善ができる体制づくりをする

### 製品安全・品質管理体制

住友林業クレストでは、2010年10月から全国にある工場のISO9001を統合し、運用しています。品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築して高品質な製品を製造。さらに、品質情報管理システムを活用し、顧客からのご意見やご要望を生産現場に反映するよう努めています。

また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全工場で毎年2回実施。製品安全を確保するため、製品に関する不具合の重大な情報を入手した場合は、緊急連絡網を通じて担当者から社長まで2時間以内に報告が届く体制を整えています。

## 全社目標に基づく品質改善活動の推進

住友林業クレストでは、各工場・部門で品質目標を設定して品質改善活動を推進しています。

2018年度は、全社で製造現場の管理体制及び協力工場の管理体制の強化と維持に努めてきました。

2019年度もその管理体制を維持しつつ、基準・手順、帳票類の見直しや作業標準・QC工程表の遵守によりヒューマンエラー対策に取り組み、継続的に改善活動を進めていきます。



工場での品質チェック

## バルサを活用した、軽く、安く、デザイン性の高い「木製防火戸」本格販売開始

住友林業クレストは、世界一軽い木材といわれている「バルサ」を活用し、従来製品に比べ、軽くて割安かつデザイン性の高いオリジナル木製防火戸の販売を2015年5月に開始しました。 本製品は、防火戸の設置が求められる都市部の3・4階建て建築物や、異なる用途が混在する病院併設住宅等のニーズに対応したものです。また、バルサ材は当社のグループ会社であるクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）が苗木から育成した植林木を利用しており、環境にも配慮した製品となっています。



バルサを活用したオリジナル木製防火戸

# 海外製造事業の安全・品質管理

## 安全・品質管理に関する基本方針・体制

海外で木質建材を製造するグループ各社では、ISO9001や日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）といった品質に関する認証を取得しています。それらの認証要件に沿って、各社では品質管理に関する方針や基準を定めるとともに、教育訓練などを通じて社員への周知を図っています。また、毎年外部機関による認証監査や定期的に実施する内部監査により、品質管理体制の継続的改善を行っています。

製品安全性や品質については、ユーザーとのコミュニケーション、フィードバックを重視し、特に安全性や品質要求の厳しい日本向け製品を生産する中で、全社的な品質水準のさらなる向上、安定化を図っています。

▸ 品質マネジメント

## ISO9001:2015への更新

ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）、クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）、リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）、アスト・インドネシア（ASTI）、キャニオン・クリーク・キャビネット（CCC）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO）の6社がISO9001：2015への更新を完了しました。

新しい品質マネジメントシステムのもと、さらに「継続的な改善」を進め、安全な製品及び高品質な製品の製造を維持・向上していきます。

## パーティクルボード3社技術勉強会の開催

インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、ベトナムのヴィナ・エコ・ボードの3社がパーティクルボード製造技術レベルの向上及び相互補完、品質改善などを目的に、2018年からパーティクルボード3社技術勉強会を始めました。以前にも同様の取り組みはありましたが、ナショナルスタッフが主導し各社の意識向上にもつながる取り組みとなっています。

# 労働安全衛生

## 安全衛生の取り組み

### 国内における取り組み

住友林業クレストは、「災害ゼロから危険ゼロへの転換」を基本方針に“危険の芽”を摘み取ることで、労働災害ゼロを目標としています。その実現に向けて、2012年7月に「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）」の運用を開始し、2013年2月にOHSAS18001の認定を取得しました。社員が主体的にヒヤリ・ハット報告（2018年度：643件／505名）や、職場の小集団活動（週次開催）を通じて意見を出し合い、PDCAの管理サイクルを回すことで、生産活動と同時にリスクの低減を進めています。また、OHSAS18001は、2021年3月にISO45001となることから、2019年度に移行を行う予定です。

2018年度は、労働災害が1件あり、検証と要因分析に基づく、手順・設備の見直しによる再発防止策を講じました。

### 国内の木質建材製造事業における労働災害件数

| 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 0件 | 0件 | 1件 | 0件 | 1件 |

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

### 安全パトロール・リスクアセスメント

住友林業クレストの各工場では、定期的に職場の安全パトロールを行っています。パトロールで発見した「危険の芽」については、安全対策を迅速に実施し、事故防止を図っています。また、はさまれ、巻き込まれなどリスクのある作業・設備を洗い出し、次の3つの視点で対応を図り、職場の安全確保に努めています。

1. 危険源に近づく頻度の低減（人を遠ざける・治具の利用など）
2. 事故が成立する確率の低減（カバー・自動停止など）
3. ケガの重篤度の低減（保護具・速度を落とすなど）



安全パトロール

## 海外における取り組み

海外製造会社※、特にインドネシアの製造会社へリスクアセスメント（設備の不安全状態を認識）、危険予知トレーニング（作業者に不安全な行動をさせない、危険に関する感度上昇）の活動を進めています。また先行するグループ他社の安全推進手法の導入などを実施し、職場の安全確保に努めています。

※ ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL）、クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）、アスト・インドネシア（ASTI）、シナール・リンバ・パシフィック（SRP）、キャニオン・クリーク・キャビネット（CCC）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO）の6社（連結対象会社）



インドネシア製造会社現地社員による危険予知訓練

## 海外の木質建材製造事業における労働災害件数

| 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 6件 | 18件 | 16件 | 23件 | 11件 |

※ 日本の労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示、連結対象会社の合計

# 森林経営

## 森林経営におけるバリューチェーン



### 苗木栽培・植栽

住友林業グループでは、生産者の減少などが危惧される苗木生産の近代化にいち早く着手。独自に研究開発したコンテナ苗の生産技術を活用し、適切に環境管理された、施設栽培型の生産施設の運営等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与していきます。
2018年度現在、全国で年間160万本の苗木を生産できる体制を整えています。また、植林地の土壌条件、方位、地形などを考慮した「適地適木」の考え方のもと、植栽を行っています。

**関連する社会課題**

苗木の栽培・植栽は、持続可能な森林経営の第一歩です。資源循環をはじめとする環境課題に加えて、苗畑を整備する地域の地方活性化など幅広い社会課題の解決に関連しています。

**関連するCSR取り組み**

- 持続可能な森林経営
- 国内森林資源の保全と活用



### 育林

住友林業グループは、国内で総面積約4.8万ヘクタールの社有林を、海外で管理・保有面積約23万ヘクタールの植林地を管理・保有しています。
これらの山林で下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理を実施することで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。

**関連する社会課題**

森林に関わる生態系の健全性を維持し、その活力を利用して、木材に関する多様なニーズに永続的に対応できるように管理することで、国内において林業再生に寄与するだけでなく、気候変動対策や生物多様性保全など、経済・環境の両面で社会課題に対応しています。

**関連するCSR取り組み**

- 国内森林資源の保全と活用
- 海外における森林管理
- コンサルタント事業
- 社会貢献型植林活動



## 伐採・搬出

住友林業グループでは、所有または管理する森林について長期的な伐採計画のもと、伐採を行っています。
施業においては、森林資源の維持・拡大を図るために、生態系など周辺の環境に配慮しつつ適正に間伐を実施しています。「適地・適木・適施業」を旨とした施業計画のもと、生産性の高い社有林経営を目指しています。伐採された木材は、取引先や工場へ搬出されます。住友林業グループでは、搬出作業の機械化を進め、コスト削減を通じた国産材活用のサポートを行っています。

### 関連する社会課題

長期的かつ計画的な伐採を行うことで持続可能な森林経営を実現し、資源循環保全や気候変動への対応、生物多様性の保全など、山林に関わる様々な社会課題に対応しています。
また、伐採にあたっては、作業員の安全確保も大切な課題です。委託業者まで含め、従事する全ての作業員の労働安全衛生に注意を払っています。

### 関連するCSR取り組み

- 持続可能な森林経営
- 山林事業における労働安全衛生



## 地拵（じごしらえ）・植栽

伐採が終わった人工林では、再び植栽できるよう環境を整えるための作業（地拵）を行います。

### 関連する社会課題

住友林業グループでは「植林→育林→伐採→利用→植林」のサイクルにおいて、環境面でのサステナビリティを意識した森林経営を推進、国産材活用や林業再生といった社会課題に取り組んでいます。

# 持続可能な森林経営

## 基本的な考え方

森林には、水源かん養、土砂災害の防止、地球温暖化の対策となる$CO_2$吸収・固定、生物多様性の保全、木材生産、レクリエーションなど多様な公益的機能があります。

住友林業グループは、このような森林の公益的機能を保ちながら木材資源を永続的に利用するために、適正な管理のもと、持続可能な森林経営を国内外で進めています。

国内山林事業において、社有林での生産は収益性のある林業を実現するとともに、合法性を担保し、生物多様性や地域の固有の文化等にも配慮した、持続可能な森林経営を実践し、認証対象山林で100%森林認証を取得、維持します。

海外山林事業における新規山林取得については、下記の考え方のもと、実行しています。

1. 周辺の村落や地域社会と良好な関係が築かれていること
2. HCVA※1、HCSA※2、FPIC※3の実施を大前提とし、環境リスクが撲滅可能であり、過去に環境問題が認められない案件であること
3. FSC®-FM認証を取得していること（FSC-CW認証、PEFC認証も好ましい）（FSC-C113957）

※1 High Conservation Value Assessment：希少動植物の生息場所など保護価値の高いエリアを特定するためや保全策を講じるための調査及び評価

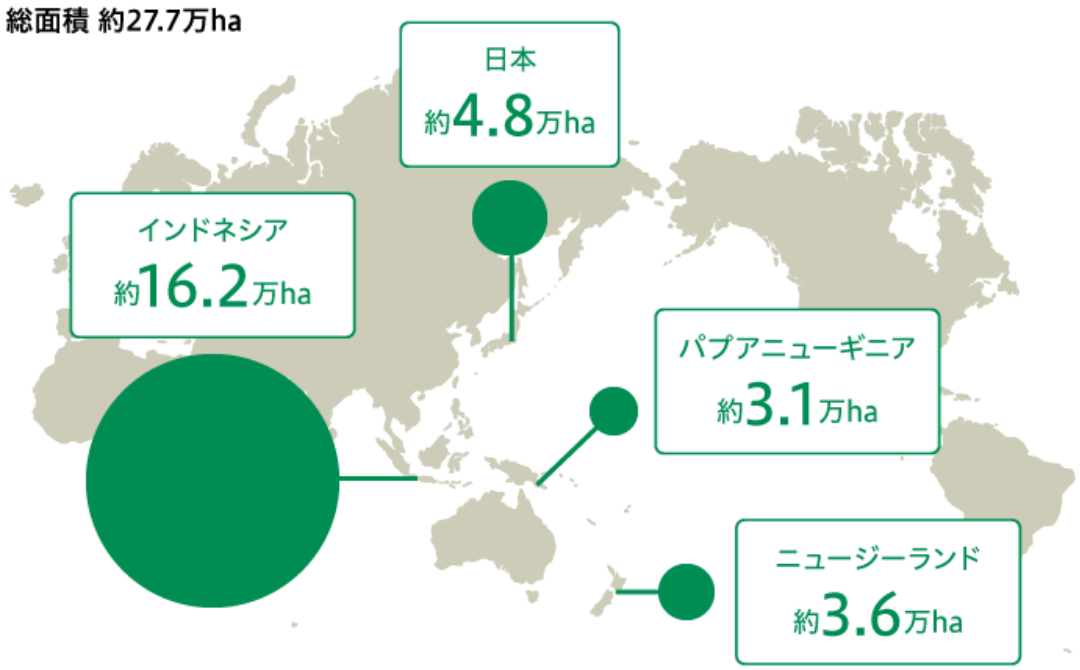
※2 High Carbon Stock Assessment：森林の転換利用に際し、森林が固定している炭素量が著しく低下しないよう炭素蓄積量の高いエリアを特定し、開発を規制するための調査及び評価

※3 Free Prior Informed Consent：ある事業が先住民族などの土地・領域・資源などに影響を及ぼすおそれがある場合に、事前に先住民などと事業実施に関する情報共有を行い、合意形成を図ること

### 森林管理と木材利用



## 2018年度山林管理・保有等面積






新居浜山林

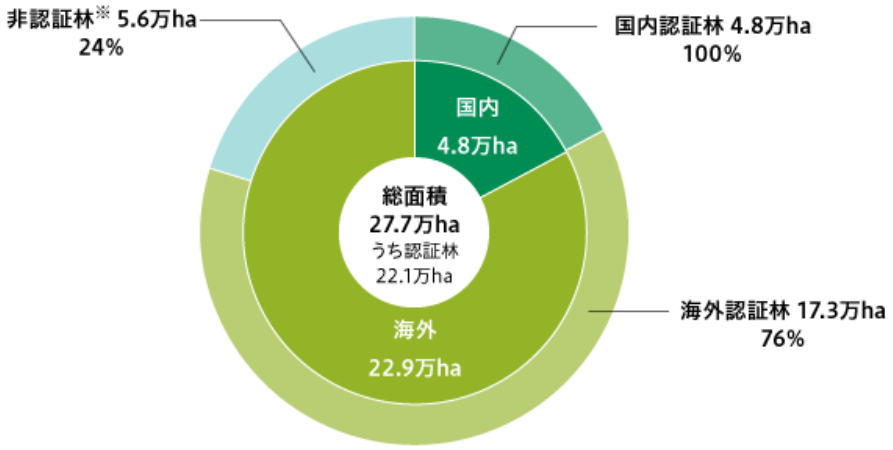


ニュージーランド山林

## 森林認証の取得推進

住友林業グループでは、川上の山林経営、川中の木材流通、川下の木造住宅の各事業において、国内外に、FSC森林管理認証、PEFC森林管理認証と相互認証できるSGEC森林管理認証の取得を推進しています。

### 森林認証の取得状況




※ 非認証林につき、社会林業などによる植林面積を含む

### 住友林業グループにおける森林認証取得状況／FM（エフエム）認証※1

| 認証林（植林会社）名 | 認証面積（ha） | 認証制度 | 認証年月日 | 認証番号 | 認証機関 |
|---|---|---|---|---|---|
| 住友林業株式会社社有林 | 47,746 | SGEC | 2006/9/25 | JAFTA-010 | 日本森林技術協会（JAFTA） |
| オープン・ベイ・ティンバー（OBT）（パプアニューギニア） | 12,854 | FSC® | 2018/12/5 | NC-FM/COC-005600 | NEP Con |
| | 7,066 | FSC® | 2018/12/5 | NC-CW/FM-003093 | NEP Con |
| OBT計 | 19,920 | | | | |
| ワナ・スブル・レスタリ（WSL）（インドネシア） | 40,750 | PHPL※2 | 2013/6/25 | LPPHPL-006-IDN | PT Almasentra Konsulindo |
| マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）（インドネシア） | 74,870 | PHPL※2 | 2013/9/24 | 015/EQC-PHPL/IX/2013 | PT Equality Indonesia |
| コペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンデリ KTI（KAM KTI）（インドネシア） | 1,005 | FSC® | 2008/12/22 | SA-FM/COC-002083 | Woodmark |
| コペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）（インドネシア） | 460 | FSC® | 2017/1/4 | SA-FM/COC-005493 | Woodmark |
| タスマン・パイン・フォレスト（TPF）（ニュージーランド） | 36,200 | FSC® | 2016/9/7 | SGS-FM/COC-010806 | SGS South Africa (Pty) Ltd |

※1 FM（Forest Management）認証では、①法律や制度枠組の遵守、②森林生態系・生物多様性の維持・保全、③先住民・地域住民の権利の尊重、④森林の生産力の維持・向上などの項目を客観的な指標に基づき第三者が審査することで持続可能な森林経営が行われていることを認証

※2 PHPL（Pengelolaan Hvtan Produksi Lestari）インドネシアの持続可能な生産林管理認証

## 苗木栽培・植栽：持続可能な森林経営の第一歩

持続可能な森林経営の第一歩として、優良苗木の確保を図ることが重要です。安定した優良苗木の生産が森林の適正な整備の推進につながります。住友林業では、いち早く苗木生産の近代化に着手。適切に環境管理された施設栽培型の生産施設の運営等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与しています。国内では、2018年度群馬県みどり市での生産施設の開設により、全国で5ヵ所の生産拠点を整備、年間160万本の苗木を生産できる体制を整えました。海外の植林事業においても、植栽する苗木は自社で生産し、植栽、育林、伐採、そして再植林を行うことで、持続的な森林経営を行っています。

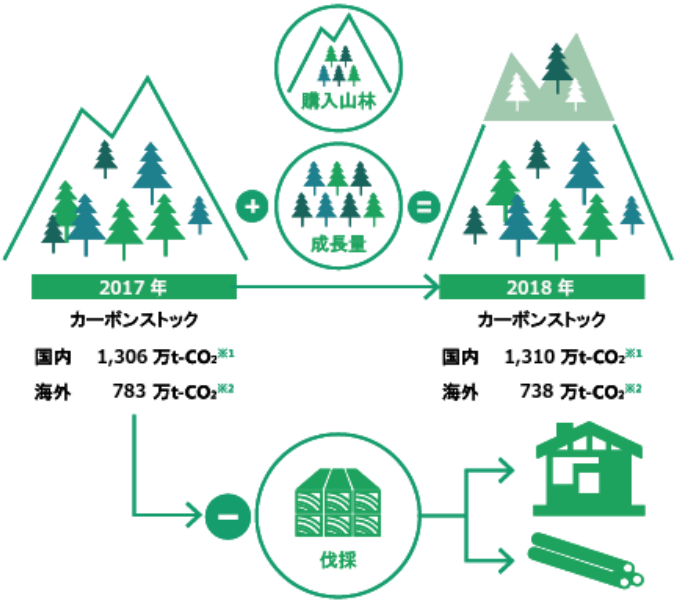
## 育林：適正な管理で森林の公益的機能を保持

住友林業グループは、国内で総面積約4.8万ヘクタールの社有林を、海外で管理保有面積約23万ヘクタールの植林地を管理しています。これらの山林で下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理を実施することで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。

2018年度末における当社グループの国内社有林のカーボンストック※は、1,310万t-$CO_2$（前年度比+4万t-$CO_2$）、海外植林地のカーボンストックは738万t-$CO_2$（同▲45万t-$CO_2$）となっています。

※ 森林が$CO_2$を吸収し、炭素として蓄積する量。森林の蓄積量に対して樹種ごとに設定されている容積密度や炭素含有率等の各種係数を掛け合わせた計算式を利用して算出。また、当該期に大規模に購入した山林がある場合は、過去1年間の蓄積量の増加が把握できないため除外。なお、国内では、天然木、植林木を対象とするが、海外では植林木のみを対象

### 国内外の山林におけるカーボンストック




※1 国内は、当該年度期末におけるカーボンストック

※2 海外は、当該年期末におけるカーボンストック

## 伐採・搬出：計画的な伐採により、木材製品を供給

住友林業グループが所有または管理する森林では長期的な伐採計画のもと、2018年度は、国内で約7万$m^3$、海外で約93万$m^3$の木を伐採しました。伐採された木は、製材・加工され、住宅や家具など様々な製品として世の中に供給されます。そして、例えば住宅の構造材であれば、数十年間使い続けられます。木造建築物や木材製品は、解体されたり製品として役目を終えた後も、繊維板などの木質建材や製紙原料として再利用することができ、その間は吸収した$CO_2$を炭素として固定し続けます。また、最終的に木質燃料などとして燃やされた場合に放出される$CO_2$は、木が成長する過程で大気中から吸収したものであり、木のライフサイクルの中では大気中の$CO_2$を増加させません。

▸ 住宅・建築事業におけるカーボンストック

## 地拵・植栽：次の循環に向けて

育てた木を伐採して使うだけでは、森林資源は減少していきます。住友林業グループは、伐採後に必ず植林することで、持続可能な森林経営を推進しています。

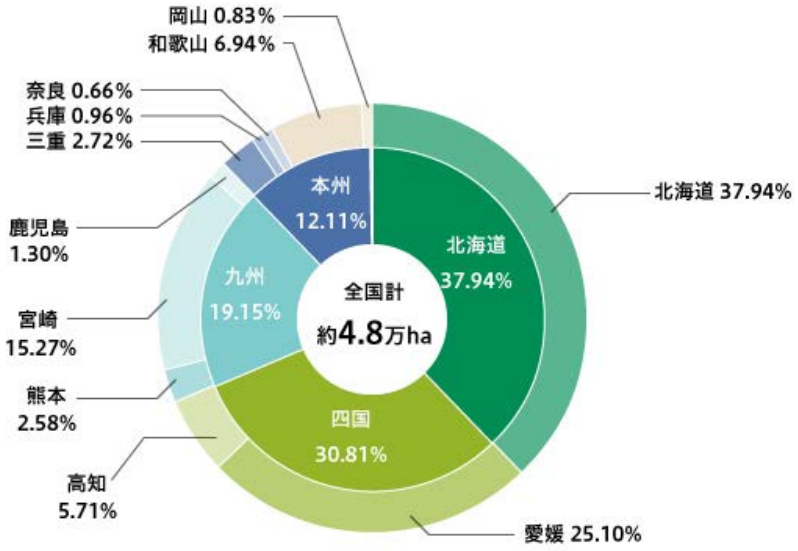
2018年度は国内で139ヘクタール、海外で5,829ヘクタールの植林を実施しました。 新たに植林された木々は、成長する過程で$CO_2$を吸収し、炭素を固定していきます。

# 国内森林資源の保全と活用

## 基本的な考え方

日本では近年、全国各地でスギ・ヒノキなどの人工林の荒廃による水源涵養などの森林の持つ多面的機能が損なわれることが懸念されています。木材価格の低迷から林業の採算性が悪化し、間伐などの適切な手入れができなくなっていることなどがその要因です。林業を活性化させて森林の荒廃を防ぐため、日本政府は2025年までに木材自給率を概ね50%まで高めることを目標にしています。

### 住友林業社有林内訳




## 社有林管理を通じた森林資源の維持・拡大

住友林業は、国内に総面積約4.8万ヘクタール（国土面積の約800分の1）の社有林を保有しています。社有林は、木材生産を重視する「経済林」と環境保全を重視する「環境林」に区分しています。

当社では2006年に、日本独自の森林認証制度であるSGEC※1の森林認証を全社有林※2で取得し生物多様性の保全などを含め、社有林が適正に管理されていることを第三者から評価されています。森林認証の取得後に新たに購入した山林についても順次認証審査を受け、認証率は100%となっています。

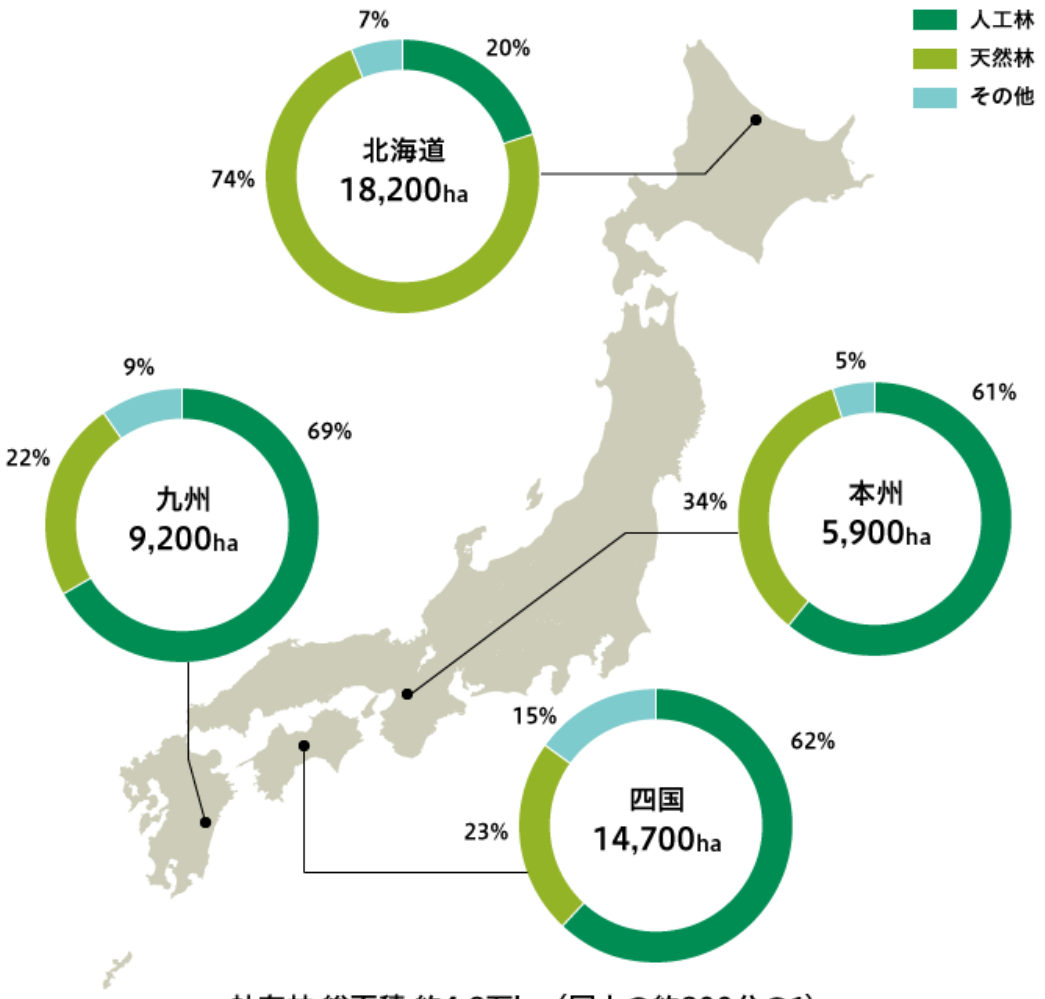
施業においては、森林資源の維持・拡大を図るために、生態系など周辺の環境に配慮しつつ適正に間伐を実施しています。また、「適地・適木・適施業」を旨とした施業計画のもと、生産性の高い社有林経営を目指しています。

※1 「緑の循環」認証会議。持続可能な森林経営が行われていることを第三者機関が証明する日本独自の森林認証制度。生物多様性の保全や、土壌及び水資源の保全と維持など7つの基準に基づいて審査。2016年6月に国際的な認証制度であるPEFC※3森林認証制度との相互認証が認められたため、国際的な認知度が高まっている

※2 当社社有林のうち、グループ会社でゴルフ場を経営している河之北開発株式会社への賃貸地は除く。新規に購入した山林は、翌年度に拡大審査を受けるため除く

※3 Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes。各国・地域で作成された認証基準を国際的に共通のものとして相互承認する国際的NGO。49ヵ国の森林認証制度がPEFCに加盟し、うち44ヵ国の森林認証制度が相互認証されている

### 社有林の分布・面積（2019年3月末現在）




社有林 総面積 約4.8万ha（国土の約800分の1）

## 林業活性化に向けた取り組み

### 地方創生につながる苗木生産

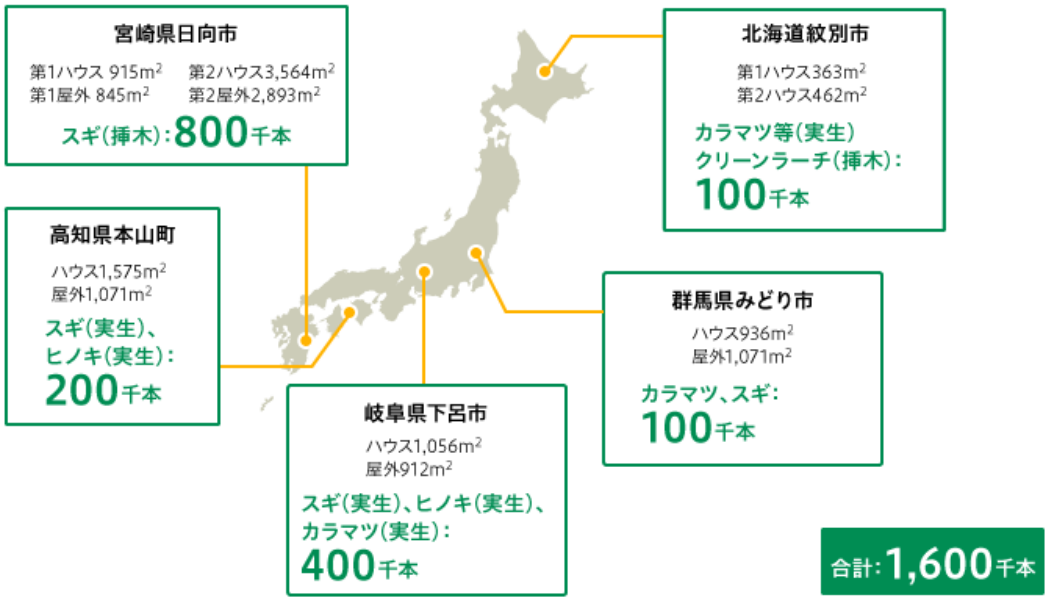
地方創生の一環として、有効活用しきれていない森林資源の整備や林業再生に取り組む自治体が増えています。また、戦後植林されたスギ、ヒノキは収穫期を迎え、今後皆伐面積の増加が見込まれています。皆伐後の再造林面積の増加に伴い、苗木の安定供給が望まれますが、生産者の減少などにより今後、不足することが予想されています。

住友林業では、いち早く苗木生産の近代化に着手。独自に研究開発したコンテナ苗の生産技術を活用し、適切に環境管理された施設栽培型の生産施設の運営等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に寄与していきます。

具体的には、2012年に宮崎県日向市に環境制御型苗木生産施設を開設したのを皮切りに、北海道紋別市でも生産用のハウスを整備。温度や湿度を制御することで、通年での生産が可能となり、従来の露地育苗と比べ、単位面積あたりの生産量が飛躍的に増加しています。2016年度は岐阜県下呂市、2017年5月には高知県本山町、2018年度には群馬県みどり市に生産施設を開設し、全国で年間160万本の苗木を生産できる体制を整えました。

また、生産施設の整備以外に、苗木生産にかかる人材の雇用や新たな技術の開発・普及などの分野でも地域の自治体と連携し、地方の活性化に寄与していきます。

## 全国に広がる住友林業の苗木づくり




## 早生樹林業の取り組み

住友林業では、近年注目が高まっている早生樹林業への取り組みを始めました。早生樹とは、スギ、ヒノキと比較して成長が早く短い伐期で収穫が可能な樹木のことで、コウヨウザン、センダン、ヤナギ、シラカバなどがあります。

日向山林事業所では、熊本県に所在する人吉社有林において、コウヨウザンの試験植栽を実施しています。成長量の調査などを通じて、下刈回数の低減や獣害等に対する抵抗性等をモニタリングし、新たな植栽樹種としての可能性を検討しています。

その他、成長の早い樹種の試験植栽等について、森林・緑化研究センターと共同の実施計画を進めています。

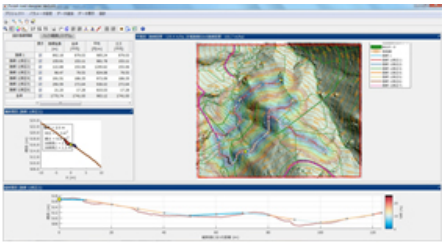


コウヨウザン

## 林業用路網設計支援ソフト『FRD』の発売

国内林業においては、林道や森林作業道の整備が不十分である場合が多く、その際、森林の管理や伐採した木材の運搬をスムーズに行うことができません。現在、森林に林道や森林作業道を整備する際には、紙の地形図上に手書きで線形案を作成した上で現地へ向かい、線形案の通りに路網開設が可能かを繰り返し検証するのが一般的です。この線形案の作成と現地での確認・検証作業は、個人の勘や経験に頼る部分が大きく、多大な時間と労力が掛かっているのが実情です。

本ソフトは、航空レーザ計測等で得られた精密な地形データを活かして林道や森林作業道などの林業用路網を設計するために用います。最大の特徴は、操作画面上で出発地と目的地を入力することで、線形を自動的に設計できる「自動設計」の機能を備えていることです。この機能では、事前に設定した縦断勾配や曲線半径などの条件、幅員・作業コストなどのパラメータに基づき、低コストで線形案を作成できます。また、計画の時点で崩壊のおそれのある箇所など回避したい箇所がある場合は、回避箇所を設定することでそれを反映した安全な線形の設計が可能であるなど、実務上必要な機能を多く備えています。ソフト上で設計した路網の線形案を基に現地の踏査を行うことで、効率的な現地確認作業が可能となります。



自動設計画面（イメージ）

## 林業活性化を図り、林業用アシストスーツを開発

住友林業は筋力負荷を17%軽減できる初の林業用アシストスーツ「TABITO-03」を2017年度に試作、「2017国際ロボット展」に展示しました。さらに2018年度には、改良型の「TABITO-04」を試作し、着脱の容易性や免荷性能等が向上しました。同コンソーシアムは当社、（国研）森林研究・整備機構 森林総合研究所、株式会社ATOUN、国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学で構成。2025年の実用化を目指して開発を進めています。

開発した林業用アシストスーツは、林業従事者の筋力負荷を17%軽減できるようになりました。林業分野で負荷低減をデータ化したのは今回が初めてです。また、背負っている苗木や植栽器具など数十キロの荷物の重さをアシストスーツに預けることで、作業者の肩や足への負担がさらに軽減される免荷の効果があります。急峻な山林内での作業の際、林業従事者は急斜面を登山道のように蛇行しながら登って作業現場に向かいます。林業用アシストスーツが実用化されれば、体力の消耗を気にすることなく、最短距離で上り下りができるようになり作業効率が大幅に改善されます。



TABITO-03試験中風景

# 海外における森林管理

## 基本的な考え方

東南アジア各国政府は天然林の保全維持強化のため、伐採・輸出規制に踏み切るなど、天然木の供給量が減少しています。また、SDGsなど持続可能な開発の機運が高まる中、環境配慮、安定供給の両面から、植林木や森林管理認証を取得した森林からの木材への転換が必要になっています。住友林業グループは、地域社会や生態系に配慮した植林事業を展開し、安定的かつ持続的に木材供給を可能にすると同時に、天然林の負荷低減に寄与します。

### 海外植林面積（面積単位：ha）

| 国 | | 植林事業名 | 管理面積 | 社会林業による延べ植林面積 | 2018年植林面積 | 2018年伐採面積 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| インドネシア | 産業植林 | マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI） | 104,664 | 0 | 2,558 | 2,991 |
| | | ワナ・スブル・レスタリ（WSL） | 40,750 | 0 | 2,134 | 2,392 |
| | | クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI） | 4,400 | 0 | 0 | 0 |
| | 社会林業 | クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI） | 0 | 6,144 | 0 | 0 |
| | | コペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンデリ（KAM KTI） | 0 | 1,005 | 0 | 0 |
| | | コペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI） | 0 | 460 | 0 | 0 |
| | | リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）※1 | 0 | 637 | 0 | 0 |
| | | その他※2 | 0 | 3,633 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 149,814 | 11,879 | 4,692 | 5,383 |
| パプアニューギニア | 産業植林 | オープン・ベイ・ティンバー（OBT） | 31,260 | 0 | 469 | 113 |
| ニュージーランド | 産業植林 | タスマン・パイン・フォレスト（TPF）※3 | 36,360 | 0 | 668 | 753 |
| 合計 | | | 217,434 | 11,879 | 5,829 | 6,249 |

※1 RPIでは配布した苗木の本数を植林面積に換算。枯死が判明したものは伐採に含める

※2 インドネシアその他には、社会貢献型の環境植林や他社へのコンサルティング事業分を含む

※3 TPFの管理対象山林は、2016年6月に取得を完了

## 海外における森林管理

住友林業グループは、「産業植林」「環境植林」「社会林業」の3つのアプローチで植林事業を展開しています。木材を生産し、植林木の原材料供給を増やすことを目的とした「産業植林」では、管理する土地を適切にゾーニング（区分）することで、貴重な生態系の保全と植林事業による地域社会の発展を両立する事業を目指しています。

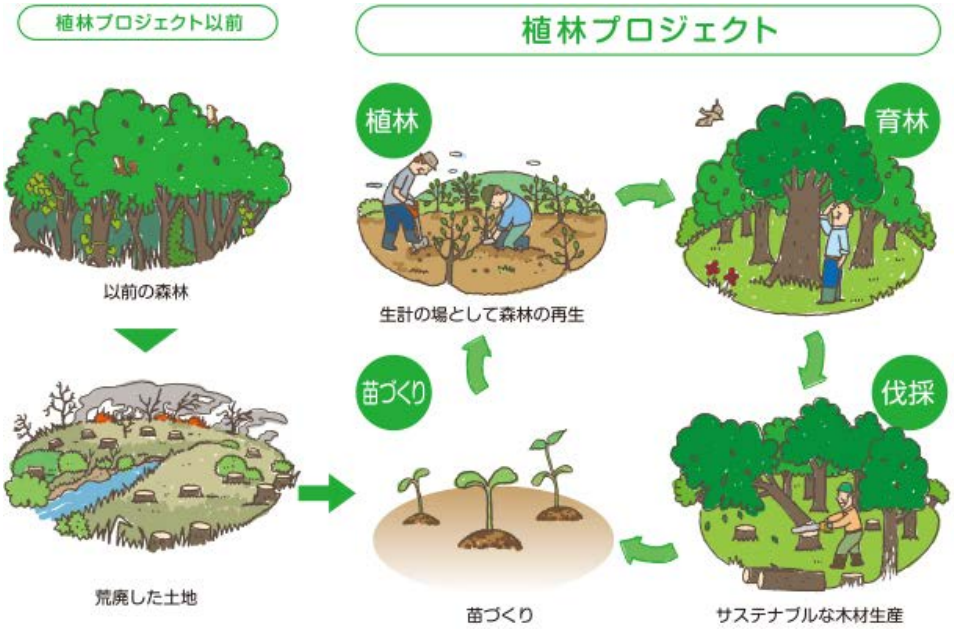
さらに、環境保全を目的とした「環境植林」も実施しています。そのままでは森林の成立が難しい土地で積極的に植林することで、森林面積の拡大や森林が持つ生態系サービスの機能発揮による環境保全への貢献を目指しています。また、周辺地域住民の協力を得ながら、地域社会にも植林による経済効果がもたらされる「社会林業」にも取り組んでいます。

### インドネシア西カリマンタン州における植林事業（産業植林）

住友林業は、インドネシアの山林経営・合板製造会社のアラス・クスマグループと共同で、インドネシア環境林業省から「産業植林木材林産物利用事業許可※」の発行を受けて2010年から大規模な植林事業を展開しています。本事業の植林対象地は、1960年代から1990年代前半まで商業伐採が行われ、さらに違法な森林伐採や焼き畑が繰り返され、森林の荒廃化が進んでしまったエリアです。このような土地で、劣化して生産性が期待できない森林は植林地として積極的に利用し、一方で保護価値の高い森林は責任を持って保全し、また、事業を通じて地域住民に経済的な基盤を提供することでさらなる森林の劣化を防ぐことが重要と考えています。

本植林事業では、地形や土壌条件などの環境因子の違いを考慮し、立地ごとに適した管理で植林することを目指します。また、第三者による最新の知見に基づいた調査とモニタリングを実施し、継続的に施業の改善を行っています。人手のかかる植林、育林、伐採作業は、雇用を生み出す点で地域社会に大きく貢献しています。

※ インドネシア政府から発行される、同国において産業植林を行うための事業許可。60～100年間の植林事業が可能



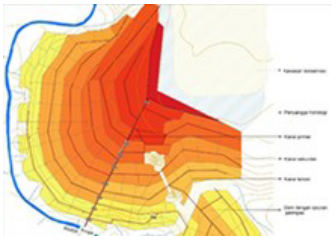
| | |
|---|---|
| 2012年 | ● 世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結。近年重要視されている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests：HCVF）※」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性や地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて調査した。調査報告書は第三者機関による査読も受けており、これらのステークホルダーからの貴重なコメントは事業計画に反映された。 |
| 2013年 | ● ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招き、調査の内容と結果を共有するための公聴会を開催。<br>● インドネシア林業省が定めた持続可能な森林管理証である、PHPL認証（Sertifikat Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）を取得。 |
| 2015年 | ● 植林木の伐採開始に先立ち、ステークホルダーを招き、公聴会を開催した。事業内容や推進する環境社会への配慮について理解を深める場とし、また、森林火災予防へのステークホルダーの積極的な協力を求めた。出席者からはポジティブな発言が相次ぎ、得られたコメントは事業計画策定の検討材料とした。 |
| 2016年 | ● 本事業や研究活動を通じて泥炭地における持続的な植林事業・泥炭管理手法のモデルを構築するため、インドネシア環境林業省との取り組みを進めてきた。<br>● 泥炭復興庁長官が現地を訪問し、泥炭管理技術を視察した。データに裏付けされた地下水位コントロール技術や最新の取り組みを高く評価され、長官自らがインドネシアにおける良き事例となると国際的な場で紹介した。 |
| 2017年 | ● 泥炭地を持続的に管理する独自の水位管理技術を検証し、インドネシアにおける泥炭地管理モデルを確立することを目的として、パイロット・プロジェクトのMOU（基本合意書）をインドネシア環境林業省（森林研究開発庁）と締結した。期間は5年間。プロジェクトは環境林業省及び泥炭復興庁と協力して実施する。<br>● 先端的な優良泥炭管理事例として、インドネシア政府の要請を受けて2017年11月、ドイツ・ボンで開催された気候変動枠組条約締約国会議COP23において本事業の泥炭管理技術を紹介した。 |
| 2018年 | ● 2018年にはIFCの協力を得て、「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」を策定した。 また、インドネシア大学と共に、事業地及び周辺を対象とした3年計画の社会調査を開始した。<br>● 2018年12月にポーランドで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議COP24において、泥炭管理技術を発表した。 |

※ 森林の価値を考える際に、温室効果ガスの吸収源としての価値にとどまらず、絶滅のおそれがある希少な動植物の生息地であることや、水源の確保、土壌浸食抑制など自然の基本的なサービスを提供していること、地域住民の生活や文化に関係の深い土地であることなど、森林の持つ多面的な価値を一つひとつ客観的に抽出する方法

## 泥炭湿地林の保全

従来、泥炭湿地※での植林は、多くの排水路をつくることで土壌中の水を排出し、土地を乾燥させた上で植林を行っていました。しかし、土地を乾燥させると、泥炭土壌中の有機物が分解され、温室効果ガスが放出されることで地球温暖化を促進します。また、乾いた泥炭は一度燃えると消火が難しく、大規模な森林火災にもつながってきました。火災を防ぐためには土を常に湿った状態にしておく必要がありますが、そのためには適切な水位管理によって地下水位を年中一定に保つことが大変重要です。そこで植林計画の立案にあたっては、精緻な測量や調査を行い、その結果にもとづいて、（1）水辺林や希少価値の高い保護すべき森林、保護ゾーンと植林ゾーンとの間には（2）緩衝帯を設定のうえ、（3）植林ゾーンを最終的に決定しています。植林ゾーンでは、丸太搬出、水位調整、防火帯としての機能を持つ水路を造成し、一方で水路と河川を直結させないことで河川の影響を受けずに泥炭湿地の水位を常に一定に保つことが可能となりました。地下水位を一定に保つことで森林火災を防ぎ、また、泥炭の分解を最小限にとどめ、温室効果ガスの放出を抑えています。その成果は、関係省庁や大学などで発表し、一部は新しい政策にも導入されてきました。また、技術概要を積極的に公開することで、低環境負荷の技術の普及に努めています。さらに、開発してきた技術は大規模な火災跡地の修復にも応用できると期待されています。

※ 泥炭湿地を特徴づける泥炭土壌は、不適切な開発が行われると、大気中に温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）を大量に放出することが知られている。当プロジェクトでは、日本やインドネシアの学術機関との共同研究によって、開発による泥炭の分解とそれに伴う温室効果ガスの放出を最小限に抑える配慮を行っている



綿密なデータに基づいて設計された植林事業地



泥炭地水位のモニタリング



# 山林事業における労働安全衛生

## 国内山林事業における取り組み

住友林業グループは、日本国内で約4.8万ヘクタールの社有林を管理しています。これら山林においては、植栽、下刈り、除伐、間伐及び皆伐などの作業を委託した方々の労働災害を防止するために、社員による安全パトロールに加え、山林事業所ごとに「労働安全大会」を上期・下期の年2回実施しています。

2018年度は、住友林業社有林の作業現場において、労働者災害補償保険法における休業補償給付対象の災害が4件発生しました。災害発生後は、当該の請負業者と再発防止に向けた対策を迅速に協議・確認した他、「労働安全大会」を通じて他の請負業者にも注意を促しています。



安全パトロール

### 住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

| 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 2件 | 1件 | 3件 | 1件 | 4件 |

## 海外山林事業における取り組み

住友林業グループは、海外で約23万ヘクタールの植林地を保有管理しています。社有林と同様に労働災害を防止するために、海外植林会社（Open Bay Timber Ltd、PT. Mayangkara Tanaman Industri、PT. Wana Subur Lestari、Tasman Pine Forests Ltd）全社で、オペレーターの安全装備装着の徹底を行い、定期的に安全講話を実施しています。

### 作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

| Open Bay Timber Ltd. | PT. Mayangkara Tanaman Industri<br>PT. Wana Subur Lestari | Tasman Pine Forests Ltd. |
|---|---|---|
| 2件 | 1件 | 0件 |

## 外部専門家による講習

「労働安全大会」では、林業分野の災害に多く見られる事例を参考にした労災防止教育や、環境教育、救命救急分野など専門家による講義、現地での安全指導などの啓発活動を強化しています。さらに、作業に慣れて、危険な作業に対する注意力が散漫になることのないように繰り返し安全教育を実施しています。

2018年度に行った各山林事業所での「労働安全大会」では、林業・木材製造業労働災害防止協会による最近の林業労働災害事例の原因分析を踏まえた災害防止策講習や、救命に関する講習を実施しました。



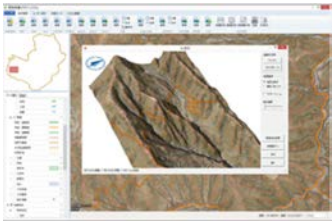
専門家による現地指導（日向山林事業所）

# コンサルタント事業

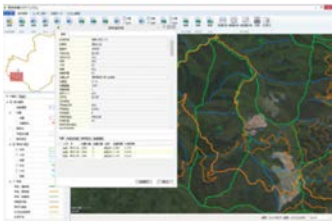
## 国内事例

### 森林ICTプラットフォームの自治体導入支援

国内林業では、森林資源情報の整備が十分でない地域も多い一方、先進的な地域においては、航空測量による森林資源量解析や、森林資源データ・システムの整備が進められています。そのような状況の中、当社はASロカス株式会社と共同で森林林業クラウドシステム「森林ICTプラットフォーム」を構築しました。「森林ICTプラットフォーム」は、高度な森林資源情報や、森林・林業に関わる様々な機能を搭載できる総合的なシステムであり、2013年度から全国の市町村・林業事業体を対象に提供しています。地域の特性に応じた森林・林業に関わる多様なデータや機能を搭載し、導入地域ごとに最適なカスタマイズを行って提供していることが大きな特徴です。2018年度末までに13の自治体の導入を支援しました。



システム画面（地形情報）



システム画面（森林資源情報）

### 福岡県糸島市における「森林・林業マスタープラン」の作成支援

住友林業は、長年にわたる社有林経営で培った森林管理に関する豊富な知見を活かし、地方自治体などが行う森林整備や林業振興の計画作成にかかるコンサルティングを行っています。その一環として、2016年1月より、地域の森林資源活用に取り組む福岡県糸島市における「森林・林業マスタープラン」の作成支援を行いました。

同プランは、糸島市における適正な森林整備と市産材の有効活用に関する施策の根幹となるものであり、同市が推進する「ICTを活用した木材の市内活用型サプライチェーンの構築事業」の基本計画として位置づけられています。

マスタープランの作成方法としては、まず航空レーザ測量により市域の森林資源量を把握した後、森林が有する成長力や利便性、環境保全機能等に着目したゾーニングを実施。ゾーニングごとに森林の取り扱い方針を定め、伐採計画や産出された木材を運び出すための最適な路網計画を策定しました。さらにマスタープランに沿った施策を実行するための体制づくりを併せて検討しました。

糸島市が今回作成した「森林・林業マスタープラン」を基に、今後森林を活かした地域再生を実現することを期待しています。



## 海外事例

森づくりに対する企業のニーズは多様化しています。近年は、各種事業を展開する海外の国や地域の森林への影響を緩和するために、また企業の社会的責任を果たすために、途上国での森林保全活動や植林活動を実施する企業も少なくありません。

住友林業は、国内外の森林経営で培ったノウハウを活かし、熱帯地域における荒廃地の修復、生物多様性の回復、地域社会との共生に配慮した植林・森林保全など、企業や団体へのコンサルタント事業を行っています。

### 三井住友海上火災保険株式会社のパリヤン野生動物保護林修復再生事業（環境植林・社会林業）

三井住友海上火災保険株式会社は2005年から、インドネシアのパリヤン野生動物保護林（ジョグジャカルタ特別州グヌンキドゥル県）において荒廃した森林の修復に取り組んでおり、住友林業はこのコンサルティングを行っています。

第1期の活動として2011年3月までに350ヘクタールの土地に約30万本の植林を完了しました。第2期の活動として2011年4月からは、「豊かな森林を地元住民が自主的に保護していくしくみづくり」を目標に、地域住民の生計向上のための農業指導プログラムや、地元関係者と共に保護林の管理方法を検討する組織の設置、地元の学校と連携した環境教育プログラムなどを支援してきました。第3期の活動として2016年4月からは「保護林内の木の少ない場所での追加植林」と「保護林周辺での地域住民による社会植林」を支援しています。

また、この事業では、植林地や研修センターなどの関連施設を開放し、森林修復のノウハウや経験を積極的に公開しており、地元の小中学生や、森林、環境、教育分野などの研究をしているインドネシア国内外の学生や専門家、多くの政府関係者が訪問しています。



社会林業のモニタリング

### 環境プログラム無償資金協力 インドネシア「森林保全計画」にかかる技術支援（住民参加型植林）コンサルタント業務（環境植林・社会林業）

一般財団法人日本国際協力システムは2015年から5年間、インドネシアのマヌペウ　タナダル　ライワンギ　ワンガメティ国立公園（東ヌサ　トゥンガラ州）、ブロモ　トゥンガル　スメル国立公園（東ジャワ州）、グヌン チルメイ国立公園（西ジャワ州）で住民参加型植林に取り組んでおり、住友林業はこのコンサルティングを行っています。2015、2016年度は植林を実施し、2017年度からは草刈りによるメンテナンス、パトロールや住民環境教育による防火対策を実施しています。この事業では地域住民と共に植林活動をする事によって、引渡し後も住民による森林管理が継続される事を目標としています。



ブロモ国立公園に植林される苗木

▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

# 社会貢献型植林活動

## 社会貢献型植林活動

### 苗木無償配布と丸太買い取り保証

KTI社とRPI社（ともにインドネシア）は、生長後の丸太を原材料として市況価格での買い取りを保証した上で地域住民に苗木を無償配布しています。KTI社は2015年11月に、地域住民の収入の安定に貢献すると同時に、地域社会の環境保全にもつながっているとして、インドネシア環境林業省より大臣賞を受賞しました。



大臣賞受賞を喜ぶKTI社現地スタッフ

### インドネシアにおける苗木の提供本数

| 企業名 | 2018年度実績 |
|---|---|
| KTI | 102万本 |
| RPI | 22万本 |

### 地域住民との森林認証取得推進

KTI社は、地域住民と植林協同組合であるコペラシ・セルバ・ウサハ・アラス・マンディリ KTI（KAM KTI）※を組織。2008年に152ヘクタールの植林地で最初のFSC®-FM認証を取得し、2015年には1,005ヘクタールまで拡大。2017年1月には2件目となる認証を同じく植林共同組合であるコペラシ・ブロモ・マンディリ KTI（KBM KTI）※の206ヘクタールにおいて取得し、2018年には、460ヘクタールまで拡大、原木の出材を開始しました。認証林面積は合計で1,465ヘクタールとなり、認証材の供給量も増加することから、環境価値の高い製品の製造・販売をさらに強化していきます。

※ KAM KTI：FSC-C023796, KBM KTI：FSC-C133562

### 森林認証制度を活用した持続可能な植林事業

OBT社（パプアニューギニア）が管理する約3万ヘクタールのうち、3分の2を占める約2万ヘクタールにおいてFSC®森林認証を取得しています※。年間500ヘクタールの植林を目標とし、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。2018年度の植林実績は469ヘクタールでした。

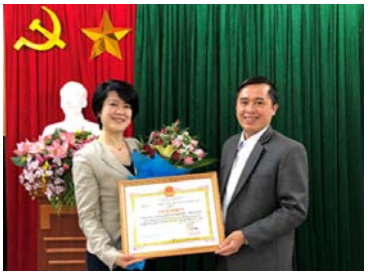
また、TPF社（ニュージーランド）が管理する約3万6千ヘクタールにおいてFSC®-FM認証を取得しています※。2018年度は約668ヘクタールの植林を実施し、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。

※ OBT：CW認証FSC-C019117、FM認証FSC-C103694、TPF：FM認証でFSC-C132002

## 政府との協働による森林再生に貢献

住友林業は2013年より国際協力機構(以下、JICA)と協定を結び、ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）ディエンビエン省で、森林の保全や荒廃地への植林等による森林管理活動に加え、森林への過度な依存を減らす生計向上支援を総合的に実施しています。同省は、ベトナムでもっとも貧しい地域の一つで、住民による農地の拡大や野焼きなどにより森林荒廃が深刻化していました。しかし、発電用ダムが点在するなどベトナム全域における重要な水源地であることを考慮し、同省に対してJICAが実施する森林を守る組織づくりと保全活動、植林、果樹や野菜の栽培支援、魚や家畜の飼育サポートなどの支援の一部を行っています。2018年度までは、5ヵ所で約19.5ヘクタールの森林再生を行いました。

家畜の放し飼いの習慣がある同省では、植林した苗木が家畜の食害を受け、十分に活着・成長しないことが課題となっていました。そこで、当社は保護柵を導入した植林モデルを推進。従来の植林モデルより苗木の生存率が高くなり、保護柵付きの植林モデルの有効性を実証しました。これらの成果が同省農業農村開発局に認められ、2018年10月に同省より表彰されました。



表彰式風景

# 環境エネルギー事業

## 環境エネルギー事業におけるバリューチェーン



### 調達

住友林業グループでは、木質バイオマス発電所の燃料として、都市で住宅の建築・改築に伴い発生する廃材や、山林における林地未利用木材の活用を進め、再生可能エネルギーを推進するとともに、森林価値の向上も目指しています。2018年度に製造・調達し燃料利用する発電所に供給した木質燃料は394千トンにのぼります。そのうち、林地未利用木材の利用量は、297千トンです。引き続き、林地未利用木材の効率的かつ安定的な集荷システムの構築に努めていきます。

**関連する社会課題**

エネルギー事業の調達段階では、建築廃材や林地未利用木材の活用を推進することで、木材の新しい需要を掘り起こし、需要拡大に伴う林業再生という地域産業の重要課題に取り組んでいます。

**関連するCSR取り組み**

- 調達における取り組み



### 生産

住友林業グループのエネルギー事業では、林地未利用木材や木材の製材過程で発生する端材や建築現場で出た木くず、住宅の解体現場から出た廃木材などをチップ化し、バイオマス発電所などの燃料として供給するチップ事業を通じて、木質資源のリサイクルにも取り組んでいます。

**関連する社会課題**

木の利用用途拡大とその資産価値を高めながら、再生可能でクリーンなエネルギーの開発と普及に努めています。

**関連するCSR取り組み**

- 調達における取り組み



## 発電・卸売

住友林業グループは再生可能エネルギー発電を進めており、将来的に発電規模300MW体制の構築を目指しています。
その中心となるのが木質バイオマス発電事業で、4ヵ所で地域の特性や条件を活かしたエネルギー事業を展開しています。

### 関連する社会課題

発電・卸売段階の取り組みに関連する社会課題テーマは「持続可能なエネルギーサービスの供給不足」です。日本国内に限らず、世界中で再生可能エネルギーの拡大が志向されていますが、まだ多くの国でその試みは道半ばです。
当社グループは、再生可能エネルギー事業を拡大し、その普及に努めていきます。

### 関連するCSR取り組み

▸ 再生可能エネルギー事業を通じた温室効果ガス削減貢献

# 調達における取り組み

## 林地未利用木材の活用推進

林地未利用木材は、森林における立木の伐採または、間伐により発生する未利用の木質バイオマスです。FIT制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の導入に伴い、各地で木質バイオマス発電所が稼働しており、木質バイオマスの需要が増加しています。林地未利用木材を活用することで、再生可能エネルギーを推進するとともに、森林の価値を高める効果も期待できます。2018年度では、297千トンの林地未利用木材を活用しました。引き続き、林地未利用木材の効率的かつ安定的な集荷システムの構築に努めていきます。

国産材における
林地未利用木材の利用量
（2018年度）
**297千トン**

## 高性能林業機械の導入による効率的な木材生産の推進

### 紋別バイオマス発電所向け林地未利用木材の効率的な搬出

紋別山林事業所では、2015年に小回りの利く北欧製のハーベスタ、フォワーダを導入し、これまで伐採･搬出が困難であった切捨間伐材（林地未利用木材）を紋別バイオマス発電所向けの燃料材として納入する取り組みを開始しました。

また、狭い林内における走行性能が高い林業機械を選定することにより、オペレーターは伐採・搬出作業を全て機械に乗ったまま可能となり、安全性の向上、林業労働災害の撲滅にも役立つ取り組みであると考えています。



北欧製ハーベスタ※1



北欧製フォワーダ※2

※1 従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、測尺玉切り※3の各作業を一貫して行う自走式の高性能林業機械

※2 玉切りされた木材を荷台に積んで運搬する自走式の高性能林業機械

※3 原木を一定の長さにカットすること

# 燃料製造（チップ・ペレット）

## 林地未利用木材の有効活用に向け、発電用燃料向け木質ペレットの新会社を設立

日本の森林は全国的に伐期を迎えており、伐採して活用し再植林するという山林の循環が課題となっています。林地未利用木材をはじめとした木質資源の活用はさらなる森林の利活用を促し、持続可能な社会の実現につながります。

住友林業はグループの木材調達ネットワークを活用し、電源開発株式会社と共同で2018年7月に木質ペレット※1の製造・販売会社を設立しました。新会社は国内の林地未利用木材※2等を発電用燃料として活用し、国内最大級の木質ペレット供給体制の検討を行い、2021年の事業化を目指します。森林の適正管理と国産材の安定供給を行い、サステナブルな木質資源を確保します。

森林は木材の生産のみならず、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収など様々な公益的機能を有しています。この取り組みで住友林業と電源開発は、林地未利用木材を再生可能エネルギーとして活用し、国内林業振興と地域活性化及び森林の公益的機能の維持・保全を推進していきます。

※1 木を粉砕・乾燥・圧縮しペレット状に成型したもの

※2 森林における立木の伐採または、間伐により発生する未利用の木質バイオマス

## 環境保全に配慮した生産

### ジャパンバイオエナジー株式会社が優良産廃処理業者に認定

木質燃料チップの製造・販売を行うジャパンバイオエナジー株式会社が、2016年5月に川崎市の優良産廃処理業者に認定されました。

優良産廃処理業者認定制度は、都道府県や政令市が優良な産廃処理業者を審査して認定する制度です。認定を受けるためには、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取り組み、財務体質の健全性などの基準に全て適合していることが必要となります。本制度の認定を受けることにより、産廃処理業許可の有効期限が5年から7年に延長となりました。

### 焼却灰を利用したロバンダー、北海道認定リサイクル製品に認定

紋別バイオマス発電株式会社では、バイオマスボイラーから排出されるばいじん（焼却灰）を利用し、林道用の路盤材（商品名『ロバンダー』）を製造しています。これにより廃棄物の発生を抑制、環境負荷低減へ配慮するとともに、山林資源を活用した発電を行い発生した副産物で山林の整備を進めるという、循環型事業の構築を目指しています。

また、『ロバンダー』は環境安全性の基準を満たしていることが認められ、北海道認定リサイクル製品としての認定を受けました。

北海道認定リサイクル製品

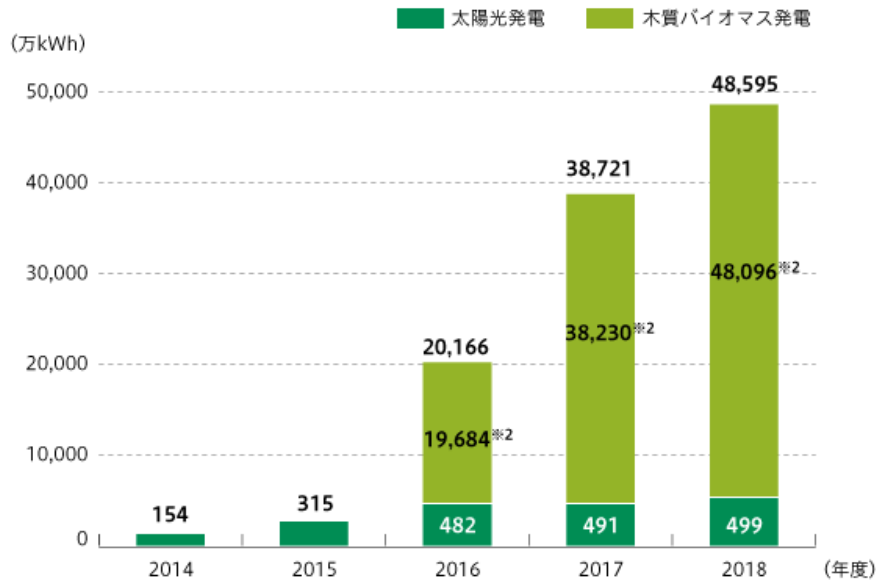
北海道認定リサイクル製品マーク

# 再生可能エネルギー事業を通じた温室効果ガス削減貢献

## 基本的な考え方

住友林業グループでは、木質バイオマス発電事業、太陽光発電事業の他、自社での電力利用を前提とする住宅展示場の太陽光発電システムの設置により、再生可能エネルギー発電を進めています。2018年度の発電実績は、これら全てを合わせて48,595万kWhとなりました。

### 再生可能エネルギーによる発電量推移※1




※1 2015年度実績までは太陽光発電のみの実績

※2 木質バイオマス発電による発電量は当社連結子会社のみを対象とし、スムーズな運転とメンテナンスのために補助燃料として用いている石炭による発電量を含む

## 木質バイオマス発電事業

住友林業グループは、主に建築廃材に含まれる木材を原料とするリサイクルチップや、製材に適さない材、森林に放置されてきた間伐材などの林地未利用木材を燃料用木質チップとして利用する木質バイオマス発電事業を展開しています。

木材を燃焼することで放出される$CO_2$は、木の成長過程で光合成により吸収された大気中の$CO_2$であるため、木のライフサイクルの中では大気中の$CO_2$を増加させません（カーボンニュートラルという考え方）。このため当社グループでは、木材の有効活用と$CO_2$の排出抑制、さらには地域の森林環境整備など林業の振興に大きく貢献する事業として木質バイオマス発電事業に取り組んでいます。

住友林業グループは、2011年2月に建築廃材等を主燃料とした都市型の川崎バイオマス発電所（発電規模33MW）を稼働させ、この分野に参入しました。また、2016年12月には国内の林地未利用木材を主燃料とした発電規模50MWの紋別バイオマス発電所、2017年4月には6.2MWの苫小牧バイオマス発電所、2018年4月には12.4MWの八戸バイオマス発電所の営業運転を開始しました。2021年運転開始の苅田バイオマス発電所が稼働すれば、当社グループでの発電規模は合計で約177MWとなり、約378,000世帯分の電力を供給することになります。

今後は、これまでの木質バイオマス発電事業の経験を活かし、地域の特性や条件に適した再生可能エネルギー事業を展開し、木質バイオマス発電を中心に発電規模300MW体制の構築を目指します。



紋別バイオマス発電所



八戸バイオマス発電所

### 住友林業グループの木質バイオマス発電事業

| 事業名 | 事業地 | 発電規模 | 営業運転開始時期 | 主な特徴 |
|---|---|---|---|---|
| **川崎バイオマス発電事業**<br>（住友共同電力株式会社、フルハシEPO株式会社との共同出資） | 神奈川県<br>川崎市 | 33MW | 2011年2月 | ● 建築廃材を主燃料とするバイオマス発電設備としては国内最大規模<br>● 首都圏近郊の建築廃材や廃パレットなどから生産されるリサイクルチップ、剪定枝などを利用<br>● 都市型バイオマス発電所として、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、バグフィルターなどの環境設備を備え、川崎市の厳しい環境基準をクリア |
| **紋別バイオマス発電事業**<br>（住友共同電力株式会社との共同出資） | 北海道<br>紋別市 | 50MW | 2016年12月 | ● 主に発電所の半径75km圏内から調達する林地未利用木材などを隣接する工場等でチップ化し、燃料として利用<br>● 一部にパームヤシ殻や補助燃料として石炭を利用 |

| 事業名 | 事業地 | 発電規模 | 営業運転開始時期 | 主な特徴 |
|---|---|---|---|---|
| **苫小牧バイオマス発電事業**<br>（三井物産株式会社、株式会社イワクラ、北海道ガス株式会社との共同出資） | 北海道<br>苫小牧市 | 6.2MW | 2017年4月 | ● 燃料は全量北海道の林地未利用木材をチップ化し利用 |
| **八戸バイオマス発電事業**<br>（住友大阪セメント株式会社、東日本旅客鉄道株式会社との共同出資） | 青森県<br>八戸市 | 12.4MW | 2018年4月 | ● 主に青森県三八・上北・下北地域の林地未利用木材、製材端材、周辺鉄道沿線の鉄道林の間伐材などをチップ化し、燃料として利用<br>● 一部にパームヤシ殻も利用 |
| **苅田バイオマス発電事業**<br>株式会社レノバ、ヴェオリア・ジャパン株式会社、九電みらいエナジー株式会社、三原グループ株式会社との共同出資 | 福岡県<br>京都郡 | 74.0MW | 2021年6月 | ● 燃料は北米産のペレットとインドネシア産のパームヤシ殻を使用する他、九州北部の間伐材や林地未利用木材を利用 |

## 太陽光発電事業

住友林業は、茨城県鹿嶋市に発電規模3,429kWの太陽光発電施設を保有しています。

また、一部の太陽光パネル架台には、主に国産のスギ材を用いたオリジナル木製架台を採用し、発電施設の環境負荷低減と木材の利用用途拡大に配慮しています。



太陽光パネルと環境にも配慮した木製架台

# 超高齢社会に応える事業

## 事業を通じた超高齢社会への貢献

わが国の高齢化率は2010年に超高齢社会に突入した後も上昇を続け、2017年10月には27.7%※に達し、2025年には30%を超えると推測されています。この急速に進む超高齢社会への対応は、わが国の最重要の社会課題の一つとなっています。

当社はこの課題に対応すべく、長年、住宅事業を通じて培った快適な住空間を創造するノウハウを活かし、高齢者に向けた安心・安全な住環境の提供を中心に、いきいきとして不安のない生活を一日も長く続けていただくための様々なサービスを展開し、質・量両面での拡充に努めています。

※ 2018年版「高齢社会白書」より

### お客様ニーズに応え、サービスを拡大

住友林業は、2007年12月に住友林業グループとなった連結子会社のスミリンフィルケア社（旧社名：株式会社フィルケア、本社：東京都千代田区）と、2017年4月に株式取得し連結子会社化したスミリンケアライフ社（旧社名：神鋼ケアライフ株式会社、本社：神戸市灘区）を通じて、高齢者向けの介護サービスを提供しています。

スミリンフィルケア社では、2018年5月に16施設目の介護付き有料老人ホームとして「グランフォレスト練馬高松」を開設し、同社の総提供居室数は768室となりました。2016年度以降の3年間で、東京23区内に5施設、神戸市に1施設の介護付き有料老人ホームを新設し、提供居室数は324室増加しました。併せて同社では、デイサービスセンター3施設の運営を行っています。

スミリンケアライフ社では、2020年春の開業を目指して、兵庫県西宮市に総戸数309戸のサービス付き高齢者向け住宅「エレガーノ西宮」の建設に着手しました。エレガーノ西宮には自社運営の介護保険事業所を併設しており、自立している方から要支援、要介護状態の方まで幅広く入居可能で、ケアプランに基づく適切なケアサポートを受けていただくことができます。2018年6月に着工し、同年9月にはVRによる疑似体験ができるモデルルーム併設販売センター「シニアレジデンスギャラリー」を開設。「エレガーノ西宮」が完成すると、既存の3施設と合わせ、同社の提供居室数は998室となります。同社では併せて、訪問看護・訪問介護・通所介護など在宅ケアサービスを提供するサービスステーションを8ヵ所展開しています。



グランフォレスト練馬高松



施設内の風景

## お客様目線での健康寿命の延伸に向けた取り組み
## ーICTを活用した見える化と専門家サポートによる健康維持プログラムの提供ー

団塊の世代が全て後期高齢者に到達する2025年以降、要介護高齢者が急増することが予想される中、高齢者のADL（日常生活動作）の維持や健康寿命の延伸に向けた様々な取り組みが注目されています。

スミリンフィルケア社では、2016年度以降に開設した介護付き有料老人ホームの全居室にICTを活用した入居者見守りシステム「ライフリズムナビ※1＋Dr.」を導入しています。これにより、ベッドセンサー、人感センサー、温湿度センサーなど複数のセンサーからの情報を解析し、居室内環境や居室内の入居者の睡眠状態や居室内での活動状況を詳細にリアルタイムに把握し、データ化することができるようになりました。



ライフリズムナビ

これら「見える化」された入居者データは転倒防止や入居者の状況把握に役立つ他、データに基づく専門医療機関のアドバイスによって、効果的に入居者の健康状態の維持・改善につなげることが可能になりました。さらに、ナースコールと組み合わせて機能させることにより、入居者からの情報の一元管理と職員間の情報共有・連携が強化され、職員の負担軽減効果も期待されています。

同社の「ライフリズムナビ＋Dr.」を活用した取り組みは、「リビング・オブ・ザ・イヤー2017」（高齢者住宅経営者連絡協議会主催）において、ICTを活用した先進的な取り組みとしてイノベーション部門最優秀賞を受賞しました。同社では2019年度以降、未導入施設にも、順次このシステムを導入する計画です。

2018年度には、同社はこのような取り組みをさらに進め、毎日の健康をサポートするサービスプログラム「フォレストライフ」を開発し、提供を開始しました。

「フォレストライフ」は、健康寿命を左右する要素として、「質の高い睡眠・快適な居住環境（空気環境）・健康的な食事（えん下機能※2）・適度な運動（歩行機能）」の4要素に着目。入居者の4要素について、ICT技術を活用した状況の「見える化」と、見える化されたデータに基づく医師やリハビリテーション専門職による「指導」を組み合わせて提供することにより、入居者の健康寿命の延伸を図るサービスです。

2018年度に、同社の介護付き有料老人ホーム「グランフォレスト学芸大学」に効果検証のため試験導入し、その結果を踏まえて、次年度から順次、他施設に展開することとしました。

※1「ライフリズムナビ」はエコナビスタ株式会社の登録商標

※2 口の中の食物を胃にのみ下す機能

## 医療連携と多彩なアクティビティプログラムによる、安心でいきいきとした日々の提供

スミリンケアライフ社は、現在、神戸市内に自立と介護の混合型の大規模介護付き有料老人ホーム3施設を展開しています。同社の施設は、介護保険基準の2倍以上のスタッフを配置し、また、24時間常駐の看護スタッフと全施設に併設されたクリニック・協力総合病院など医療機関との連携を背景とした高度なサービスを提供しており、その質は外部機関からも高く評価されています。

また、2020年春の開設を目指している「エレガーノ西宮」では、入居者一人ひとりに、知的で個性的な充実した日々を送っていただくための取り組みとして、外部から入居者の要望に合わせた専門講師を招き、文科系、スポーツ系の多彩な「シニアカレッジプログラム」を提供します。加えて、入居者の健康維持のため、介護・看護スタッフと併設クリニック、外部医療機関の連携に加え、自社のスポーツインストラクター・管理栄養士・ケアマネジャーなどが一体となって、入居者各々の状況に合わせた予防医療・予防支援を提供できる体制を準備するなど、さらに質の高いサービスの提供を目指しています。



エレガーノ西宮外観写真

# 社会性報告

人権

健康及び安全

雇用と人財育成

社会貢献

品質マネジメント

社会性関連データ

# 人権尊重の取り組み

## 基本的な考え方

住友林業グループでは、2019年7月より住友林業グループ人権方針を定めるとともに、国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）、国際労働機関（ILO）中核的労働基準、国連グローバル・コンパクトの10原則、及び国連のビジネスと人権に関する指導原則を尊重しています。また、これら国際規範をもとに、「住友林業グループ倫理規範」において人間尊重と健全な職場の実現を掲げています。女性、子ども、先住民、マイノリティ、社会的弱者を含む、あらゆる人びとの人権を尊重するとともに人種、民族、国籍、性別、宗教、信条、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティなどによる差別を一切しない旨を定め、強制労働、児童労働についても一切の容認をしていません。

また、ビジネスパートナーに対しても同内容を含む方針の浸透を図り、適宜調査を実施しています。さらに、人権デューディリジェンスの実施及び人権リスクへの対応を通じ、人権リスクの把握と低減に努めています。

- 経営理念
- 行動指針
- 住友林業グループ倫理規範
- 住友林業グループ人権方針

## デューディリジェンスの実施及び重要リスクへの対応

住友林業グループは、人権デューディリジェンスのしくみを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めています。

### 住友林業グループにおけるCSR実態調査

2012年度からグループ各社のCSRの取り組みについてCSR実態調査を毎年実施し、人権についても各社の状況を把握し、改善を行っています。2018年度は、主な国内外グループ会社57社（国内28社、海外29社）の状況について、人権研修の実施や救済窓口の設置状況の調査を行いました。結果として、人権研修の実施が44社、救済窓口の設置が40社、リスク緩和の措置が47社で行われていることを確認しました。また調達先に対しては、アンケートと対面ヒアリングを通じ、人権侵害の未然防止に努めています。

この調査による2018年度の人権に関する違反件数は0件でした。

### CSR調達による人権の尊重

住友林業グループは、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止を調達先に求める「住友林業グループ調達方針」に基づき、公正で責任ある調達活動を行っています。とりわけ輸入材の調達については、供給品やその原材料の調達地域に労働者及び地域住民の権利侵害が存在しないかどうか、また存在する場合、労働者及び地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうかを、2年間に200を超える仕入先へのアンケート調査やリスク区分によりリスク緩和措置が必要と認められる対象サプライヤーに対して現地踏査やヒアリングを実施するなどして確認しています。

- 調達における取り組み

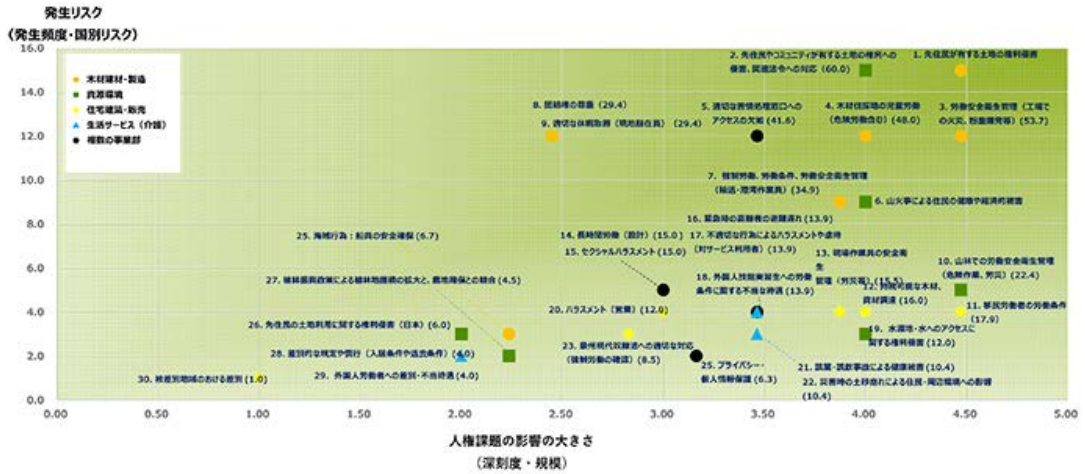
## 重要な人権リスクの特定と対応

住友林業グループ人権方針の制定に伴い、これまでの人権デューディリジェンスの取り組みを強化すべく、2019年に事業本部ごとのバリューチェーン上のステークホルダーにおけるリスクのマッピングを行い、おのおのの重要な人権リスクを洗い出しました。

資源環境事業では「先住民やコミュニティが有する土地の権利侵害及び関連法令への対応」「山林での労働安全衛生管理（危険作業など）」、木材建材事業では「先住民が有する土地の権利侵害」「工場での労働安全衛生管理（火災や粉じん爆発など）」「木材伐採地での児童労働（危険労働含む）」、住宅・建築及び海外住宅･不動産事業では「移民労働者の労働条件（強制労働など）」が各事業の重要リスクとして特定されました。

特定された重要リスクについては、すでにリスク対応を行っているものに加え、さらに予防、回避、軽減、是正するための対応策、実施計画をステークホルダーごとに定め、取り組みを行っていきます。

### 住友林業グループ 人権インパクト分析マップ




## 海外植林における人権の尊重

インドネシアの西カリマンタン州における植林事業では、2012年に世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結しました。近年重要視されている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests: HCVF）」の指標である先住民の権利や文化遺産の保護の考え方に沿って、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて、IFCと共同で事業地内の調査を実施しました。

2013年には調査の内容と結果を共有するため、そして2015年には植林木の伐採に先立って事業内容、環境への配慮についての理解を深めるために、ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招いて公聴会を開催するなど、人権に配慮した植林事業を進めています。

2018年にはIFCの協力を得て、「苦情処理メカニズム（Grievance mechanism）」をワナ･スブル・レスタリ社（WSL）／マヤンカラ･タナマン・インダストリ社（MTI）にて構築しました。このメカニズムには2通りの苦情処理経路があり、一つはWSL社／MTI社に地域住民が意見を書面で伝える方法、もう一つはWSL社／MTI社が地域住民を非公式に訪問し、意見を収集する方法です。両経路ともWSL社／MTI社経営陣承認のもと、7営業日以内に地域住民に対する回答を行っています。

また、インドネシア大学と共に、事業地及び周辺を対象とした3ヵ年計画の社会調査を開始しました。

▸ 相談窓口

## 人権研修

住友林業グループでは、国内の新入社員研修で人権に関する講義を行っています。また、住友林業では、新任主管者研修においても人権の講習を取り入れています。さらに一人ひとりが人権を尊重し、差別のない職場づくりに向けて取り組めるよう、社内WEBサイトが利用できるグループ全社員にe-ラーニング「仕事＋人権」講座の受講（テスト80点以上で修了）を毎年義務付けています。

2018年度は10,605名（単体5,379名、グループ5,226名）が受講しました。今後も、e-ラーニングを活用して社員の人権意識をより高めていきます。

## ハラスメントの防止

住友林業では、就業規則の中で、役職員が守るべき規則の一項目（服務規律）としてセクシャルハラスメント、パワーハラスメントやマタニティハラスメントを禁止する規程や懲戒基準を定め、会社としての方針を明確にしています。また、「住友林業グループ倫理規範」においても、各種ハラスメント行為を禁止し、社内WEBサイトやリーフレットで周知している他、人権・倫理研修における、事例を交えた情報提供、定期的な啓発通知の実施など社内啓発に努めています。さらに、半年ごとに人事部長名で全社員宛にEメールでハラスメントの撲滅を訴える注意喚起のメールを配信しています。

2000年度から、人事部に設置した「ハラスメント相談窓口」や社内外に設置した相談窓口「コンプライアンス・カウンター」で、相談や苦情に適切に対処できる体制を整えています。また、関係者全員のプライバシーの保護、相談者・協力者への不利益な取り扱いの禁止などを徹底しています。


- 住友林業グループ倫理規範
- メンタルヘルスケアに関する予防対策

# 労働安全衛生マネジメント

## 基本的な考え方

住友林業は、社員が安全で健康に働くことができる職場環境づくりを目指し、「安全衛生管理規程」を定めています。この規程の中で、規模に関わらず各事業所に総括安全衛生管理者などを設置することを定め、設置状況や衛生委員会の開催状況を毎年確認しています。

また、資源環境事業本部や木材建材事業本部、住宅・建築事業本部などの各事業本部においては、事業特性を踏まえた安全衛生管理に関する方針やマニュアルを個別に定め、建築現場などでの災害の防止や作業員の健康確保を目指しています。

## 労働安全衛生のマネジメントシステム

住友林業における会社全体の安全衛生管理に関する事項は人事部の所管とし、人事部長は事業所に対する安全衛生管理上の指導、援助を行い、各社で安全衛生管理体制の確立を図っています。また、人事部長を委員長とする衛生委員会を設置し、毎月1回開催した内容を社内WEBに掲示し、情報共有と啓発を図っています。

### 労働災害に関する目標と実績

住友林業グループ中期経営計画サステナビリティ編において、2021年度までの重点目標を「労働災害件数・休業災害件数ゼロ」と定めて取り組みを推進しています。住友林業グループでは、この重点目標の達成を目指し、各本部においてもサステナビリティにおける重点施策を定め、その達成状況を年度ごとに確認しています。

### 労働災害の発生状況（単体）※1

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 労働災害件数（件）※2 | 1 | 0 | 3 | 0 | 2 |
| 休業災害度数率※3 | 0.19 | 0.19 | 0.30 | 0.10 | 0.20 |
| 職業性疾病度数率 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※1 上記報告年度における死亡にいたる労働災害は0件

※2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※3 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷者数÷延べ実労働時間数×1,000,000

▸（第三者保証マーク）について

また、国内外で活動する各国の法令に準拠して労働安全衛生推進活動を進めると共にOHSAS※などの認証取得を推進しています。

※ OHSAS：Occupational Health and Safety Assessment Seriesの略語。労働安全衛生に対するリスク低減や責任の所在を明確化することを目的に策定された国際的な規格

## グループ各社の労働安全関連認証取得状況

| グループ会社 | 国 | 認証の種類 | 取得年月 | 更新年月 |
|---|---|---|---|---|
| 住友林業クレスト | 日本 | OHSAS18001 | 2013年2月 | 2016年2月 |
| リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI） | インドネシア | OHSAS18001 | 2013年3月 | 2019年3月 |
| クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI） | インドネシア | OHSAS18001 | 2013年10月 | 2016年12月 |
| ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL） | ニュージーランド | AS／NZS4801 | 2012年12月 | 2018年9月 |
| ヘンリー・アーチ※ | オーストラリア | AS／NZS4801：2001 | 2018年5月 | ー |

※ ヘンリーグループ他2社も同認証を取得


- 施工現場における安全衛生
- 労働安全衛生
- 山林事業における労働安全衛生

# ワーク・ライフ・バランス

## 基本的な考え方

住友林業は、多様な働き方を認め社員がやりがいを持って仕事に取り組み、さらに社員一人ひとりの生活を充実させる職場を目指して、育児・介護諸関連制度の運用や女性活躍推進、時間外労働の削減などに取り組んできました。

2013年度からは人事部内に「働きかた支援室」を設置し、育児や介護、キャリアサポート、メンタルヘルス、定年後再雇用などの働き方・キャリアに関する支援窓口を集約。社員が従来以上に相談しやすい体制を整えて、多様な働き方をサポートしています。

2017年度からは、長時間労働の削減と生産性向上を目的として、フレックスタイム制や勤務間インターバル制の導入、勤務時間のみなし労働時間制度から実カウント制への移行、時間あたりの生産性評価の導入などを行いました。

長時間労働による疲労の蓄積で健康を害することを防ぐとともに、時間に対するコスト意識を高め、またワーク・ライフ・バランスを実現することで、社員のモチベーションと生産性を向上させることを目的としています。

## 長時間労働削減の取り組み

住友林業では、長時間労働を放置することは、労働災害発生やブランドイメージ低下を誘発し、将来的な労働力不足につながりかねない大きな経営リスクだと認識しています。

一方で、注文住宅の販売・施工においては、お客様との密なコミュニケーションが欠かせず、結果として長時間労働になりやすい状況にあります。

そのため、毎月、各部署の平均所定外労働時間及び部下の所定外労働時間を各部の責任者に通知して、長時間労働削減の意識付けを強化しています。

また、住宅・建築事業本部では、各支店に「働き方向上委員会」を設置し、それぞれの支店で工夫した長時間労働削減の取り組みを実行しています。

勤務制度や業務フロー改革など、支店単位での実施が難しいものについては、住宅・建築事業本部内に設置した「長時間労働削減委員会」が中心となって制度提案し、長時間労働削減運動を継続・実施しています。



## 人事制度の改定

2017年度には、人事制度の改定を行い、時間外労働時間をみなし労働時間制から実カウント制へと移行するとともに、フレックスタイム制や勤務間インターバル制、時間あたりの生産性評価を導入し、長時間労働削減と生産性向上を推進しています。

実カウント制への移行と生産性評価の導入は、時間によるコスト意識を高めて、長時間労働を削減し、仕事の質と生産性を高めることを主な目的としています。

また、フレックスタイム制では、1ヵ月の総労働時間を定め、1日の労働時間をフレキシブルにすることで、業務時間全体の平準化に取り組んでいます。

さらに、インターバル制では、前日の終業時刻から翌日の勤務開始まで11時間の休息時間をとることとし、休息時間が始業時刻またはコアタイムに及ぶ場合は、勤務を免除し働いたものとみなします。これにより過重労働の防止や社員の健康の保持増進を目指します。

# メンタルヘルスケア

## メンタルヘルスケアの実践

住友林業では、厚生労働省が2000年8月に策定した「労働者の心の健康保持増進のための指針」に基づき、メンタルヘルスについて「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフなどによるケア」「事業外資源によるケア」の4つのケアを実践しています。

2013年4月には、人事部内に育児・介護関連支援やキャリア支援、メンタルヘルス支援を担う「働きかた支援室」を設置。メンタルヘルスケアを充実させるために、同室内に臨床心理士の資格を有する社員を配置し、社外提携EAP※機関と連携しながら、メンタル不調者へのフォローや復職支援に取り組んでいます。

復職にあたっては、リハビリ出社制度を導入し、個々人の状態に合わせて段階的に勤務時間や業務負担を調整し、心身を働く環境に慣らしていけるようリハビリプランを作成し、実行しています。

休業時には「メンタル休業ガイドブック」を本人に配布し、休業中の過ごし方や休業に関する社則等を載せ、休業中の不安軽減を図るとともに、上司に対しても「管理職のためのガイドブック」を配布し、その時々にあった対応方法などの情報を提供しています。

※ EAP：Employee Assistance Programの略語。従業員支援プログラムと呼ばれる職場のメンタルヘルスケアサービス



管理職向けのメンタルヘルス教育

## メンタルヘルスケアに関する予防対策

2015年12月に労働安全衛生法の改定に伴い義務化されたストレスチェックは、メンタルヘルス不調の予防の一環として、健康保険に加入している社員（産休・疾病療養などによる長期傷病休業中社員を除く）を対象にWEBサイトを利用し、2013年度から継続実施しています。さらに、管理職に就く社員がメンタルヘルスケアの重要性を理解し、各職場で適切に予防対策を講じられるよう、社内カウンセラー（臨床心理士）や外部EAP機関による管理職向け教育も実施しており、2013年度161名、2014年度187名、2015年度198名、2016年度152名が参加しました。

2017年度はストレスチェック分析結果に基づき、特に健康リスクの高かった部署に対して主管者ヒアリング・セルフケアセミナー（参加者103名）・ラインケアセミナー（参加者22名）を行いました。これに加えて、筑波研究所にてセルフケアセミナー（参加者70名）・ラインケアセミナー（参加者11名）を実施しました。

2018年度はヘルスケア研修として、質の高い睡眠のコツを知り、上手に眠る事で、社員の仕事力が高まり会社の生産性を高めることを目的としたスリープタフネスセミナーを役員、本社勤務の各部室主管者及びグループマネージャー以上の経営総合職全員に対して実施しました（124名）。

また技術職の若手社員を育成するトレーナー49名に対して、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ関わり方についてのラインケアセミナーを実施しました。さらに1年目技術職社員52名に、メンタルヘルス不調への気づき・対処についてのセルフケアセミナーを実施しました。

さらに、ハラスメント予防として、2009年度以降、人事部長名にて、1年に2回、全勤務者向けに発信を行い、日頃から部下とのコミュニケーションを図り、風通しの良い活気ある職場づくりを目指すよう、注意喚起を促しています。合わせて人事部内にハラスメント相談窓口を設けており、社員からの相談に対応しています。加えて、毎年e-ラーニング「仕事＋人権」の受講（確認テスト80点以上で合格）を必須としており、この中でハラスメントについて研修しています。2017年度は、主管者360名に対し外部講師によるハラスメント予防セミナーを実施しました。

「働きかた支援室」には、保健師の資格を有する社員も在籍しており、メンタルヘルスだけでなく様々な健康面談や、新入社員への健康に対する意識啓発、健康診断についての事後フォローなどを行っています。

さらに、海外赴任者については、赴任前及び帰任時に健康診断結果のチェックを行うとともに、本人と面談し、健康状態の聞き取りやアドバイスなどを行っています。

▸ 人権尊重の取り組み

## メンタルヘルスケア予防対策の実績

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ストレスチェック回答率（%） | 92.8 | 91.6 | 88.2 | 92.1 | 91.6 |

## 有給休暇取得の促進

住友林業では、リフレッシュ休暇や夏季休暇を含めて年間14日以上の計画的な有給休暇取得を推奨しています。拠点ごとの有給休暇取得実績一覧を社内WEBサイトに公開し、有給休暇の取得を促進しています。

2017年度は、勤怠管理システム上で、社員はもちろん管理者も休暇予定を確認できるようにすることで、より計画的に休暇を取得しやすい環境を整備しました。また、住宅・建築事業本部では、2017年度より全部署が休日となる計画年休を設定しています（原則年4日）。

その結果、2018年度の平均有給休暇取得日数は10.1日となり、前年度実績9.0日から増加しました。

また、有給休暇の取得率は2013年度が31.6%、2014年度は35.2%、2015年度は32.8%、2016年度は35.9%、2017年度は47.4%、2018年度は53.2%でした。

引き続き、2019年度も「有給休暇取得12.3日以上」をサステナビリティ予算に掲げ、この取り組みをさらに進めていきます。

有給休暇取得率
（2018年度）
（単体）
**53.2%**

▸ （第三者保証マーク）について

## リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度

住友林業では、心身の健康を保ち、精力的に業務に取り組めるよう、休暇を取得したい時に取得できる職場環境づくりを進めています。その一環として、夏季休暇・年末年始休暇とは別に、本人の予定に合わせた連続休暇を「リフレッシュ休暇」として取得を奨励。職場ごとにリフレッシュ休暇の個人別取得計画の策定を義務付けています。2019年度よりリフレッシュ休暇日数を従前の「3日」から「5日」へ変更し、有給休暇をより取得しやすい環境を整えました。

また、住宅部門の支店では、火・水曜日が定休日となっていますが、お客様と土日に商談をすることが多く、社員が家族の行事などへ参加するための休暇を取得しづらい場合もあります。そこで、土日のうち月1日は休暇を取得し、家族との時間や趣味の時間に充てる「ファミリーフレンドリーデー休暇」を整備。支店内での社員間の業務分担や打ち合わせスケジュールの調整を促し、土日の休暇取得がしやすい職場環境整備を進めています。

### リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度の利用実績（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| リフレッシュ休暇取得率（%）※ | 50.0 | 46.0 | 42.3 | 38.9 | 32.1 |
| ファミリーフレンドリー休暇取得率（%） | 29.5 | 26.0 | 27.0 | 28.3 | 28.7 |

※ 働き方の多様化に合わせ制度導入時より有給休暇の取得促進施策が充実したため減少傾向

## 育児中の働き方支援

住友林業では、子育てをしながら仕事をする社員に対して、様々なサポート体制を整えています。

例えば、希望者には育児休業取得予定の社員と上司に加え、働きかた支援室担当者も同席する面談を実施。育児休業に関連する制度を説明し、復職後の働きかたについての相談に応じている他、子育てと仕事を両立している他の社員の事例などを紹介しています。

また、育児中で希望する社員は、柔軟な働き方ができるよう、フレックスタイム制度や短時間勤務制度などの利用を申請することができます。

## 次世代法第6期（2015～2019年度）行動計画

住友林業は、次世代法に則って社員の子育て支援のための行動計画を策定・実施しています。

2015年度から第6期（2015～2019年度）として、下記3つの目標を掲げ取り組みを進めています。

1. 育児中の女性社員が活躍できる職場環境づくりのために、働き方改革をテーマにした管理職層向けのセミナーを実施する
2. 誰もが働きやすい職場環境づくりのために「家族の職場参観日」を実施する
3. 男性社員の育児参加促進のために、育児中の男性社員とその上司が制度利用について面談するしくみを作る
   また育児関連制度の利用状況を社内WEB上で公開する

この行動計画に沿い、2017年9月に社外の講師を招き、長時間労働を抑制し、それぞれの事情に合わせた働きかたを実現しながらも業績を上げ続けていくための意識改革をテーマに「イクボスセミナー」を開催しました。2016年度から開催し、主に本社勤務の管理職を中心に約120名が受講。2017年度は住宅・建築事業本部の全国の支店長を中心に約180名が受講しました。

くるみんマーク

### 「家族の職場参観日」の開催

住友林業は、2014年7月より、社員の家族が職場を訪問するイベント「家族の職場参観日」を開催しています。このイベントは、社員を支える家族に感謝の気持ちを表現するとともに、家族の仕事への理解、社員間の相互理解を促進し、いきいきと働くことができる職場環境づくりを目的にしています。

2018年度は3拠点と本社の4ヵ所で実施し、社員とその家族、計49組129名が参加。朝礼体験、名刺交換、職場での「お仕事インタビュー」、ショールーム見学、3D設計プランづくり、木工工作などを体験しました。2018年度で5年目を迎えた「家族の職場参観日」は夏のイベントとして定着し、開催拠点がそれぞれに工夫を凝らして開催しました。2019年度もこの取り組みを継続し、より多くの拠点で開催する予定です。



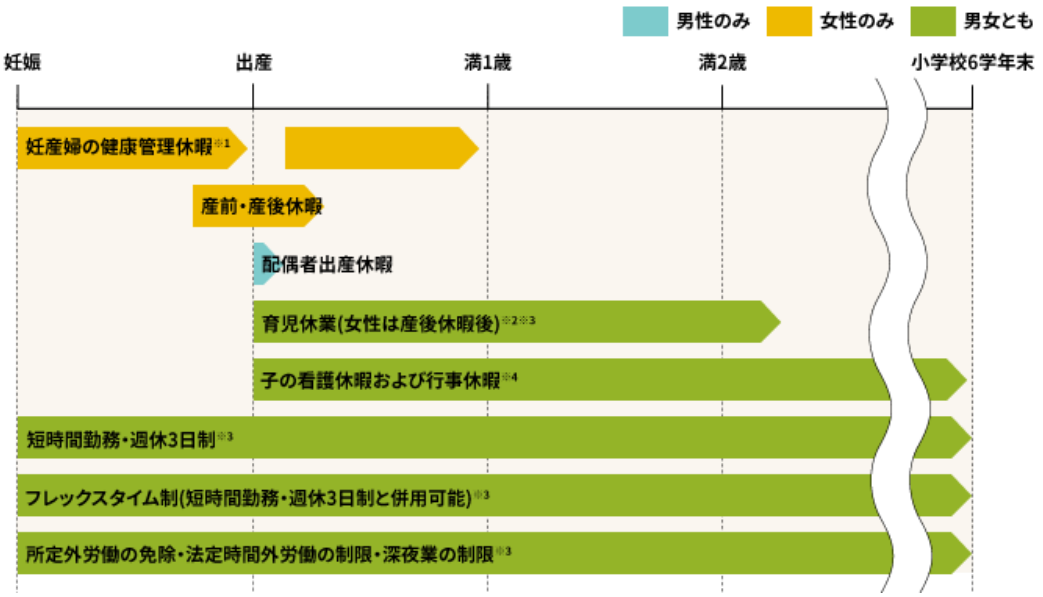
阪神営業所の様子

## 男性社員の育児参加促進

子どもが生まれた社員に支給している「子育て支援一時金」の支給申請の際に、男性社員に対して「育児関連制度利用者希望調査票」の提出を必須としています。この調査票は、申請者の上司が、部下の育児関連制度の利用希望を聞き取り、さらに希望どおり利用するための指導や配慮についてのコメントを記入し、申請するしくみです。これにより、男性社員の育児参加について、職場の理解が進むとともに、促進につながっています。

## 主な育児支援制度（2018年度）

| 制度 | 内容 |
|---|---|
| 育児休業 | 子が2歳到達直後の3月31日までの期間内で、休業を取得することが可能 |
| 勤務時間の短縮等の制度 | 子が小学校6学年末を迎えるまでの間、フレックスタイム制度、短時間勤務、週休3日制、所定外労働免除、法定時間外労働の制限、深夜業の制限の利用が可能 |
| 子の看護休暇及び行事休暇 | 小学校6学年末までの子が病気やけがをした場合、子が1人の場合は年10日、2人以上の場合は年15日、30分単位で休暇を取得することが可能（100%給与支給）。そのうち5日（子が2人以上の場合は10日）までは、子の行事のために利用可能。子が2人以上の場合に行事のために5日以上利用した場合でも、看護のために10日まで利用することが可能（ただし、15日を超えた分は無給）。 |




※1 妊娠中または産休・育休復帰後で出産後1年未満

※2 2歳到達直後の3月31日までの期間

※3 勤続1年以上

※4 勤続6ヵ月以上

## 介護中の働き方支援

住友林業では、家族の介護をしながら仕事をする社員の支援を行っています。2010年度に、対象家族1人につき365日の休業を取得できるように「介護休業」を改定し、フレックスタイム制度、短時間勤務、週休3日の勤務形態も可能にしました。また、年10日の休暇を30分単位で取得できる「家族の介護休暇及び傷病休暇」も整えています。

### 主な介護支援制度（2018年度）

| 制度 | 内容 | 利用実績 |
|---|---|---|
| 介護休業 | 家族を介護する社員が対象家族1人につき複数回、通算365日の休業を取得することが可能 | ● 介護理由の制度利用者：延べ3名（フレックスタイム制度2名、週休3日制1名）<br>● 介護休業者：1名 |
| 勤務時間短縮等の制度 | フレックスタイム制度、短時間勤務、週休3日制、所定外労働の免除、法定時間外労働の制限、深夜業の制限の利用が可能 | |
| 家族の介護休暇及び傷病休暇 | 家族を介護する社員が年10日の休暇を30分単位で取得することが可能（要介護状態の家族が2人以上の場合は年5日を追加）。年10日のうち5日までは、家族の傷病のために利用が可能 | |

### 介護支援制度利用実績（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 介護休業者数（名） | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| 介護理由の制度利用者数（名）（延べ人数、フレックスタイム制度、短時間勤務など） | 2 | 3 | 3 | 7 | 3 |

## 在宅勤務制度

住友林業では、通勤時間が削減でき、それにより生まれた時間を仕事や家庭生活に活かせることや、自宅の静かな環境で集中して業務を行えることなどから、2009年度より在宅勤務制度を導入しています。

2017年度から、対象者を新卒入社3年未満及びキャリア入社6ヵ月未満の社員をのぞく全社員に拡大し（認可制）、育児・介護などを理由とする社員や、移動時間の長い社員を中心に利用されています。

2019年度も柔軟な働き方のさらなる推進のため、働き方の相談があった際に、個別に制度の詳細を説明し利用を勧めるなどして、利用の拡大を図っていきます。

## 「テレワーク・デイズ」への初参加

2018年度には、住友林業は総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、内閣官房、内閣府と東京都及び関連団体、企業が連携し働き方改革を推進する「テレワーク・デイズ」の取り組みに、特別協力団体として参加しました。1週間のうち2日以上、227名が在宅勤務やモバイル勤務でテレワークを実施し、集中実施日の7月24日には全国で182名が参加しました。この取り組みを通じて在宅勤務やモバイル機器活用の効果をより多くの社員に実感してもらうことで、テレワークに対する理解を促し定着化を図っていきます。

## 配偶者居住先への異動希望・介護による異動希望の申告制度

住友林業は、結婚または配偶者が転居を伴う転勤をした場合にも勤務を継続できるよう、結婚と配偶者の転勤の理由に限り、本人が希望する地域への異動を配慮する制度を2008年度に整備しました。

2014年度には、申請理由に新たに「育児」を加え、育児と仕事の両立のために配偶者との同居を希望する場合にも異動を配慮。また「介護」を理由に異動希望を申告できる制度も新設するなど、仕事と介護の両立のために勤務地に制限がある場合に、異動を配慮しています。

これらの制度を利用して、2019年3月末までに累計で35名が異動しました。

# 公平な雇用・処遇

## 基本的な考え方

社員の雇用・処遇に関しては、機会均等や多様性の尊重はもちろん、人権に関する国際規範に基づき、女性、子ども、先住民、マイノリティ、社会的弱者を含む、あらゆる人びとの人権を尊重することを「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」に定めています。また、採用活動においても応募者の志向や意欲を重視し、学歴や性別などで選考方法を分けることはありません。海外グループ会社では、人種や性別にかかわらず、現地採用を積極的に推進し、優秀な人財の雇用、管理職への登用を行っています。

なお、社員の懲戒、解雇については、コンプライアンス違反などがあった場合には、就業規則にのっとり適切に対処し、不当な解雇は認めていません。

近年、日本国内では少子高齢化などを背景に人財の確保が経営における大きな課題の一つとなっていますが、当社では、こうした雇用・処遇に関する方針を採用活動においてしっかりと発信するとともに、多様な働きかたや女性社員の活躍を支援する制度を拡充することで、次代を担う優秀な人財の確保に努めています。

▸ 住友林業グループ倫理規範

## 推進体制

2013年4月に人事部内の独立組織として創設された「働きかた支援室」では、女性社員や定年再雇用者、障がいのある社員をはじめとする、多様な社員の活躍を支援し、ダイバーシティを推進しています。

## 女性の活躍推進

住友林業グループでは、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障がいの有無にかかわらず、意欲を持った社員が活躍できる職場環境を目指しています。中でも女性社員の活躍に向けて、育児制度・教育研修制度などの充実を図ると同時に、それらの活用推進に積極的に取り組んでいます。

2013年度は、「仕事・キャリア」「女性活躍推進」「出産・育児」に対する意識、ニーズを調査し、女性社員の活躍推進、及び育児中の働きかた支援の参考とするため、住友林業の全女性社員を対象とした「女性社員意識アンケート」を実施しました。また、改めて当社グループとして女性活躍推進の意義を3つに集約し、2013年12月に、「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を社長名でグループ全体に発信。それ以降は、この宣言に掲げた方針のもとに取り組みを進めています。

2014年12月には、女性社員のさらなる活躍を推進するため、住友林業では女性管理職登用に関する数値目標を策定。2020年までに女性管理職比率5%以上（2019年3月31日現在、3.7%）を目指すことを社内外に発表し、取り組みを進めてきました。2016年度からは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、第1期行動計画（2016年4月1日～2019年3月31日）を策定。2019年度からは当社の中期経営計画期間と合わせた第2期行動計画（2019年4月1日～2022年3月31日）を策定し、女性管理職比率の目標数値達成時期を新たに2021年度までとし、「2021年度までに5.5%以上」と掲げて取り組みを進めています。

女性管理職比率
2021年度目標
（単体）
**5.5%以上**

女性管理職比率
2019年3月31日現在
（単体）
**3.7%**

2016年度からは、女性社員が管理職として活躍するための成長促進を目的とした「メンター制度」を実施しています。「メンター制度」とは、メンター（先輩社員）がメンティ（後輩社員）と定期的に面談し、メンティの成長を支援するものです。女性の管理職ならびに管理職候補の社員をメンティ、部長クラス以上の男性管理職をメンターとし、2018年度は9名のメンティがさらなる活躍と自己変革を目指して参加しました。

- 住友林業グループ女性活躍推進宣言
- 育児中の働き方支援
- 住友林業株式会社 第2期行動計画
- （第三者保証マーク）について

## 女性採用・雇用の状況（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 女性従業員比率※1（%） | 18.8 | 19.4 | 20.0 | 20.4 | 21.0 |
| 女性管理職比率※1（%） | 2.2 | 2.6 | 2.8 | 3.2 | 3.7 |
| 女性新卒採用比率※2（%） | 29.0 | 26.8 | 22.8 | 18.0 | 24.8 |

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、各年度の3月31日在籍人員により算出

※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日在籍人数により算出

## 女性採用・雇用の状況（国内子会社）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 女性従業員比率※1（%） | 29.6 | 30.4 | 30.7 | 31.6 | 32.0 |
| 女性管理職比率※1（%） | 3.6 | 4.0 | 4.2 | 4.6 | 6.0 |
| 女性新卒採用比率※2（%） | 36.1 | 48.0 | 40.3 | 40.2 | 43.5 |

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、各年度の3月31日在籍人員により算出

※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日在籍人数により算出

## 女性目線の開発・営業

2013年3月に発足した「女性目線開発プロジェクト」は、住まう方の目線を大切にした住まいづくりを目指し、本部や全国の支店、グループ会社など、幅広い部門から集まった女性社員で構成されています。これまでの成果としては、空間提案「こまま（comama）」の開発や、半年で全9棟が完売した奈良県生駒郡の分譲住宅「イーストヒルズ勢野（せや）」などがあります。

また、各営業所・支店の女性ホームアドバイザーを対象とした「女性目線接客ブラッシュアップ研修」を断続的に実施しています。この研修は、女性目線を活かした住友林業の商品を理解した上でのご提案や、会話を通じて現状の悩みや夢を女性の目線から理解した上でのお客様との信頼関係構築を目的として実施しています。これまでに累計293名の女性社員が受講しました。

## 女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

住友林業では、女性社員を対象とした様々な研修を行っています。

2018年度の女性営業職研修は、前年度に行った初回接客力向上のための知識・スキルを活用した、提案手法とクロージング強化を目的に実施しました。エリアや世代を超えた情報共有により、知識のみならずモチベーション向上につなげています。なお、女性営業職研修の内容であっても、汎用性の高い内容であれば若手の営業職研修にも取り入れて、営業職全体の接客力向上につなげています。

また、住友林業グループ女性現場技術者研修では、社外の女性施工技術者の活躍事例を知り、技術及びモチベーションの向上につなげることを目的として、同業他社や工務店との情報交換及び女性現場管理者の建築現場見学を行っています。

### 女性社員のモチベーションアップに向けた主な取り組み

| 対象者 | 内容 | 開催年月 | 参加者数 |
|---|---|---|---|
| 営業職 | 女性営業職研修 | 2018年12月 | 52名 |
| | 住宅メーカー9社合同の「女性住宅営業職交流会」 | 2018年11月 | 4名 |
| 生産職 | 住友林業グループ女性現場技術者研修 | 2018年8月 | 54名 |
| 管理職・管理職候補 | メンター制度 | 2018年7月～2019年5月 | 9名 |
| 管理職 | 社外マネジメント・リーダーシップ研修 | 2018年10月～2019年2月 | 2名 |

## 障がい者雇用の推進

住友林業では、障がい者それぞれの個性と、職場・業務内容とのマッチングを最優先に考え、障がい者雇用を推進しています。2019年3月末日時点の障がい者雇用率は2.32%でした。また、入社後の定着率向上のため、必要に応じて定期面談や電話でのヒアリング、キャリアアドバイスなどを実施しています。

障がい者雇用率
2019年3月末日時点
（単体）
**2.32%**

### 障がい者雇用の状況（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 障がい者雇用率（%） | 2.24 | 2.12 | 2.12 | 2.26 | 2.32 |

※ 2017年度は、特例子会社スミリンウッドピース株式会社を含んで算出

※ 2018年度は、特例子会社スミリンウッドピース株式会社及びグループ適用会社スミリンビジネスサービス株式会社を含んで算出

## 障がい者雇用の積極的な推進を目指して ースミリンウッドピース設立ー

住友林業は2015年7月、障がいのある方により多くの働く機会を提供することを目的に、愛媛県新居浜市に原木シイタケ栽培や、木工製品の製作・加工、印刷などを行うグループ会社を設立しました。2016年10月には、主に知的障がい・精神障がいのある社員を5名採用しました。2017年3月には新社屋が完成、同年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社認定を受けました。今後もさらなる雇用促進と事業の安定を図っていきます。



スミリンウッドピース社屋外観

## 定年退職者の再雇用

住友林業は、勤続10年以上で特定の資格や経験があり、本人に再雇用の意思があることなどを条件に、60歳となり定年退職した社員を、嘱託社員契約によって満65歳到達時点まで再雇用する制度を設けています。2018年定年退職者からは48名を雇用し、再雇用者はその能力と経験を活かして活躍しています。

過去3年の定年退職者に対する再雇用率は81.7%です。再雇用希望者の再雇用率は100%となっています。なお、2013年4月1日に高年齢者雇用安定法が改正されたことに伴い、経過措置を適用しながら、再雇用希望者全員を再雇用することとしています。

### 定年退職者の再雇用者数

| 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 43名 | 33名 | 47名 | 52名 | 48名 |

さらに、年齢に関わらず積極的に人財を活用することを目的として、会社が必要とし本人が希望する場合において、65歳以上の人財を活用するための制度「シニア人財バンクセンター」を2018年4月より運用開始し、2019年3月末現在、シニア人財バンク登録者が23名、そのうち19名が当社グループ内で活躍中です。

## 再雇用希望申告制度

住友林業は、育児や介護など、やむを得ない事由で退職する社員の再雇用ニーズに応えること、優秀な人財を確保することなどを目的に、2008年度から「再雇用希望申告制度」を運用しています。これは社員が自己の都合により退職する際、勤続3年以上などの一定の申告可能要件を満たしていれば、将来における会社への再雇用を希望することができる制度で、2019年3月末までに232名の社員が申請を受理されています。

退職事由が解消され、再雇用の申し出があった場合には、会社が雇用の必要性や本人の能力を勘案し、再雇用の選考を行います。また、退職から3年未満で再雇用となった際には、退職時の職能等級を引き継ぐことができます。

## 非正規雇用社員の直接雇用

近年、雇用形態による格差問題と関連して派遣制度の規制が強化される傾向にあります。そこで住友林業では、有能な社員を登用するため人事制度を見直し、2011年4月に派遣社員を「有期雇用社員（呼称：パートナー社員）」としての直接雇用へと転換しました。さらにパートナー社員から正社員に登用する制度も実施しており、2019年度は14名を正社員として登用しています。

### パートナー社員の正社員登用数

| 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 |
|---|---|---|---|---|
| 19名 | 14名 | 19名 | 12名 | 14名 |

※ 各年度4月1日時点

# 人財育成

## 基本的な考え方

住友林業は、「自立と支援」を人財育成のキーワードとしており、高い士気と誇りを持つ社員を育成、自由闊達な社風を醸成し、経営理念を実現することを基本方針としています。

## 推進体制

**人事部スミリンビジネスカレッジ**
住友林業人事部スミリンビジネスカレッジ（SBC）では、広くグループ会社や事業部を越えた社員が参加できる、ビジネススキルを身につけるための研修を企画運営しています。
また、住友林業グループ研修担当者会を定期開催し、人財育成に関する情報交換を行っています。

**住宅・建築事業本部人財開発部**
人財開発部では、住宅・建築事業本部所属員（営業・設計・インテリア・生産・総務・本部スタッフ）を対象に、「お客様視点」と「プロ意識」を基軸とした実践的研修を行っています。
また、住宅・建築事業本部が主管するグループ各社と連携を密にし、各社の研修をサポートしています。

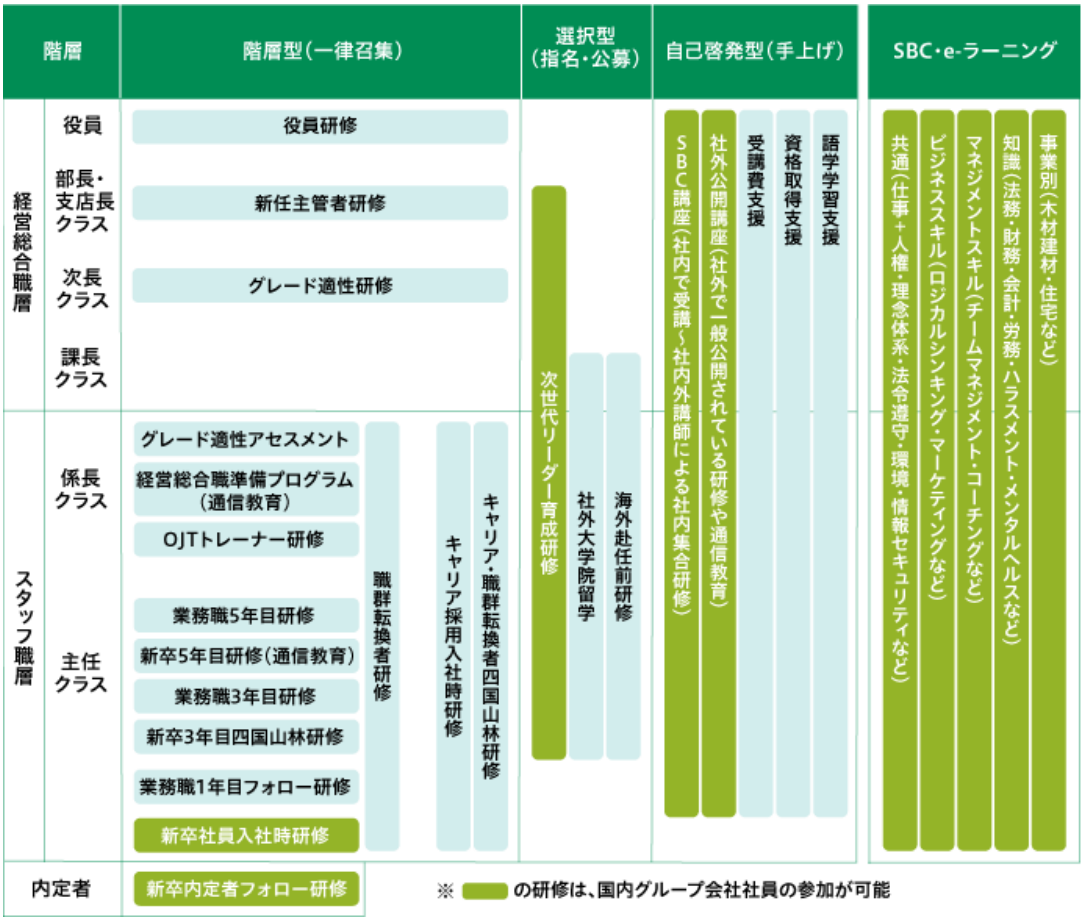
**グループ各社、各部門**
グループ各社、各部門では、それぞれの分野でのプロフェッショナルを育成する研修を実施しています。

## 人財育成体系の整備

2011年度に発足した人事部スミリンビジネスカレッジ（SBC）では、「やる気ある人応援します」をテーマに掲げ、それまで一律に召集していた「階層型」研修から、「自己啓発型」「選抜型」研修へ比重を移し、自主性を重んじた能力開発を図っています。

新入社員研修をはじめとする階層別研修の他、選抜型や手上げ式の集合研修を、グループ合同で実施しています。SBC・e-ラーニングは、国内グループ社員が、自由に学べる環境を提供しています。

## 人事部SBC研修体系（2018年度）




## 主な研修プログラム受講者数（2018年度）

| 研修プログラム | 受講者数（単体）（名） | 受講者数（グループ会社）（名） | 計 |
|---|---|---|---|
| 階層型研修（13講座） | 876 | 154 | 1,030 |
| 選抜型研修（24講座） | 74 | 24 | 98 |
| 自己啓発型研修（40講座） | 144 | 1 | 145 |
| e-ラーニング（必須6講座） | 4,798 | 4,911 | 9,709 |

## 研修受講時間・研修関連費用（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 従業員1人あたりの研修受講時間（時間） | 6.8 | 9.3 | 9.4 | 13.1※ | 13.6 |
| 従業員1人あたりの研修関連費用支出（円） | 91,000 | 91,000 | 100,000 | 100,000 | 97,000 |

※ 2017年度より算出方法を変更

## 資格取得・社外教育の支援

住友林業では、「資格取得・社外教育支援規程」にて社員が資格を取得する際や社外教育機関を利用する際の支援について定め、自立的な能力開発とキャリア形成を推進しています。

資格取得支援としては、業務において取得が必要なものの他、能力開発の観点から取得を奨励するものについて、資格ごとに支援範囲を定めています。

特に1級建築士試験に合格し、1級建築士免許を取得した社員には、一時金を支給しており、2018年度は29名が対象となりました。

## 住宅・建築事業本部人財開発部の取り組み

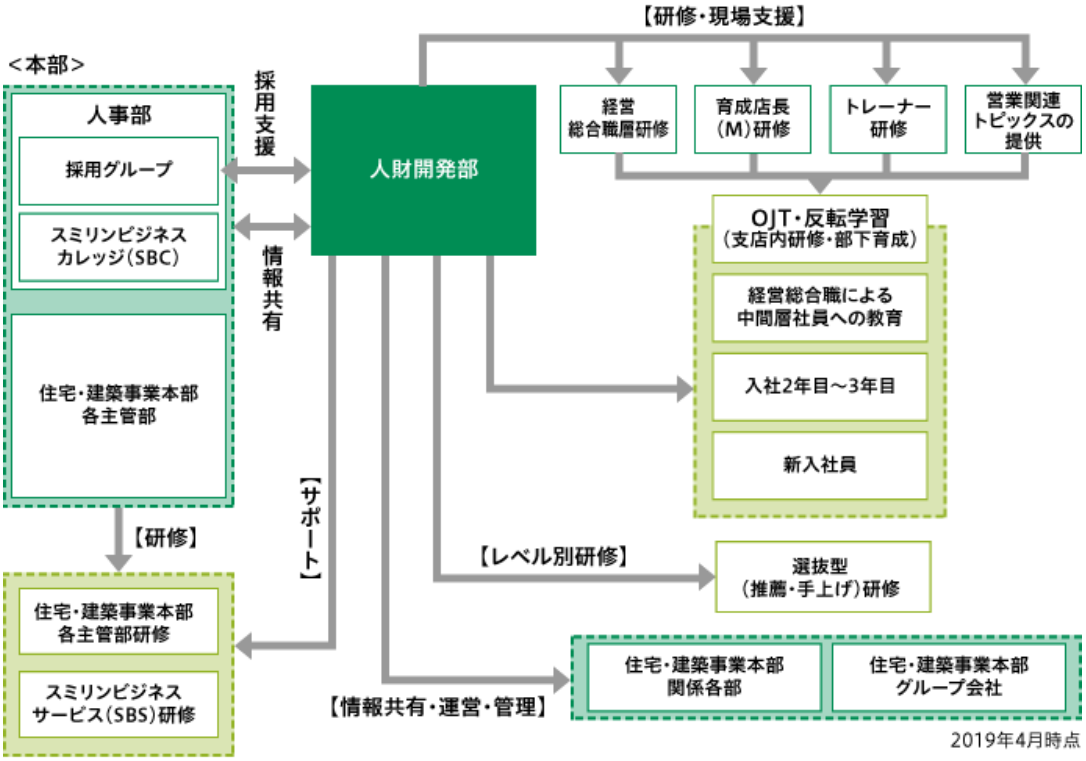
教育・育成方針に基づき、研修をはじめとする様々な取り組みを行っています。中でも若手社員には3年目終了時までの自立（一人前化）を目指し、「考えさせる」ことを重視した育成を実施しています。OJTにおいては、トレーナーとの連携を強化するとともに、OJT強化の手法として反転学習の手法を取り入れており、研修がより実践的なフォローアップの場となることによる早期習得を目指しています。

### 反転学習のフローイメージ




また、若手社員及び中間層に対するOJTを確実に機能させるため、管理職ならびに次期管理職に対してマネジメント能力・商品知識・人財育成能力の養成も行い、効率的な働きかたの支援や指導にも力を入れています。

### 住宅・建築事業本部 研修体系図



## 木造住宅建造技術の継承

日本の伝統的な木造軸組構法の良さを活かした家作りを残していくために、次世代への技術・技能の継承が課題となっています。

住友林業では、1988年に企業内訓練校として、千葉県知事認定の教育機関である「住友林業建築技術専門校」を設立し、大工職を目指す住友林業ホームエンジニアリング株式会社の新入社員に対し、1年間の訓練カリキュラムを実施しています。建築関連学科としては概論、構造、製図、工法、材料、監理などの座学から、工具類操作や手入れ、伝統的な技法である墨付けや規矩（きく）術、加工、安全作業、模型実習、実棟実習、パソコン操作などの実技を学び、修了時には2級大工技能士取得を目指しています。また、訓練の修了後は全国各地の事業所に配属されますが、数年後にリターン研修として和室研修や1級大工技能士取得準備研修が7～10日間用意されています。

2018年度の入校者は、外部協力会社に勤める大工も含め69名、修了者は68名で、2019年度は57名の入校者を迎えました。




建方の実習の様子

### 「住友林業建築技術専門校」入校者と実績

| | 2015年度（28期生） | 2016年度（29期生） | 2017年度（30期生） | 2018年度（31期生） | 2019年度（32期生） |
|---|---|---|---|---|---|
| 入校者数（名） | 64 | 63 | 67 | 69 | 57 |
| 修了者数（名） | 57 | 61 | 66 | 68 | - |
| 2級大工技能士取得者（名） | 54 | 57 | 49 | 62 | - |

# 社員とのコミュニケーション

## 基本的な考え方

住友林業は、社員が誠実さと思いやりを持っていきいきと仕事ができるよう、自由闊達に意見を述べ合う雰囲気づくりに努めています。また、一人ひとりの個性を尊重し、成果や努力に正当な評価が行われる風土の中で、共に成長していくことを目指しています。

## 人事評価や業務遂行におけるコミュニケーション

住友林業は、人事評価を通して人財を育成・開発することを主眼に、全ての社員を対象に評価結果をフィードバックしています。半年に一度、上司と面談を行い、目標の設定と評価結果について説明を受ける機会を必ず設けています。

多面評価制度（360度評価）については、2018年度は組織のマネジメントを担う経営総合職社員を対象とし、実施しました。評価結果のフィードバックを行うことで本人の「気付き」をもたらし、マネジメント能力の向上を図っています。

評価結果については、今後の人事制度施策に活用していきます。

勤続年数が10年、20年に達した社員に対しては、長年の会社への貢献をねぎらい、永年勤続表彰を行っています。また、年に一度、人事部にて、全社員に仕事や職場についての所見や異動の希望、家族状況などについて自己申告の形で直接聞き取りを行っています。

## カジュアルフリーディスカッション

住友林業グループのさらなる発展を目指し、2007年度より社長と社員のコミュニケーションの場として「カジュアルフリーディスカッション」を定期開催しています。

2018年度も、住友林業グループ内から参加者を募り、ディスカッションを2回開催しました。第1回目は若手社員が集い「住友林業グループをより良くするために」をテーマに、第2回目は「お客様最優先」をテーマにそれぞれの実体験を披露しながら意見交換が行われました。経営者と社員が直接対話でき、かつグループ間のコミュニケーションを活発化させる活動として2019年度も継続する予定です。



カジュアルフリーディスカッションの様子

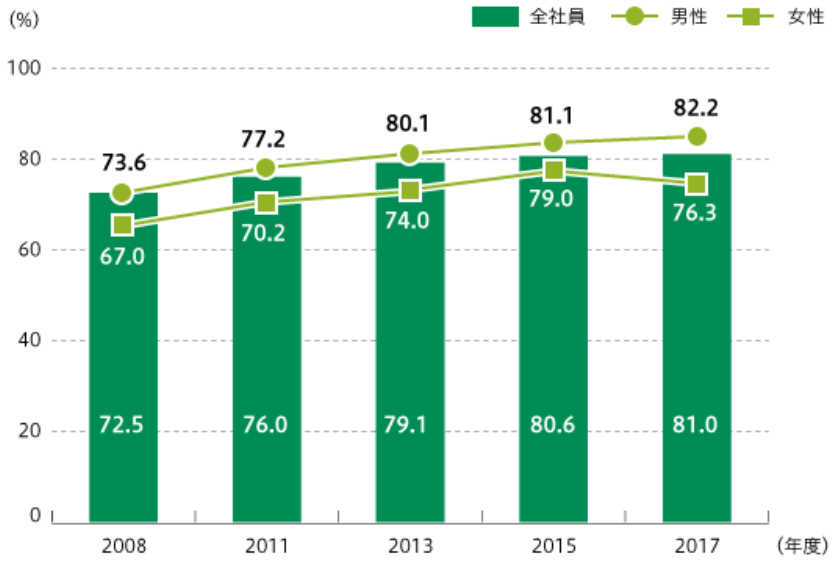
## 社員意識調査

住友林業は、2017年11月、社員4,852名を対象に8回目の意識調査を実施しました。調査項目としては、仕事のやりがいやキャリア目標、会社満足度など10の指標について聞き取りを行い、回答率は92.0%でした。当社で働くことの満足度は81.0%と過去の調査でもっとも高い結果となりました。 また、“働きがい向上”という点では、“風通しの良いコミュニケーション”が組織を活性化する上で重要であることがうかがえました。

調査結果を踏まえ、働きがい向上の取り組みとして評価のフィードバック面談やキャリア指導の手法の見直しを図り、評価やキャリア指導に関する研修を検討しています。また、生産性向上を図るため、社員へのヒアリング結果を踏まえた好事例や取り組みを共有し、働き方改革を推進していきます。

また、2019年度からは国内関係会社を含め、本調査を毎年実施する予定です。

### 社員意識調査による社員満足度の推移




## 労働組合との関わり

住友林業では、2019年4月1日現在、労働協約で定められている対象社員の100%（3,664名）が労働組合に加入しています。会社と住友林業労働組合が締結する労働協約において、会社は組合活動の自由と団体交渉権を認め、組合員の生活の安定を保証すること、労使双方の委員で構成する「経営懇談会」を設置して賃金規定を含む労働条件の維持改善を図ることを約束しています。

2018年度は労使協議を20回実施し、前年に引き続き長時間労働の削減や働きかたの見直しについて対策を検討しました。

労働組合加入率
（単体）
**100%**

# 社会貢献活動の推進

## 基本的な考え方

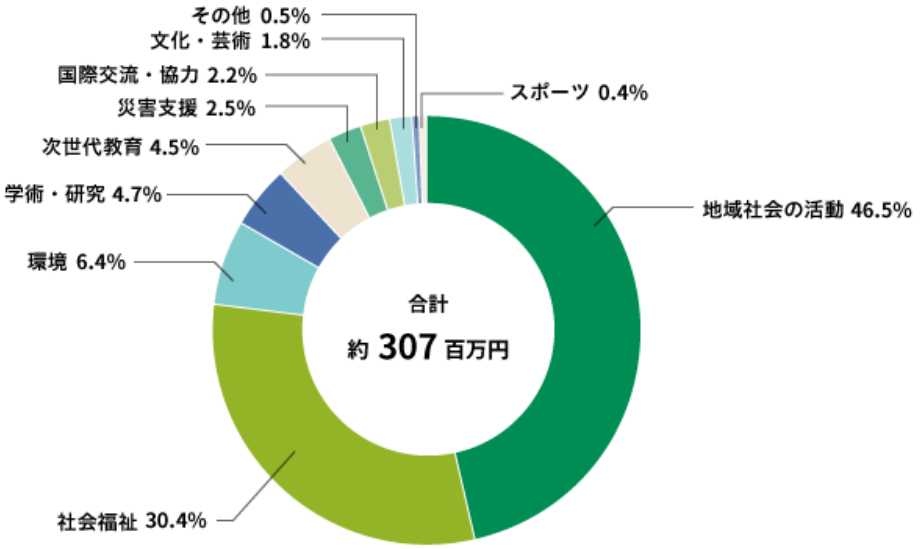
住友林業グループは、5つの重要課題の一つに「安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進」を掲げており、事業のプロセスにおいても、地域貢献や地域の社会福祉などへの配慮を行っています。その他の社会貢献活動は、事業との関連性が高い森や木に関することを軸に、環境、次世代教育などの分野を中心にグローバルに展開しています。

森林での体験学習や途上国での寺子屋建設への協力など、小中学生への教育に力を入れている他、災害を受けた森林や各地の名木・貴重木の再生などの活動も積極的に推進しています。また、社員個人が地域社会でボランティア活動に取り組みやすい職場環境を整えています。

- 国内における社会貢献活動事例
- 海外におけるコミュニティー開発・地域貢献活動事例

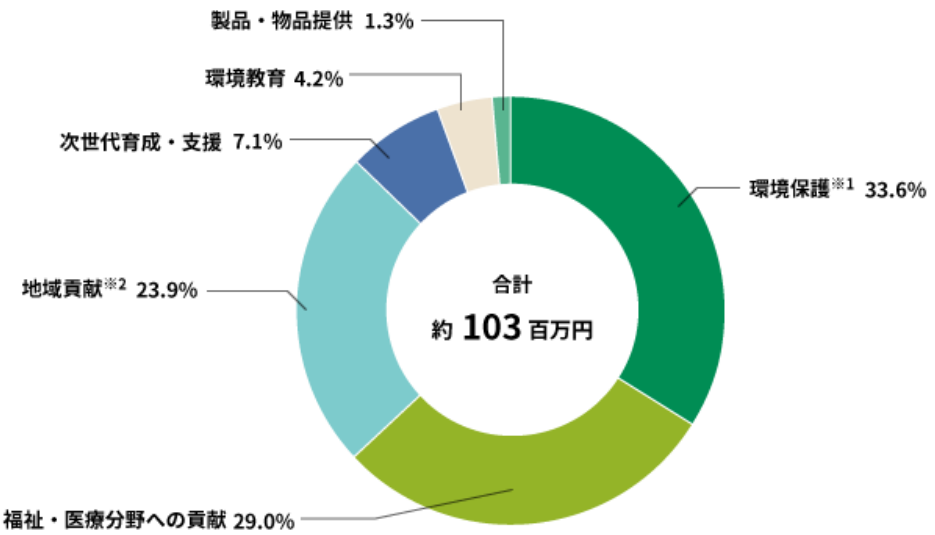
## 社会貢献活動に関わる寄付

### 社会貢献活動に関わる寄付の分野別割合（2018年度）



## 社会貢献活動費

### 社会貢献活動費の内訳（2018年度）




※1 富士山「まなびの森」運営費など

※2 地域清掃活動やフォレスターハウス運営費など

## ボランティア休暇制度

住友林業は、社員のボランティア活動を支援するため、年間通算5日までの休暇取得を認める「ボランティア休暇制度」を2011年5月に整備しました。2018年度のボランティア休暇取得者数は1名でした。

東日本大震災に対する活動については、一定の期限を定め、希望者には交通費とボランティア保険加入の保険料を会社負担とする特別支援を実施しました。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、東京2020組織委員会が募集する大会ボランティアに参加する場合に限り、現行の「ボランティア休暇」年5日の取得に加え、10日間の休暇（無給）を取得できるようにしました。20名の社員が取得を予定しています。

## 公共政策への提言

住友林業グループは、政府や自治体、産業界などと連携・協力し、深刻化する環境問題や社会的課題の改善・解決に向けた提言を行っています。

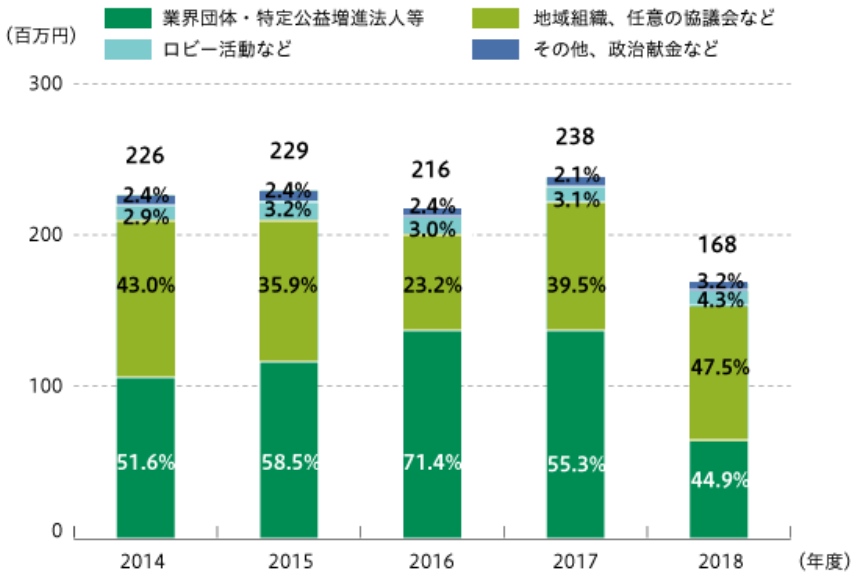
### 主な公職（2019年4月1日現在）

| 団体名 | 役職 | 当社での役職 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 東京商工会議所 | 特別顧問 | 代表取締役 会長 | 矢野 龍 |
| 日本商工会議所 | 特別顧問 | 代表取締役 会長 | 矢野 龍 |
| 一般社団法人 国際建築住宅産業協会 | 代表理事・会長 | 代表取締役 会長 | 矢野 龍 |

| 団体名 | 役職 | 当社での役職 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 公益財団法人 都市緑化機構 | 代表理事・会長 | 代表取締役 会長 | 矢野 龍 |
| 林業復活・地域創生を推進する国民会議 | 副会長 | 代表取締役 会長 | 矢野 龍 |
| 住宅・建築・都市分野国際交流協議会 | 理事・副会長 | 代表取締役 会長 | 矢野 龍 |
| やまぐち産業戦略会議 | 産業戦略アドバイザー | 代表取締役 会長 | 矢野 龍 |
| 公益財団法人 関西フィルハーモニー管弦楽団 | 評議委員 | 代表取締役 会長 | 矢野 龍 |
| 内閣府 第32次地方制度調査会 | 会長 | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 経団連自然保護協議会 | 副会長 | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 公益社団法人 経済同友会 | 副代表幹事 | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 一般財団法人 住宅生産振興財団 | 理事 | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 日本ニュージーランド経済委員会（東京商工会議所） | 副委員長 | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 株式会社日本建築住宅センター | 社外取締役 | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 日中建築住宅産業協議会 | 理事・副会長 | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 岐阜県立森林文化アカデミー | 特別招聘教授 | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 一般財団法人 日本インドネシア協会 | 理事 | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 一般社団法人 日本木造住宅産業協会 | 会長（代表理事） | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 一般社団法人 住宅生産団体連合会 | 副会長（代表理事） | 代表取締役<br>執行役員社長 | 市川 晃 |
| 公益社団法人 経済同友会「持続可能な開発目標（SDGs）研究会」 | 副委員長 | 代表取締役<br>執行役員副社長 | 佐藤 建 |
| 一般社団法人 医療みらい創生機構 | 理事 | 代表取締役<br>執行役員副社長 | 佐藤 建 |

| 団体名 | 役職 | 当社での役職 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 一般社団法人 日本木造住宅産業協会 | 委員長 | 取締役<br>専務執行役員 | 和田 賢 |
| 一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会 | 理事 | 取締役<br>専務執行役員 | 光吉 敏郎 |
| 日本木材輸入協会 | 会長 | 取締役<br>常務執行役員 | 福田 晃久 |
| 一般社団法人 住宅生産団体連合会 環境委員会 | 委員長 | 顧問 | 能勢 秀樹 |
| 一般社団法人 住宅生産団体連合会 国際交流委員会 | 委員長 | 顧問 | 能勢 秀樹 |
| 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 | 理事 | 顧問 | 能勢 秀樹 |
| 一般財団法人 日本緑化センター | 評議員 | 資源環境本部<br>技師長 | 片岡 明人 |
| 公益社団法人 国土緑化推進機構 | 理事 | 資源環境本部<br>技師長 | 片岡 明人 |
| 公益財団法人 森林文化協会 | 理事 | 資源環境本部<br>技師長 | 片岡 明人 |
| 一般社団法人 海外産業植林センター | 理事 | 海外資源部長 | 長谷川 香織 |
| NPO法人 日本・パプアニューギニア協会 | 理事 | 海外資源部長 | 長谷川 香織 |

## 各種団体などへの費用



# 国内における社会貢献活動事例

## 富士山「まなびの森」プロジェクト

台風により甚大な風倒被害を受けた富士山2合目に広がる国有林をもとの豊かな自然に戻すため、住友林業設立50周年の記念事業として、1998年に開始した富士山「まなびの森」プロジェクトが、2018年で20周年を迎えました。

これを記念して2018年7月に冊子『富士山「まなびの森」20年の歩み』を発行し、地元小中学校など関係各所に配布しました。

また20周年記念ボランティア活動として、フォレストアーク※1の三和土（約200m²）の打ち直し※2のボランティアと20年間植林した苗の成長を確認する「まなびの森」の見学を11月に実施。3日間で延べ169名（スタッフを含む）が参加しました。

2018年度はこの他に、環境教育を実施したり、NPOなどの団体活動の場として開放するなど、社内外の延べ1,630名が「まなびの森」を訪れ、1998年～2018年度までの「まなびの森」への累計訪問者数は28,264名となりました。

※1 富士山「まなびの森」の入り口に位置し、環境学習やボランティア活動の拠点となる環境配慮型施設

※2 三和土(たたき)とは、「土」「石灰」「にがり」三つの自然素材を混ぜ合わせて、たたき固めたもの。3種類の材料を混ぜ合わせることから三和土と言われている。今回はフォレストアーク内の土間部分にある既存の土等を再利用し、全面的にたたき固めて整えた

▸ 冊子『富士山「まなびの森」20年の歩み』

### 森林づくりボランティア活動

1998年のプロジェクト開始以来、これまでに約3万本の地域固有の樹木の苗を植樹、延べ2万8,000人以上のボランティアが参加して、植樹と育林活動を進めてきました。

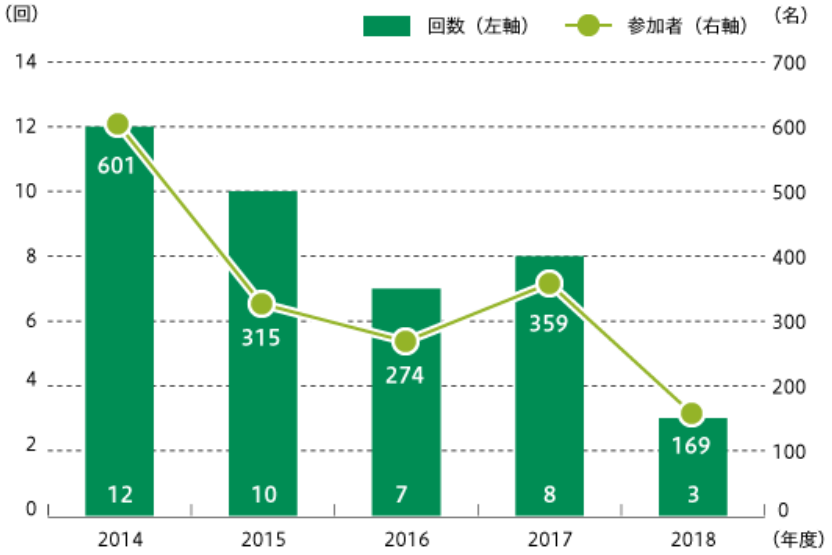
2017年度、風倒被害林の森林づくり作業は、ヘキサチューブの撤去完了をもって一段落となりました。2018年度以降の活動は、森林づくりから、森の成長を確認する樹木調査のボランティアへと変わります。樹木医など木の専門家の指導の下、今までボランティアによって植栽した樹木の成長を「見える化」しながら、より森林に親しみ学べる場所「まなびの森」へとシフトしていきます。



社員参加ボランティア


住友林業建築技術専門校訓練生参加ボランティア

## 森林再生ボランティアの推移



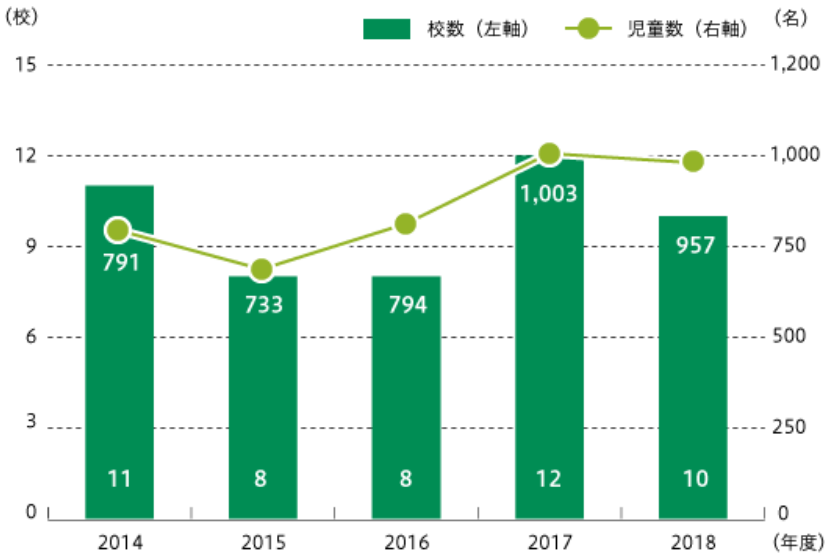

## 環境学習支援プロジェクト

2006年度からはNPO法人ホールアース研究所と連携し、地元小中学校の児童・生徒を対象とする「環境学習支援プロジェクト」を継続しています。活動内容は樹木や野生生物の観察や五感を使ったゲームなどで、これらの自然を見つめ直す機会を通じて自然の大切さを知ってもらい、新しい自然との共存関係を考えてもらうことを目的としています。2018年度は10校957名の児童・生徒を招待しました。



環境学習支援プロジェクト

## 環境教育プログラムの推移



## 植生モニタリング・鳥獣生息調査

自然林の回復状況をモニタリングするため、東京農工大学植生管理学研究室の協力の下、2000年から「植生調査」を行っています。合わせて日本野鳥の会南富士支部の協力の下、「鳥獣生息調査」も同じ年に開始しました。

「植生調査」では、植樹したブナやケヤキなどとともに、台風被害後に自然に芽生えたミズキ、キハダなども順調に成長していることが確認できました。この20年で、樹木が大きくなったばかりでなく、森林の構成種全体が回復してきていることが分かりました。

また「鳥獣生息調査」では、倒木が撤去されて土の見える環境から次第に草原、森林へと姿を変えていく中で、草原性のキジやモズが減少し、森林性の鳥であるキビタキやヤマガラを観察する機会が増えました。鳥類の生態からも、森林が順調に回復していることが分かります。

森を育てるには悠久の月日が必要で、「まなびの森」も100年の計画です。100年先の未来も継続して行っていけるよう、森づくりや環境活動を通じて、一人でも多くの人に自然の大切さを知っていただく活動を継続していきます。

### 風倒跡地の植生変化


（2001年）


（2008年）


（2016年）


- ハイライト2 生物多様性保全への貢献 PICK UP 富士山「まなびの森」プロジェクト20周年
- 富士山「まなびの森」へリンク


## 地域社会との協働

住友林業グループでは、事業を展開する周辺地域の生物多様性保全や地域社会に密着した活動を、地域の皆様と共同で行っています。

### 群馬「まなびの森」での森林整備活動

住友林業と群馬県は、2012年7月に「県有林整備パートナー事業実施協定」を締結し、県と共同で赤城山山麓の森林整備を進めています。

群馬県は前橋市管内にある赤城の森を保有し、企業・団体と協力して、県有林の整備と保全を進めています。住友林業群馬支店は森林整備活動として群馬「まなびの森」を2018年度も実施しました。これは、ヒノキの苗木の植樹や、地元森林組合の協力のもと間伐などを行う活動で8月に社員及び協力工事店社員とそのご家族など、33名に参加いただきました。


群馬まなびの森

## 「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同

2019年2月神奈川県下の営業支店（住宅・建築事業本部 横浜支店・横浜北支店・神奈川西支店・湘南支店・東京南支店）が「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同しました。今後は、2018年度に続きビーチクリーン活動や、地域を対象にプラごみに関する環境教育を実施していきます。

▸ かながわプラごみゼロ宣言

## 名木・貴重木を後世に受け継ぐ技術の開発

住友林業は、各地の名木・貴重木を後世に受け継ぐため、所有者からのご依頼により、従来の技術である接ぎ木や挿し木に加え、最新の技術であるバイオテクノロジーを活用し、名木・貴重木の花や葉といった性質をそのまま受け継いだ苗木を増殖し、名木・貴重木を後世に受け継ぐことに力を注いでいます。また、樹木のDNAデータベースを構築し、高度な個体識別も進めています。

## ～東日本大震災を乗り越えた天然記念物～ 福島県「泉の一葉マツ」後継樹が里帰り

「泉の一葉（いちよう）マツ」は福島県指定の天然記念物で推定樹齢400年と言われ長年地元で愛されてきましたが、東日本大震災以後、松くい虫被害によって樹勢が大きく衰えていました。南相馬市が後継樹育成の可能性を模索する中、「奇跡の一本松」で増殖成功の実績があった住友林業に協力依頼があり、2013年より後継樹の育成に着手。松ぼっくりの内部にわずかに残った種子を採取することに成功し、2015年3月には発芽させることができました。2018年末には成長した苗に「泉の一葉マツ」の特徴である一葉の出現が観察されたことから、後継樹を里帰りさせることとなりました。



泉の一葉マツ

## 「TOKYOサクラプロジェクト」始動 東京都と住友林業「東京のサクラ」を保存・普及

東京にゆかりのあるサクラを保存・普及させる「TOKYOサクラプロジェクト」を開始しました。2018年4月に両者が締結した「自然公園事業に関する連携協定」に沿って、住友林業が持つ遺伝子情報を利用した品種鑑定や組織培養による増殖技術を用い「東京のサクラ」の遺伝子を未来につなげます。

TOKYOサクラプロジェクトのロゴ

# 次世代育成教育

## 木や自然の大切さを子どもたちへ「丸の内キッズジャンボリー2018」に協賛

2018年8月東京国際フォーラム主催の「キッズジャンボリー」に協賛ならびにブースの出展をしました。この催しは子ども向け参加型イベントで、子どもたちへ未来の夢を育む感動・発見・驚きを届けるというコンセプトのもと、2007年から夏休み期間に継続して開催されています。当社は2016年から3年連続3回目の協賛で、今回は生物多様性をテーマに、身の回りにいる生き物と自然のつながりについてクイズ形式で紹介しました。クイズに答えた参加者には「きこりん」のグッズをプレゼント。親子で楽しみながら、ワクワクする学びを体感してもらいました。



クイズに挑戦する親子

## 高校生に「夢はバイオの花見　木のちからで地球の未来を創る！」をテーマに講義

2018年7月に開催された「第18回 日経エデュケーションチャレンジ（主催：日本経済新聞社）」に協賛し、今後の社会を担う高校生に向けて「夢はバイオの花見 木のちからで地球の未来を創る！」をテーマに講義を行いました。本プログラムへの参加により、高校生に向けて当社の木を軸にした幅広い事業と、筑波研究所の研究成果が事業に直結することを紹介。研究経験と仕事を通して得られる感動、夢、笑顔を伝えました。

講義では、植物の組織培養の研究・技術開発を活かした植林や名木を後世に残してきた研究の中から、京都・醍醐寺にある秀吉ゆかりの枝垂れ桜のプロジェクトについて取り上げ、木が高齢で従来の技術が使えず培養による苗の増殖に挑戦したこと、この桜に合う培養液を探すために何千通りも試し多くの失敗を経て世界で初めて枝垂れ桜の培養に成功したことを話しました。高校生自身も実際に顕微鏡で成長点の細胞を採取する体験に熱心に取り組みました。



授業風景

## SGH指定校　愛媛県立松山東高等学校への企業研究セミナー実施

2014年からスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業の一環として、松山東高等学校の生徒が住友林業グループ発祥の地である愛媛県新居浜市を訪問し、毎年セミナーを受講しています。

2018年6月実施のセミナーは、新居浜事業所での住友林業グループの事業紹介及び海外駐在経験者の体験談などの座学と旧別子のフォレスターハウスでのフィールドワークの2部構成で行い、住友林業の325余年に及ぶ歴史と受け継がれる企業精神が、現在の海外での事業展開に寄与していることを学んでもらいました。

また、2014年度と2015年度はジャカルタ事務所に生徒が訪問し、インドネシアでの当社の事業展開を見聞しています。

一連の活動を通して住友林業は、文部科学省「国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成するスーパーグローバルハイスクール事業」に賛同・協力しています。



フォレスターハウスの様子

# 海外におけるコミュニティー開発・地域貢献活動事例

## 事業を展開する地域社会への貢献

住友林業グループでは、事業を通じて地域の持続可能な発展に貢献することを目指し、海外での事業の開始や拡大の際には、「環境に配慮する」ことと同時に、「地域経済の活性化や雇用の促進を図り、地域社会と共生する」ことを方針に掲げています。

## インドネシアでの地域社会貢献活動

### 「KTI教育財団」を通じた子どもたちへの支援

インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア社（KTI）では、2000年、創立30周年事業として教育を通じたインドネシア国民の生活向上、社会活動の実施を目的に「KTI教育財団」を設立。主に工場が所在する東ジャワ州プロボリンゴ市周辺の貧困家庭の子どもたちへ小学校・中学校での学習道具や制服の支援をしています。2018年度は、小学校への備品支援、児童への支援金としてIDR12,715,000（約10万円）を支出しました。



KTI教育財団が小学校へ環境教育も兼ねてごみ袋を進呈

### 「プロジェクトEARTH」の取り組みを通したコミュニティー開発

住友林業は、2009年4月から2017年3月の間にお引き渡しをした国内の戸建て住宅を対象に、主要構造材の伐採・運搬・加工・住宅建設工程で排出される二酸化炭素を、インドネシアに植林することで、オフセットする取り組み「プロジェクトEARTH」を実施。新規植林作業は既に完了し、現在は育林・伐採・再植林作業に移行しています。

プロジェクトでは、植林の際に必要となる道路の整備などを通じて、地域のインフラ拡充につながる活動も行っており、地域住民の生活向上の一助となっています。また、地元小学校や幼稚園に学習道具の寄付、村落内に共同トイレの設置なども行っています。

プロジェクトを実施しているKTI社は引き続き、苗木を地域住民に提供し、育った植林木を市場価格で買い取り保証することで、住民の収入源創出に寄与するとともに、地域の持続的な植林活動の一端を担っています。

- 社会貢献型植林活動
- ニュースリリース「KTI社の植林共同組合がFSC森林認証を新たに取得」



村落内に設置された共同トイレ



伐採・搬出される植林木

## 苗木の無償配布による地域貢献とインフラ整備支援

パーティクルボードの製造・販売を行うリンバ・パーティクル・インドネシア社（RPI）では、地域の住民に苗木を無償配布し、苗木が育ち成木となったあとに、市場価格で買い取り保証することで、地域経済及び地域の緑化に貢献しています。また、モスクの修繕支援や道路舗装などにも、継続的に取り組んでいます。



地元ケンダル県への苗木の寄付

## 海外植林における地域伝統文化の尊重

インドネシアの植林事業では、地域住民との会合やコミュニケーションを通じて地域の伝統文化についての理解を深め、施業を開始する際には伝統にのっとった安全祈願祭を地域住民と共に実施します。また地域住民が行う伝統行事に対して資金的支援を行うなど、地域社会の伝統文化を尊重する取り組みを行っています。



村落ミーティングの様子

## 持続的な泥炭地利用のための技術開発

インドネシア・西カリマンタン州における大規模植林事業を通じ、地域と共同した森林技術開発に努めています。

▸ インドネシア西カリマンタン州における植林事業（産業植林）

## インフラ整備と事業地近隣での基礎教育支援、医療支援

インドネシアで大規模な植林事業を展開するマヤンカラ・タナマン・インダストリ社（MTI）では、地域社会の持続的な発展を重要な経営課題と位置付け、教育、医療・衛生、インフラ整備、農業を通した生計向上などの分野において、地域住民のニーズに応じた活動を実施しています。

これまでに、事業地内の集落に浄水装置を設置し、住民のための安全な生活用水が供給できるようになりました。また、施設や先生が不足している地元小学校の増築や教師派遣を通した基礎教育支援、さらに周辺住民の無料診療などの医療支援にも取り組んでいます。

2018年度には、事業を通して開発してきた水位管理技術の、周辺集落における洪水対策への応用を開始しました。メンテナンスが容易で、効果的に水位調整できるインフラを周辺村落に提供しています。



事業地内の小学生への文房具の支援



小学校での環境教育の様子



ラダック集落の水位調整インフラ

## パプアニューギニアでの社会インフラ整備

パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー社（OBT）は、1984年より植林事業を展開し、地域の経済発展に大きく貢献してきました。2007年4月に住友林業のグループ会社となり、植林木資源の健全な拡充と有効活用を進めています。

パプアニューギニアは政府による社会インフラ整備が十分ではないため、OBT社独自で社員や地域住民が利用できる診療所やスーパーマーケットを運営しています。近隣の村々では、OBT社の看護師による巡回を定期的に実施し、乳児検診や病人へのアドバイス、啓発活動を実施しました。また、大型病院への患者移送用に診療所優先車を配置しています。



オープンベイ診療所全景



診療所用に配置した患者移送用の四輪駆動車

地域住民の経済活動の支援として、誰でも自由に野菜や果物を販売できるように、海岸に面した社有地を整地したあと、共用の屋根付き販売スペースを建設し、地域に開放しています。強い風雨によって倒壊した建屋も新たに建築し直しました。販売スペースからあふれた周辺住民の強い要望に応える形で、今後は同じ建屋を3棟建築予定です。





新築した販売スペースでの住民たちの様子

州の保健局と連携し、大きな町へ出向いて適切な診療を受けられない地域住民のために、OBT社が建設し運営するオープンベイ診療所にて大規模な慈善医療活動を実施しました。世界各地から集まった医療従事者は総勢40名以上にもなり、開催期間の3日間を通して約500名が各診療科で受診しました。



大人から子どもまで各診療科に分かれ受診



子どもたちを対象にした衛生指導も実施

メイン発電機が停止する、夜間の停電時間帯に備えて、オープンベイ診療所に予備発電機を新たに設置し、緊急時の処置や夜間の分娩等に対応できるようにしました。

オープンベイ診療所には昼夜を通して当社雇用のヘルスワーカーが常勤しており、一般的な医療処置・分娩や薬剤の支給、及び入院患者の受け入れや重症患者の大型病院への陸海上移送まで行っています。

対象となる患者には社員とその家族だけでなく、遠方から治療を受けに来る人も多く含まれています。OBT社は医療施設が十分でないこの国においては現場を起点に半径60km圏内では最も充実した診療施設であり、地域社会に大きく貢献しています。

地域住民の子どもたちが通うオープンベイ小学校（初等部・中等部・高等部）への書籍寄贈や生徒たちとのふれあい教室（折り紙体験）を開催しました。



書籍を受け取った中高等部の生徒たち



完成した折り紙作品を披露する初等部の生徒たち

## オーストラリアとアメリカにおける住宅事業を通じた社会貢献

オーストラリアとアメリカにおいて戸建及び集合住宅の建築・分譲販売を行っているヘンリーグループでは、宅地開発業者や部材業者などの協力を得て建設した分譲住宅を販売し、その収益を小児病院などに寄付する取り組みを行っています。

オーストラリアのヘンリー社は2019年4月に、26年目となる「GOOD FRIDAY CHARITY AUCTION」を開催しました。この活動には土地の提供から設計、積算、部材製造・調達、工事管理、建築など、 取引先も合わせ数百名が参加。今回のチャリティーオークションでは、メルボルン南東部のクライドノースに建築した2階建て住宅が761千豪ドル（約63百万円）で落札され、ヘンリー社はその全額を小児病院に寄付しました。1993年の開始以来、オークションによる寄付総額は15.4百万豪ドル超（1,271百万円）にのぼり、難病に苦しむ子どもたちの医療費などに使用されています。

アメリカのメインビュー社も、2015年よりチャリティーホームの建築・販売から得た収益を寄付する取り組みを行っています。2018年にはワシントン州シアトルの南部に位置するテハレに建築したチャリティーホームを販売し、売上705千米ドル（78百万円）の全額を子どもの難病治療研究を目的とした基金に寄付しました。同社によるアメリカにおけるチャリティーホームの建築・販売は2棟目となります。



ヘンリー社の戸建住宅オークション



メインビュー社のチャリティーホーム

## ニュージーランドにおける地域貢献活動

ニュージーランドのタスマン・パイン・フォレスト社（TPF）では、地域社会の「健康」と「安全」に資するための地域貢献活動を行っています。

2017年度には、Nelson Marlborough Rescue Helicopter Trustにスポンサーとして活動資金を拠出しました。同団体は、地域内で発生した自然災害やレジャー中の事故等に対し、年間約500回、緊急ヘリを出動させています。ヘリコプターにはTPF社のロゴが掲載されています。

また、ニュージーランドの消防組織であるFire and Emergency New Zealand（FENZ）に対し、山火事用の小型消防車購入費用を拠出しました。ニュージーランドでは、山林会社とFENZ社の下部組織であるRural Fire Networkが協力して山火事の防火／消火活動を行っています。

高齢化が進むニュージーランドにおいて、2018年度にはNelson Tasman Hospiceの新ケア病棟建設のために寄付を行いました。同団体は1987年にネルソン地区に設立以来、地域に根ざし、ホスピスケアを実施してきたチャリティー（非営利）団体です。



レスキューヘリ



消防車輌

## アメリカでの地域住民との協働による次世代支援活動

アメリカでキャビネット製造と販売を行うキャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー社（CCC）では、玩具寄付を行う地元慈善団体に製品製造の際に発生する木材の端材を提供し、木製玩具やパズルを児童保護施設や児童病院に寄贈するなど、地域への貢献を継続して実施しています。


寄付された電車などの木製玩具


玩具を製作する慈善団体の方々

## ミャンマーでの寺子屋建築

住友林業は、ミャンマーで寺子屋を建築する「ミャンマー寺子屋応援チーム」の発起人と事務局を務めています。2014年に開始したこの活動は、趣旨に賛同いただいた企業や個人の寄付により2019年1月には5校目の寺子屋が完成しました。建替前は窮屈な小屋でしたが、鉄筋コンクリート3階建ての校舎に生まれ変わりました。

完成後は、賛同企業からの参加者と共に、現地にて開校セレモニーを毎年実施しており、子どもたちとの交流の機会を持っています。

今回はプロジェクトの節目となる5年目で、映像記録制作のためにドローンなどを用いた撮影が行われました。

今後も「ミャンマー寺子屋応援チーム」として毎年1校建築することを目標に継続して支援していきます。



建替前の寺子屋の様子



建て替えた寺子屋とセレモニー参加者

### 「ミャンマー寺子屋応援チーム」による寺子屋建築の実績

| 寺子屋名 | 完成時期 | 建築地域 | 児童数 | 賛同者 |
|---|---|---|---|---|
| ウィチュエー トゥピィ<br>寺子屋小・中学校 | 2014年10月 | ヤンゴン市ミンガラドーン区 | 約260名 | 18社4個人 |
| ピィンニャー ティンギー<br>尼寺子屋小学校 | 2015年11月 | ヤンゴン市ミンガラドーン区 | 約120名 | 18社4個人 |
| ミィッター・ヤウンチー<br>尼寺子屋小学校 | 2016年11月 | ヤンゴン市南ダゴン区 | 約180名 | 19社5個人 |
| シュエピィ・パレーミィン<br>寺子屋小・中学校 | 2018年3月 | マンダレー市アウンミェターザン区 | 約520名 | 20社6個人 |
| アウン・ミンガラー<br>寺子屋小・中学校 | 2019年1月 | マンダレー市ピィジータクン区 | 305名 | 19社6個人 |

## ネパール・マナスル森林再生プロジェクト支援

住友林業は、アルピニストの野口健氏が代表を務める認定NPO法人ピーク・エイドがネパールで実施する「マナスル森林再生プロジェクト」において、植林・植栽に関する技術支援・協力を行っています。

マナスルはヒマラヤ山脈の一角をなす8,000メートル級の峰で、その麓にあるサマ村は、かつてはうっそうとした原生林が広がる緑豊かな土地でしたが、昨今の村の人口増加や、生活のための無秩序な伐採等により森林が荒廃しています。また、森林荒廃による土砂崩れが発生し住民の生活を脅かすようになってきています。

そこで住友林業は、野口氏が立ち上げた森林再生のプロジェクトに対し、育苗や育林に詳しい技術者の現地派遣などを通じて技術側面からアドバイスを行ってきました。2018年度も、現地における苗木生産や植林候補地、植林方法に関するアドバイスを行い、約3,000本の試験植林を実施しました。



植える準備の整った約2年生のカラマツ類の苗

# 品質マネジメント

## グループ各社のマネジメントシステム認証取得状況

| グループ会社 | 国 | 認証の種類 | 取得年月 | 更新年月 |
|---|---|---|---|---|
| 住友林業株式会社 住宅・建築事業本部<br>木化推進部 | 日本 | ISO9001:2015 | 2015年9月 | 2018年8月 |
| 住友林業クレスト株式会社 | 日本 | ISO9001:2015 | 2017年12月 | ー |
| 住友林業緑化株式会社 環境緑化事業部 | 日本 | ISO9001:2015 | 2002年9月 | 2018年9月 |
| 住友林業ホームエンジニアリング株式会社 | 日本 | ISO9001:2015 | 2006年3月 | 2018年3月 |
| 住友林業ホームテック株式会社 | 日本 | ISO9001:2015 | 2017年3月 | ー |
| ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL） | ニュージーランド | ISO9001:2015 | 1993年7月 | 2017年9月 |
| クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI） | インドネシア | ISO9001:2015 | 1997年9月 | 2016年9月 |
| リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI） | インドネシア | ISO9001:2015 | 2003年6月 | 2019年3月 |
| アスト・インドネシア（ASTI） | インドネシア | ISO9001:2015 | 2002年10月 | 2017年10月 |
| ヴィナ・エコ・ボード（VECO） | ベトナム | ISO9001:2015 | 2014年3月 | 2017年3月 |
| キャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー（CCC） | 米国 | ISO9001:2015 | 2003年8月 | 2019年3月 |

## グループ各社の製品認証取得状況

| グループ会社 | 国 | 認証の種類 | 認証更新年月 |
|---|---|---|---|
| ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL） | ニュージーランド | JIS認証（MDF） | 2003年3月 |
| | | JAS（LVL） | 2008年5月 |
| | | JIS認証:2014（MDF） | 2015年10月 |
| | | CARB認証（MDF）※<br>EPA認証（MDF） | 2008年10月<br>2017年8月 |
| クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI） | インドネシア | JAS（合板、LVL、集成材） | 2002年7月 |
| | | Q-Mark（ドアブランクス） | 2016年8月 |
| | | CARB認証（PB）<br>EPA認証（PB） | 2017年5月<br>2018年12月 |
| | | CARB認証（合板）<br>EPA認証（合板） | 2018年12月<br>2018年12月 |
| | | CE Marking（合板） | 2018年2月 |
| リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI） | インドネシア | JIS認証:2014（PB） | 2019年1月 |
| | | CARB認証（PB）<br>EPA認証（PB） | 2018年2月<br>2018年11月 |
| シナール・リンバ・パシフィック（SRP） | インドネシア | JAS（フローリング／集成材） | 2012年3月 |
| ワナ・スブル・レスタリ（WSL） | インドネシア | 木材合法性認証 | 2013年2月 |
| ヴィナ・エコ・ボード（VECO） | ベトナム | CARB認証（PB）<br>EPA認証（PB） | 2017年7月<br>2017年8月 |
| | | JIS認証:2014（PB） | 2018年12月 |

※ アメリカのカリフォルニア大気資源局が定める大気汚染に関する規制で、連邦規制よりも基準が厳しい

# 社会性関連データ

## 従業員関連基礎情報

### 従業員数

| （単位：名） | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 単体 | 4,499 | 4,417 | 4,485 | 4,693 | 4,824 |
| 連結 | 18,137 | 17,001 | 17,802 | 18,195 | 19,159 |

### 従業員数の内訳（単体）

| （単位：名） | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| マネジメント階層 | 2,047 | 1,995 | 2,030 | 2,117 | 2,164 |
| スタッフ階層 | 2,297 | 2,292 | 2,303 | 2,398 | 2,458 |
| 有期雇用社員 | 125 | 98 | 92 | 97 | 119 |
| 受入出向 | 30 | 32 | 60 | 81 | 83 |
| 合計 | 4,499 | 4,417 | 4,485 | 4,693 | 4,824 |

### 従業員数の内訳（国内子会社）

| （単位：名） | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| マネジメント階層 | 1,509 | 1,803 | 1,546 | 1,460 |
| スタッフ階層 | 3,383 | 3,361 | 4,043 | 4,440 |
| 有期雇用社員 | 688 | 799 | 825 | 818 |
| 受入出向 | 330 | 263 | 231 | 218 |
| 合計 | 5,910 | 6,226 | 6,645 | 6,936 |

### 従業員数の内訳（年齢別・単体）

| （単位：名） | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30歳未満 | 707 | 693 | 690 | 769 | 860 |
| 30～50歳 | 2,881 | 2,959 | 2,817 | 2,799 | 2,875 |
| 50歳超 | 911 | 765 | 978 | 1,125 | 1,089 |

## 新卒採用者数※（単体）

| （単位：名） | | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 住宅営業職 | 男性 | 60 | 73 | 80 | 100 | 90 |
| | 女性 | 13 | 17 | 21 | 13 | 17 |
| 建築技術職 | 男性 | 23 | 22 | 27 | 37 | 40 |
| | 女性 | 8 | 13 | 7 | 9 | 12 |
| 業務職 | 男性 | 15 | 17 | 22 | 22 | 28 |
| | 女性 | 6 | 5 | 6 | 6 | 11 |
| 一般職 | 男性 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 女性 | 13 | 6 | 4 | 7 | 12 |
| 合計 | 男性 | 98 | 112 | 129 | 159 | 158 |
| | 女性 | 40 | 41 | 38 | 35 | 52 |
| | 合計 | 138 | 153 | 167 | 194 | 210 |

※ 各年度4月1日時点での新卒採用者数より算出

## 雇用

### 平均年間給与（単体）

| 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 8,337,767円 | 8,483,875円 | 8,518,404円 | 8,635,865円 | 8,593,312円 |

### 平均勤続年数※（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 男性 | 15年5カ月 | 15年3カ月 | 15年8カ月 | 15年9カ月 | 15年11カ月 |
| 女性 | 11年0カ月 | 11年1カ月 | 11年1カ月 | 11年2カ月 | 11年4カ月 |

※ 年度末で算出（毎年3月31日時点）

### 離職率※1※2（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自己都合離職率（%） | 2.5 | 2.4 | 2.6 | 2.1 | 2.3 |
| 離職率※3（%） | 3.0 | 3.9 | 3.1 | 3.0 | 2.7 |

※1 各年度の退職者数を期初の人員数で除して算出、人員数には役員・受入出向・交流派遣を含まず、関係会社への出向者を含む
※2 過去にさかのぼり各年度のデータを見直した
※3 自己都合退職を含む、定年退職と期間満了は含まない

▸（第三者保証マーク）について

## ダイバーシティ

### 女性採用・雇用の状況（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 女性従業員比率※1（%） | 18.8 | 19.4 | 20.0 | 20.4 | 21.0 |
| 女性管理職比率※1（%） | 2.2 | 2.6 | 2.8 | 3.2 | 3.7 |
| 女性新卒採用比率※2（%） | 29.0 | 26.8 | 22.8 | 18.0 | 24.8 |

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、各年度の3月31日在籍人員により算出

※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日在籍人数により算出

▸（第三者保証マーク）について

### 女性採用・雇用の状況（国内子会社）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 女性従業員比率※1（%） | 29.6 | 30.4 | 30.7 | 31.6 | 32.0 |
| 女性管理職比率※1（%） | 3.6 | 4.0 | 4.2 | 4.6 | 6.0 |
| 女性新卒採用比率※2（%） | 36.1 | 48.0 | 40.3 | 40.2 | 43.5 |

※1 女性従業員比率と女性管理職比率は、各年度の3月31日在籍人員により算出

※2 女性新卒採用比率は各年度4月1日在籍人数により算出

### 障がい者雇用の状況（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度※1 | 2018年度※2 |
|---|---|---|---|---|---|
| 障がい者雇用率（%） | 2.24 | 2.12 | 2.12 | 2.26 | 2.32 |

※1 2017年度は、特例子会社スミリンウッドピース株式会社を含んで算出

※2 2018年度は、特例子会社スミリンウッドピース株式会社およびグループ適用会社スミリンビジネスサービス株式会社を含んで算出

### 障がい者雇用の状況※（国内子会社）

| | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 障がい者雇用率（%） | 1.45 | 1.45 | 1.75 | 1.76 |

※ 各年度6月時点

### 海外における現地採用率※

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 海外における現地採用率（%） | 99.3 | 99.2 | 99.6 | 99.8 | 99.1 |

※ 連結子会社が現地で採用し、期末に在籍している従業員を各年度の期末の総従業員数で除して算出

## 研修と教育

### 研修受講時間・研修関連費用（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 従業員1人あたりの研修受講時間（時間） | 6.8 | 9.3 | 9.4 | 13.1※ | 13.6 |
| 従業員1人あたりの研修関連費用支出（円） | 91,000 | 91,000 | 100,000 | 100,000 | 97,000 |

※ 2017年度より算出方法を変更した

## ワーク・ライフ・バランス

### ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（単体）

| | | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 育児休業取得者数（名） | 男性 | 7 | 13 | 13 | 19 | 38 |
| | 女性 | 33 | 40 | 43 | 41 | 43 |
| 育児休業取得率※1（%） | 男性 | 4.2 | 7.8 | 8.5 | 11.6 | 24.1 |
| | 女性 | 103.0 | 105.0 | 95.7 | 120.6 | 97.7 |
| 育児休業取得者の復職率※2（%） | | 92.8 | 96.4 | 96.2 | 93.6 | 96.2 |
| 短時間勤務制度利用者数※3（名） | | 29 | 32 | 40 | 53 | 61 |
| 在宅勤務制度利用者数※4（名） | | 21 | 19 | 19 | 25 | 49 |

※1 育児休業取得率=当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数

※2 育児休業取得者の復職率=当該年度の復職者／当該年度の復職者+育児休業から復職せず退職した人数

※3 育児・介護事由により利用可、短時間勤務制度利用者数と週休3日制度利用者数を加算

※4 育児・介護事由に限定せず利用可

### ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（国内子会社）

| | | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 育児休業取得者数（名） | 男性 | 1 | 3 | 3 | 6 |
| | 女性 | 68 | 110 | 92 | 73 |
| 育児休業取得率※（%） | 男性 | 0.6 | 5.0 | 3.0 | 4.3 |
| | 女性 | 115.3 | 102.8 | 85.2 | 104.3 |

※ 育児休業取得率=当該年度に育児休業を開始した人数／当該年度に子どもが生まれた人数

### 有給休暇取得率（単体）

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 有給休暇取得日数（日） | 6.7 | 6.3 | 6.9 | 9.0 | 10.1 |
| 有給休暇取得率※（%） | 35.2 | 32.8 | 35.9 | 47.4 | 53.2 |

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は歴年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

▸（第三者保証マーク）について

### 有給休暇取得率（国内子会社）

| | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 有給休暇取得日数（日） | 7.1 | 7.3 | 7.6 | 8.7 |
| 有給休暇取得率※（%） | 39.7 | 40.0 | 43.9 | 50.5 |

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は歴年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

## 労働安全衛生

### 労働災害の発生状況（単体）※1

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 労働災害件数（件）※2 | 1 | 0 | 3 | 0 | 2 |
| 休業災害度数率※3 | 0.19 | 0.19 | 0.30 | 0.10 | 0.20 |
| 職業性疾病度数率 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※1 上記報告年度における死亡にいたる労働災害は0件

※2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※3 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷者数÷延実労働時間数×1,000,000

▸（第三者保証マーク）について

### 労働災害の発生状況（国内子会社）

| | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 労働災害件数（件）※ | 10 | 8 | 5 | 10 |

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

### 住宅施工現場における請負業者の労働災害発生状況

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 労働災害件数※1 | 11件 | 6件 | 12件 | 9件 | 7件 |
| 休業災害度数率※2 | 3.63 | 2.23 | 3.35 | 2.31 | 3.01 |
| 職業性疾病度数率 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※1 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※2 休業災害度数＝休業1日以上の労働災害による死傷病者数÷延労働時間数×1,000,000

### 海外の木質建材製造事業における労働災害件数

| 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 6件 | 18件 | 16件 | 23件 | 11件 |

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

### 住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

| 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 2件 | 1件 | 3件 | 1件 | 4件 |

## 労使関係

### 労働組合の組織率（単体）※

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 労働組合の組織率（%） | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

※ 2019年度4月1日現在、対象社員3,664名。対象者の範囲は労働協約で定められている

# 環境報告

環境マネジメント

事業活動に伴う環境負荷

気候変動への対応

廃棄物・汚染への対応

生物多様性の保全

水資源の有効利用

環境関連データ

# 住友林業グループの環境経営

## 住友林業グループの環境経営

住友林業グループは、経営理念において「持続可能で豊かな社会の実現に貢献」することをうたっています。1994年に「環境理念」を、2000年にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。

さらに2015年、「環境理念」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合し、「住友林業グループ環境方針」の運用を開始しました。この「環境方針」は、住友林業グループの全事業における商品やサービス開発、設計・生産、資材調達・物流、廃棄物管理、サプライヤーや取引先の選定、新規事業立ち上げや合弁・買収時など、商品ライフサイクルや事業の全過程を対象としており、持続可能な社会の実現に貢献する事業を推進しています。

サプライヤーの選択及び評価については、環境方針に基づき「グリーン調達」調査を実施し、新規事業立ち上げや合弁・買収の際には、各事業本部にて環境・社会の両面からもリスクチェックを行っています。

「環境方針」は、社員手帳に掲載し、新入社員研修やISO14001内部環境監査員養成講習会、各部署でのミーティングなどで読み合わせの機会を設けるなど、グループの社員一人ひとりへの周知・浸透を図っています。また会議室に掲載し、取引先にも住友林業グループの環境に対する姿勢を共有してきました。

また、2017年に定めた「住友林業グループ倫理規範」は、グループ企業だけでなくサプライチェーンも適用範囲としています。この中で「環境共生」をうたっており、取引先や協力会社なども含めて環境への取り組みを進める姿勢を明確にしています。

環境目標としては、2009年度に初めて具体的数値目標を含めた「環境経営中期計画」（2010～2014年度）を策定、2014年度には環境目標を含む「CSR中期計画」（2015～2020年度）を策定しました。これを年度単位の数値目標として「CSR予算」に織り込み、各組織でPDCAサイクルを回すことで、環境活動を着実にレベルアップさせてきました。

そして2019年5月、住友林業グループは「中期経営計画2021」（2019～2021年度）を発表。4つの基本方針の一つとして「事業とESGへの取り組みの一体化推進」を掲げ、この中で、「CSR中期計画」（2015～2020年度）を改訂し、非財務目標「中期経営計画・サステナビリティ編」を設定しました。今後はこの目標を基に、環境経営を高めていきます。


- 新規事業計画時のリスクチェック
- 住友林業グループの経営理念とサステナビリティ経営

## 住友林業グループ環境方針

住友林業グループは、創業以来、森を育てる実体験を通じて、木の素晴らしさと自然の恵みの大切さを学んできました。自然を愛する企業として環境と経済を両立させ、持続可能な社会の実現に貢献する事業活動を行います。

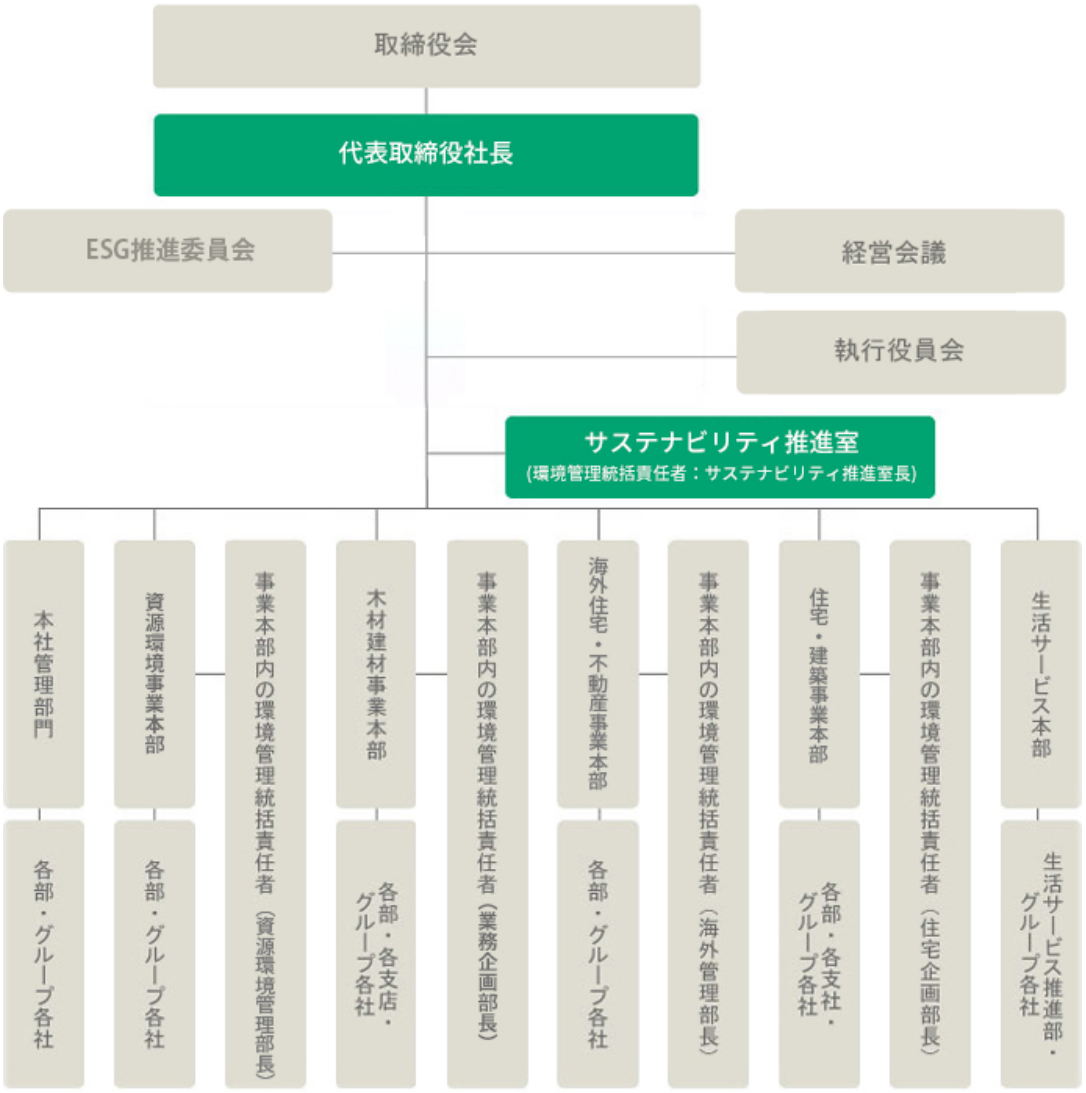
1. **木や森を軸とした事業展開**
   豊かな生態系を支え、森林機能を維持・向上させる森を育成し、生物多様性の保全や木の積極的活用を図るとともに、新たな価値の創造に取り組みます。
2. **環境に配慮した商品・サービスの開発と提供**
   商品のライフサイクルを考慮し、環境に配慮した商品・サービスの開発と提供を進めます。
3. **環境への負荷低減と改善**
   環境への影響を考慮し、環境汚染の予防や気候変動対策、環境に配慮した調達、資源の有効活用を推進し、環境への負荷低減と改善を図ります。
4. **コンプライアンス**
   環境関連法規、規則、国際基準、自主基準、ステークホルダーとの合意事項等を遵守します。
5. **環境マネジメントシステム**
   事業活動における環境関連リスクと機会を適切に把握し、中長期的視点に立って年度毎に環境目標等を設定し、その達成に取り組みます。また、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善を進めます。
6. **環境教育**
   当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに環境教育を実施し、自主的な環境行動を推進します。
7. **コミュニケーション**
   環境方針や環境への取組みを、積極的に公開するとともに、木や森の素晴らしさ、自然の大切さを伝える活動にも力を注ぎます。

# 環境マネジメント体制

## 環境マネジメント体制

住友林業グループは、持続可能な社会の構築を目指す「住友林業グループ環境方針」に沿った経営を実践していくために、住友林業の代表取締役社長を環境経営の責任者とする環境マネジメント体制を構築しています。

代表取締役社長の下では、サステナビリティ推進室長が環境管理統括責任者として、当社グループの各部門が進める環境活動の年度単位の数値目標「サステナビリティ予算」をとりまとめ、ESG推進委員会で定期的に確認することで、環境活動の実効性を高めています。




▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

## 環境マネジメントを担う各責任者の役割

- グループ全社の環境経営責任者…代表取締役社長
- グループ全社の環境管理統括責任者…サステナビリティ推進室長
- 事業本部内の環境管理統括責任者…業務企画部長（木材建材事業本部）、住宅企画部長（住宅・建築事業本部）、海外管理部長（海外住宅・不動産事業本部）、資源環境管理部長（資源環境事業本部）
- 各部署の環境管理責任者…部室長・支店長・グループ各社社長など
- 環境活動の実務担当者…環境推進担当者

## ISO14001認証取得状況

住友林業は、1995年度に環境マネジメントシステムを導入し、1997年度に住宅業界でもっとも早く部門全体でISO14001認証を取得しました。その後、他の部門でも認証取得を進め、2002年度には当社国内の全部門で認証を取得しました。

また、環境影響の大きい事業を中心にグループ会社にも適用範囲を拡大しており、国内グループ会社4社を当社の登録範囲とし、認証取得しています。一方、海外グループ会社も製造会社を中心に認証取得を進めており、6社が取得しています。

なお、2019年3月現在における連結対象組織の認証取得割合は85.7%（売上高ベース）です。

ISO14001
認証取得割合
（売上高ベース）
**85.7%**

### 住友林業グループのISO14001認証取得状況

| 会社名 | | 取得年月 | 更新年月 |
|---|---|---|---|
| 国内グループ拡大認証 | 住友林業（海外を除く） | 2002年8月※1 | 2016年8月※1 |
| | 住友林業緑化株式会社 | 2002年11月※2 | |
| | 住友林業クレスト株式会社 | 2003年9月※2 | |
| | 住友林業ホームテック株式会社 | 2013年3月※2 | |
| | ジャパンバイオエナジー株式会社 | 2014年8月※2 | |
| クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI） | | 2001年7月 | 2016年9月 |
| ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL） | | 2003年7月 | 2018年4月 |
| リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI） | | 2005年10月 | 2017年10月 |
| アスト・インドネシア（ASTI） | | 2007年1月 | 2017年10月 |
| ヴィナ・エコ・ボード（VECO） | | 2014年3月 | 2017年3月 |
| パン・アジア・パッキング（PAP） | | 2017年4月 | − |

※1 1997年より、各部門で順次認証を取得し、全社で統合認証を取得

※2 住友林業の登録範囲として拡大認証取得

## 外部認証機関による審査

国内ISO14001認証の登録範囲の各社では、認証機関である日本検査キューエイ株式会社による年1回の定期審査を受けています。2018年度は、5社37部署がISO14001:2015（JISQ14001:2015）の変更審査兼サーベイランス審査を受審しました。

審査の結果、不適合0件・改善アドバイス42件の観察事項が検出された後、2018年8月30日に登録変更が承認されました。

観察事項に対しては、それぞれ改善方法を検討して個別に対応するとともに、グループ各社共通の課題についてはサステナビリティ推進室からの通知で共有し、内部環境監査で改善実施状況等を確認しました。

## 内部環境監査

ISO14001統合認証範囲の各社では、外部認証機関による審査とは別に、内部環境監査を定期的に実施しています。内部環境監査は、社内の内部環境監査員養成講習会を修了し、試験に合格した社員（内部環境監査員）が行っています。

内部監査員養成講習会は、2015年9月の国際標準規格改正を反映した旧規格取得者向けコースと新規取得者向けコースの2コースを設定しています。特に登録範囲内の全主管者に本講習会の受講と試験合格を必須とすることで、規格改正の理解とリーダーシップ強化を図っています。その結果、ISO14001:2015内部環境監査員認定者数は、累計1,102名（2018年度末現在）となりました。

内部環境監査は、2015年のISO14001規格改正から4年目となり、国内登録範囲5社全部署の監査が一巡したため、2018年度は、指摘件数の多かった部署を中心に、9月から12月にかけ、98部署にて実施しました。検出された不適合や改善提案については、監査を受けた各部署（被監査部署）で是正処置を講じた上で是正報告書を監査部署へ提出し、監査結果はサステナビリティ推進室長から経営層に報告してレビューを実施しました。

## 環境関連法令の遵守・違反状況

過去5年間において、環境関連法規の重大な違反事例※はありません。

※ 100万円以上の罰金・罰則を伴う違反

過去5年間の
重大な違反事例
**0件**

# 環境リスクマネジメント

## 環境リスクの把握と対応

住友林業グループは、気候変動や生物多様性など環境の変化が事業活動に影響を与えるリスクについて認識し、関連する情報を収集、必要に応じてこれらの情報を分析し、事業リスク評価を行っています。

リスクの度合いに応じ、日常業務で発生しうるリスクについては、各部署で具体的な対応策や評価指標を取り決めて進捗を四半期ごとに「リスク管理委員会」に報告し、中長期的に発生しうるリスクについては「ESG推進委員会」で対策の立案を行っています。これらのリスクのうち事業への影響度が大きいものについては、取締役会に報告し、対応策を協議しています。2018年度は各事業部が連携してTCFDに基づくシナリオ分析を実施し、「ESG推進委員会」にてその結果を協議しました。

- リスク管理体制
- TCFDへの対応

## 気候変動、生物多様性などに関連するリスクとその戦略

### 自然災害への対応

大規模な地震や風水害などの自然災害が発生した場合には、保有設備の復旧活動や引渡し済みの住宅に対する安全確認および建築請負物件などの完工引渡しの遅延などにより多額の費用が発生し、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

住友林業ではこの対策として、耐震性の高いBF構法の住宅販売や、ライフラインが遮断されても一定期間生活を続けられる機能を備えたレジリエンス住宅の販売を推進しています。また災害時の被災状況をIoT技術によって遠隔で即時に把握し、迅速な支援を目指すサービスの構築を進めています。

- ハイライト1：安心・安全な住宅の提供
- BF構法
- 気候変動に適応した住宅の販売

### 木材生育の変化や調達規制への対応

住友林業は、木材を主要な資材や商材としているため、気候変動によって木材資源の枯渇や生育地の変化、それらに伴う規制が設けられた場合は、調達先を変更しなければならないリスクやコスト増のリスクがあります。

住友林業では、木材生育状況の変化および木材調達規制のリスク分散として、木材を20カ国以上から輸入するとともに主要国に駐在員を置き情報収集に努め、本社社員を派遣するなどして合法性の確認を行っています。また2017年5月に施行された「クリーンウッド法」においては国内登録第1号となるなど、グループ全体で合法的な木材の調達に努めています。

- ハイライト4：持続可能な森林資源の活用拡大
- 調達における取り組み

## 排出量削減義務化などカーボンプライシングの設定

国際的に温室効果ガス排出削減が進められるなか、当社グループが拠点を置く国で企業に削減義務が課される可能性があります。グループ会社が削減義務を満たせなかった場合は、排出権を購入する必要が生じるなどして、事業コスト増加のリスクがあります。

また日本においても、2012年10月の温対税施行によりカーボンプライシングが導入されました。パリ協定の目標達成に向けて今後、税率上昇や新たな炭素税の導入などがあれば、事業活動やコストに影響が及ぶ可能性があります。

住友林業ではこの対策として、グループ内の各社・各部門ごとに温室効果ガス削減目標を設定し、年度ごとに策定する数値目標に従って削減を進めています。

▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

## エネルギー供給不足への対応

水力発電由来の電力を利用しているニュージーランドなどでは、降水量の変化により、ダムの水位が低下し水力発電所からの送電が途絶することで、当該国を拠点とする住友林業グループの工場の操業が停止するリスクがあります。

住友林業ではこの対策として、グループ内の各社・各部門ごとに温室効果ガス削減目標を設定し、年度ごとに策定する数値目標に従って削減を進めながら電力使用量の削減も推進しています。

▸ 旧CSR中期計画の目標と実績

## 企業イメージの低下

気候変動対応や生物多様性保全など、各種リスクへの対応を誤った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受けることがあります。

住友林業では、「リスク管理委員会」「ESG推進委員会」を通じて、環境・社会・ガバナンス面のリスクについて、短期から中長期的なものまで包括的に分析・対応しています。

▸ リスクマネジメント

## 環境法令への対応

住友林業グループは、産業廃棄物処理や、有害物質による土壌・水質汚染、騒音・振動など、法令に関わるリスクに対応して、その影響の低減・顕在化の防止に努めています。

2018年度は環境関連法規の重大な違反事例や重大な環境事故はありませんでした。

## 産業廃棄物処理

日本においては、不法投棄される産業廃棄物でもっとも高い割合を占めるのが建設系廃棄物です。住友林業グループでは、産業廃棄物処理を環境リスクの中でも社会や事業に与える影響がもっとも大きいリスクの一つと捉え、適切な処理に努めています。

具体的には、廃棄物処理法および関係法令などを遵守し、生産活動に必要な基準と手続きを定めた「生産規程」や産業廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、再利用について定めた「産業廃棄物管理規程」を設けています。この規程に基づき、産業廃棄物を排出する国内当社グループの各事業所では、マニフェストや処理委託の契約内容に関する自主監査を年2回実施しています。是正項目があった場合は、各事業所で適切な対応を実施したうえで、報告書を上位組織に提出し、グループ会社の適正処理を確認しています。

また、各事業所で委託先の処理場現地確認を年1回以上実施。2018年度は、住宅・建築事業本部の担当者が処理委託先約363社の約500カ所の処理場に対して、約608回の現地確認を行いました。 あわせて、住宅・建築事業本部以外の各事業本部やグループ会社の事業所に対して、同本部で現地確認を終えた処理場を利用するよう指導しています。

さらに、産業廃棄物が適切に処理されていることを把握するため、処理委託業者に電子マニフェストの利用を要請しています。住宅・建築事業本部の支店及び新築住宅に関わる産業廃棄物の処理委託業者は全て導入を完了しており、住宅の解体廃棄物も含めた2018年度の導入率は99.7%となりました。

これらとともに、産業廃棄物の処理業務を担当する社員などを対象に産業廃棄物担当者研修を実施しています。2018年度は、国内グループ各社の新任産業廃棄物処理業務担当者など合計101名が研修を受講しました。 また、工務店、解体業者、産廃処理業者に対しても同様に研修を行っています。

▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進

## 土壌汚染リスクへの取り組み

土壌汚染は、目に見えない地下で汚染物質が蓄積・拡散するなどの理由から、発見が困難です。住友林業グループでは、社有地や管理地の土壌汚染対策をはじめ、分譲住宅事業においては新規土地購入検討時に土壌汚染の自主調査を行っています。対象の土地については「土壌汚染対策法」に基づき適切に対応しています。

## 水質汚染

水質汚染は、汚染物質により、飲料水などを通じて人間の健康に直接被害を与えたり、河川や湖沼、海洋などに住む生物の生育環境に影響を与えたりするリスクがあります。改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当する住友林業クレスト株式会社伊万里工場では、工場内の排水処理施設から出る排水について、外部測定機関による委託検査を2ヵ月に１回、 COD自動測定装置による社内水質検査を日次にて行い、検査結果は、半年ごとに地方自治体に報告しています。

この対策により、県による採水・検査を年1回、市による採水・検査を年3回受けていますが、いずれの検査においても、排水基準値を満たした状態であることを確認しています。

また、筑波研究所も改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当するため、同法に関わる実験設備の一部更新や新規設置等に関する届出をしました。また外部測定機関に委託して月1回の水質検査を実施し、その結果を監視するとともに半年ごとにつくば市に報告しています。

▸ 有害化学物質の管理と適正処理

## 有害化学物質による汚染

有害化学物質は、人間の健康や環境に大きな影響を与えるほか、災害発生のリスクがあります。住友林業グループは、VOC（揮発性有機化合物）を含む有害化学物質の使用量と排出量を把握して適切に管理するとともに、使用量の削減に取り組んでいます。

日本国内では、大気汚染防止法に適切に対応しています。同法に基づき、住友林業クレストでボイラーを設置している新居浜工場では、NOx、SOx、ばいじんの排出量と濃度を、焼却炉を設置している鹿島・静岡の各工場では、ダイオキシンの排出量と濃度を定期的に測定し、基準値未満であることを確認しています。

▸ 有害化学物質の管理と適正処理

## 騒音・振動

住友林業は、住宅の建築工事における騒音・振動の防止に努めています。騒音・振動に関する苦情が寄せられた際には、その状況などを記録するとともに、グループ全体で情報を共有し、類似事例の再発防止につなげています。

また、住友林業クレストでは、各工場の敷地境界線における騒音が基準値未満であることを確認するため、定期的に測定を行っています。

2018年度は、近隣の方々からの環境に重大な影響を及ぼすような騒音・振動による苦情はありませんでした。

## 地球温暖化（フロン排出抑制法への対応）

温室効果が高いフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため、2015年4月より、「フロン排出抑制法」が施行されました。

住友林業グループはビルにテナントとしてオフィスを置いている場合が多く、住宅の施工・販売や木材加工品の製造・流通を主な事業としているため、所有（管理）している業務用冷凍空調機器（エアコンや冷蔵庫など）の台数は多くはありません。しかし、同法の施行を受け、冷媒としてフロン類が使用されている同機器の定期的な簡易点検の実施や、圧縮機の定格出力7.5ＫＷ以上の機器を対象とした法的な定期点検の実施を行っています。 また、機器の入れ替え、新規購入時においては、グリーン購入法に基づいたノンフロン製品への切替えを推進しています。

# マテリアルバランス

## マテリアルバランス

住友林業グループでは、事業活動における環境への影響を正しく把握した上で、適切に評価・管理することで環境経営を実践しています。そのため、各工場や事業ごとに、エネルギーや原材料の投入から製造・廃棄にいたるまでの各段階の環境負荷データを集計し、低減に向けた取り組みに活かしています。

### 2018年度 住友林業グループのマテリアルバランス

**－ INPUT －**

| エネルギー投入量(TJ) | 12,432 |
|---|---|
| 購入電力(千MWh) | 280 |
| 石油類(千kL) | 17 |
| ガス類(千m³) | 3,990 |
| 石炭(千t) | 37 |
| 木くず(千t) | 447 |
| PKS(パーム椰子殻)など(千t) | 77 |
| 産業用以外の蒸気(TJ) | 4 |

| 原材料(千t) | 2,607 |
|---|---|
| 木材等 | 1,973 |
| 金属 | 24 |
| プラスチック類 | 16 |
| 紙類 | 1 |
| 接着剤・塗料・薬剤 | 102 |
| コンクリート | 314 |
| その他 | 175 |
| 苗(千本) | 679 |

| 水使用量(千m³) | 2,978 |
|---|---|

**事業活動**



**製品**

| 建材、住宅部材(千t) | 75 |
|---|---|
| チップ(千t) | 249 |
| MDF(千m³) | 337 |
| PB(千m³) | 448 |
| LVL・合板(千m³) | 189 |
| 集成材・木工他(千m³) | 139 |
| キッチンキャビネット(千台) | 136 |
| 社有林材の伐採数量(千m³) | 54 |
| 苗生産本数(千本) | 1,521 |
| 未利用木材(千m³) | 18 |

| 発電量(千MWh) | 428 |
|---|---|



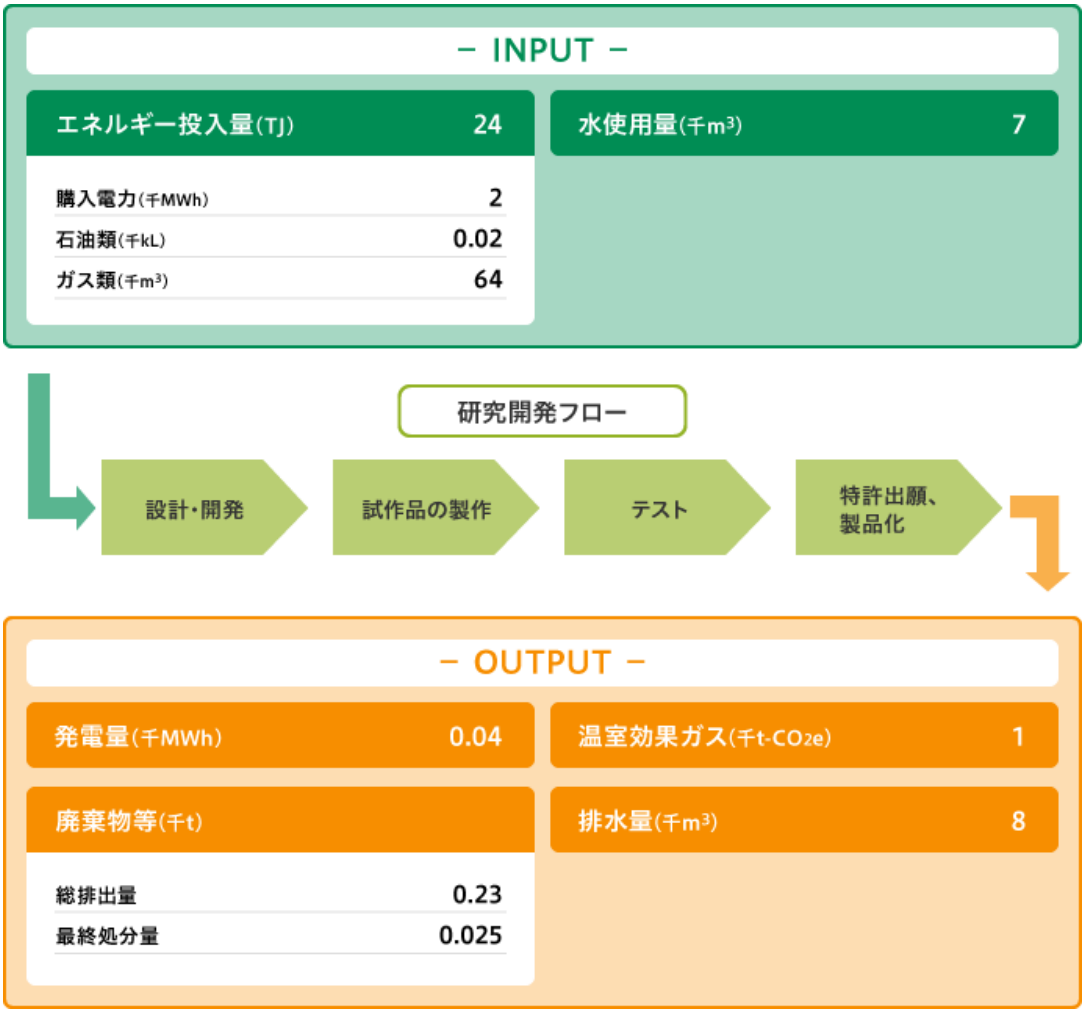
| 国内販売引渡棟数 | 7,628 |
|---|---|
| 海外販売引渡戸数 | 9,718 |





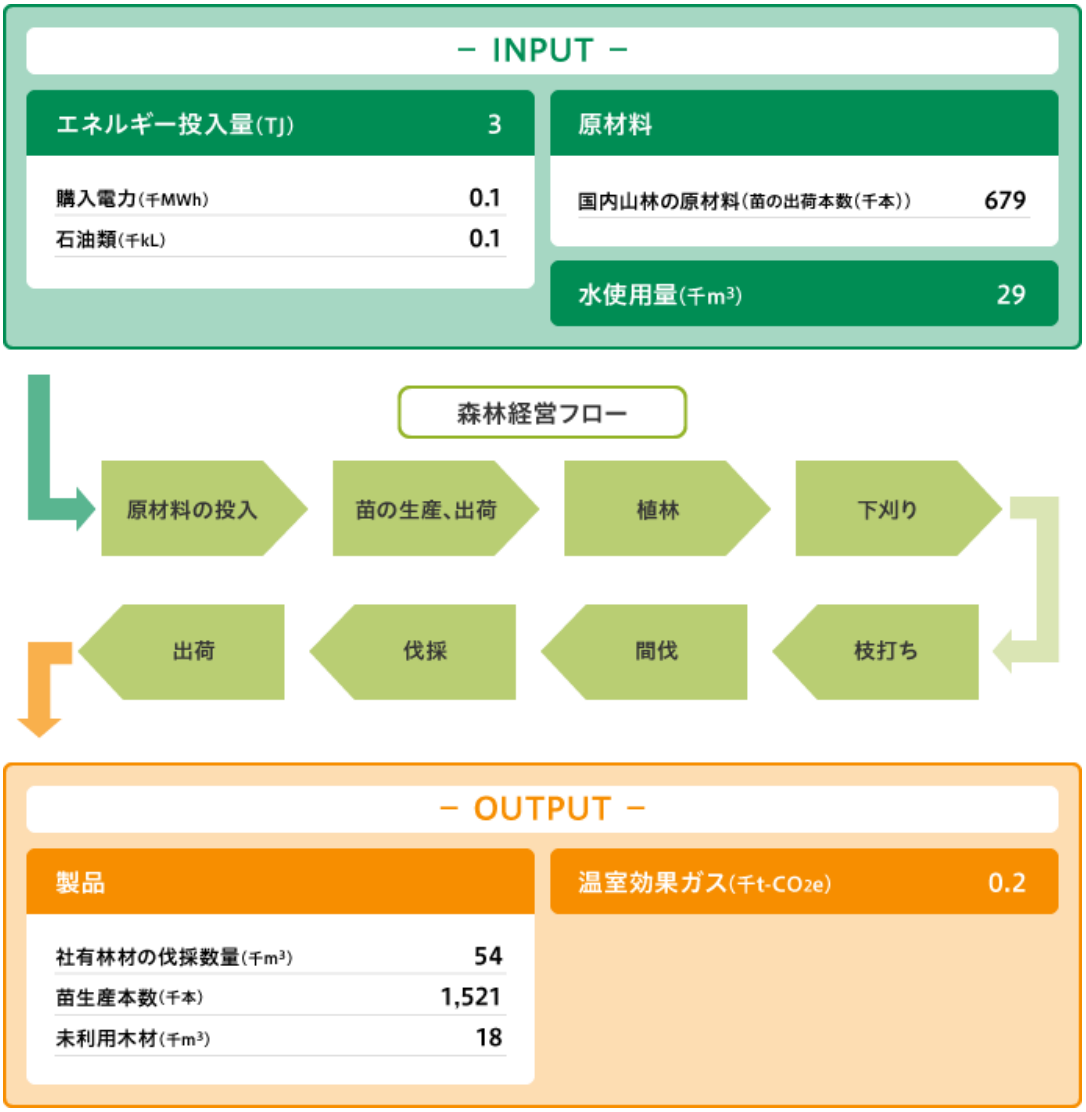

▸ （第三者保証マーク）について

## 研究開発※




※ 対象：筑波研究所

## 森林経営※




※対象：山林事業所（日向、新居浜、大阪、紋別）、育苗センター（日向市、本山町、下呂市、みどり市、紋別市）

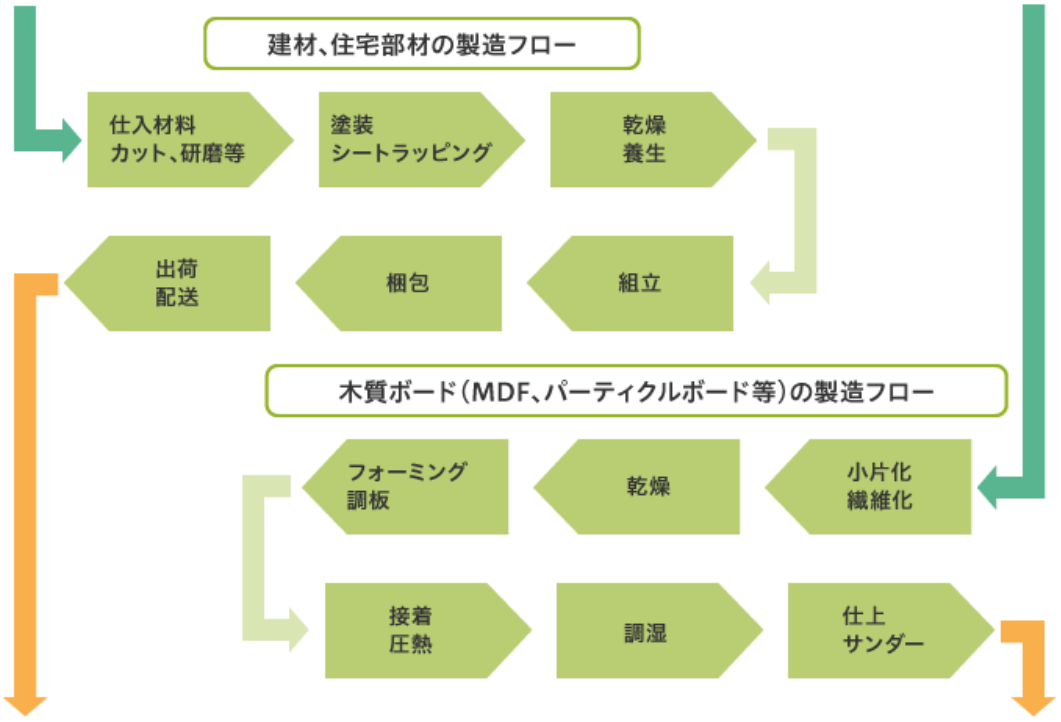
## 製造事業※

### − INPUT −

| エネルギー投入量(TJ) | 4,489 |
|---|---|
| 購入電力(千MWh) | 234 |
| 石油類(千kL) | 4 |
| ガス類(千m³) | 2,610 |
| 木くず(千t) | 126 |
| 廃プラ類(千t) | 0.01 |

| 水使用量(千m³) | 1,126 |
|---|---|

| 原材料(千t) | 2,009 |
|---|---|
| 木材等 | 1,879 |
| 金属 | 3 |
| プラスチック類 | 5 |
| 紙類 | 1 |
| 接着剤・塗料・薬剤 | 97 |
| 浄水土地 | 19 |
| その他 | 4 |




### − OUTPUT −

| 製品 | |
|---|---|
| 建材、住宅部材(千t) | 75 |
| チップ(千t) | 249 |
| MDF(千m³) | 337 |
| PB(千m³) | 448 |
| LVL・合板(千m³) | 189 |
| 集成材・木工他(千m³) | 139 |
| キッチンキャビネット(千台) | 136 |

| 化学物質排出量(t) | 13 |
|---|---|

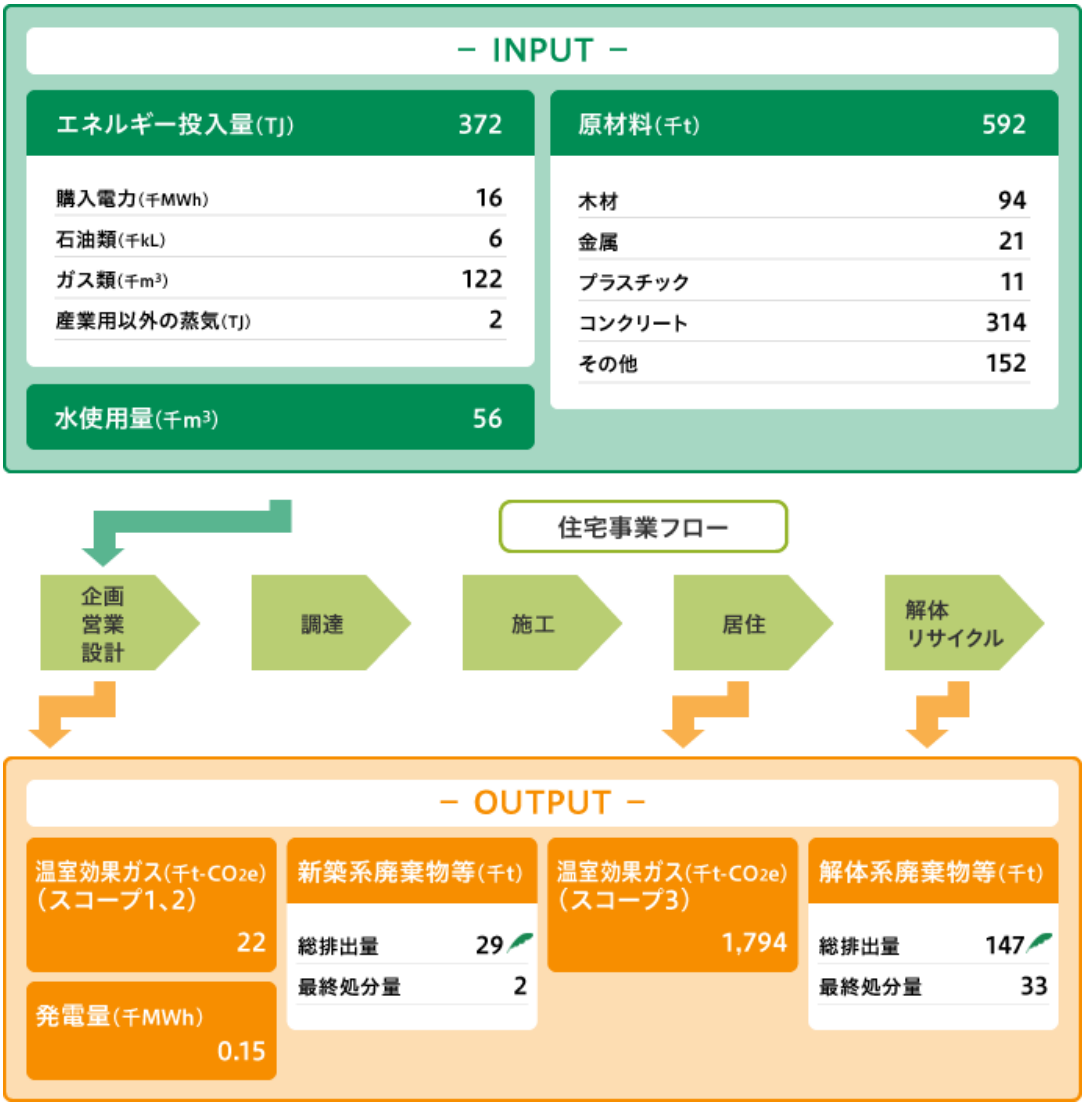
| 廃棄物等(千t) | |
|---|---|
| 総排出量 | 247 |
| 最終処分量 | 6 |

| 温室効果ガス(千t-CO2e) | 118 |
|---|---|

| 排水量(千m³) | 564 |
|---|---|

※ 対象：住友林業クレスト（鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場）、住友林業緑化（農産事業部 飛島工場、新城工場）、クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI、インドネシア）、リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI、インドネシア）、シナール・リンバ・パシフィック（SRP、インドネシア）、アスト・インドネシア（AST、インドネシア）、ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL、ニュージーランド）、ヴィナ・エコ・ボード（VECO、ベトナム）、キャニオンクリークキャビネット（CanionCreakCabinet、アメリカ）、ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー

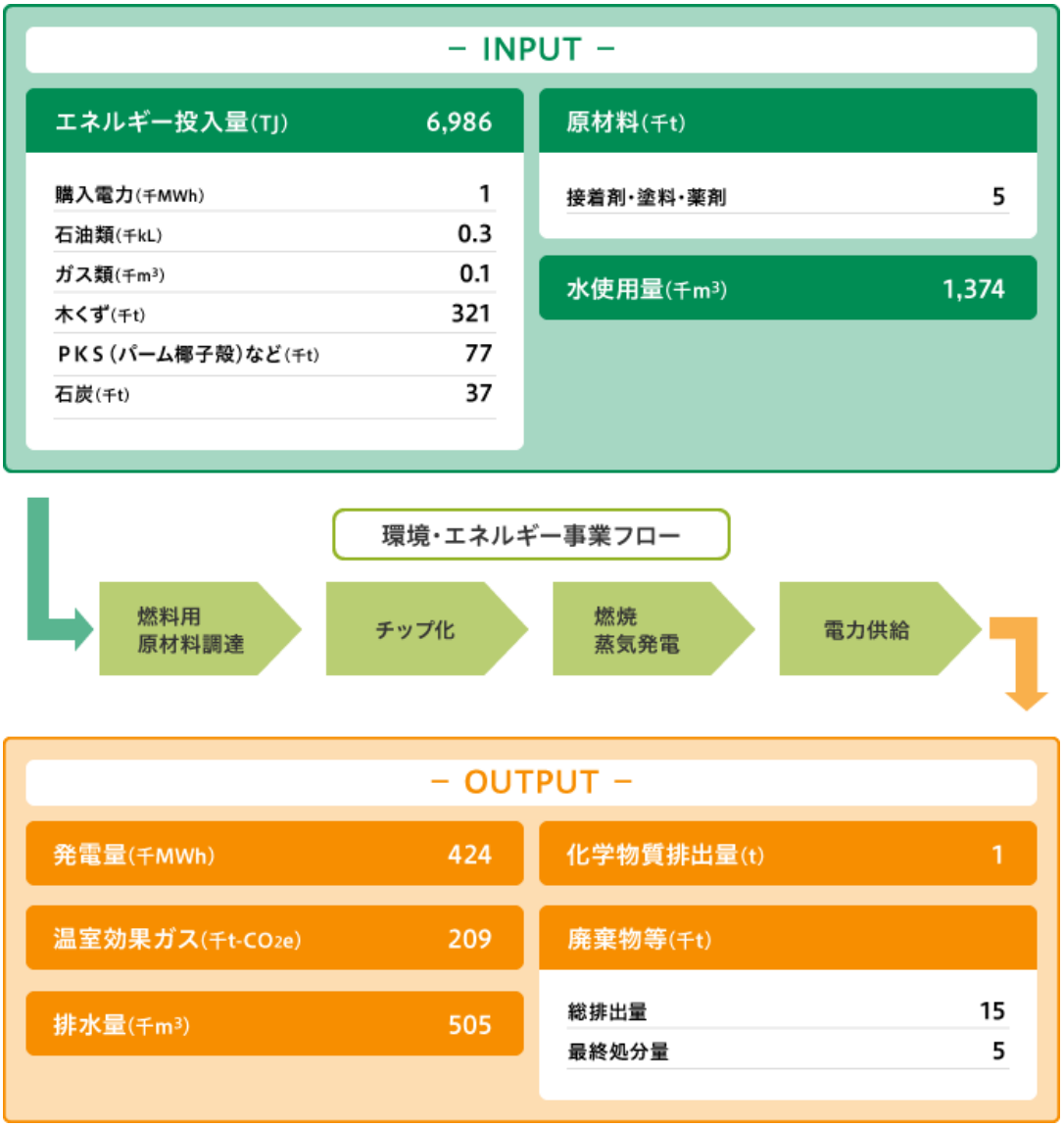
## 住宅事業（国内）※




※ 対象：住友林業 住宅・建築事業本部、住友林業アーキテクノ（設計）、住友林業ホームエンジニアリング（施工）、住友林業ホームテック（リフォーム）、住友林業緑化（造園緑化）

▸ （第三者保証マーク）について

## 環境・エネルギー事業※




※ 対象：紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電

▸ データ集計の範囲と方法について

# データ集計の範囲と方法について（マテリアルバランス）

## バウンダリー（対象組織範囲）について

| 開示区分 | バウンダリー |
|---|---|
| 事業活動全体 | 住友林業グループ全社 |
| 研究開発 | 筑波研究所 |
| 森林経営 | 山林事業所（日向、新居浜、大阪、紋別）、<br>育苗センター（日向市、本山町、下呂市、みどり市、紋別市） |
| 製造事業 | 住友林業クレスト（鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場）、<br>住友林業緑化（新城工場、飛島工場）、<br>ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー、リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア、クタイ・ティンバー・インドネシア、ネルソン・パイン・インダストリーズ、ヴィナ・エコ・ボード、シナール・リンバ・パシフィック、キャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー |
| 発電事業 | 紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電 |
| 住宅事業（国内） | 住友林業（住宅・建築事業本部）、住友林業ホームテック、<br>住友林業ホームエンジニアリング、住友林業緑化、住友林業アーキテクノ |
| オフィス・その他 | 上記以外の住友林業及びグループ各社 |

▸ 住友林業グループ全社

## 前提条件

| 開示区分 | 前提条件 | |
|---|---|---|
| 研究開発 | エネルギー・$CO_2$ | 研究所のエネルギー使用量及び$CO_2$排出量 |
| | 原材料 | 研究開発時に使用した原材料 |
| | 水 | 研究開発時に使用した水使用量 |
| | 廃棄物 | 研究開発時に発生した廃棄物量 |
| 森林経営 | エネルギー・$CO_2$ | 社有林の伐採及び苗畑生産時のエネルギー使用量及び$CO_2$排出量 |
| | 原材料 | 社有林の伐採及び苗畑生産時に使用した原材料 |
| | 水 | 社有林の伐採及び苗畑生産時に使用した水使用量 |
| | 廃棄物 | 社有林の伐採及び苗畑生産時に発生した廃棄物量 |
| 製造事業 | エネルギー・$CO_2$ | 各工場のエネルギー使用量及び$CO_2$排出量 |
| | 原材料 | 木材製品・建材・培養土などの生産時に使用した原材料 |
| | 水 | 木材製品・建材・培養土などの生産時に使用した水使用量 |

| 開示区分 | 前提条件 | |
|---|---|---|
| | 廃棄物 | 木材製品・建材・培養土などの生産時に発生した廃棄物量 |
| 発電事業 | エネルギー・$CO_2$ | 発電所のエネルギー使用量及び$CO_2$排出量 |
| | 原材料 | 発電時に使用した原材料 |
| | 水 | 発電時に使用した水使用量 |
| | 廃棄物 | 発電時に発生した廃棄物量 |
| 住宅事業（国内） | エネルギー・$CO_2$ | 住宅事業に関わる事業所（展示場含む）のエネルギー使用量及び$CO_2$排出量 |
| | 原材料 | 住宅施工に投入した資材 |
| | 水 | 住宅事業に関わる事業所の水使用量 |
| | 廃棄物 | 住宅施工（リフォーム含む）・解体で排出した廃棄物量 |
| オフィス・その他 | エネルギー・$CO_2$ | 国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業及びグループ各社の事業所のエネルギー使用量及び$CO_2$排出量 |
| | 水 | 国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業及びグループ各社の事業所の水使用量 |
| | 廃棄物 | 国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業及びグループ各社の事業所で排出された廃棄物量 |

## 集計方法

$CO_2$：下記ページ参照

▸ $CO_2$排出量集計の範囲と方法について

廃棄物：マニフェストの回収データより排出量を算出

# $CO_2$排出量集計の範囲と方法について

## $CO_2$排出量に関わるバウンダリー（対象組織範囲）

当レポートで掲載する$CO_2$排出量は、特別な注記が無い限り、国内外の関係会社を含めたグループ全社が集計の対象となっています。なお、スコープ別の対象組織範囲および算定範囲は下記のとおりです。

- スコープ1・2・3
  国内外の関係会社を含めたグループ全社

※ スコープ3については、2017年度から、算定範囲を従来の日本国内から住友林業グループ全体に拡大

※ 2018年度実績から新たに持分を取得したMark Ⅲ社、Crescent Communitiesグループを集計対象範囲に含めた

▸ 対象会社一覧

## スコープ1の$CO_2$排出量

国内および海外における$CO_2$排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された熱量換算係数および炭素排出係数、バイオマス発電所で測定した排出係数の平均値を用いて算出しています。

2017年度のエネルギー投入量実績から、製造工場でエネルギー利用する木くず（廃棄物）についても熱量換算しています。

## スコープ2の$CO_2$排出量

国内における購入電力の使用に伴う$CO_2$排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された各年度の電気事業者ごとの排出係数を用いて算出しています。

購入熱の使用に伴う$CO_2$排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された$CO_2$排出係数を用いて算出しています。

海外における購入電力の使用に伴う2018年度の$CO_2$排出量は、International Energy Agency（IEA）が発行する「IEA Emission factors 2018」における国ごとの$CO_2$排出係数を用いて算出しています。

## スコープ3の$CO_2$排出量

### カテゴリ1　購入した製品・サービス

**（木造戸建住宅の施工時　外部委託分）**

Σ（住宅1棟あたりの現場施工時エネルギー使用量×エネルギー別$CO_2$排出係数）×当年度完工棟数のうち外部委託分

**（自社が購入した製品）**

Σ（販売製品の調達量または売上高×物量・金額あたり排出原単位）

海外における住宅販売会社について：国内住宅における売上高原単位を算出し、海外各社の売上高に乗じて算出

木材・建材を扱う国内外関係会社について：木材建材事業本部における木材・建材それぞれの売上高原単位を算出し、関係会社の売上高に乗じて算出。

## カテゴリ2 資本財

Σ（全グループの会社別資本財調達金額×産業部門別排出原単位）

## カテゴリ3 スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動

**（調達）**

Σ（エネルギー・水使用量×エネルギー別排出原単位）

**（小売店からの輸送）**
**※ 工場などの事業場での使用分が対象**

Σ（エネルギー使用量（重量換算）×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×$CO_2$排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

## カテゴリ4 輸送、配送（上流）

**（国内輸送）**

Σ（各工場の調達量×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×$CO_2$排出係数）

荷主分の輸送に係る$CO_2$排出量（省エネ法報告値。ただし廃棄物輸送分を除く）

※ 廃棄物の輸送はカテゴリ5に含む

**（海上輸送）**

Σ（輸入製品の調達量×調達国からの海上輸送距離×船舶輸送の排出原単位）

## カテゴリ5 事業から出る廃棄物

Σ（廃棄物種類別排出量×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）

## カテゴリ6 出張

全グループの従業員人数×出張時の排出原単位

## カテゴリ7 雇用者の通勤

**（交通手段：電車・バス）**

全グループの従業員人数×通勤時の排出原単位

※通勤時の排出原単位：国内グループの過去3年間(2013、2014、2015年)の通勤時排出量から算出

**（交通手段：自動車）**

全グループの従業員人数×自動車通勤時の排出原単位

※通勤時の排出原単位：住友林業単体の自動車による通勤費用を当年度平均ガソリン単価で除算。さらにガソリン燃焼時の排出係数を乗じて算出

※ 持ち込み車両による通勤時の排出はスコープ1に含む

## カテゴリ9 輸送、配送（下流）

### （販売した合板・繊維板等の置き場渡し）

Σ（販売数量×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×$CO_2$排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

## カテゴリ10 販売した製品の加工

### （合板加工・プレカット加工）

Σ（原木・製材の販売数量×加工時の排出原単位）

※ 当社が過去に実施したLCA調査に基づく原単位

## カテゴリ11 販売した製品の使用

### （居住時の$CO_2$排出量）

Σ（住宅1棟あたりの年間エネルギー使用量×エネルギー別$CO_2$排出係数）×居住年数×当年度構法別・地域別完工棟数

※ リフォームを事業とする関係会社（住友林業ホームテック株式会社）のスコープ1および2の排出量と一部ダブルカウントになる可能性があるため、「改修」に関わる排出量を除く

※ 住宅1棟あたりのエネルギー使用量（電力・都市ガス）：
国内：国立研究開発法人建築研究所「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いて算出
海外：政府公表の州ごとの燃料・電力エネルギー消費量を世帯数で割った平均値

## カテゴリ12 販売した製品の廃棄

### （解体時の$CO_2$排出量）

Σ（住宅1棟あたりの解体時燃料使用量×燃料別$CO_2$排出係数）×当年度完工棟数

※ 住宅1棟あたりの解体時燃料使用量（軽油・ガソリン）：
当社モデルハウス解体時の燃料使用量について2006年に当社で行ったサンプリング調査をもとに推計

### （廃棄時（輸送含む）の$CO_2$排出量）

Σ（住宅1棟あたりの解体時廃棄物量×廃棄物別減量化率・最終処分率・再生利用率×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位）×当年度完工棟数

※ 住宅1棟あたりの解体時廃棄物量：
2006年度の当社年間解体時発生廃棄物量を、2010年度当社標準プラン（床面積147m²）の建物重量相当に換算して算出

## カテゴリ15 投資

Σ（投資先企業のスコープ1、2排出量×当社の株式所有比率）

※ スコープ1、2排出量は投資先各社公表値または温対法公表値

# TCFDへの対応

## TCFDへの対応

FSB（金融安定理事会）の指示により2015年4月に設置されたTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）から、2017年6月に最終報告が提言されました。住友林業グループでは中長期的ESG課題の対策機関であるESG推進委員会にて議題として取り上げ、気候変動に伴うリスクを重要なリスクと認識し、2018年7月にTCFDへの賛同を表明。TCFDの提言に基づき、同年にシナリオ分析を開始しました。

## リスクと機会の特定と評価

木材を主要な資材や商材としている当社事業においては、移行リスクとしては各国の違法伐採対策など規制強化に伴う木材調達コストの増加が、大きな事業リスクとなります。物理リスクとしては、自然災害の激甚化に伴う住宅建設の工期の遅れや引渡し済み住宅の安全確認に伴うコスト増などが挙げられます。一方で、化石燃料への規制が進めば、当社が進めるバイオマス発電事業や、その燃料としてのチップ需要に追い風（機会）となります。

当社では、本社関連部門と各事業部が連携してこのようにリスクと機会を洗い出し、財務等のインパクト評価を行いました。その中で重要なリスク及び機会と認識された項目については、対応策を協議し、執行役員社長が委員長を務めるESG推進委員会に報告。今後、シナリオ分析の精度を高めるとともに、事業計画への反映を協議しながら、あらゆる未来に対応できるレジリエンス（強靭）な企業戦略の構築を進めます。


- ガバナンス
- リスク管理体制
- 気候変動、生物多様性などに関連するリスクとその戦略


## 気候変動、生物多様性などに関連する機会とその戦略

### 政府のZEH推進に呼応した住宅販売の拡大

日本政府は、2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」等において、「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の過半数をZEHにすることを目指す」政策目標を打ち出し、ZEHを推進しています。

住友林業ではこの政策に呼応し、ZEH住宅の販売を推進するとともに、当社ZEHの特徴である、太陽光発電パネルと家庭用燃料電池「エネファーム」によるW発電をアピールすることで、競合優位性を生み出し、当社のZEHシェアを伸ばしています。


- ZEHの推進

## 再生可能エネルギーのニーズ拡大

気候変動対策として、バイオマス発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーへのニーズが高まっており、再生可能エネルギー事業を進めることで、多くの売電収益を得ることができます。

中でも、木質バイオマス発電事業は、2019年3月までに国内4ヵ所で事業を展開。2021年完成予定の苅田バイオマスエナジーが稼働すると、発電規模は合計で約177MWとなり、約378,000世帯分の電力供給体制を確立します。

▸ 再生可能エネルギー事業を通じた温室効果ガス削減貢献

## ESG評価への対応（資金調達への影響）

TCFDの最終提言など、金融市場からも気候変動対策が求められています。事業として気候変動対策に取り組むとともに、適切な情報開示により会社のESG評価を向上させることで金融機関からの信頼性を高め、円滑な資金調達をすることができます。

住友林業では、適切な情報開示やアンケート対応などにより、CDP気候変動アンケートにおいて3年連続Aリスト入りするなど、高いESG評価を得ています。2018年に発行したグリーンボンドは「Green Bond Pioneer Awards」を日本企業として初受賞しました。

▸ 社外からの評価
▸ 「Green Bond Pioneer Awards」を日本企業として初めて受賞

## 気候変動対策の指標と目標

住友林業では、気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際の指標として「中期経営計画サステナビリティ編」及びSBT目標に基づき、グループ内の各社・各部門で、年度ごとの数値目標に従って各対策を推進しています。

▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題

# 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減

## SBT（Science Based Targets）の策定

気候変動による影響が世界で深刻化する中、企業には地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減が求められています。当社グループは、SBTイニシアティブ※に対し、2017年6月にSBTを策定することを宣言し、グループ全体での新たな温室効果ガス削減目標を策定しました。2018年7月には、SBTとして認定されました。住友林業グループのSBTは、次のとおりです。

**① スコープ1・2：2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比21%減とする**
**② スコープ3：カテゴリー1及び11合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比16%減とする**

当社グループは、今後、SBTに基づき、これまで以上に、徹底した省エネ活動、再生可能エネルギー活用の推進など、温室効果ガス排出削減、気候変動緩和対策に向け積極的に活動していきます。

※ SBTイニシアティブとは、2015年に、国連グローバル・コンパクト、CDP、WRI（世界資源研究所）、WWF（世界自然保護基金）の4団体が、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるための科学的根拠に基づいた温室効果ガスの排出削減目標を推進するために設立したイニシアティブ。日本においては、環境省がSBTを「企業版2℃目標」と和訳し、企業での取り組みを推進

## SBT認定目標の進捗状況

2018年7月、住友林業グループの温室効果ガス排出削減目標は国際的なイニシアティブである「SBTイニシアティブ」による認定を取得しました。進捗状況は下記のとおりです。

| 目標内容 | 基準年<br>2017年度<br>t-$CO_2$e | 2018年度<br>t-$CO_2$e | 増減率<br>% |
|---|---|---|---|
| ① スコープ1・2：2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比21%減とする | 369,785 | 381,613※ | 3.2 |
| ② スコープ3：カテゴリー1及び11合計の2030年温室効果ガス排出量を2017年（基準年）比16%減とする | 8,895,066 | 9,009,596 | 1.3 |

※ 2018年度、温室効果ガス排出量の増加要因は、2018年4月より八戸バイオマス発電が本稼働によるもの

▸ 重要課題3：事業活動における環境負荷低減の推進

## GHGプロトコルに基づくスコープ別温室効果ガス排出量

住友林業グループは、2012年度より、国際的に広く用いられている温室効果ガス算定基準「GHGプロトコル」に準拠したスコープ別※1の数値を把握しています。住友林業グループでは、近年の再生可能エネルギー需要増加を鑑み、2011年にバイオマス発電事業に参入、2016年12月には連結子会社である紋別バイオマス発電所が営業運転を開始しました。この発電所では、未利用木材を主燃料とする一方で、スムーズな運転とメンテナンスのために補助燃料として石炭を利用しています。そのため、住友林業グループの2018年度のスコープ1・2の$CO_2$総排出量は、前年比3.2%増の381,613t-$CO_2$eとなりました。

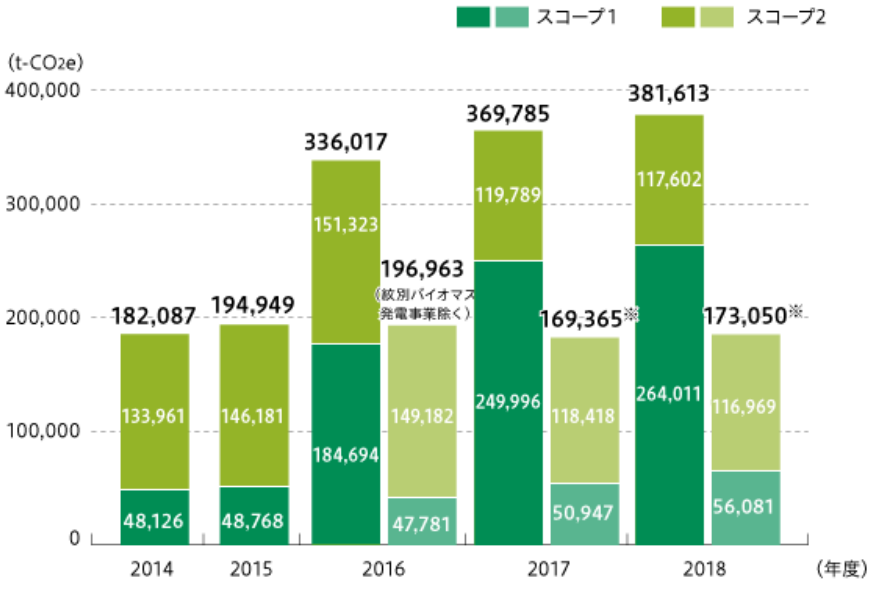
また、事業別でみると、国内工場・発電事業が56.9%、海外工場が29.0%を占めています。スコープ3については、2013年度に算定を始め、2015年度と2017年度に算定対象を大きく広げました。その中でも特にカテゴリー11「販売した戸建住宅の居住時の排出」の与えるインパクトが大きいことを認識しており、住宅・建築事業では2020年度のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）普及、居住時の$CO_2$排出量の削減を図っています。

今後も、SBT※2による目標達成に向け、一層の温室効果ガスの削減に努めていきます。

※1 GHGプロトコルでは、以下の分類で温室効果ガス排出量を開示することを求める
スコープ1：自社での燃料使用などによる温室効果ガスの直接排出。 例）社有車のガソリン使用に伴う$CO_2$排出量
スコープ2：購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出。 例）オフィスの電力使用に伴う$CO_2$排出量
スコープ3：サプライチェーンの温室効果ガス排出量。 例）販売した製品の使用時の$CO_2$排出量

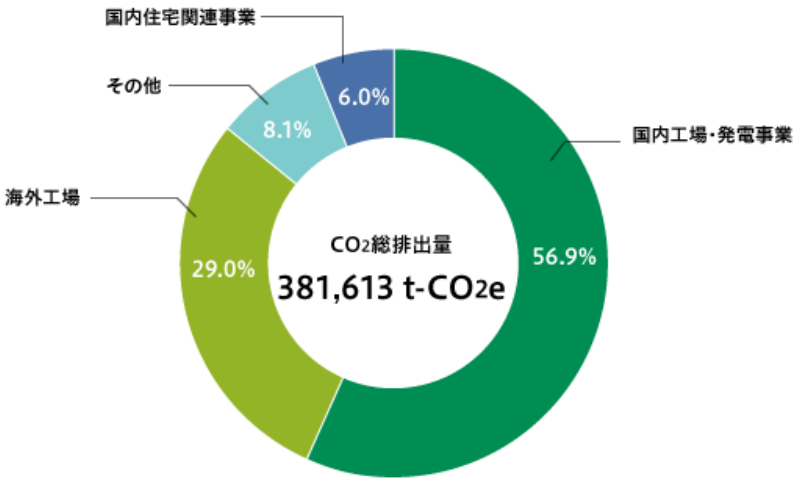
※2 Science Based Targets。世界の平均気温の上昇を「2℃未満」に抑えるために、企業に対して、科学的知見と整合した削減目標の設定を求めるもの

### スコープ1・2の$CO_2$排出量推移




※ 発電事業（紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電）の数値を除く

## スコープ1・2の事業別内訳（2018年度）

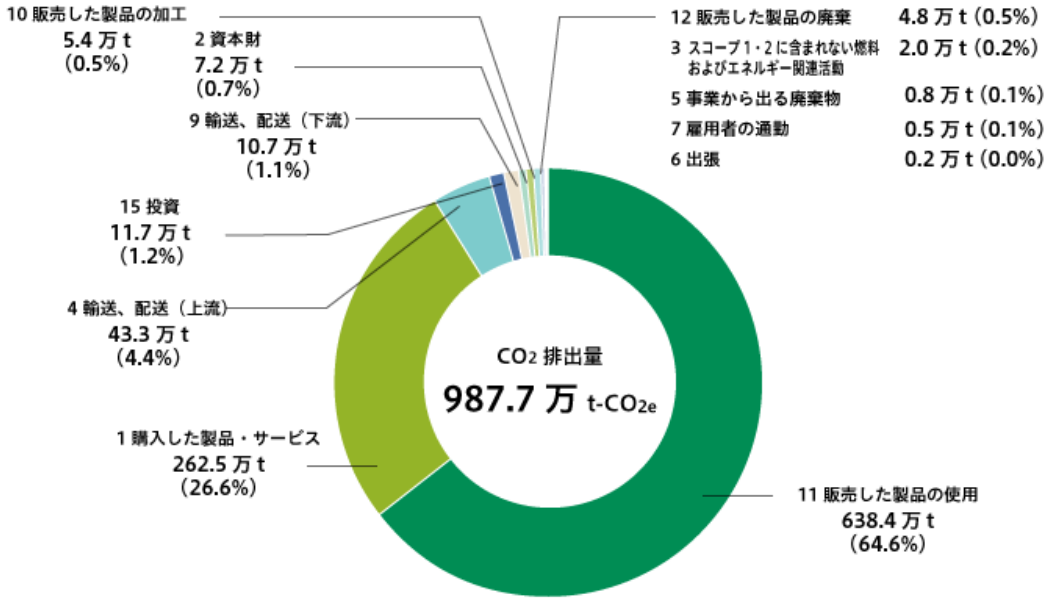



## 2018年度スコープ1・2の$CO_2$排出内訳

（万t-$CO_2$e）

| | 国内外オフィス | 国内非オフィス | 海外非オフィス | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| スコープ1 | 2.8 | 21.3 | 2.2 | 26.4 |
| スコープ2 | 1.6 | 1.1 | 9.0 | 11.8 |
| 合計 | 4.5 | 22.4 | 11.3 | 38.2 |

## スコープ3のカテゴリー別排出量



## スコープ3のカテゴリー別排出量（3ヵ年）

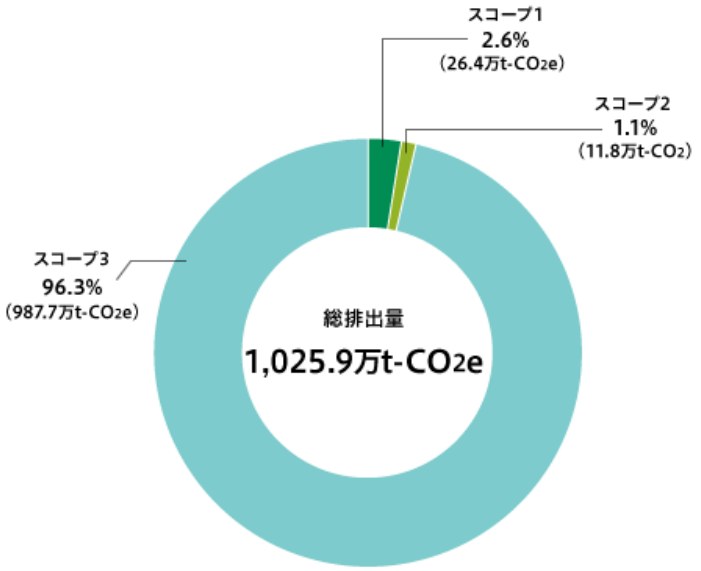
（万t-$CO_2$e）

| カテゴリー | 当社算定対象 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|
| 1 購入した製品・サービス | 自社が購入した製品・サービスの上流の排出 | 122.8 | 254.3 | 262.5 |
| 2 資本財 | 購入した設備等の上流の排出 | 6.1 | 7.1 | 7.2 |
| 3 スコープ1・2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動 | 購入した燃料・電力・熱・水の上流の排出 | 0.9※2 | 2.1※2 | 2.0※2 |
| 4 輸送、配送（上流） | ① 購入した製品・サービスのサプライヤーから自社への物流に伴う排出及び、自社が費用負担している①以外の物流サービスに伴う排出 | 26.8 | 42.0 | 43.3 |
| 5 事業から出る廃棄物 | 廃棄物の処理とその輸送時の排出 | 1.0 | 0.8 | 0.8 |
| 6 出張 | 従業員の出張（交通機関での移動・宿泊）に伴う排出 | 0.1 | 0.2 | 0.2 |
| 7 雇用者の通勤 | 従業員の通勤に伴う排出 | 0.3 | 0.5 | 0.5 |
| 8 リース資産（上流） | （上流のリース資産（オフィスビル、重機、車両、設備等）の使用時の排出はスコープ1および2に計上） | - | - | - |
| 9 輸送、配送（下流） | 販売した製品の輸送時の排出 | 0.7※2 | 10.6※2 | 10.7※2 |
| 10 販売した製品の加工 | 販売した原木の合板への加工時および販売した製材品のプレカット加工時の排出 | 5.0 | 5.2 | 5.4 |
| 11 販売した製品の使用 | 販売した戸建住宅の居住時の排出 | 205.4 | 635.2 | 638.4 |
| 12 販売した製品の廃棄 | 販売した戸建住宅の解体・廃棄時の排出 | 4.2 | 4.7 | 4.8 |
| 13 リース資産（下流） | （リース先は住友林業グループ内のみであり、当社グループのスコープ1および2に計上） | - | - | - |
| 14 フランチャイズ | （対象外） | - | - | - |
| 15 投資 | 投資先の排出（当社持株比率分） | 9.1 | 9.0 | 11.7 |

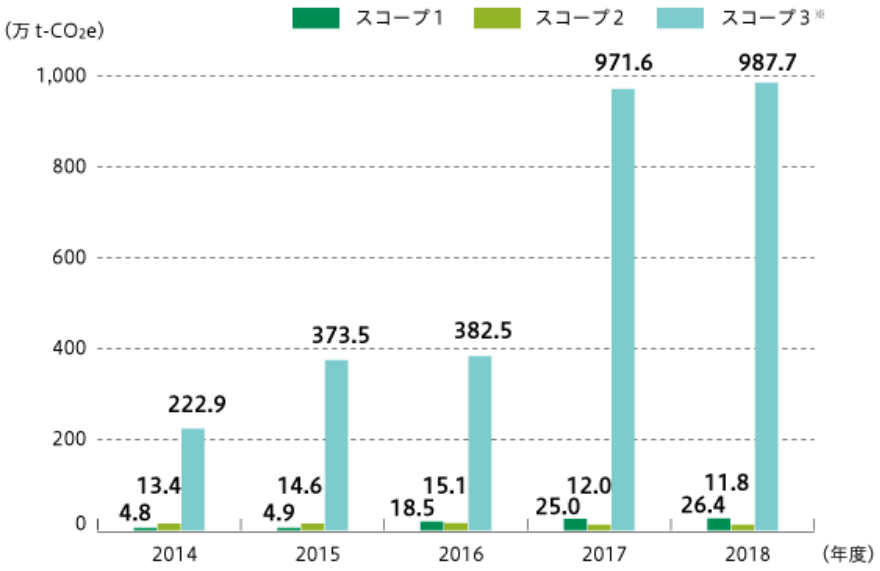
※1 2016年度までは国内、2017年度からはグループ全体で算出。一部は、環境省が公表するデータベースなどを利用した数値。今後、可能なものは実測するなど、より精度を高める

※2 2017年度より海外推定輸送距離を以下のように設定。短距離：20km、中距離：500km、長距離：1,000km

## 2018年度企業活動に伴う温室効果ガスの総排出量




## スコープ1・2・3の排出量推移




※ 2015年度より、スコープ3の算定範囲を従来の3カテゴリーから15カテゴリーに拡大

※ 2017年度より、スコープ3の算定範囲を従来の日本国内から住友林業グループ全体に拡大

▸ $CO_2$排出量集計の範囲と方法について

▸ （第三者保証マーク）について

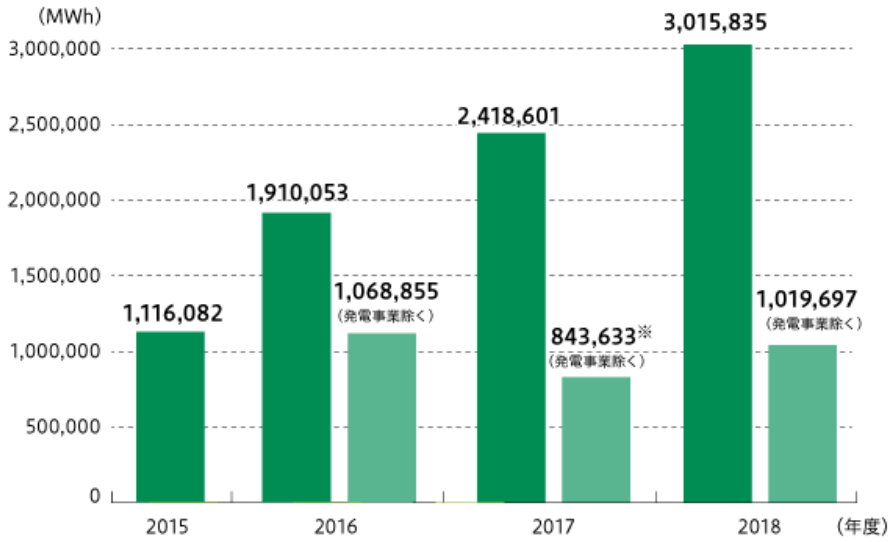
## 事業活動に伴うエネルギー消費量

住友林業グループにおける2018年度のエネルギー消費量は3,015,835MWh※となりました。2016年度から2017年度にかけて紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電が試験稼働及び営業運転を開始したことによりエネルギー消費量は増加しています。

2018年4月に八戸バイオマス発電が本稼働したことで、大幅なエネルギー消費の増加は収まり、2019年度以降、エネルギー消費量は減少に転じる見込みです。発電事業以外の事業のエネルギー消費量については、様々な省エネ活動によりエネルギー消費量の減少に努めています。

※ マテリアルバランスにおけるエネルギー投入量は環境省「環境報告ガイドライン」に基づきTJの単位で算出。いずれも同じエネルギー使用量から算出

### 過去4年間のエネルギー消費量推移




※ 2017年3月にアルパイン・エムディーエフ・インダストリーズ社（Alpine）を売却したため、同社の数値を除く

## オフィス部門の$CO_2$排出量削減

住友林業グループのオフィス部門における2018年度の$CO_2$排出量は30,455t-$CO_2$、旧CSR中期計画での基準年度（2013年度）比で14.1%削減（前年度比4.4%削減）となりました。

国内グループ会社の全事業所では低燃費車の導入を進めており、2018年度に導入した社有車556台のうち、503台を低燃費車としました（低燃費車の導入比率90.5%）。合わせて、業務上車輌を運転する社員を対象にJAF（一般社団法人日本自動車連盟）が主催するエコトレーニングへの参加を促しています。

また、電力使用量の削減にも取り組んでいます。住宅・建築事業本部では、オフィスをフリーアドレス化して効率的に利用することで、電力使用量を削減しているほか、展示場などへの太陽光発電システムやLED照明の導入を進めています。

今後も、長時間労働の削減などを実施して社員の意識向上を図るなど、$CO_2$排出量の削減を進めていきます。

## 旧CSR中期計画
## 2020年度までに自社オフィス部門（対象：国内外連結会社）での$CO_2$総排出量を2013年度比7%削減する



千葉県成田展示場（太陽光パネル搭載）

### オフィス部門の$CO_2$排出量（t-$CO_2$）

| 年度 | 2013年度（基準年度） | 2016年度（実績） | 2017年度（実績） | 2018年度（実績） | 2018年度（目標） |
|---|---|---|---|---|---|
| $CO_2$総排出量 | 35,440t-$CO_2$ | 32,660t-$CO_2$ | 31,871t-$CO_2$ | 30,455t-$CO_2$ | 31,407t-$CO_2$ |
| 2013年度比増減率 | - | 7.8%減 | 10.1%減 | 14.1%減 | 11.4%減 |

▸ 旧CSR中期計画の目標と実績

### 非オフィス部門の$CO_2$排出量削減

住友林業グループでは、国内非オフィス部門として住友林業クレスト株式会社、住友林業緑化株式会社 農産事業部（旧：スミリン農産工業株式会社）の製造工場と筑波研究所、首都圏資源化センター、スミリンフィルケア株式会社（旧：株式会社フィルケア）、河之北開発株式会社、ジャパンバイオエナジー株式会社と、海外非オフィス部門としてRPI、ASTI、KTI、VECO、NPIL、SRP、CCCの海外製造工場とOBTで、各社で目標を設定して削減に取り組んでいます。

2018年度は、八戸バイオマス発電の本稼働により、2.8%増加となりました。

## 旧CSR中期計画
## $CO_2$排出量については、各社で目標を設定（2015～2020年度平均原単位年1%以上削減）して取り組む

### 主な非オフィス部門の$CO_2$排出量削減実績と目標（原単位）

| 会社名 | 2016年度（実績） | 2017年度（実績） | 2018年度（実績） | 2018年度（目標） |
|---|---|---|---|---|
| 住友林業クレスト | 4.5%削減 | 4.1%削減 | 2.2%増加 | 3.0%増加 |
| 住友林業緑化 農産事業部(旧：スミリン農産工業) | 54.6%増加 | 0.6%削減 | 1.6%増加 | 11.7%削減 |
| リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI） | 15.8%増加 | 9.6%削減 | 1.2%削減 | 0.5%削減 |

| 会社名 | 2016年度（実績） | 2017年度（実績） | 2018年度（実績） | 2018年度（目標） |
|---|---|---|---|---|
| アスト・インドネシア（ASTI） | 16.0%増加 | 9.0%増加 | 20.6%増加 | 4.1%削減 |
| クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI） | 3.1%増加 | 10.8%削減 | 4.3%増加 | 0.8%増加 |
| ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL） | 0.7%削減 | 5.8%削減 | 0.2%増加 | 23.7%増加 |
| ヴィナ・エコ・ボード（VECO） | 5.4%削減 | 38.0%増加 | 10.6%削減 | 23.9%削減 |

※ 増減は前年度と比較して算出

▸ 旧CSR中期計画の目標と実績

## 輸送に伴う$CO_2$排出量の削減

改正省エネ法では貨物の輸送に関して、荷主※1は「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する」ことが求められています。住友林業と住友林業クレストは国への報告が義務付けられている「特定荷主（年間の貨物輸送量が3,000万トンキロ※2以上）」に該当しています。そのため、住友林業は輸送に伴うエネルギー消費原単位※3を前年度比1%以上削減するように年度単位で目標設定しています。また、住友林業クレストでも前年度比でエネルギー消費原単位を減らすように目標設定しています。

2018年度の住友林業のエネルギー消費原単位は前年度比で93.3%、住友林業クレストは98.3%でした。

今後はさらに、積載効率向上や陸送から海上輸送へのモーダルシフト、建築資材の配送の帰り便を利用した廃棄物輸送など、輸送業者と協力して$CO_2$排出量削減に取り組んでいきます。

※1 省エネ法上の「荷主」とは、自らの事業に伴う貨物を継続して輸送業者に輸送させる者のこと

※2 貨物輸送量（トンキロ）＝貨物重量（トン）×輸送距離（km）

※3 住友林業は取扱量、住友林業クレストは売上高による原単位で実績を管理

### 輸送に伴うエネルギー使用量・$CO_2$排出量・エネルギー消費原単位（2018年度実績）

| | エネルギー使用量（原油換算） | $CO_2$排出量 | エネルギー消費原単位 |
|---|---|---|---|
| 住友林業 | 2,550kL | 6,821t-$CO_2$ | 0.00174kL/m³（前年度比93.3%） |
| 住友林業クレスト | 1,953kL | 5,188t-$CO_2$ | 79kL/千円（前年度比98.3%） |

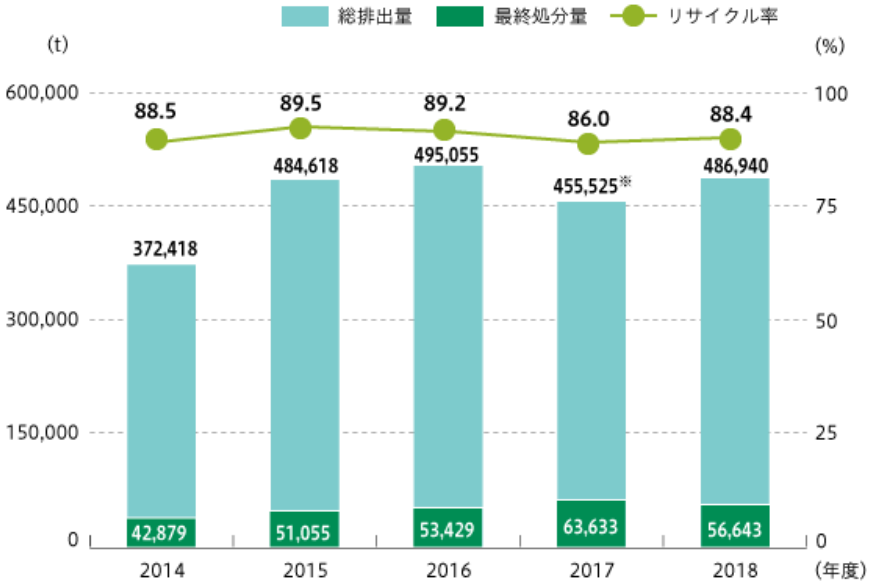
## 効率的な配送システムの構築

住友林業は、複数メーカーから集める「住友林業の家」の資材を、いったん全国28カ所の中継センターに集め、混載して配送するシステムにより、輸送過程で排出される$CO_2$排出量の削減を図っています。物流事業のホームエコ・ロジスティクス株式会社では、住友林業グループの住宅事業を中心に物流業務を受託し、資材メーカーや住宅メーカー、ビルダー、建材流通店に対しても積極的に効率的な物流業務の提案を行っています。2018年度には倉庫内作業の効率化・在庫管理の合理化提案を主眼としたコンサルティング業務を建材納材店2社より受託しました。2019年3月現在、物流業務の受託先は56社を超えています。今後は住宅着工棟数減少による荷量不足が予想されるため、複数の企業による共同配送にも積極的に取り組んでいきます。

## 廃棄物削減とリサイクルの推進

住友林業グループは、持続可能な循環型社会の構築のために、「住友林業グループ環境方針」に基づき、各事業のプロセスにおいて産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルによるゼロエミッションを推進しています。2018年度は住友林業グループ全体の排出量は昨年度より6.9%の増加となりましたが、新築現場における廃棄物処理は広域認定の運用エリアの拡大などを実施したことにより、最終処分量は11.0%削減となりました。今後も資源の有効活用に努めます。

### 過去5年廃棄物発生量及びリサイクル率推移




※ 2017年3月にアルパイン・MDF・インダストリーズ社（Alpine）を売却したため、同社の数値を除く

## ゼロエミッション達成のための取り組み

住友林業グループは、2014年度を目標年度とした環境経営中期計画では、ゼロエミッションについて、「国内製造工場ならびに新築現場から発生する全ての産業廃棄物について、単純焼却・埋め立て処分を行わない（リサイクル率98%以上）」と定義してきました。

この定義に従い、国内製造工場（住友林業クレスト株式会社と住友林業緑化株式会社 農産事業部 旧：スミリン農産工業株式会社）では2009年度にゼロエミッションを達成しました。住宅の外構緑化を含む新築現場では、2012年度に、首都圏エリアにおけるゼロエミッションを達成しました。

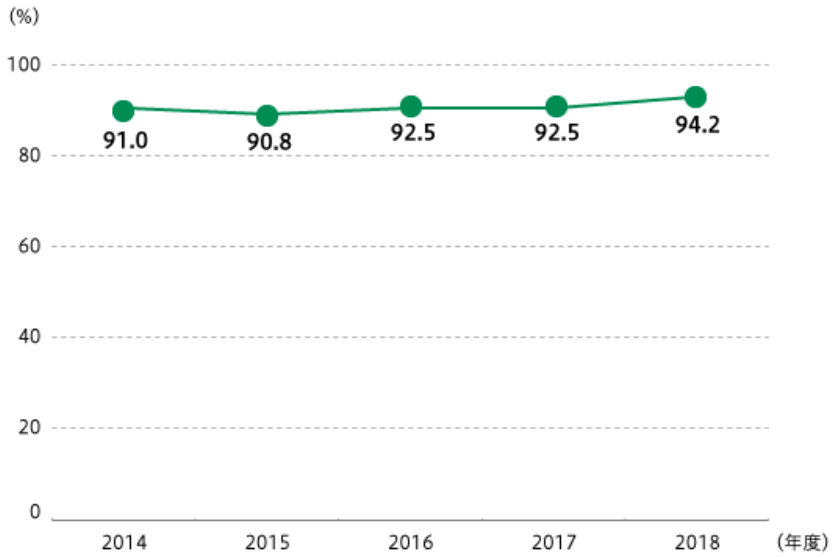
2015年度からは2020年度を目標年度とした旧CSR中期計画に基づいてゼロエミッションに取り組んできましたが、2019年度からは新たに2021年度を目標年度とした中期経営計画サステナビリティ編に基づきゼロエミッションの達成を目指します。中期経営計画サステナビリティ編では事業活動状況や発生する廃棄物状況などを考慮し、「新築現場」「国内製造工場」「発電事業」「リフォーム事業」「生活サービス事業など」「海外製造工場」「解体工事現場」7区分に分けて、今までのCSR経営中期計画より細かい管理を通じ、ゼロエミッションの達成を目指します。

## 新築現場での取り組み

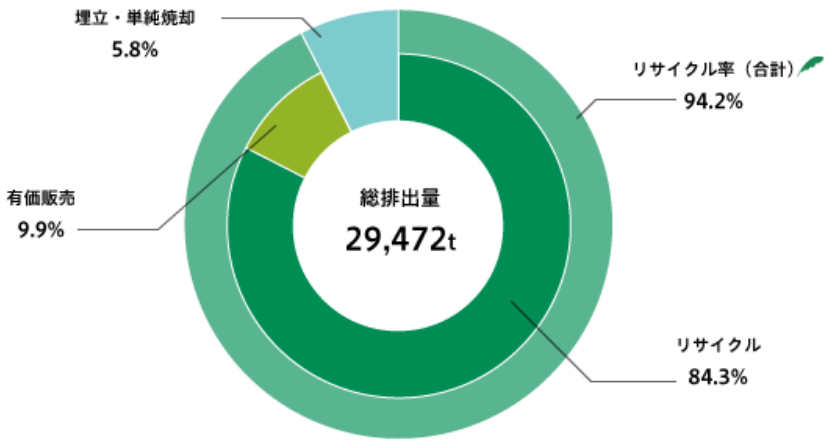
住友林業の新築現場では、発生する廃棄物削減へ取り組んでいます。毎月開催する「廃棄物削減ワーキング」にて、各部署の担当者は問題点を抽出し、共有するとともに、目標に対しての進捗状況の管理を行っています。これまでに、必要最低限の梱包材の採用や床養生材のリユース製品の採用などにより、廃棄物の削減を図ってきました。今後は各種建材のプレカット化などの推進を図り、さらなる廃棄物の削減に向けた取り組みを進めていきます。

また、首都圏エリアでは、広域認定制度取得を機に「首都圏資源化センター」を設置し、廃棄物の高度な分別の実施に取り組んでいます。2018年度、新築現場における廃棄物処理は広域認定の運営エリアの拡大などを実施したことにより、リサイクル率は昨年度より1.7%改善しました。

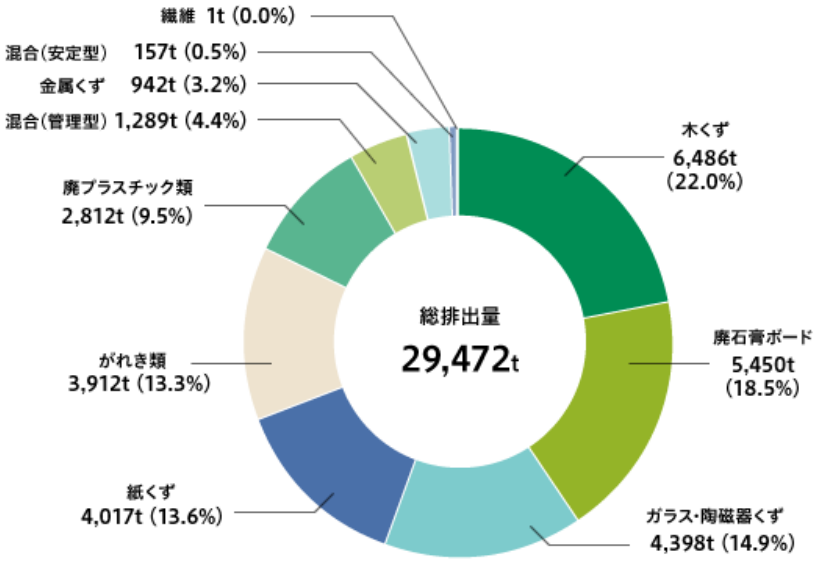
### 新築現場のリサイクル率推移
### （住宅・建築事業本部、住友林業緑化、住友林業ホームエンジニアリング）




### 新築現場の廃棄物等の処理状況別内訳（2018年度）



### 新築現場の廃棄物等排出量の内訳（2018年度）

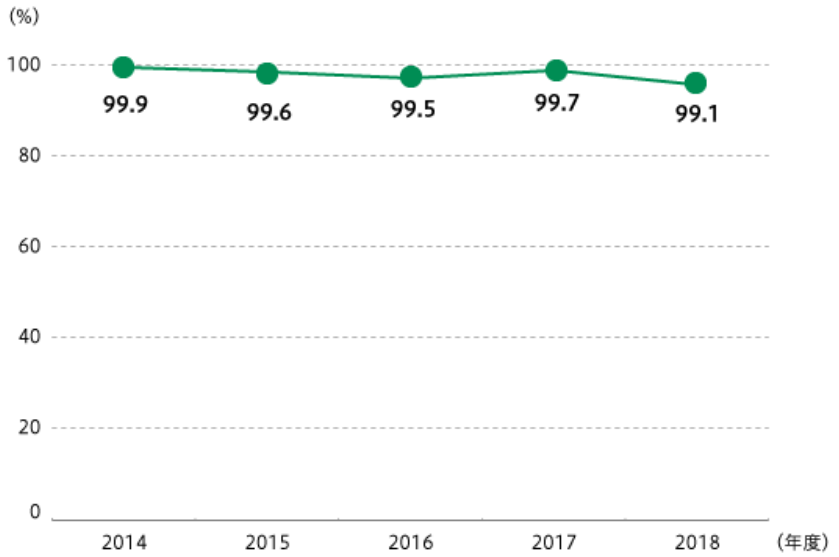



▸ （第三者保証マーク）について

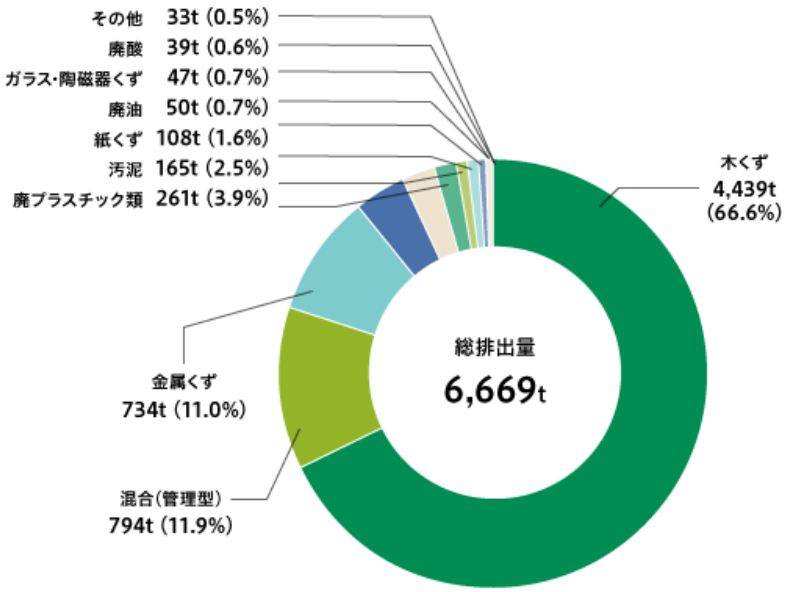
## 国内製造工場での取り組み

住友林業グループでは、各製造工場で産業廃棄物の分別を強化して有価売却するなど、継続して廃棄物排出量の削減に取り組んだ結果、2018年度も全工場でゼロエミッション（リサイクル率98%以上）を達成しました。

### 国内製造工場でのリサイクル率推移
### （住友林業クレスト、住友林業緑化 農産事業本部、ジャパンバイオエナジー、オホーツクバイオエナジー、みちのくバイオエナジー）



### 国内製造工場からの廃棄物等排出量の内訳（2018年度）

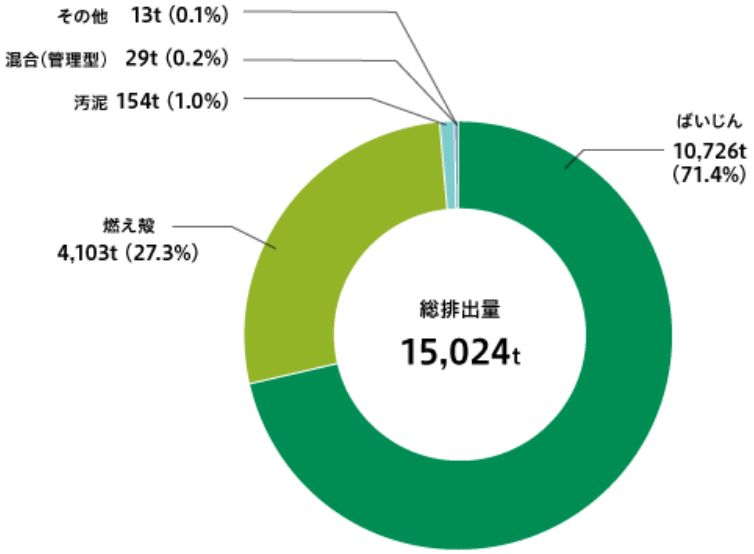



▸ （第三者保証マーク）について

## 発電事業での取り組み

発電事業では、バイオマスボイラーから排出されるばいじん（焼却灰）は、生石灰と混合し、主に林道の路盤材として再利用しています。2018年度は、「ロバンダー」という製品名で、北海道認定リサイクル製品として認定されました。

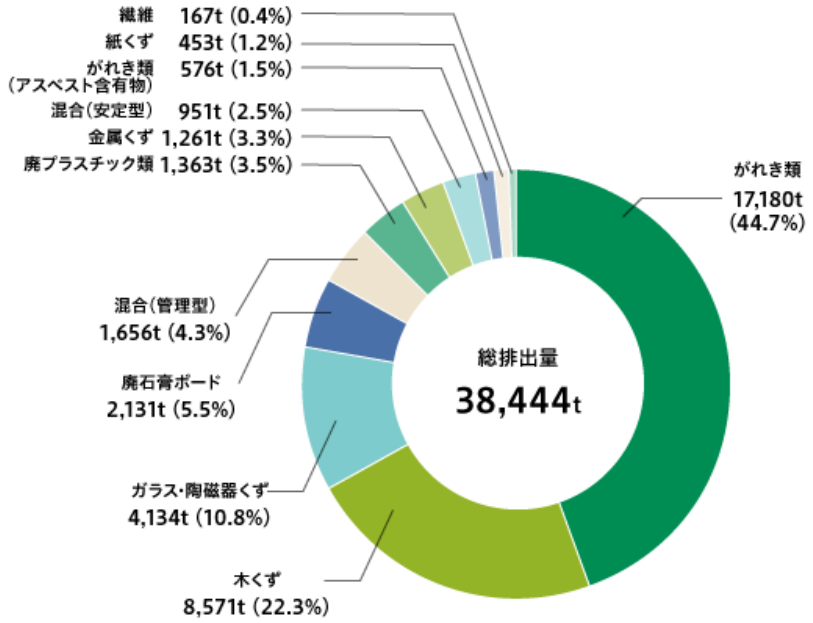
### 発電事業の廃棄物等排出量の内訳（2018年度）（紋別バイオマス発電、八戸バイオマス発電）



## リフォーム事業での取り組み

リフォーム現場においては、養生材のリースを使用することなどにより、発生量の削減に取り組んでいます。住友林業ホームテック株式会社は、2014年度より自社のリフォーム現場で発生する木くずのマテリアルリサイクルを開始しました。マテリアルリサイクルされる木くずは、パーティクルボードの原料として使われ、資源の有効活用に努めています。2018年度のリサイクル率は74.3%でした。中期経営計画サステナビリティ編では、2021年度のリサイクル率80%を目標に掲げています。

### リフォーム事業の廃棄物等排出量の内訳（2018年度）（住友林業ホームテック）

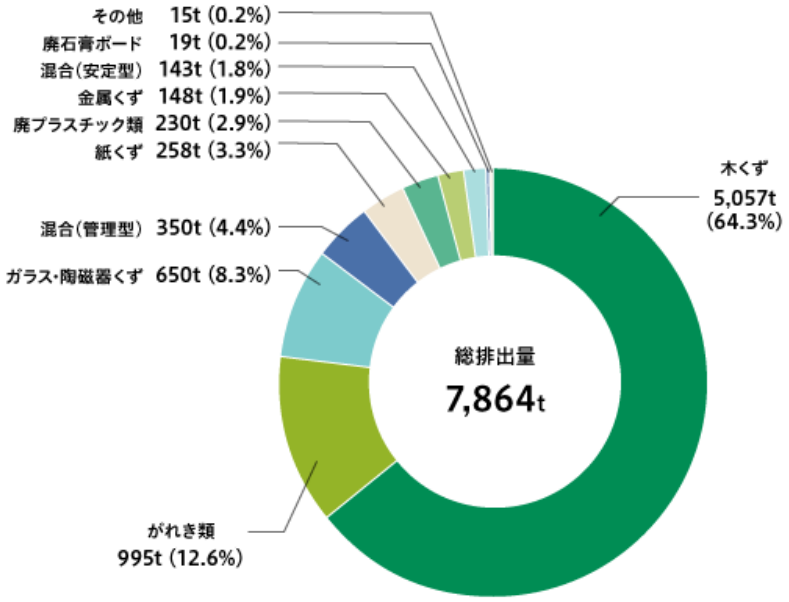


## 生活サービス事業、住宅関連資材販売※などでの取り組み

生活サービス事業や住宅関連資材販売などの各排出事業所においても 、無駄な廃棄物の発生をなくすため、部署ごとに取り組みを実施しています。

※ 住宅関連資材販売とは、流通事業、リノベーション事業、筑波研究所など

### 生活サービス事業、住宅関連資材販売などでの廃棄物等排出量の内訳（2018年度）



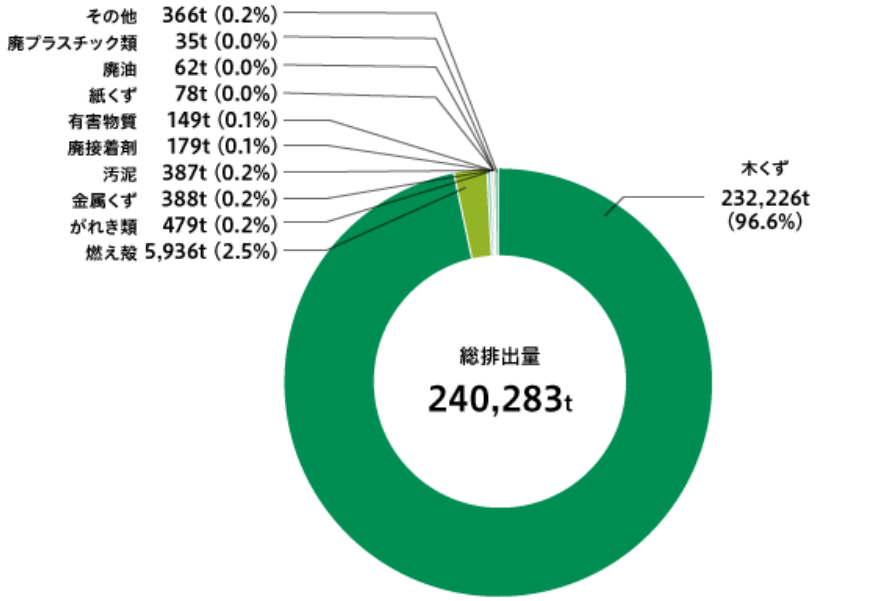
## 海外製造工場での取り組み

海外主要製造会社5社※では、ゼロエミッションを推進しています。例えば、インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア社では合板・建材の製造過程で発生する木くずを、パーティクルボードの原料やボイラー燃料などとして再利用しています。

2018年度は、総排出量は240,283t、最終処分量は6,002t、リサイクル率は97.5%でした。中期経営計画サステナビリティ編ではリサイクル率98%を目標に掲げています。

※ インドネシア：クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア
ニュージーランド：ネルソン・パイン・インダストリーズ
ベトナム：ヴィナ・エコ・ボード

### 海外製造工場からの廃棄物排出量の内訳（2018年度）




▸ （第三者保証マーク）について

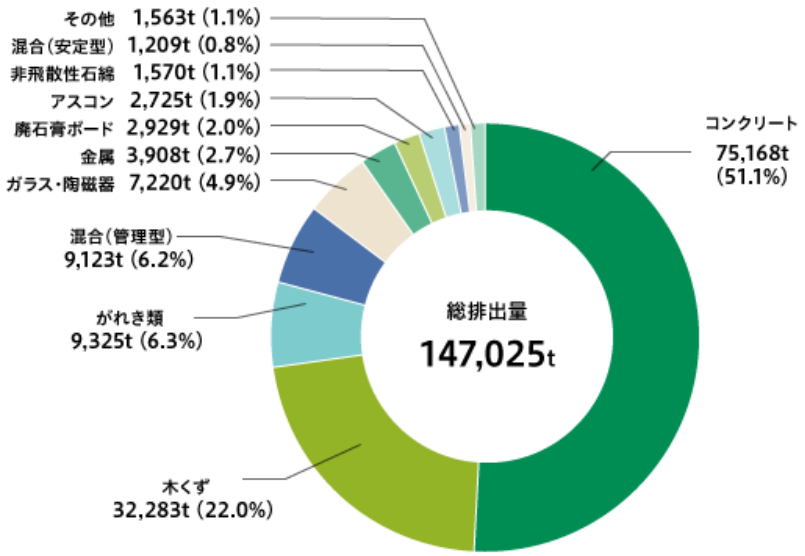
## 解体現場での取り組み

住友林業は、2002年の建設リサイクル法の施行以前から、住宅の新築に伴う解体に際して、分別解体の徹底や廃棄物の分別排出による資源リサイクルを推進しています。2002年の施行以降は、同法で義務付けられた品目（木くず、コンクリートなど）について、発生現場で分別した上で、リサイクルを実施しています。

2018年度は、コンクリート、金属くずについては前年度に引き続き、リサイクル率※がほぼ100%となりました。木くずについても付着物の除去撤去などにより、リサイクル率100%を達成しました。中期経営計画サステナビリティ編では、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材廃棄物に金属を加え、かつ建設リサイクル法の対象工事範囲外（延べ床面積80M²以下）も含め、リサイクル率98%を目標に掲げています。

※ リサイクル率の算定について、建設リサイクル法に基づき特定建設資材（コンクリート、アスコン、木くず）に加え、金属も対象に含む

### 解体廃棄物の排出量と内訳（2018年度）




▸ （第三者保証マーク）について

## 新築施工店及び解体業者への教育

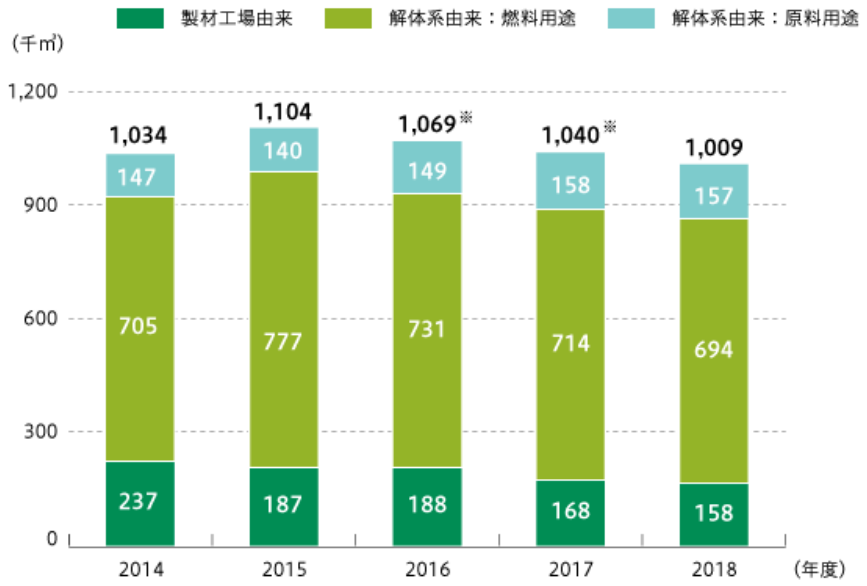
解体業者は産業廃棄物について、解体着工前から解体完了まで、マニュアルに沿って施工記録を住宅・建築事業本部に報告しています。住宅・建築事業本部ではその報告書の厳密なチェックを行い、不備があれば重点管理業者として月次で開催の施工店会議の場で新築施工店などを交えて産廃教育と確認テストの実施を行い、力量の確認を行っています。

## チップ化による木質資源のリサイクル

住友林業グループでは、木材の製材過程で発生する端材や、新築・解体現場で出る木くずをチップ化することで、製紙やパーティクルボードなどの原料として、また発電ボイラーなどの燃料として供給するチップ事業を通じて資源の循環利用に貢献しています。

2019年度は、需要が高まるバイオマス発電向け燃料の供給を通じて、燃料用途の取扱量のさらなる拡大を目指します。

### 木材チップ取扱量




※ 一部集計区分の見直しにより、2016年度、2017年度の数値を修正

▸ （第三者保証マーク）について

## 浄水場で発生する使用済み活性炭の有効利用

東京都水道局では、オゾン処理と生物活性炭処理を併用する「高度浄水処理」を採用しており、有機物低減や消臭の過程で活性炭を使用しています。

住友林業緑化株式会社 農産事業部（旧：スミリン農産工業株式会社）は、その使用済み活性炭を有効利用して開発した農園芸用の培養土や緑化用の土壌改良資材を販売しています。それらは、植物への生育促進効果があることが東京都との共同研究を通じて明らかになっており、この研究成果について東京都と共同で特許を出願しています。

2018年度における使用済み活性炭の利用量は、前年度比44.8%増の3,620m³となりました。2019年度は、使用済み活性炭を利用する製品の「たね培土」や「軽易土」が好調と予想しており、2018年度比18.8%増の4,300m³を見込んでいます。




使用済み活性炭とそれを使った農園芸用商品

## プラスチックごみへの対応「かながわプラごみゼロ宣言」に賛同

海洋プラスチックごみの問題は、海洋の生態系や人間の生活に大きな影響を与えるものとして、国際的に非常に重要な環境問題として認識されています。2019年2月12日、神奈川県エリアを統括する横浜支店は、県内5支店※1を代表して「かながわプラごみゼロ宣言」※2への賛同を公表しました。これまで本部湘南支店が当エリアで実施してきた湘南辻堂海岸の清掃活動の継続をはじめ、5支店が協力することでさらに推進していきます。



湘南海岸の清掃の様子

※1 住宅・建築事業本部 横浜支店・横浜北支店・神奈川西支店・湘南支店・東京南支店

※2 SDGs未来都市である神奈川県は、「クジラからのメッセージ」として受け止め、2018年9月、持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取り組みとして「かながわプラごみゼロ宣言」を公表。プラスチック製ストローやレジ袋の利用廃止・回収などの取り組みを市町村や企業、県民とともに広げていくことで2030年までの可能な限り早期に「プラごみゼロ」を目指す

# 有害化学物質の管理と適正処理

## 化学物質の管理

### 国内工場の化学物質管理

住友林業グループでは、国内は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に従って、対象となる住友林業クレスト株式会社の3工場（鹿島工場・新居浜工場・伊万里工場）それぞれについて、有害化学物質を管理しています。

### 国内工場の化学物質管理表（2018年度）

| 対象会社 | 対象部署 | 物質番号 | 化学物質の名称 | 取扱量（kg/年） | 排出量（kg/年） | | | | 移動量（kg/年） | | 製品への転換 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 大気 ※VOC規制対象 | 水域 | 土壌 | 埋立処分 | 下水道 | 当該事業所外 | |
| 住友林業クレスト | 鹿島工場 | 186 | 塩化メチレン（ジクロロメタン） | 11,214 | 7,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,800 | 1 |
| | | 448 | メチレンビス（4,1-フェニレン）＝ジイソシアネート | 1,438 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 61 | 0 |
| | 小計 | | | 12,652 | 7,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,861 | 1 |
| | 新居浜工場 | 186 | 塩化メチレン（ジクロロメタン） | 4,810 | 3,500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,300 | 0.6 |
| | 小計 | | | 4,810 | 3,500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,300 | 0.6 |
| | 伊万里工場 | 4 | アクリル酸及び水溶性塩 | 12,495 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12,495 |
| | | 7 | アクリル酸ノルマル-ブチル | 8,659 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 8,635 |
| | | 84 | グリオキサール | 2,940 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 2,934 |
| | | 134 | 酢酸ビニル | 2,226,166 | 2,400 | 97 | 0 | 0 | 0 | 41 | 2,223,676 |

| 対象会社 | 対象部署 | 物質番号 | 化学物質の名称 | 取扱量(kg/年) | 排出量(kg/年) | | | | 移動量(kg/年) | | 製品への転換 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 大気 ※VOC規制対象 | 水域 | 土壌 | 埋立処分 | 下水道 | 当該事業所外 | |
| | | 349 | フェノール | 51,480 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 21 | 51,458 |
| | | 395 | ペルオキソ二硫酸の水溶性塩 | 3,472 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 3,463 |
| | | 407 | ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までの及び混合物に限る） | 2,371 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 | 6 | 2,348 |
| | | 411 | ホルムアルデヒド | 160,306 | 48 | 0 | 0 | 0 | 0 | 310 | 159,951 |
| | | 415 | メタクリル酸 | 834 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 834 |
| | | 448 | メチレンビス（4,1－フェニレン）＝ジイソシアネート | 11,060 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 54 | 11,006 |
| | 小計 | | | 2,479,783 | 2,448 | 115 | 0 | 0 | 0 | 472 | 2,476,749 |
| 合計 | | | | 2,497,245 | 13,348 | 115 | 0 | 0 | 0 | 5,633 | 2,476,750 |

▸ （第三者保証マーク）について

## 海外工場の化学物質管理

海外の工場においては、各国の化学物質管理規制に従って、下表の通り、接着剤や塗料などに含まれる化学物質を管理しています。

### 海外工場の化学物質管理表（2018年度）

| 対象会社 | 国 | 化学物質の名称等 | 取扱量（kg/年） | 排出量（kg/年） | | 移動量（kg/年） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 大気 ※VOC規制対象 | 水域その他 | 廃棄物処分 |
| KTI | インドネシア | MA、UA他接着剤等 | 21,367,961 | - | - | 53,420 |
| ASTI | インドネシア | スチレン、キシレン、溶剤 | 28,290 | - | - | 849 |
| RPI | インドネシア | イソシアネート、ホルムアルデヒド | 552,091 | - | - | 0 |
| NPIL | ニュージーランド | ホルムアルデヒド | 385,410 | - | - | 0 |
| VECO | ベトナム | イソシアネート、ホルムアルデヒド他 | 234,097 | 27 | 3,040 | 0 |
| CCC | アメリカ合衆国 | MEK、アルコール類他 | 147,688 | 142,667 | - | 5,103 |
| 合計 | | | 22,715,537 | 142,694 | 3,040 | 59,372 |

# 大気汚染物質の管理

## 国内工場の大気汚染物質管理

大気については「大気汚染防止法」及び地域条例にのっとり、対象となる住友林業クレスト株式会社の各工場（鹿島工場・静岡工場・新居浜工場）、住友林業緑化株式会社 農産事業部（旧：スミリン農産工業株式会社）の新城工場、紋別バイオマス発電株式会社それぞれについて、ダイオキシン、NOx、SOx、ばいじんの大気中への排出濃度検査を定期的に実施しています。2018年度は、排出濃度検査の結果は全て基準値以内でした。

## 国内工場の大気汚染物質管理表（2018年度）

| 対象会社 | 対象部署 | 測定物質 | 排出量 (kg/年) | (基準値) | | 測定濃度 | 大気への排出量 (mg-TEQ) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 単位 | | | |
| 住友林業クレスト | 鹿島工場 | ダイオキシン | - | ng-TEQ/m³ | 5 | 2.9 | 94 |
| | 静岡工場 | ダイオキシン | - | ng-TEQ/m³ | 5 | 0.64 | 2.3 |

| 対象会社 | 対象部署 | 測定物質 | 排出量 (kg/年) | (基準値) | | 測定濃度 | 乾きガス流量 (Nm³/h) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 単位 | | | |
| 住友林業クレスト | 新居浜工場（木屑ボイラー） | SOx（硫黄酸化物） | 52 | ppm | - | 5未満 | 3,370 |
| | | NOx（窒素酸化物） | 822 | ppm | 350 | 110 | 3,370 |
| | | ばいじん | 51 | g/Nm³ | 0.3 | 0.014 | 3,370 |
| | 新居浜工場（重油ボイラー） | SOx（硫黄酸化物） | 511 | ppm | - | 0.18 | 590 |
| | | NOx（窒素酸化物） | 86 | ppm | 180 | 110 | 590 |
| | | ばいじん | 2.0 | g/Nm³ | 0.3 | 0.003 | 590 |
| | 伊万里工場 | SOx（硫黄酸化物） | 1,308 | - | - | - | - |
| 住友林業緑化株式会社 農産事業部（旧：スミリン農産工業） | 新城工場 | SOx（硫黄酸化物） | 48 | ppm | - | 49 | 10,300 |
| | | NOx（窒素酸化物） | 728 | ppm | 200 | 40 | 10,300 |
| | | ばいじん | 213 | g/Nm³ | 0.2 | 0.024 | 10,300 |
| 紋別バイオマス発電所 | | SOx（硫黄酸化物） | 152,906 | ppm | 373 | 8.2 | 189,000 |
| | | NOx（窒素酸化物） | 269,575 | ppm | 250 | 89.7 | 189,000 |
| | | ばいじん | 1,491 | g/Nm³ | 0.1 | 0.0027 | 189,000 |
| 八戸バイオマス発電所 | | SOx（硫黄酸化物） | 267 | ppm | 32.3 | 0.01 | 71,790 |
| | | NOx（窒素酸化物） | 71,096 | ppm | 250 | 61.7 | 71,790 |
| | | ばいじん | 0.0 | g/Nm³ | 0.3 | 0.0 | 71,790 |

▸ （第三者保証マーク）について

## 海外工場の大気汚染物質管理

海外の工場においては、各国及び地域の規制に従って、インドネシアとベトナムではNOx、SOx、ばいじんの排出濃度測定を、アメリカ合衆国では、VOCの排出量の測定を実施しています。2018年度は、排出濃度検査の結果は全て基準値以内でした。

## 海外工場の大気汚染物質管理表（2018年度）

| 対象会社 | 国 | 測定物質 | （基準値） | | 測定濃度 | 乾きガス流量（Nm³/h） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単位 | | | |
| KTI | インドネシア | CO（一酸化炭素） | μg/Nm³ | 22,600 | 4,430 | - |
| | | SOx（硫黄酸化物） | μg/Nm³ | 262 | 36 | - |
| | | NOx（窒素酸化物） | μg/Nm³ | 92.5 | 60 | - |
| | | $H_2S$（硫化水素） | μg/Nm³ | 42 | 8 | - |
| | | $NH_3$（アンモニア） | μg/Nm³ | 1,360 | 137 | - |
| | | $O_3$（オゾン） | μg/Nm³ | 200 | 34 | - |
| | | ばいじん | mg/Nm³ | 0.26 | 0.14 | - |
| RPI | インドネシア | SOx（硫黄酸化物） | mg/Nm³ | 800 | 検出限界以下 | - |
| | | NOx（窒素酸化物） | mg/Nm³ | 1,000 | 200 | - |
| | | ばいじん | mg/Nm³ | 350 | 341 | - |
| ASTI | インドネシア | CO（一酸化炭素） | μg/Nm³ | 15,000 | 2,517 | - |
| | | SOx（硫黄酸化物） | μg/Nm³ | 632 | 25 | - |
| | | NOx（窒素酸化物） | μg/Nm³ | 316 | 33.4 | - |
| | | $H_2S$（硫化水素） | μg/Nm³ | 0.02 | 検出限界以下 | - |
| | | $NH_3$（アンモニア） | ppm | 2.0 | 0.073 | - |
| | | TSP (Debu Total)<br>総浮遊粒子状物質 | μg/Nm³ | 230 | 131.4 | |
| VECO | ベトナム | SOx（硫黄酸化物） | mg/Nm³ | 500 | 51.63 | - |
| | | NOx（窒素酸化物） | mg/Nm³ | 850 | 158.76 | - |
| | | ばいじん | mg/Nm³ | 200 | 125.14 | - |
| CCC | アメリカ合衆国 | VOC（揮発性有機化合物） | lbs | 200,000 | 153,146 | |

# 水質汚染物質の管理

## 国内の水質汚染物質管理

水質については「水質汚濁防止法」にのっとり、対象となる筑波研究所及び住友林業クレスト株式会社全工場（鹿島工場・静岡工場・新居浜工場・伊万里工場）、紋別バイオマス発電所、八戸バイオマス発電所それぞれについて、定期的に排水の水質濃度検査を実施しています。2018年度は、排出濃度検査の結果は全て基準値以内でした。

## 国内工場の水質物質管理表（2018年度）

| 対象会社 | 対象部署 | 検査項目 | （基準値） | | 測定濃度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単位 | | |
| 住友林業 | 筑波研究所 | pH | - | 5～9 | 7.8 |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | ＜ 600 | 7.3 |
| | | COD | mg/L | - | - |
| | | SS（浮遊物質量） | mg/L | ＜ 600 | 8.25 |
| | | ノルマルヘキサン抽出物（鉱油類） | mg/L | ≦ 5 | 1 |
| | | ノルマルヘキサン抽出物（動植物類） | mg/L | ≦ 30 | 1 |
| | | 沃素消費量 | mg/L | ≦ 220 | 7.08 |
| | | フェノール類含有物 | mg/L | ≦ 5 | ＜ 0.025 |
| | | シアン化合物 | mg/L | ≦ 1 | ＜ 0.1 |
| | | 銅含有物 | mg/L | ≦ 3 | ＜ 0.02 |
| | | 亜鉛含有物 | mg/L | ≦ 2 | 0.023 |
| | | 溶解性鉄含有物 | mg/L | ≦ 10 | 0.049 |
| | | 溶解性マンガン含有量 | mg/L | ≦ 10 | ＜ 0.02 |
| | | ベンゼン | mg/L | ≦ 0.1 | ＜ 0.001 |
| | | ほう素及びその化合物 | mg/L | ≦ 10 | 0.05 |
| | | ふっ素及びその化合物 | mg/L | ≦ 8 | ＜ 0.17 |
| 住友林業クレスト | 鹿島工場 | pH | - | 5.8～8.6 | 12.5 |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | - | 2.6 |
| | | COD（化学的酸素要求量） | mg/L | 10.0 | 5.3 |
| | | SS（浮遊物質量） | mg/L | 10.0 | 1.0 |

| 対象会社 | 対象部署 | 検査項目 | （基準値） | | 測定濃度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単位 | | |
| | 静岡工場 | pH | - | 5.8～8.6 | 7.6 |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | ≦ 160 | 28.0 |
| | | COD（化学的酸素要求量） | mg/L | - | - |
| | | SS（浮遊物質量） | mg/L | ≦ 200 | ＜ 0.5 |
| | 新居浜工場 | pH | - | 5.8～8.6 | 6.8 |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | - | - |
| | | COD（化学的酸素要求量） | mg/L | 160 | 13 |
| | | SS（浮遊物質量） | mg/L | 200.0 | 4 |
| | 伊万里工場 | pH | - | 5.8～8.6 | 7.8 |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | - | - |
| | | COD（化学的酸素要求量） | mg/L | 70 | 31.9 |
| | | SS（浮遊物質量） | mg/L | 70 | 5.6 |
| 紋別バイオマス発電所 | | pH | - | 5～9 | 7.5 |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | 5日間に1,000mg/L未満 | 3.4 |
| | | SS（浮遊物質量） | mg/L | 1,000 | 2.8 |
| 八戸バイオマス発電所 | | pH | - | 5.8～8.6 | 7.5 |

## 海外の水質汚染物質管理

海外の工場においては、各国の排水水質規制に従って、水質汚染物質の濃度検査を実施しています。2018年度は、排出濃度検査の結果は全て基準値以内でした。

### 海外工場の水質物質管理表（2018年度）

| 対象会社 | 対象部署 | 検査項目 | （基準値） | | 測定濃度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単位 | | |
| KTI | インドネシア | pH | - | 6～9 | 6.8 |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | 75.0 | 11.3 |
| | | COD（化学的酸素要求量） | mg/L | 125.0 | 39.5 |
| | | TSS（浮遊物質量） | mg/L | 50.0 | 6.3 |
| | | NH3-N（アンモニア濃度） | mg/L | 4.0 | 0.94 |
| | | Fenol（フェノール濃度） | mg/L | 0.25 | 0.04 |
| RPI | インドネシア | pH | - | 6～9 | 7.6 |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | 75 | 6.5 |
| | | COD（化学的酸素要求量） | mg/L | 125 | 81.4 |
| | | TSS（浮遊物質量） | mg/L | 50 | 20 |
| | | $NH_3$-N（アンモニア濃度） | mg/L | 4 | 0,16 |
| | | Fenol（フェノール濃度） | mg/L | 0.25 | ＜ 0,001 |
| ASTI | インドネシア | pH | - | 6～9 | 7.3 |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | 50.0 | 7.0 |
| | | COD（化学的酸素要求量） | mg/L | 100.0 | 21.7 |
| | | 溶解性鉄含有量 | mg/L | 5 | 1.2 |
| | | 溶解性マンガン含有量 | mg/L | 2 | 0.6 |
| | | 銅含有量 | mg/L | 2 | 0.01 |
| | | 亜鉛含有量 | mg/L | 5 | 0.1 |
| | | 六価クロム化合物 | mg/L | 0.1 | ＜ 0.0001 |
| | | クロム化合物 | mg/L | 0.5 | 0.0014 |
| | | カドミウム化合物 | mg/L | 0.05 | 0.0112 |
| | | 鉛化合物 | mg/L | 0.1 | ＜ 0.0547 |
| | | 硫化水素化合物 | mg/L | 0.05 | 0.0256 |

| 対象会社 | 対象部署 | 検査項目 | （基準値） | | 測定濃度 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単位 | | |
| | | 硝酸塩化合物 | mg/L | 20 | 0.1782 |
| | | 亜硝酸塩化合物 | mg/L | 1 | 0.0003 |
| VECO | ベトナム | pH | - | 5～9 | 6.9 |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | 100 | 49.0 |
| | | COD（化学的酸素要求量） | mg/L | 300 | 100.0 |
| | | SS（浮遊物質量） | mg/L | 200 | 23.0 |
| | | 窒素化合物 | mg/L | 40 | 35.0 |
| | | リン酸塩化合物 | mg/L | 6 | 1.0 |
| NPIL | ニュージーランド | pH | - | 6～9 | - |
| | | BOD（生物化学的酸素要求量） | mg/L | 2,350 | 2,006.0 |
| | | COD（化学的酸素要求量） | mg/L | 6,400 | 4928.8 |
| | | SS（浮遊物質量） | mg/L | 650 | 436.1 |

## アスベスト（石綿）含有建材の適正処理

住友林業グループは、石綿の適正な処理ルートを確保しています。住友林業では、「解体工事適正対応ガイド」を策定し、住宅の解体工事における石綿の飛散防止に努めています。

一方、各事業所の建築物においても、法律に基づき適正に処理しています。

## ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・適正処理

使用済みの高圧コンデンサーなどに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」にのっとり適切に管理し、処理を進めています。

### ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理状況※1

| 対象会社 | 対象施設 | 2016年度 処理量（kg）※1 | 2017年度 処理量（kg）※1 | 2018年度 処理量（kg）※1 |
|---|---|---|---|---|
| 住友林業クレスト | 伊万里工場 | 1,385 | 0 | 0 |
| | （旧）名古屋工場※2 | 0 | 44,190 | 0 |
| | （旧）九州工場※2 | 8,570 | 0 | 0 |
| 河之北開発 | | 0 | 350 | 0 |
| 小計 | | 9,955 | 44,540 | 0 |

※1 上記処理量（kg）は、処分届の数量で、保管容器込みの重量を記載

※2 （旧）名古屋工場、（旧）九州工場は、2015年6月末に閉鎖

### ポリ塩化ビフェニル（PCB）の管理状況※1

| 対象会社 | 対象施設 | 2018年度以降 処理予定（台数） | 管理状況 |
|---|---|---|---|
| 住友林業クレスト | （旧）名古屋工場※2 | 513台 | 安定器保管中 |
| ASTI | ASTI工場 | 169kg | 電子基盤 |

※1 上記記載の機器は、現在使用中もしくは保管中の機器であり、処理検討中のもの

※2 （旧）名古屋工場は、2015年6月末に閉鎖

## フロン排出量の管理

筑波研究所などの試験設備や関係会社の空調・保冷庫などの冷媒として使用されているフロン類ガスについては、2015年4月に施行された「フロン排出抑制法」にのっとり、下表のようにフロン排出量を定期検査時のフロン充填量で管理しています。

### フロン排出量管理状況

| 場所 | フロン類 | 漏洩量（kg） | 係数 | 算定漏洩量（$t/CO_2$） |
|---|---|---|---|---|
| 住友林業 | R410A | 1.5 | 2,090 | 3 |
| 筑波研究所 | R404A | 1.2 | 3,920 | 5 |
| | R22 | 8.1 | 1,810 | 15 |
| 計 | | | | 23 |

※ フロン排出量は、定期点検時のフロン充填量（kg）で管理

## 植物の力を活用した土壌浄化技術・環境修復事業

現在、日本国内では工場などの跡地の利用において、土壌汚染に伴う環境負荷とその対策コストの負担が課題となっています。例えば、ガソリンスタンドは、埋設から40年以上たった地下タンクの改修が、改正消防法で義務化されたことに伴い、年間で約1,000～2,000ヵ所が閉鎖される見込みです。

こうした土壌汚染対策・環境修復の需要に応えるべく、住友林業グループは、植物の作用を活用した汚染土壌の浄化（ファイトレメディエーション）に取り組んでいます。その一環として、2012年度、独自に品種登録した日本シバ「バーニングフィールド」による油汚染土壌浄化工法を、JXTGエネルギー株式会社（当時：JX日鉱日石エネルギー株式会社）と共同開発しました。

この工法で使用する日本シバは、根から出る栄養分が油分を低減する微生物の働きを活性化させる作用を持ち、環境負荷を抑え低コストで汚染土壌を浄化することが可能です。これまで、ガソリンスタンドや油槽所跡地の浄化に9件導入され、そのうち3件で浄化が完了しました。

なお、2013年「環境対策に係る模範的取組表彰（大臣表彰）」を受賞するとともに、環境省が2013年度、2014年度に実施した「低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査」において、油分分解微生物の活性化傾向が認められた他、高濃度の油汚染地で適用することができる可能性があるとの評価を得ました。2018年10月、公益財団法人日本デザイン振興会が主催のグッドデザイン賞を受賞しました。

今後も、この工法による浄化実績を積み重ね、全国の油汚染問題の解決に貢献していきます。



ガソリンスタンド跡地に施工されたシバ

# 生物多様性保全に関する方針と目標

## 生物多様性宣言と生物多様性行動指針

住友林業は、2006年度に国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」、2007年度に「木材調達理念・方針」を定めました。また、2007年度に「環境方針※」を改訂し、生物多様性への配慮を加えました。さらに、2012年3月には、住友林業グループの生物多様性への認識や姿勢を示す「生物多様性宣言」、社内的な指針を取り決めた「生物多様性行動指針」、具体的な行動目標を定めた「生物多様性長期目標」を制定しました。

2015年7月には、「環境理念※」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合しました。これにより、生物多様性への取り組みも「住友林業グループ環境方針」で統一された方針のもと、運用しています。

※ 住友林業グループでは1994年に「環境理念」を、2000年に「環境方針」を策定

▸ 住友林業グループ環境方針

## 生物多様性長期目標

生物多様性保全への取り組みを推進すると同時に、2010年に生物多様性条約COP10で採択された「愛知目標」達成に向けた国際的貢献を図るため、2012年3月に生物多様性長期目標を策定しました。それぞれの目標に2020年までの概略的なタイムスケジュールを設けて、今後の取り組みの指針としています。

### 住友林業グループ生物多様性長期目標（要約）

**グループ共通目標**

1. （森林の持続可能性の追求）
   木に関わる川上から川下まで全ての事業で、森林の減少防止に努め、森林の持続可能性を追求します。
   - 再植林や天然更新など森林の再生や、森林の生長力を考慮した持続可能な計画伐採に努めます。
   - 森林認証材・植林木・国産材など持続可能な木材の調達や利用を拡大します。
   - 木材の有効利用と循環利用を進めます。

2. （森林および木材による二酸化炭素の吸収・固定の拡大）
   健全な森林を育成し、木質建材・木造建築物により木材利用を推進することで、木材による二酸化炭素の吸収と固定を大きく拡大し、生物多様性保全と気候変動緩和に貢献します。

**個別目標**

3. （森林）
   生物多様性を再生･維持･拡大する森林管理を推進します。
   - 生態系や生物の生息環境を守るゾーニングを進めます。
   - 国内社有林では環境保全を重視する環境林の面積を20%以上確保します。
   - 国内社有林は森林認証100%を維持します。

- 国内社有林では生物多様性モニタリング結果に基づき、施業現場における生物多様性を維持、向上していきます。
- 海外植林では、地域社会・経済・教育への貢献に配慮しながら事業を行います。

4. （商品）
森林認証や環境評価などの生物多様性に配慮した商品やサービスを提供します。
5. （建設）
自然環境や街並みに調和した家づくり、まちづくりに努めます。
6. （設計）
建設・施工では、ゼロエミッション推進により廃棄物の発生を管理・抑制します。
7. （緑化）
周辺の生態系や植生に配慮し、自生種を積極的に植栽します。
8. （工場）
汚染物質、廃棄物、騒音を管理・抑制し、生物多様性への影響を減らします。
9. （広報）
お客様、取引先、地域社会などのステークホルダーに生物多様性の大切さを積極的に伝えます。
10. （研究）
生物多様性への取り組みのため、最新の情報を収集し保全技術を開発します。
11. （社会貢献）
歴史的･文化的に貴重な樹木やその遺伝子を保護します。

## 生物多様性保全への社内体制

住友林業グループにおける生物多様性保全に向けた取り組みは、環境マネジメント体制にのっとり、住友林業の代表取締役社長を責任者に、サステナビリティ推進担当執行役員及びサステナビリティ推進室長が、住友林業グループ各社の活動を統括しています。

## 保護地域などに関するコミットメント

住友林業は、木材資源を生産、確保するため、国内外で多くの山林を所有・管理しています。これらの山林は、世界遺産エリアに指定された地域はありません。また、世界自然遺産に指定されたエリアでの施業は今後も行いません。国土が狭い日本の国立公園は、土地の所有に関わらず指定を行う「地域制自然公園制度」を採用しており、国立公園内にも多くの私有地が含まれています。住友林業の社有林も、一部、国立公園に含まれるエリアがありますが、その他の保安林等に指定されている地域とともに、法令を遵守した施業を行っています。

また、リスクアセスメントの上で、その他生物多様性の観点から重要と判断された地域においては、法令遵守にとどまらず、活動の見直し、最小化、回復、及びオフセットなど、影響の緩和に努めています。

住友林業グループでは、国内に約4.8万ヘクタールの社有林を、海外では約23万ヘクタールの森林を管理しています。これらの管理山林を「環境林」「経済林」などに区分し、国内外とも、「環境林」「保護林」においては原則的に施業を行わない自然保護エリアとしています。特に、インドネシアの関係会社ワナ・スブル・レスタリ（以下、WSL）の事業地では、世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結し、「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests：HCVF）」を指定しています。これらの保全エリアは事業地の20%を超え 、生物多様性条約の愛知目標が目指す陸域の17%を保護地域とする目標よりも大きな割合となっています。

## ステークホルダーによる取り組みの評価

WSLでは、HCVFを指定する過程でIFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性や地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて調査しました。この調査結果に基づき、ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）との意見交換を行っています。

また、都市の緑化事業においては、発注いただいたお客様に「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）」が推進する「いきもの共生事業所®」や公益財団法人都市緑化機構が推進する「SEGES緑の認証」への認証登録を積極的に働きかけ、第三者による評価をいただいています。

## 関連イニシアティブの支持や団体との協働

住友林業は、生物多様性保全に積極的に取り組む団体等に多数参加しています。一般社団法人日本経済団体連合会加盟企業から構成される「経団連自然保護協議会」では、住友林業の社長が副会長を務めるほか、事務局員として社員を出向させ、さらに運営を担う企画部会に委員を派遣しています。また、生物多様性への取り組みに熱心な企業が参加する「一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」にも参加し、複数の分科会で企業の生物多様性への取り組みのあり方を共同研究しています。

愛知目標を達成するための国内プロジェクト「にじゅうまるプロジェクト」には、「住友林業グループ生物多様性長期目標」「生物多様性に配慮した住友林業社有林施業」「住友林業富士山『まなびの森』プロジェクト」の3つのプロジェクトを2016年6月に登録しています。この3つのプロジェクトは、多様な主体との連携を図っていること、取り組み自体が企業の特徴を活かした影響力が大きい内容であること、愛知目標との関係性を整理しており関連業界への波及効果が期待できることなどが評価されて、2017年3月に「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の連携事業（第10弾）として一括して認定されました。

さらに、住友林業緑化株式会社では、環境緑化事業で手がけた物件について、「一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ABINC）」が推進する「いきもの共生事業所®」や公益財団法人都市緑化機構が推進する「SEGES緑の認証」への認証登録を積極的に行っています。なお、この公益財団法人都市緑化機構の会長を住友林業の会長が務めています。

- 住友林業グループの生物多様性保全活動 「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の連携事業に認定
- 一般社団法人 企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）

# 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

## 国内社有林における生物多様性保全

国内社有林においては「生物多様性保全に関する基本方針」として、保護地域の適正管理や森林の連続性配慮による「生態系の多様性」、希少動植物の保護による「種の多様性」、個体数の維持による「遺伝的多様性」の3つを掲げています。これらの方針のもと、樹木の生長量などの一定基準に沿って森林を適切に区分・管理しています。また、絶滅危惧種リストやマニュアルの整備、鳥獣類のモニタリング調査にも取り組んでいます。

### 国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）（2006年6月）

1. **生態系の多様性**
   自然公園法などに指定された厳格な保護地域は法律に則り適正に管理する。それ以外の区域は、特に皆伐作業を行う場合にその面積を限定することにより森林の連続性に配慮する。
2. **種の多様性**
   天然林について、拡大造林などの樹種転換を伴う生態系に大きな影響を及ぼす極端な施業を行わないことにより、森林に存在する種数の減少を防ぐ。希少動植物の保全については、あらゆる作業において、レッドデータブックを活用し、その保護に留意する。
3. **遺伝的多様性**
   遺伝子レベルの変異とそれを維持するための個体数の維持が問題となるが、この分析は容易ではなく、行政や公的機関が実施しているモニタリング調査の結果が存在すれば、それを注視するなどを、今後の取り組み課題としたい。

## 「住友林業レッドデータブック」「水辺林管理マニュアル」の作成

住友林業では、社有林内に生息する可能性がある絶滅が危惧される動植物のリスト「住友林業レッドデータブック」を作成し、山林管理に従事する社員及び請負事業者に配布しています。施業時にデータブック記載の動植物を確認した場合には、専門家の意見を参考に適切に対処しています。現在の最新版ブックを用いながら、生物多様性を重視した施業を引き続き進めていきます。

また、多様な生物が生息する水辺では、「水辺林管理マニュアル」を作成して、適切な管理と保全に努めています。



住友林業レッドデータブック

## 鳥獣類のモニタリング調査

住友林業では、社有林における鳥獣類の生息状況をモニタリングしました。生物多様性に関連する基礎資料作成、及び森林施業が周辺の環境に及ぼす影響を長期的に把握するため、紋別（北海道）、新居浜（四国）、日向（九州）、兵庫・三重など（本州）の4地域において調査し、各地域のデータを蓄積しました。

これまでの9回にわたるモニタリング調査によって、皆伐施業地が徐々に森林に遷移する段階で、様々な生息環境が発生し、哺乳類や鳥類の成育数にも変化を生じさせ、生物の多様性を維持していることが判明しました。

また、皆伐施業地は一時的に生息種数を減少させることがある一方で、クマタカ等のアンブレラ種の営巣適地と狩場適地をモザイク状に分布させることに寄与し、上記種等の成育に良好な環境が実現されていることが確認できました。

今後も、これまでのモニタリング状況を踏まえ、社有林が有する環境保全、生物多様性の維持などの機能を適切に維持できるような施業に取り組みます。

### これまでの調査で確認された哺乳類と鳥類の種

| | 管理面積(ha) | | 確認された鳥獣類（単位：種） | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 |
| 四国社有林 | 14,783 | 哺乳類 | 14 | | | | 11 | | | | 10 |
| | | 鳥類 | 31 | | | | 34 | | | | 24 |
| 九州社有林 | 9,182 | 哺乳類 | | 11 | | | | 12 | | | |
| | | 鳥類 | | 33 | | | | 29 | | | |
| 北海道社有林 | 18,199 | 哺乳類 | | | 10 | | | | 9 | | |
| | | 鳥類 | | | 38 | | | | 40 | | |
| 本州社有林<br>※2013年 岡山、兵庫、三重取得<br>※2015年 和歌山追加取得 | 5,813 | 哺乳類 | | | | 12 | | | | （和）10<br>（兵）6 | |
| | | 鳥類 | | | | 25 | | | | （和）29<br>（兵）21 | |
| 合計 | 47,977 | | | | | | | | | | |

※ 2015年は和歌山、兵庫の2地区にて実施



2016年度新居浜（四国）山林で確認されたニホンジカ



2016年度新居浜（四国）山林で確認されたニホンザル

## 海外植林地における生物多様性保全

世界第3位の熱帯林面積を有するインドネシアでは、違法伐採や森林火災などによって、毎年約70万ヘクタールの森林が減少しているといわれています。住友林業グループは、インドネシアの西カリマンタンで大規模産業植林を行っており、生物多様性と経済性の調和を目指し、科学的な見地に基づく、適切な土地利用計画を策定しています。特に、事業地を保護ゾーンと植林ゾーンに分け、その間には緩衝帯を設定して在来樹種を植えるなど、保護ゾーンへの影響軽減を図っています。

希少価値の高い保護ゾーンは、水源涵養機能、希少動植物の生息地、遺伝資源保存機能といった様々な環境機能を有していることから、パトロールや定期的な調査活動を通して適切に管理しています。また、密猟によって個体数の減少が危惧されるテングザルは、川沿いを好んで生息していることが分かっており、従来、法令で定められた川岸から50～100mの保護エリアを、学術的知見に基づき最大500mまで拡大しています。さらに、テングザル本来の生息域であるマングローブ林と国指定の保全林をつなぐ回廊を設けることで、テングザルの生息地拡大に貢献しています。その他、専門家を招いて保護ゾーンにおける希少動植物の調査を定期的に実施し、その結果を今後の管理や保護に反映させていきます。

生態系の広がりと行政によって定められた事業地の境界は一致しないため、地域のNGOや近隣他社と協力をして、ランドスケープマネジメントという新しいアプローチによる生物多様性保全への取り組みを始めています。

# 水資源の有効利用

## 事業活動における節水

世界では今、水不足に対する危機感が増しています。今後、人口増加や途上国の経済成長によって水需要が高まることにより、この問題はますます深刻化することが予想されます。

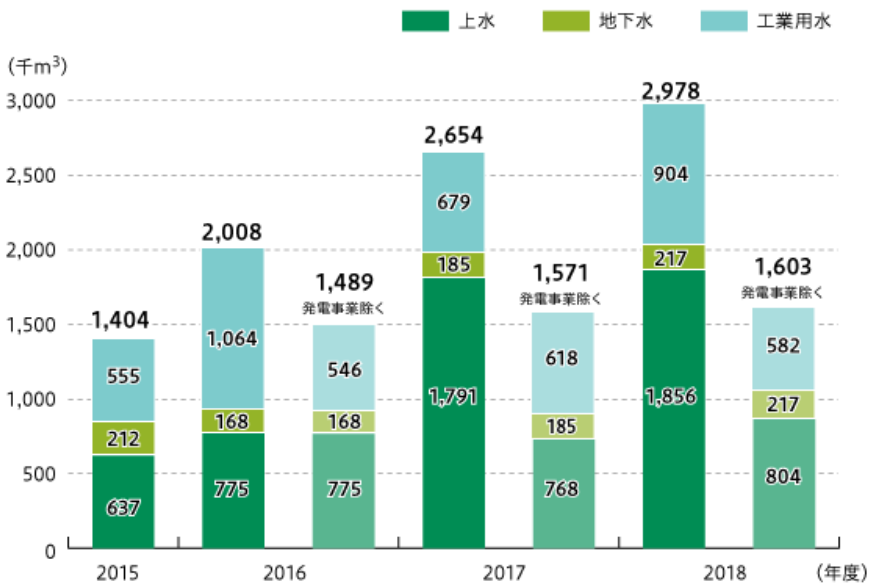
住友林業グループの主要事業は、木材建材流通事業、住宅事業などであり、水の使用量は少ないビジネスモデルです。しかしながら、水を重要な資源とする事業も展開しており、そうした事業を中心に、水使用量を削減し、リスクアセスメントの実施や問題が発生した場合の対応策の検討を行う方針としています。

住友林業グループでは、国内外の製造会社に加え、2012年度からは当社グループが所有する建物など、水使用量の実数測定が可能な拠点で水の使用量や水源を把握しています。2017年度に、2016年度のグループ会社全体の水使用量を分析し、連結売上高の7.2%にあたる8社のグループ会社で水使用量の91.8%を占めていることがわかりました。そこで、この8社を水の重点管理会社と位置付け、まず、国内の5社で水使用に関するリスクアセスメントと水不足になった場合の具体的な対応策をまとめました。また、海外3社に関しても、水使用の実態把握を開始しました。

2018年度、日本国内の当社グループ全体と2018年度からデータ収集が可能になった部署における水使用量目標値は2.5.%の削減でしたが、実績は3.7%削減となりました（本格稼働から間もないバイオマス発電事業を除く）。住友林業クレストの伊万里工場における工業用水の循環利用の節水策が主な要因です。2019年度以降は、中期経営計画サステナビリティ編において、当社グループ全体の水使用量を目標化しています。2019年度の目標値は、2,981,000m³以内です。

また、住友林業では、サプライチェーンにおける水使用量を把握するため、2015年度、住宅施工現場で協力会社が使用する水使用量のサンプリング調査を実施し、施工時の水使用量は床面積1m²あたり約0.0887m³であることがわかりました。

### 過去4年間水使用量の推移※1



## 部門別水使用量推移※1

| | 国内オフィス部門他（単位：千m³） | | | 国内工場・発電事業部門他（単位：千m³） | | | 海外工場（単位：千m³） | | | 合計（単位：千m³） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2018年度 |
| 上水 | 80 | 73 | 79 | 114 | 1,258 | 1,302 | 581 | 460 | 475 | 1,856 |
| 地下水 | 0※2 | 0 | 29 | 0※2 | 10 | 14 | 168 | 175 | 174 | 217 |
| 工業用水 | 131 | 119 | 125 | 718 | 263 | 470 | 215 | 297 | 310 | 904 |
| 合計 | 211 | 192 | 232 | 832※3 | 1,531※3 | 1,786 | 964 | 932 | 959 | 2,978 |

※1 対象は当社グループが所有する建物など、水使用量の把握が可能な拠点

※2 2016年度から、一般的開示に基づき、水道局から購入した水などについては全て上水に計上した

※3 集計区分の変更により、2016年度の工業用水の一部数値を2017年度の上水に計上した

▸（第三者保証マーク）について

## 住友林業クレストの取り組み

合成樹脂接着剤などを製造している住友林業クレストの伊万里工場では、工業用水を製造設備の冷却に使用したあと、工場排水の希釈に再利用するなどの節水施策に取り組んでいます。2018年度は、廃水（凝縮沈殿処理済み水）をさらに生物処理することで、工場排水の水質管理に必要な希釈水を抑制するなど、新たな節水施策を開始しました。その節水施策による効果は推定で1日あたり約350 m³となります。また、2018年度の工業用水使用量は147,730m³、2017年度と比べ27%減となりました。



生物処理設備（曝気ブロワー）



生物処理設備（曝気槽）



排水のCOD測定

**住友林業クレスト伊万里工場の節水施策**

1. 廃水（凝縮沈殿処理済み水）を更に※1生物処理することで、水質管理に必要な稀釈水を抑制（約350 m³/日）する。
2. COD※2自動測定装置による水質管理を実施し、必要最低限の希釈水で排水処理を行う。
3. 製造設備の冷却に使用したあとの水を工場排水の希釈に利用する。
4. 雨水回収用ポンプの増強などで雨水の利用率を向上させる。

※1 好気性微生物に空気（酸素）を供給し、有機物を吸収・分解させることで、COD値を下げる

※2 化学的酸素要求量のこと。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を示したもので、代表的な水質の指標の一つ

## 関連イニシアティブへの参画

2017年度より、住友林業グループは、「CDPウォーター」の質問書に回答し、より詳しい水関連リスクへの取り組み内容等を公表しています。

# 環境関連データ

## 国内グループ会社の環境データ

環境影響度の大きい国内製造会社および発電事業所について、会社別、工場別の環境負荷情報を報告しています。

### 住友林業クレスト

| 項目（単位） | 鹿島工場 | 静岡工場 | 新居浜工場 | 伊万里工場 | 小計 |
|---|---|---|---|---|---|
| エネルギー投入量（GJ） | 34,059 | 26,964 | 27,132 | 14,961 | 113,116 |
| 原材料投入量（t） | 8,675 | 33,872 | 5,301 | 8,128 | 55,976 |
| 水資源使用量（$m^3$） | | | | | |
| 上水 | 3,628 | 4,147 | 3,603 | 165 | 11,543 |
| 主な水源地 | 湖沼-霞ヶ浦北浦（保護地域：一部、水郷筑波国定公園） | 地下水-大井川流域 | - | 貯水池 | - |
| 工業用水 | - | - | - | 147,730 | 147,730 |
| 主な水源地 | - | - | 地下水（新居浜市水道局） | 河川-有田川流域（一部、黒髪山鳥獣保護区） | - |
| 温室効果ガス排出量（t-$CO_2$） | | | | | |
| 二酸化炭素（$CO_2$） | 1,304 | 1,194 | 1,824 | 857 | 5,179 |
| メタン（$CH_4$）※ | 10.2 | 4.9 | 4.2 | - | 19.3 |
| 一酸化二窒素（$N_2O$）※ | 2.4 | 0.5 | 0.4 | - | 3.3 |
| 廃棄物排出量（t） | 2,427 | 2,050 | 1,011 | 274 | 5,761 |
| 排水量（$m^3$） | | | | | |
| 下水道 | 2,468 | 0 | 3,603 | 0 | 6,071 |
| 海域 | 0 | 0 | 0 | 129,722 | 129,722 |
| 河川 | 0 | 4,147 | 0 | 0 | 4,147 |
| 湖沼 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大気への排出量（kg） | | | | | |
| 硫黄酸化物（SOx） | - | - | 563 | 1,308 | 1,871 |
| 窒素酸化物（NOx） | - | - | 908 | - | 908 |
| ばいじん | - | - | 51 | - | 51 |

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

▸ （第三者保証マーク）について

## 住友林業緑化株式会社 農産事業部（旧：スミリン農産工業）

| 項目（単位） | 飛島工場 | 新城工場 | 小計 |
|---|---|---|---|
| エネルギー投入量（GJ） | 2,211 | 5,184 | 7,395 |
| 原材料投入量（t） | 13,796 | 5,462 | 19,258 |
| 水資源使用量（m³） | | | |
| 上水 | 574 | 481 | 1,055 |
| 主な水源地 | 河川-木曽川流域（保護地域該当なし） | 河川-豊川系統の県水 | - |
| 工業用水 | - | - | - |
| 主な水源地 | - | 井戸水 | - |
| 温室効果ガス排出量（t-$CO_2$） | | | |
| 二酸化炭素（$CO_2$） | 128 | 329 | 457 |
| メタン（$CH_4$）※ | - | - | - |
| 一酸化二窒素（$N_2O$）※ | - | - | - |
| 廃棄物排出量（t） | 41 | 18 | 60 |
| 排水量（m³） | | | |
| 下水道 | 0 | 0 | 0 |
| 海域 | 0 | 0 | 0 |
| 河川 | 573 | 481 | 1,054 |
| 湖沼 | 0 | 0 | 0 |
| 大気への排出量（kg） | | | |
| 硫黄酸化物（SOx） | - | 48 | 48 |
| 窒素酸化物（NOx） | - | 728 | 728 |
| ばいじん | - | 0 | - |

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

▸ （第三者保証マーク）について

## 発電事業所

| 項目（単位） | 紋別バイオマス発電 | 八戸バイオマス発電 | オホーツクバイオエナジー | ジャパンバイオエナジー | みちのくバイオエナジー | 小計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| エネルギー投入量（GJ） | 5,361,506 | 1,620,991 | 17,693 | 10,495 | 6,973 | 7,017,657 |
| 原材料投入量（t） | 3,820 | 990 | 126,872 | 59,949 | 58,647 | 250,278 |
| 水資源使用量（m³） | | | | | | |
| 上水 | 1,043,205 | 8,741 | 180 | 6,485 | 192 | 1,058,803 |
| 主な水源地 | 渚滑川水系 | 白山水系白山配水池 | 渚滑川水系 | 相模湖、相模川水系、宮ヶ瀬ダム | 白山水系白山配水池 | - |
| 工業用水 | - | 322,256 | - | - | - | 322,256 |
| 主な水源地 | - | 馬渕川 | - | - | - | - |
| 温室効果ガス排出量（t-$CO_2$） | | | | | | |
| 二酸化炭素（$CO_2$） | 87,573 | 171 | 1,159 | 221 | 475 | 89,599 |
| メタン（$CH_4$）※ | 5,991 | 2,562 | - | - | - | 8,553 |
| 一酸化二窒素（$N_2O$）※ | 86,011 | 26,044 | - | - | - | 112,054 |
| 廃棄物排出量（t） | 12,743 | 2,282 | 1 | 665 | - | 15,691 |
| 排水量（m³） | | | | | | |
| 下水道 | 415,536 | - | 122 | - | - | 415,658 |
| 海域 | - | 89,305 | - | - | - | 89,305 |
| 河川 | - | - | - | - | - | - |
| 湖沼 | - | - | - | - | - | - |
| 大気への排出量（kg） | | | | | | |
| 硫黄酸化物（SOx） | 152,906 | 267 | - | - | - | 153,173 |
| 窒素酸化物（NOx） | 269,575 | 71,096 | - | - | - | 340,671 |
| ばいじん | 1,491 | 0 | - | - | - | 1,491 |

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

▸ （第三者保証マーク）について

## 国内全工場合計

| 項目（単位） | 合計 |
|---|---|
| エネルギー投入量（GJ） | 7,141,450 |
| 原材料投入量（t） | 325,512 |
| 水資源使用量（$m^3$） | |
| 上水 | 1,071,400.5 |
| 主な水源地 | 上記表記とおり |
| 工業用水 | 469,986 |
| 主な水源地 | 上記表記とおり |
| 温室効果ガス排出量（t-$CO_2$） | |
| 二酸化炭素（$CO_2$） | 96,083 |
| メタン（$CH_4$）※ | 8,572 |
| 一酸化二窒素（$N_2O$）※ | 89,750 |
| 廃棄物排出量（t） | 21,746 |
| 排水量（$m^3$） | |
| 下水道 | 429,246 |
| 海域 | 219,027 |
| 河川 | 5,201 |
| 湖沼 | 0 |
| 大気への排出量（kg） | |
| 硫黄酸化物（SOx） | 155,092 |
| 窒素酸化物（NOx） | 342,307 |
| ばいじん | 1,542 |

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

## 海外グループ会社の環境データ

環境影響度の大きい海外製造会社について、会社別の環境負荷情報を報告しています。

### 海外製造会社（1/2）

| 項目（単位） | リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI） | アスト・インドネシア（ASTI） | クタイ・ティンバー・インドネシア（KTI） |
|---|---|---|---|
| エネルギー投入量（GJ） | 528,761 | 86,243 | 1,374,285 |
| 原材料投入量（t） | 102,618 | 43,990 | 559,203 |
| 水資源使用量（$m^3$） | | | |
| 上水 | - | 604 | - |
| 工業用水 | - | 34,495 | 275,099 |
| 地下水 | 57,690 | - | 114,203 |
| 温室効果ガス排出量（t-$CO_2$） | | | |
| 二酸化炭素（$CO_2$） | 19,211 | 6,288 | 48,075 |
| メタン（$CH_4$）※ | 473 | - | 1,283 |
| 一酸化二窒素（$N_2O$）※ | 44 | - | 120 |
| 廃棄物排出量（t） | 24,030 | 3,760 | 69,891 |
| 排水量（$m^3$） | | | |
| 下水道 | 0 | 2,529 | 0 |
| 海域 | 0 | 0 | 8,521 |
| 河川 | 54,837 | 0 | 0 |

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

## 海外製造会社（2/2）

| 項目（単位） | ネルソン・パイン・インダストリーズ（NPIL） | ヴィナ・エコ・ボード（VECO） | キャニオンクリーク（CCC） | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| エネルギー投入量（GJ） | 1,864,281 | 398,485 | 66,801 | 4,318,857 |
| 原材料投入量（t） | 773,607 | 195,788 | 9,187 | 1,684,393 |
| 水資源使用量（$m^3$） | | | | |
| 上水 | 368,540 | 101,998 | 3,998 | 475,140 |
| 工業用水 | - | - | - | 309,594 |
| 地下水 | - | - | - | 174,310 |
| 温室効果ガス排出量（t-$CO_2$） | | | | |
| 二酸化炭素（$CO_2$） | 13,241 | 15,224 | 3,204 | 105,243 |
| メタン（$CH_4$）※ | 1,394 | 125 | - | 3,275 |
| 一酸化二窒素（$N_2O$）※ | 256 | 12 | - | 432 |
| 廃棄物排出量（t） | 117,674 | 24,928 | - | 240,283 |
| 排水量（$m^3$） | | | | |
| 下水道 | 323,140 | 29,580 | 3,998 | 359,247 |
| 海域 | 0 | 0 | 0 | 8,521 |
| 河川 | 0 | 0 | 0 | 54,837 |

※ メタンと一酸化二窒素は二酸化炭素に換算して算出

## 環境会計2018年度の集計結果

住友林業では、環境経営を推進していくために、環境保全コストならびに環境保全効果、経済効果を集計し公表しています。

※ 集計範囲は住友林業単体と一部グループ会社を含む

### 環境保全コスト

| コストの分類 | | 主な取り組みの内容 | 費用額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 事業エリア内コスト | 地球環境保全コスト※1 | 持続可能な森林の育成 | 695 |
| | | 環境ビジネス（海外コンサルティング、REDD+関連事業など） | 123 |
| | | カーボンオフセットの実施 | 25 |
| | 資源循環コスト※2 | 産業廃棄物の適正処理・削減・リサイクル推進 | 6,384 |
| | | 廃木材チップの流通事業運営 | 266 |
| | | 浄水場沈殿土のリサイクル培養土事業 | 287 |
| 上・下流コスト※3 | | グリーン購入 | 25 |
| 管理活動コスト※4 | | 環境管理活動の運営･推進（ISO14001運用、環境教育、LCA調査など） | 187 |
| | | 環境負荷の監視 | 1 |
| | | 環境情報の開示及び運用（CSRレポート、環境関連広告、環境関連展示など） | 20 |
| 研究開発コスト※5 | | 研究開発活動のうち環境保全に関する要件 | 838 |
| 社会活動コスト※6 | | 「まなびの森」管理・運営 | 21 |
| | | 「フォレスターハウス」管理・運営 | 8 |
| | | その他社会貢献活動 | 3 |
| | | 経団連自然保護基金への寄付 | 2 |
| 合計 | | | 8,887 |

※1 地球環境保全コスト：持続可能な森林育成のための社有林保全管理にかかる経費、環境ビジネスにかかる国内外の経費、カーボンオフセット実施のための海外植林費用を算出

※2 資源循環コスト：廃木材流通事業の運営、建設廃棄物の分別・リサイクル・適正処理・収集運搬・管理、リサイクル培養土事業にかかる経費を算出

※3 上・下流コスト：グリーン購入にかかる経費を算出

※4 管理活動コスト：ISO14001認証維持に関する事務局経費及び審査費用、環境関連広告、環境関連展示、サステナビリティレポートなど環境情報の開示にかかる費用、環境教育、LCA調査、環境負荷の監視などに関わる費用を算出

※5 研究開発コスト：筑波研究所で実施している環境関連テーマの研究にかかる経費を算出

※6 社会活動コスト：富士山「まなびの森」自然林復元活動運営、「フォレスターハウス」の維持管理・運営、その他社会貢献活動にかかる経費及び経団連自然保護基金への寄付金を算出。経団連自然保護協議会が委託する経団連自然保護基金への資金支援を実施

▸ 経団連自然保護協議会

## 環境保全効果

| 効果の分類 | 効果の内容 | 効果 |
|---|---|---|
| 事業エリア内コストに対する効果 | 流通事業による廃木材リサイクル量（チップ換算） | 1,009千m³ |
| | 浄水場沈殿土のリサイクル培養土の販売量 | 15千トン |
| 上・下流コストに対する効果 | グリーン購入率 | 66.0% |
| 管理活動コストに対する効果 | 内部環境監査員取得者 | 217名 |
| 研究開発コストに対する効果 | 「長興山しだれ桜」のクローン苗木「仙姫桜」栽培に成功<br>各地で大切に受け継がれてきた名木を保護・増殖することで街づくりや文化の継承に寄与 | - |
| | 生物多様性に配慮した「フォレストガーデン秦野」<br>戸建住宅団地で第一号のＡＢＩＮＣ(エイビンク)認証 | - |
| | 飛島建設（株）・住友林業（株）・ミサワホーム（株）の3社で共同開発 木材を活用した地盤補強工法として日本建築センター初の評定を取得 | - |
| | 苫小牧バイオマス発電所が営業開始<br>地元の未利用木材で約10,000世帯分の電力を供給 | - |
| | 八戸バイオマス発電株式会社が営業運転開始<br>地元の林地未利用材で約27,000世帯分の電力を供給 | - |
| | 路網設計支援ソフト『ＦＲＤ』発売<br>より良い道づくりの効率化を支援し、林業活性化に寄与 | - |
| 社会活動コストに対する効果 | 富士山「まなびの森」でのボランティア活動参加人数 | 169名 |
| | 富士山「まなびの森」環境学習支援プロジェクト参加児童人数 | 957名 |
| | 「フォレスターハウス」来場者数 | 2,141名 |
| | 住友林業グループCSRレポート2018<br>第22回環境コミュニケーション大賞で「生物多様性報告特別優良賞」受賞 | - |

# 会社概要

## 住友林業の概要

| | |
|---|---|
| **会社名** | 住友林業株式会社 |
| **本社所在地** | 〒100-8270 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 |
| **資本金** | 32,752百万円（2019年3月31日現在） |
| **設立** | 1948年（昭和23年）2月20日 |
| **創業** | 1691年（元禄4年） |
| **従業員数** | 単体4,824名、連結19,159名（2019年3月31日現在） |
| **営業種目** | **■ 資源環境事業**<br>国内山林の経営、バイオマス発電事業、海外における植林事業・植林木の販売、国内の山林・海外の植林に関するコンサルタント業務等<br><br>**■ 木材建材事業**<br>木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入れ・販売及び国内外での製造・加工等<br><br>**■ 海外住宅・不動産事業**<br>海外における、戸建住宅・賃貸住宅等の建築工事の請負、販売及び不動産開発等<br><br>**■ 住宅・建築事業**<br>戸建住宅・集合住宅・中大規模建築等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、インテリア商品の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負・都市緑化事業、農園芸用資材の製造・販売、CAD・敷地調査等<br><br>**■ 生活サービス事業**<br>有料老人ホームの運営、リース、保険代理店業、情報システムの開発、人材派遣業等 |
| **山林管理・保有等面積** | 国内 約4.8万ha、海外 約23万ha（2019年3月31日現在） |

## 主要財務データ

### 連結売上高と営業・経常・当期純利益の推移

| | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上高（億円） | 9,973 | 10,405 | 11,134 | 12,220 | 13,089 |
| 営業利益（億円） | 340（3.4%） | 301（2.9%） | 540（4.8%） | 530（4.3%） | 492（3.8%） |
| 経常利益（億円） | 364（3.7%） | 305（2.9%） | 578（5.2%） | 579（4.7%） | 514（3.9%） |
| 当期純利益（億円） | 186（1.9%） | 97（0.9%） | 345（3.1%） | 301（2.5%） | 292（2.2%） |

※ %は対売上高比率

# 編集方針

## 編集方針

住友林業グループは、「サステナビリティレポート」をステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを図る重要なツールとして発行しています。

2018年度も引き続き、従来の「サステナビリティに関する活動ハイライト」「サステナビリティ経営」「ガバナンス」「社会性報告」「環境報告」に加えて、「事業を通じた貢献」のパートを設け、事業活動の中でどのようにサステナビリティ経営を実践しているのかをより詳細に紹介しています。

また、WEBサイト以外にサステナビリティに関する活動ハイライトを中心とした冊子を発行し、読者の皆様の関心事にあわせてご活用いただけるようにしています。

当社グループの多様な取り組みをご覧いただき、ぜひご意見をお寄せください。

▸ サステナビリティレポート アンケートページ

報告対象組織：
当社と連結子会社及び一部持分法適用会社を報告対象としています。

※ 本文では、「住友林業」は住友林業株式会社を指し、「住友林業グループ」は国内・海外の連結子会社及び一部持分法適用会社を含む

▸ グループ会社一覧

発行時期：
2019年7月

報告対象期間：
国内：2018年4月～2019年3月
海外：2018年1月～2018年12月

※ 報告の一部に、それ以前からの取り組み及び2019年4月以降の活動と将来の見通しを含む

参考ガイドライン：
「環境報告ガイドライン（2012年版）」（環境省）
「ISO26000：2010 社会的責任に関する手引き」（（財）日本規格協会）
「GRI Standards（2016）」（GRI）

## 報告内容の信頼性の確保について

環境・社会側面のパフォーマンス指標についてKPMGあずさサステナビリティ株式会社の第三者保証を受けており、保証対象の指標には第三者保証マークを表示しています。

また、サステナビリティレポートに記載した取り組みの内容や実績データについては、担当部署において適切な測定及び集計方法を使用することで正確性の確保に努めるとともに、可能な限りその方法を開示しています。

# 社外からの評価／ガイドライン

## 社会的責任投資（SRI）指数／ESG指数

近年、運用の投資基準として財務面だけでなく、環境配慮や社会貢献度などを基準とした「社会的責任投資（Socially Responsible Investment）」への関心が高まっています。住友林業グループは、2019年7月時点で下記のSRI指数に組み入れられています。

### DJSI（Dow Jones Sustainability Indices）

米国ダウジョーンズ社が1999年に開発した、企業の環境・サステナビリティ格付けの中で最も信頼される格付けの一つ。Dow Jones Global Indexに含まれる世界の企業2,500社に対して、「経済」「環境」「社会」の3つの観点からアンケート調査が行われる。2018年9月にインダストリーリーダー及び DJSI Asia Pacificの構成銘柄として選出された。

MEMBER OF
Dow Jones
Sustainability Indices
In Collaboration with RobecoSAM

### FTSE4Good Global Index

ロンドン証券取引所の子会社であるFTSE社による、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する世界基準を満たす企業評価。2004年より継続選定

FTSE4Good

### GPIFが選定した全ての4つのESG指数構成銘柄に採用

#### FTSE Blossom Japan Index

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つで、FTSE社によるESG評価指数

FTSE Blossom Japan

#### MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つ。米MSCI社による時価総額上位500銘柄を選出した「MSCIジャパンIMIトップ500」を親指数に、業種内で相対的にESGが優れた企業評価の指数

MSCI 2019 Constituent MSCI ジャパンESG セレクト・リーダーズ指数

### MSCI日本株女性活躍指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つ。「MSCIジャパンIMIトップ500」を親指数に、業種内で性別多様性に優れた企業評価の指数

※ MSCI指数への住友林業株式会社の組み入れ、及びWEBサイトにおけるMSCIのロゴ、商標、サービスマーク、指数名称の使用は、MSCI及び関係会社による住友林業株式会社の後援、推奨あるいは広告宣伝ではない。MSCI指数はMSCIの独占的財産。MSCI及びMSCI指数の名称とロゴは、MSCI及び関係会社の商標もしくはサービスマーク

### S&P/JPX カーボンエフィシェント指数

日本取引所グループ、東京証券取引所及びS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが環境指数「S&P/JPXカーボン・エフィシェント指数」を共同開発し、公表を開始

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、ESG 投資戦略のベンチマークとして環境指数「S&P/JPXカーボン・エフィシェント指数」を採用し、2018年度より選定

### SNAMサステナブル運用

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（SNAM）によるESG評価。SOMPOリスクケアマネジメント株式会社の環境調査（通称「ぶなの森環境アンケート」）と、株式会社インテグレックスの社会・ガバナンス調査を基に決定される。2013年度より継続選定

## 2018年度の主な評価・表彰実績

| 受賞年月 | 名称・主催 | 評価 | 対象企業・表彰者・在籍企業 |
|---|---|---|---|
| 2018年8月 | 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 | 「第12回キッズデザイン賞」で、共働き家族の家「DUE(ドゥーエ) CLASSO(クラッソ)」2作品がキッズデザイン賞を受賞<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |

| 受賞年月 | 名称・主催 | 評価 | 対象企業・表彰者・在籍企業 |
|---|---|---|---|
| 2018年8月 | 独立行政法人都市再生機構 | 地元木材を活用した釜石市の災害公営住宅UR都市機構の優秀工事施工者として表彰<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |
| 2018年9月 | 一般社団法人産業環境管理協会 | 環境配慮型合板「きこりんプライウッド」がエコプロアワードを受賞<br>EcoPro Awards 2018<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |
| 2018年10月 | 公益財団法人日本デザイン振興会 | 木の魅力、安心・安全の住まいを実現する技術及び空間提案等5件が「2018年度 グッドデザイン賞」受賞<br>GOOD DESIGN AWARD 2018<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |
| 2018年10月 | ウッドデザイン賞運営事務局 | 木の良さや価値を再発見させる製品や取り組みを評価する「ウッドデザイン賞2018」を受賞<br>JAPAN WOOD DESIGN AWARD 2018<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |
| 2018年11月 | 中央職業能力開発協会 | 第56回 技能五輪全国大会　建築大工職種部門 「金賞」・「銀賞」・「銅賞」・「敢闘賞」を受賞<br>▸ ニュースリリース | 住友林業建築技術専門校 |
| 2019年1月 | CDP気候変動2018 | 3年連続「気候変動Aリスト」入り、CDP2018で最高評価<br>CDP A LIST 2018 CLIMATE CHANGE<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |

| 受賞年月 | 名称・主催 | 評価 | 対象企業・表彰者・在籍企業 |
|---|---|---|---|
| 2019年２月 | 一般財団法人 地球・人間環境フォーラム | 住友林業グループCSRレポート2018<br>第22回環境コミュニケーション大賞で「優良賞」受賞<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |
| 2019年2月 | RobecoSAM Sustainability Award 2019 RobecoSAM | RobecoSAM（ロベコサム）社が持続可能性に優れた企業を認定。住宅建設分野で「ゴールドクラス」に選定。「Industry Mover」にも同時認定<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |
| 2019年2月 | 健康経営優良法人銘柄 2019 経済産業省・日本健康会議 | 「健康経営優良法人2019（ホワイト500）」<br>3年連続で認定<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |
| 2019年3月 | Climate Bond Initiative | 「Green Bond Pioneer Awards」を日本企業として初めて受賞<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |
| 2019年3月 | 経済産業省 | 働きやすい環境整備を評価、経産省「新・ダイバーシティ経営企業100選」に初選定<br>▸ ニュースリリース | 住友林業 |

## GRIスタンダード対照表

本報告書はGRIスタンダードを参照しています。

- GRIスタンダード対照表

## 第三者保証報告書

- 第三者保証報告書

# GRIスタンダード対照表

## GRIスタンダード対照表

住友林業グループのサステナビリティレポートは、GRIスタンダードを参照しています。

以下の対照表は、関連する情報を含めたサステナビリティレポートの掲載・開示情報を記載しています。

| 項目および開示事項 | | ISO26000 項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 組織のプロフィール | | | |
| 102-1 | a. 組織の名称 | | ▸ 会社概要 |
| 102-2 | a. 組織の事業活動に関する説明<br>b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める | | ▸ 会社概要<br>▸ 事業紹介<br>▸ サービス一覧 |
| 102-3 | a. 組織の本社の所在地 | | ▸ 会社概要 |
| 102-4 | a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称 | | ▸ グループ会社一覧 |
| 102-5 | a. 組織の所有形態や法人格の形態 | | ▸ 会社概要 |
| 102-6 | a. 参入市場 | | ▸ 会社概要<br>▸ グループ会社一覧 |
| 102-7 | a. 組織の規模 | | ▸ 会社概要<br>▸ 業績・財務情報 |
| 102-8 | a. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、男女別総従業員数<br>b. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、地域別総従業員数<br>c. 雇用の種類（常勤と非常勤）別の、男女別総従業員数<br>d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述<br>e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動（観光業や農業における季節変動）<br>f. データの編集方法についての説明（何らかの前提があればそれも含める） | 6.4<br>6.4.3 | ▸ 社会性関連データ |
| 102-9 | a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める | | ▸ 事業の全体像と影響の範囲 |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 102-10 | a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化 | | ▸ 会社概要<br>▸ 業績・財務情報 |
| 102-11 | a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方 | 6.2 | ▸ リスクマネジメント<br>▸ 調達における取り組み（住宅・建築事業）<br>▸ 調達における取り組み（流通事業）<br>▸ 調達における取り組み（製造事業）<br>▸ 調達における取り組み（環境エネルギー事業）<br>▸ 施工現場における安全衛生<br>▸ 人権尊重の取り組み<br>▸ 労働安全衛生マネジメント<br>▸ 環境リスクマネジメント<br>▸ 有害化学物質の管理と適正処理 |
| 102-12 | a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト | 6.2 | ▸ 経営理念とサステナビリティ経営<br>▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題<br>▸ 社会貢献活動の推進 |
| 102-13 | a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト | 6.2 | ▸ 社会貢献活動の推進 |
| 戦略 | | | |
| 102-14 | a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明 | 6.2 | ▸ トップコミットメント |
| 102-15 | a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明 | 6.2 | ▸ トップコミットメント<br>▸ リスクマネジメント<br>▸ 環境リスクマネジメント<br>▸ TCFDへの対応<br>▸ IR関連資料 |
| 倫理と誠実性 | | | |
| 102-16 | a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明 | 4.4 | ▸ 経営理念とサステナビリティ経営 |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 102-17 | a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明<br>ⅰ. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度<br>ⅱ. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度 | | ▸ 知的財産管理<br>▸ コンプライアンス |
| ガバナンス | | | |
| 102-18 | a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む<br>b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会 | | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ リスクマネジメント<br>▸ 環境マネジメント体制 |
| 102-19 | a. 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス | | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ リスクマネジメント<br>▸ 環境マネジメント体制<br>▸ 社員とのコミュニケーション |
| 102-20 | a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか<br>b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか | | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ リスクマネジメント<br>▸ 環境マネジメント体制 |
| 102-21 | a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス<br>b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか | | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ 株主還元とIR活動<br>▸ 社員とのコミュニケーション |
| 102-22 | a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 | | ▸ コーポレートガバナンス |
| 102-23 | a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か<br>b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由 | | ▸ コーポレートガバナンス |
| 102-24 | a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス<br>b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準 | | ▸ コーポレートガバナンス |
| 102-25 | a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス<br>b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか | | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ コンプライアンス |
| 102-26 | a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割 | | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ 環境マネジメント体制 |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 102-27 | a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集合的知見を発展、強化するために実施した施策 | | |
| 102-28 | a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス<br>b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度<br>c. 当該評価が自己評価であるか否か<br>d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む | | ▸ コーポレートガバナンス |
| 102-29 | a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む<br>b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か | 6.2 | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ リスクマネジメント |
| 102-30 | a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割 | | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ リスクマネジメント |
| 102-31 | a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度 | 6.2 | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ リスクマネジメント |
| 102-32 | a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職 | | ▸ コーポレートガバナンス |
| 102-33 | a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス | 6.2 | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ リスクマネジメント<br>▸ コンプライアンス<br>▸ 株主還元とIR活動 |
| 102-34 | a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数<br>b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム | | ▸ コンプライアンス |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 102-35 | a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針<br>b. 報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか | 6.2 | ▸ コーポレートガバナンス |
| 102-36 | a. 報酬の決定プロセス<br>b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か<br>c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係 | | |
| 102-37 | a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか<br>b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果 | 6.2 | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ 株主還元とIR活動 |
| 102-38 | a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値（最高給与所得者を除く）に対する比率 | | |
| 102-39 | a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与所得者を除く）の増加率に対する比率 | | |
| ステークホルダー・エンゲージメント | | | |
| 102-40 | a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト | 6.2 | ▸ ステークホルダーエンゲージメント |
| 102-41 | a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合 | | ▸ 社会性関連データ |
| 102-42 | a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準 | 6.2 | |
| 102-43 | a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す | 6.2<br>6.7<br>6.7.4<br>6.7.5<br>6.7.6<br>6.7.8<br>6.7.9 | ▸ ステークホルダーエンゲージメント |
| 102-44 | a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念 | 6.2 | ▸ ステークホルダーエンゲージメント |
| 報告実務 | | | |
| 102-45 | a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト<br>b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か | 6.2 | ▸ IR関連資料 |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 102-46 | a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明<br>b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明 | | ▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 |
| 102-47 | a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト | | ▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 |
| 102-48 | a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由 | | ▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進 |
| 102-49 | a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更 | | ▸ 編集方針<br>▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 |
| 102-50 | a. 提供情報の報告期間 | | ▸ 編集方針 |
| 102-51 | a. 前回発行した報告書の日付 | | ▸ 編集方針 |
| 102-52 | a. 報告サイクル | | ▸ 編集方針 |
| 102-53 | a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口 | | ▸ アンケート |
| 102-54 | a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、報告書を作成したことを表す主張 | | ▸ 編集方針 |
| 102-55 | a. GRIの内容索引 | | 本対照表 |
| 102-56 | a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明<br>b. 保証されていない事項、その根拠 | 7.5.3 | ▸ 第三者保証報告書 |
| マネジメント手法 | | | |
| 103-1 | a. その項目がマテリアルである理由の説明<br>b. マテリアルな項目の該当範囲<br>c. 該当範囲に関する具体的な制約事項 | | ▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題<br>▸ 重要課題1<br>▸ 重要課題2<br>▸ 重要課題3<br>▸ 重要課題4<br>▸ 重要課題5<br>▸ 旧CSR中期計画の目標と実績 |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 103-2 | a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明<br>b. マネジメント手法の目的に関する表明<br>c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明<br>ⅰ. 方針<br>ⅱ. コミットメント<br>ⅲ. 目標およびターゲット<br>ⅳ. 責任<br>ⅴ. 経営資源<br>ⅵ. 苦情処理メカニズム<br>ⅶ. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど） | | ▸ トップコミットメント<br>▸ サステナビリティに関わる各種方針・考え方<br>▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題<br>▸ 重要課題1<br>▸ 重要課題2<br>▸ 重要課題3<br>▸ 重要課題4<br>▸ 重要課題5<br>▸ 旧CSR中期計画の目標と実績 |
| 103-3 | a. 組織によるマネジメント手法の評価方法 | | ▸ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題<br>▸ 重要課題1<br>▸ 重要課題2<br>▸ 重要課題3<br>▸ 重要課題4<br>▸ 重要課題5<br>▸ 旧CSR中期計画の目標と実績 |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 経済パフォーマンス | | | |
| 201-1 | 創出、分配した直接的経済価値 | 6.8.1<br>6.8.2<br>6.8.3<br>6.8.7<br>6.8.9 | ▸ 株主還元とIR活動<br>▸ 会社概要<br>▸ 有価証券報告書 |
| 201-2 | 気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会 | 6.5.5 | ▸ 環境リスクマネジメント<br>▸ TCFDへの対応<br>▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減 |
| 201-3 | 確定給付型年金制度の組織負担の範囲 | 6.8.7 | ▸ IR関連資料 |
| 201-4 | 政府から受けた財務援助 | | |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 地域経済での存在感 | | | |
| 202-1 | 重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別） | 6.3.7<br>6.3.10<br>6.4.3<br>6.4.4<br>6.8.1<br>6.8.2 | |
| 202-2 | 重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率 | 6.4.3<br>6.8.1<br>6.8.2<br>6.8.5<br>6.8.7 | ▸ 社会性関連データ |
| 間接的な経済的インパクト | | | |
| 203-1 | インフラ投資および支援サービスの展開と影響 | 6.3.9<br>6.8.1<br>6.8.2<br>6.8.7<br>6.8.9 | ▸ 持続可能な森林経営<br>▸ 社会貢献活動の推進<br>▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 |
| 203-2 | 著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む） | 6.3.9<br>6.6.6<br>6.6.7<br>6.7.8<br>6.8.1<br>6.8.2<br>6.8.5<br>6.8.6<br>6.8.7<br>6.8.9 | ▸ リスクマネジメント<br>▸ 環境リスクマネジメント<br>▸ TCFDへの対応 |
| 調達慣行 | | | |
| 204-1 | 重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率 | 6.4.3<br>6.6.6<br>6.8.1<br>6.8.2<br>6.8.7 | |
| 腐敗防止 | | | |
| 205-1 | 腐敗に関するリスク評価を行っている事業所の総数と比率、特定した著しいリスク | 6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.3 | ▸ コンプライアンス |
| 205-2 | 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修 | 6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.3<br>6.6.6 | ▸ コンプライアンス |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 205-3 | 確定した腐敗事例、および実施した措置 | 6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.3 | ▸ コンプライアンス |
| 反競争的行為 | | | |
| 206-1 | 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果 | 6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.5<br>6.6.7 | ▸ コンプライアンス |
| 原材料 | | | |
| 301-1 | 使用原材料の重量または体積 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 | ▸ 事業活動に伴う環境負荷 |
| 301-2 | 使用原材料におけるリサイクル材料の割合 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 | ▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進 |
| 301-3 | 再生利用された製品と梱包材の割合 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 | ▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進 |
| エネルギー | | | |
| 302-1 | 組織内のエネルギー消費量 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 | ▸ 事業活動に伴う環境負荷<br>▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減 |
| 302-2 | 組織外のエネルギー消費量 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 | ▸ 事業活動に伴う環境負荷<br>▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減 |
| 302-3 | エネルギー原単位 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 | ▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減 |
| 302-4 | エネルギー消費の削減量 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4<br>6.5.5 | ▸ 持続可能な社会の実現に貢献する住宅づくり<br>▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減 |
| 302-5 | 製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4<br>6.5.5 | ▸ 持続可能な社会の実現に貢献する住宅づくり |
| 水 | | | |
| 303-1 | 水源別の総取水量 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 | ▸ 事業活動に伴う環境負荷<br>▸ 水資源の有効利用<br>▸ 環境関連データ |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 303-2 | 取水によって著しい影響を受ける水源 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 | ▸ 環境関連データ |
| 303-3 | リサイクルおよびリユースした水の総量と比率 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 | |
| 生物多様性 | | | |
| 304-1 | 保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.6 | ▸ 生物多様性保全に関する方針と目標<br>▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 |
| 304-2 | 保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.6 | ▸ 緑化による環境都市への貢献<br>▸ 環境リスクマネジメント<br>▸ 生物多様性保全に関する方針と目標<br>▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 |
| 304-3 | 保護または復元されている生息地 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.6 | ▸ 緑化による環境都市への貢献<br>▸ 国内における社会貢献活動事例<br>▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 |
| 304-4 | IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.6 | ▸ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 |
| 大気への排出 | | | |
| 305-1 | 直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1） | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.5 | ▸ 事業活動に伴う環境負荷<br>▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減 |
| 305-2 | 間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2） | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.5 | ▸ 事業活動に伴う環境負荷<br>▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減 |
| 305-3 | その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出（スコープ3） | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.5 | ▸ 事業活動に伴う環境負荷<br>▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減 |
| 305-4 | 温室効果ガス（GHG）排出原単位 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.5 | ▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減 |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 305-5 | 温室効果ガス（GHG）排出量の削減量 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.5 | ▸ 持続可能な社会の実現に貢献する住宅づくり<br>▸ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減 |
| 305-6 | オゾン層破壊物質（ODS)の排出量 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3<br>6.5.5 | ▸ 環境リスクマネジメント |
| 305-7 | NOx、 SOx、およびその他の重大な大気排出 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3 | ▸ 有害化学物質の管理と適正処理<br>▸ 環境関連データ |
| 排水および廃棄物 | | | |
| 306-1 | 水質および排出先ごとの総排水量 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3 | ▸ 事業活動に伴う環境負荷<br>▸ 環境関連データ |
| 306-2 | 種類別および処分方法別の廃棄物の総重量 | 6.5<br>6.5.3 | ▸ 事業活動に伴う環境負荷<br>▸ 廃棄物削減とリサイクルの推進 |
| 306-3 | 重大な漏出の総件数および漏出量 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3 | ▸ 環境リスクマネジメント |
| 306-4 | バーゼル条約2付属文書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅷに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3 | |
| 306-5 | 組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3<br>6.5.4<br>6.5.6 | |
| 環境コンプライアンス | | | |
| 307-1 | 環境法規制の違反 | 6.5.1<br>6.5.2<br>4.6 | ▸ 環境リスクマネジメント |
| サプライヤーの環境面のアセスメント | | | |
| 308-1 | 環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率 | 6.3.5<br>6.5.1<br>6.5.2<br>6.6.6<br>7.3.1 | |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 308-2 | サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置 | 6.3.5<br>6.5.1<br>6.5.2<br>6.6.6<br>7.3.1 | ▸ 調達における取り組み（住宅・建築事業）<br>▸ 調達における取り組み（流通事業）<br>▸ 調達における取り組み（製造事業） |
| 雇用 | | | |
| 401-1 | 従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳） | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.3 | ▸ 社会性関連データ |
| 401-2 | 派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと） | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.4<br>6.8.7 | |
| 401-3 | 出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別） | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.4 | ▸ 社会性関連データ |
| 労使関係 | | | |
| 402-1 | 業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む） | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.3<br>6.4.5 | |
| 労働安全衛生 | | | |
| 403-1 | 労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率 | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.6 | ▸ 労働安全衛生マネジメント<br>▸ 社員とのコミュニケーション<br>▸ 社会性関連データ |
| 403-2 | 傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数 | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.6<br>6.8.8 | ▸ 労働安全衛生マネジメント<br>▸ 社会性関連データ |
| 403-3 | 業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数 | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.6<br>6.8<br>6.8.3<br>6.8.4<br>6.8.8 | ▸ 労働安全衛生マネジメント |
| 403-4 | 労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.6 | ▸ 社員とのコミュニケーション |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 研修および教育 | | | |
| 404-1 | 従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別） | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.7 | ▸ 人財育成<br>▸ 社会性関連データ |
| 404-2 | スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援 | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.7<br>6.8.5 | ▸ 人財育成 |
| 404-3 | 業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別） | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.7 | ▸ 人財育成 |
| ダイバーシティと機会均等 | | | |
| 405-1 | ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別） | 6.2.3<br>6.3.7<br>6.3.10<br>6.4.1 | ▸ コーポレートガバナンス<br>▸ 社会性関連データ |
| 405-2 | 基本給と報酬総額の男女比 | 6.3.7<br>6.3.10<br>6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.3<br>6.4.4 | |
| 非差別 | | | |
| 406-1 | 差別事例の総件数と実施した是正措置 | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.6<br>6.3.7<br>6.3.10<br>6.4.3 | |
| 結社の自由と団体交渉 | | | |
| 407-1 | 結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策 | 6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.3<br>6.3.4<br>6.3.5<br>6.3.8<br>6.3.10<br>6.4.5<br>6.6.6 | |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 児童労働 | | | |
| 408-1 | 児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策 | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.3<br>6.3.4<br>6.3.5<br>6.3.7<br>6.3.10<br>6.6.6<br>6.8.4 | ▸ 調達における取り組み（住宅・建築事業）<br>▸ 調達における取り組み（流通事業）<br>▸ 調達における取り組み（製造事業）<br>▸ 人権尊重の取り組み |
| 強制労働 | | | |
| 409-1 | 強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策 | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.3<br>6.3.4<br>6.3.5<br>6.3.10<br>6.6.6 | ▸ 調達における取り組み（住宅・建築事業）<br>▸ 調達における取り組み（流通事業）<br>▸ 調達における取り組み（製造事業）<br>▸ 人権尊重の取り組み |
| 保安慣行 | | | |
| 410-1 | 業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率 | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.4<br>6.3.5<br>6.6.6 | |
| 先住民の権利 | | | |
| 411-1 | 先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置 | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.4<br>6.3.6<br>6.3.7<br>6.3.8<br>6.6.7<br>6.8.3 | |
| 人権アセスメント | | | |
| 412-1 | 人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率 | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.3<br>6.3.4<br>6.3.5 | ▸ 人権尊重の取り組み |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 412-2 | 人権方針や手順に関する従業員研修 | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.5 | ▸ 人権尊重の取り組み |
| 412-3 | 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約 | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.3<br>6.3.5<br>6.6.6 | |
| 地域コミュニティ | | | |
| 413-1 | 事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率 | 6.3.9<br>6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3<br>6.8 | ▸ 国内森林資源の保全と活用<br>▸ コンサルタント事業<br>▸ 社会貢献型植林活動<br>▸ 国内における社会貢献活動事例<br>▸ 海外におけるコミュニティー開発・地域貢献活動事例<br>▸ 人権尊重の取り組み |
| 413-2 | 地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業 | 6.3.9<br>6.5.3<br>6.8 | |
| サプライヤーの社会面のアセスメント | | | |
| 414-1 | 社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率 | 6.3.5<br>6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.6<br>6.8.1<br>6.8.2<br>7.3.1 | |
| 414-2 | サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置 | 6.3.5<br>6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.6<br>6.8.1<br>6.8.2<br>7.3.1 | ▸ 調達における取り組み（住宅・建築事業）<br>▸ 調達における取り組み（流通事業）<br>▸ 調達における取り組み（製造事業）<br>▸ 人権尊重の取り組み |
| 公共政策 | | | |
| 415-1 | 政治献金の総額（国別、受領者・受益者別） | 6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.4 | |

| 項目および開示事項 | | ISO26000項目 | 記載場所 |
|---|---|---|---|
| 顧客の安全衛生 | | | |
| 416-1 | 主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率 | 6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.4<br>6.7.5<br>6.8.8 | ▸ 製品の安全・品質管理（住宅・建築事業）<br>▸ 製品安全及び品質管理（製造事業） |
| 416-2 | 製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別） | 4.6<br>6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.4<br>6.7.5<br>6.8.8 | |
| マーケティングとラベリング | | | |
| 417-1 | 組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率 | 6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.3<br>6.7.4<br>6.7.5<br>6.7.9 | ▸ お客様とのコミュニケーション |
| 417-2 | 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別） | 4.6<br>6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.3<br>6.7.4<br>6.7.5<br>6.7.9 | |
| 417-3 | マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別） | 4.6<br>6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.3 | ▸ 責任ある広告・宣伝 |
| 顧客プライバシー | | | |
| 418-1 | 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数 | 6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.7 | ▸ お客様とのコミュニケーション |
| 社会経済面のコンプライアンス | | | |
| 419-1 | 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置 | 4.6<br>6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.6 | |

# 独立した第三者保証報告書

2019年8月27日

住友林業株式会社
代表取締役 社長 市川 晃 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町1丁目9番5号
代表取締役 斎藤 和彦

当社は、住友林業株式会社（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社のウェブサイトのsfc.jp/information/society/ディレクトリ以下に作成されたサステナビリティレポート2019（PDF版）（以下、「サステナビリティレポート」という。）に記載されている2018年4月1日から2019年3月31日までを対象としたマークの付されている環境・社会パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

## 会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告基準（以下、「会社の定める基準」という。サステナビリティレポートに記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

## 当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準（ISAE）3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてサステナビリティレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- サステナビリティレポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定したPT. Kutai Timber Indonesiaにおける現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

## 結論

上述の保証手続の結果、サステナビリティレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

## 当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以 上